

「資産の形成・円滑な世代間移転
と税制の関係に関する研究会」
中間報告書

2017月11月

「資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関する研究会」

目次

中間取りまとめ	1
＜報告概要＞	11
【第1回研究会】（日本証券業協会） 個人の資産形成及び成長資金の供給の状況について	13
【第2回研究会】（宮本委員） 個人のバランス・シート構成の分析	18
【第2回・第4回研究会】（吉井委員） 個人のバランスシートの構成変化と影響を与えたと思われる政策	22
【第3回研究会】（酒井委員） キャピタルゲインに係る我が国税制の整理―所得税と相続税との接点―	26
【第3回研究会】（阿南委員） 資産形成に係る主要国の税制比較	30
【第4回研究会】（酒井委員） 世代間移転時課税における資産評価の課題と展開	34
＜資料編＞	39
第1回研究会 日本証券業協会 報告資料	41
第2回研究会 宮本委員 報告資料	83
第2回・第4回研究会 吉井委員 報告資料	91

第3回研究会

酒井委員 報告資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 133

阿南委員 報告資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 171

第4回研究会

酒井委員 報告資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 183

「資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関する研究会」委員等名簿

2017年9月30日現在

座 長	井堀 利宏	政策研究大学院大学特別教授
委 員	阿南 博之	KPMG 税理士法人パートナー
	大野 裕之	東洋大学経済学部教授
	國枝 繁樹	一橋大学国際・公共政策大学院准教授
	酒井 克彦	中央大学商学部教授
	竹内 幹	一橋大学大学院経済学研究科准教授
	野村 容康	獨協大学経済学部教授・当研究所客員研究員
	濱秋 純哉	法政大学比較経済研究所准教授
	宮本 佐知子	野村資本市場研究所研究部主任研究員
	吉井 一洋	大和総研金融調査部制度調査担当部長
オブザーバー	山田 直夫	日本証券経済研究所主任研究員
オブザーバー	犬伏 敏之	日本証券業協会調査部長
	丹生 健吾	日本証券業協会企画部証券税制室室長
研究所	増井 喜一郎	日本証券経済研究所理事長
	大前 忠	日本証券経済研究所常務理事

(敬称略)

「資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関する研究会」開催状況

○第1回（2017年2月8日）

「日本証券業協会の問題意識の説明」

岳野万里夫氏（日本証券業協会専務理事）

○第2回（2017年5月9日）

「個人のバランス・シート構成の分析」

宮本佐知子氏（野村資本市場研究所研究部主任研究員）

「個人のバランスシート形成に影響を与えたと思われる政策（経過報告）」

吉井一洋氏（大和総研金融調査部制度調査担当部長）

○第3回（2017年6月19日）

「キャピタルゲインに係る我が国税制の整理—所得税と相続税との接点—」

酒井克彦氏（中央大学商学部教授）

「資産形成に係る主要国の税制比較」

阿南博之氏（KPMG税理士法人パートナー）

○第4回（2017年7月31日）

「個人のバランスシート形成に影響を与えたと思われる政策」

吉井一洋氏（大和総研金融調査部制度調査担当部長）

「世代間移転時課税における資産評価の課題と展開」

酒井克彦氏（中央大学商学部教授）

中間取りまとめ

座長 井堀 利宏

1. はじめに

本研究会は、日本証券業協会の問題意識を受け、投資リスクの軽減を図り、経済成長に寄与する投資を促進するための税制措置や、リスク資産の円滑な世代間移転のための環境の実現に向けた政策体系や方向性等について、実証分析も含めた調査・研究を行い、望ましい政策を提言することを目的として設置された。

本年2月の設置後、研究会では、個人の資産形成の現状分析、資産の取得・保有・売却・相続を巡る内外の税制の整理、上場株式に係る税制の中立性に関する検証など、日本証券業協会の問題意識を踏まえた検討課題について、それぞれの分野に通じた委員等から報告を受けて意見交換を行ってきた。これまでの4回の研究会においては、以下のような報告が行われた。

第1回	日本証券業協会	個人（家計）の資産形成の状況 個人（家計）による成長資金の供給の状況
第2回	宮本委員 吉井委員	個人のバランス・シート構成の分析 個人のバランスシート形成に影響を与えたと思われる政策（経過報告）
第3回	酒井委員 阿南委員	キャピタルゲインに係る我が国税制の整理 —所得税と相続税の接点— 資産形成に係る主要国の税制比較
第4回	吉井委員 酒井委員	個人のバランスシート形成に影響を与えたと思われる政策 世代間移転時課税における資産評価の課題と展開

現状、研究会における調査・研究は緒についたばかりであるが、本年9月以降、実証分析・実験を中心とした研究の段階に入ることを予定しているため、それに先立ち、座長の立場で、これまでの議論の概要に焦点を合わせて、以下のとおり中間的な取りまとめを行った。

なお、詳細は、各報告者によって執筆された報告概要及び添付の報告資料をご参照願いたい。

2. 我が国における個人のバランス・シート構成

日本証券業協会報告、宮本報告、吉井報告では、次の（１）～（３）のようなことが指摘されている。

(1) 日本銀行「資金循環勘定」に基づき、我が国における個人金融資産の内訳を見ると、

- ① 現金・預金は、一貫して金融資産の50%を超えていること、
 - ② 保険・年金等の割合は、1980年代から1990年代にかけて大きく上昇したこと、
 - ③ 株式・投信の割合は、1980年代に上昇した後、バブル崩壊後に大きく低下し、その後は伸び悩む状況が続いていること、
 - ④ 現金・預金の割合が高い日本と異なり、米国では、株式・投信、保険・年金の割合が高く、英国では保険・年金の割合が圧倒的に高いこと、
- が確認できる。

(2) 内閣府「国民経済計算」に基づき、「その他資産」及び「負債」を含めて、我が国における個人のバランス・シートを見ると、

- ① 個人の総資産は1980年代に急増した後、1990年代以降はほぼ横ばい圏で推移してきていること、
 - ② 資産の内訳を見ると、金融資産が増加を続ける一方、非金融資産は土地を中心に減少傾向にあり、2015年末時点では金融資産が総資産の63%を占めること、
 - ③ 負債は1990年代後半まで増加を続けたが、その後は総資産に占める負債の割合はほぼ横ばいで推移していること、
 - ④ 2015年の資産残高は、米国では1990年対比4.2倍、英国では1995年対比3.5倍となっていること、
 - ⑤ 日本では、資産の中で不動産の比率が最も高く、米国より高いが、欧州より低いこと、
- が確認できる。

(3) 総務省「全国消費実態調査」に基づき、年齢別の家計資産の残高と内容を見ると、

- ① 60歳代までは、年齢が高くなるほど資産保有額が増加すること、
 - ② いずれの年齢階層でも、住宅資産が最大の資産であり、金融資産の中では預貯金が最大のウェイトを占めていること、
 - ③ 70歳以上も含めた全世代において、年齢が高くなるほど有価証券保有額、保有割合が高まること、
- が確認できる。

3. 個人のバランス・シート構成に影響を及ぼした要因

上記2. (1)～(3)のような事情の背景には、我が国の経済の低迷や土地価格の下落など、長期にわたるマクロ経済的な要因の他、その時々で政府が

講じてきた公共政策が影響した可能性がある。

(1) 吉井報告では、我が国の個人のバランス・シート構成において、株式等の割合が低迷してきた背景として、主として次の6項目が挙げられた。

- ① 間接金融を優遇する税制
- ② 不動産（特に住宅）の取得を促進する政策
- ③ 郵便貯金の存在
- ④ 保険の税制優遇
- ⑤ 公的年金によるカバーと終身雇用制
- ⑥ 事業法人・金融機関による株式投資が可能（株式持合・政策投資株式）

(2) 吉井報告及びそれを受けた研究会における議論では、次のような指摘がなされた。

① 銀行預金、郵便貯金、持ち家、生命保険などに対して、税制等の面で優遇措置が講じられる一方、株式等に関しては、長い間、これらに劣後する取扱いがなされてきたため、この面での差異が個人の資産選択に影響を及ぼした可能性がある。

② 不動産保有と株式等の保有の関係に関しては、我が国の個人資産に占める不動産の割合は諸外国と比べて特に高いわけではないが、不動産の保有が株式等の保有を抑制する要因があるとすれば、我が国では、

イ 中古住宅市場が未発達で住宅資産の流動性が低いため、不時の出費に備え流動性が高くかつ元本割れのリスクの低い預貯金を多めに保有している可能性、

ロ 住宅価格と株価の相関関係が強いため、住宅と株式を併せて持つことによる分散投資効果が小さくなっている可能性、

ハ 住宅購入額に占める借入比率が上昇しているため、安全資産である預貯金をより多く保有する必要性が生じている可能性、

が考えられる。

③ 今後、公的年金のカバレッジの低下（所得代替率の低下）、雇用不安の高まり、老後の生活不安・長生きリスクの高まりなどを背景に、従来と比べ、株式等による資産形成の必要性がより強く認識されるようになる可能性がある。

(3) 議論の過程で、上に掲げられた事情だけでは、バブル期の株式保有比率の上昇とその後の低迷を十分に説明することができないとの指摘がなされた。

また、平成15年度に株式等に対する税制面の優遇措置が導入された後、一時、中堅所得者層を中心に株式・株式投資信託の保有が増加したが、その後、金融危機等の影響もあり、株式・株式投資信託の保有割合は伸び悩む状況が続いている。これらの点については、

① 個人の資産選択には慣性が働きがちで、そもそも変化しにくいものであ

- り、バブル期の行動は例外的なものであること、
- ② 実証分析においても、個人の資産選択と税制の関係について明快な結論が得られているわけではないこと、
 - ③ 個人の行動を変えるためには、政策目的に即した的確かつ十分な手段を講じる必要があり、こうした観点から改めて従来の政策内容の検証が求められること、
- 等が指摘できるのではないかと考える。

4. 資産の保有・売却・相続に係る主要国の税制

阿南報告、酒井報告（第3回）によれば、概ね次のようなことが言える。

（1）上場株式の配当・譲渡損益課税

上場株式の配当・譲渡損益に対する課税は、日・米・英・独では分離課税、仏では総合課税により行われる。

（2）不動産の賃料・譲渡損益課税

不動産賃料に対する課税は、英では分離課税、日・米・独・仏では総合課税により行われる。不動産の譲渡損益に対する課税は、日・米・英・仏では分離課税、独では総合課税により行われる。

（3）贈与税

- ① 贈与税の制度は日・米・独・仏にはあるが、英にはない。
- ② 日・独・仏は受贈者課税、米は贈与者課税となっている。
- ③ 日・米・独・仏のいずれにおいても、税額は、贈与額から基礎控除等を行った後、課税対象資産に累進税率をかけて算出される。
- ④ 上場株式の評価は、日・米・英・独・仏のいずれにおいても、市場価格に基づいて行われる。
- ⑤ 日・米・英・独・仏のいずれにおいても、死亡前の一定期間内の贈与は相続財産と合算される。贈与財産を合算するに当たって、英においては、Taper relief（贈与からの時の経過に応じ贈与財産の価額を減額）、Fall in value relief（贈与時以降の財産価額の下落を調整）の規定がある。

（4）相続税

- ① 日・独・仏は遺産取得課税、米・英は遺産課税となっている。
- ② 税率は、日・米・独・仏では累進税率、英では40%の一定税率となっている。いずれの国でも、基礎控除等を行った上で、課税対象資産が算出される。
- ③ 上場株式の評価は、日・米・英・独・仏のいずれにおいても、市場価格に基づいて行われる。
- ④ 米・英においては、不動産・有価証券ともに、相続時以降の価格下落に

対処できる制度があるが、日・独・仏においてはそうした制度はない。

5. 上場株式にかかる税制の中立性の検討

(1) 吉井報告において、総務省「全国消費実態調査」と国税庁相続税統計を対比することによって、不動産の時価に対する相続税評価額の割合の推計結果が示された。それによれば、不動産の時価に対する相続税評価額の割合は低下傾向にあり、平成26年におけるこの割合は5割弱であると推計されている。

(2) 酒井報告（第4回）において、以下のとおり、世代間移転時課税における資産評価上の課題が指摘された。

- ① 上場株式に比べて不動産は低く評価されるため、資産の種類によって、世代間移転の際の税負担に差が生じる。
- ② さらに、不動産に関しては、節税に利用可能な各種メニューが存在しており、節税アプローチが豊富である。こうした傾向は、事業承継税制の充実に機により強くなっている。
- ③ このような税制面の中立性の問題がある他、相続を見越して、借入れを基にアパートを建設する動きが起きるなど、社会問題をも惹起している状況にある。

(3) 酒井報告（第4回）においては、(2)の課題を踏まえ、次のような提言がなされた。

- ① 資産の種類によって世代間移転の際の税負担に差が生じないよう、上場株式の相続税評価額について、相続時から納付期限までの価格変動リスクを考慮したものとすべきではないか。
- ② 合わせて、相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式については、評価の特例を設けるべきではないか。

(4) 以上のような見解に関しては、次のような別の観点からの指摘にも十分留意する必要がある。

- ① 市場でその時々々の価格が決まる上場株式の評価のあり方と、そうした環境にない不動産の評価のあり方を同列に論ずることは適当でない。
- ② 上場株式の価格は上昇する時もあれば、下落する時もあり、下落するケースのみを強調して、制度的な手当てを求めることは一方的な主張と言わざるをえない。
- ③ 平成29年度税制改正で、上場株式と不動産等の物納順位が同一とされたことにより、上場株式の物納が許可される場合には、相続後の上場株式の価格下落リスクを回避する環境が整備された。

- (5) いずれにせよ、資産の種類によって相続時の評価に差があるために、相続前に上場株式が売却されたり、相続税対策によって社会的な問題が惹起されたりするようなことは適当とは言えない。今後、上場株式の物納が可能となったことによる効果を検証した上、上場株式と不動産の評価割合の差の縮減、上場株式の評価期間（現状、相続開始前3ヶ月以内）の延長なども含め、採り得る方策を検討することが適当である。

6. 相続（遺産）税制度のあり方に関する議論

(1) 酒井報告（第3回）において、

- ① 現在の相続税における二重課税問題・租税回避問題を解決し、加えて、遺産分割のあり方が相続税額の算定に及ぼす影響を避けるため、
 - ② 相続（遺産）税制度のあり方を、現行の遺産取得課税方式から、英米の遺産課税方式的な方式に置き換え、
 - ③ 相続税を廃止して、所得税法のみなし譲渡所得課税に移行する、ことが提言された。
- (2) この点に関しては、この他にも、被相続人から相続人に資産が移転されることに着目し、相続税に代えて、相続財産の移転に消費税を課するようなことも一つの検討課題になりうるのではないかと考えられる。
- (3) 他方、こうした見解に対しては、「結果の不平等」を「機会の不平等」として次世代に引き継がせないため、相続税・贈与税が果たす役割が重要である等の観点から、他の委員から異論が提起された。
- (4) この点は、
- ① 経済社会政策的な観点から、相続（遺産）税制度の意義・役割をどのようなものとして位置付けるか、
 - ② 政策目的を実現するに当たって、他の側面に歪みをもたらさないような税制を如何にして設計するのが適当か、
- の両面に照らして、今後、さらに議論が必要な課題と考えられる。

7. 個人の資産選択と税制に関する実証分析・実験を通じた研究の方針

以下は、「中間取りまとめ」時点で、関係委員から提出された今後の「研究方針」を基に整理したものであり、今後、研究が進められる過程で大幅な変更が生じる可能性がある。

(1) 大野委員

- ① 研究体制 林田実北九州市立大学教授との共同研究
- ② テーマ 証券投資による相続税対策に関する意見形成に影響を与える

要因を分析。

- ③ 使用データ 日本証券業協会『個人投資家の証券投資に関する意識調査』個票データ
- ④ 分析概要 multivariate プロビット、multinomial プロビットなどの手法を用いて、投資家の属性や資産状況などが意見形成（各選択肢の選択確率）にどのように影響しているかを、多重回帰の枠組みで分析。

（２）國枝委員

- ① 研究体制 単独
- ② テーマ 高齢者の認知能力、リスク回避度と資産選択を踏まえた金融税制のあり方を検討。税目としては、高齢者に関する金融税制全般が対象。
- ③ 使用データ 高齢者を中心とした個人の認知能力、リスク回避度、金融リテラシー、資産選択に関するデータ。
- ④ 分析概要
 - イ 欧米の先行研究で指摘されている以下の諸点が、我が国にも当てはまるかどうかを分析。
 - a 高齢者の認知能力の低下と、その点の無自覚に伴う自信過剰
 - b 年齢増加に伴うリスク回避度の低下
 - c 高齢者が詐欺的投資行為にだまされる可能性の増加
 - ロ イの要因が高齢者の資産選択に与える影響を考察。
 - ハ 我が国の高齢者の認知能力、リスク回避度と資産選択を踏まえた上で、高齢者向けの望ましい金融税制のあり方を考察。

（３）竹内委員

- ① 研究体制 単独
- ② テーマ 優遇措置による歪み：投資相続ゲーム実験からの推定。
- ③ 使用データ 若年者層及び高齢者層を対象にした実験データ。
- ④ 分析概要 相続税制で不動産が優遇されていることによって、どの程度の“歪み”が引き起こされているのかは、市況や株式及び不動産のリスク・リターン、資産家側のリスク選好などに依存するため、推計は容易でない。そこで、非現実的な環境ではあるものの、実験室実験でそうした相続税制による資産保有の歪みを再現し、その規模などについて計測を行う。また、歪み自体が、確実性バイアスや保有効果のような行動経済学的要因によって引き起こされる可能性も考慮し、その計測も合わせて行う。

(4) 野村委員

- ① 研究体制 単独
- ② テーマ 2013 年度税制改正の一環として決定された相続税制の改定が家計の資産選択にどのような影響を与えたのかを検証。
- ③ 使用データ 金融広報中央委員会『家計の金融行動に関する世論調査』
- ④ 分析概要 2012 年以前と 2013 年以降の pooled cross-section data を対照させ、これに Difference-in-Difference (D I D) 推定を適用することにより、以下の三点について、家計（一定年齢以上の富裕世帯）の資産選択に有意な変化が生じたのかどうかを検証。
 - イ 手持ちの資産ポートフォリオを、金融資産から課税上有利な実物資産（特に不動産）にシフトさせる動き
 - ロ 借入れにより不動産や耐久消費財などを購入しようとする動き
 - ハ 金融資産内部で、生命保険と現金・預貯金の比率が上昇する動き

(5) 濱秋委員

- ① 研究体制 単独
- ② テーマ 2015 年相続税増税に対する家計の反応
— 個票データを用いた実証分析 —
- ③ 使用データ 家計経済研究所『消費生活に関するパネル調査（J P S C）』の個票パネルデータ
- ④ 分析概要 Difference-in-Difference (D I D) の手法に基づいて、以下の三点について、相続増税の影響を分析。
 - イ 相続増税の影響を受ける世帯では、貯蓄率が低下（消費が増加）するか。
 - ロ 相続増税の影響を受ける世帯では、株式の売却や不動産の購入が増えるか（つまり、相続税制上不利な株式から有利な不動産へシフトするか）。
 - ハ 相続増税の影響を受ける親は、子への生前贈与を増やすか。

8. おわりに

本年 9 月以降、研究会の活動は、実証分析・実験を中心とした研究という新たな段階に入ることになる。

急速な少子高齢化が進む中、バランスのとれた着実な経済成長を実現する上で、若年世代からの計画的な資産形成、形成された資産の円滑な次世代への移

転は、今後の我が国にとって、従来にも増して重要な政策課題となることは疑いない。

そうした政策目的との関連で、税制措置が政策手段として有効か、どのような制度がより効果的かなどを見極めるためには、定性的な議論に終始するのではなく、実証分析・実験を通じて得られた知見を踏まえて議論を進めることが不可欠である。

今後の研究会での実証分析・実験を中心とした研究が、こうした目的に寄与するものとなることを願っている。その上で、研究会として、資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関し、望ましい政策を提言することを目指していきたいと考えている。

<報告概要>

【第1回研究会】

個人の資産形成及び成長資金の供給の状況について

日 本 証 券 業 協 会
副 会 長 ・ 専 務 理 事
岳 野 万 里 夫

1. はじめに

日本証券業協会では、個人の中長期的な資産形成に資するため、様々な施策を推進しており、その一つとして、リスク資産の円滑な世代間移転のための環境の実現に向けた取組みを行うこととしている。

現状、上場株式等の相続税（評価）制度について、他の相続財産と比較して相続税の負担感が相対的に高く、高齢者の資産選択行動に歪みをもたらし、リスク資産の円滑な世代間移転が阻まれているのではないかと指摘がある。「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）においても、「家計資産の多くは高齢者によって保有されているが、上場株式等にかかる相続税の取扱いについては、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、他の資産と比較しても不利なため、国民の資産選択に歪みを与えているとの指摘がある。こうした状況は安定的な資産形成を働きかける上でマイナス要因となりかねないため、改善を検討する。」とされているところである。

この指摘については、実証分析を含めた包括的な分析・調査・研究により十分な検証が行われるべきであるが、個人の資産選択行動を理解する前提として、実物資産（不動産等）や負債（住宅ローン等）を含めた我が国の個人の資産形成の現状分析を行う必要があると考えられる。

以下では、個人（家計）の資産形成及び成長資金の供給の状況について、各種マクロ統計及び調査統計等を用いて概観する。

2. 個人（家計）の資産形成の状況

（1）個人の金融資産の状況

個人の金融資産は、時系列でみると、リーマンショック時に一時的に減少するものの、概ね増加傾向にある。特に、預貯金は年々増加傾向にあり、金融資産の過半を占める。一方、リスク資産である有価証券の割合は1割前後で推移している。

年代別にみると、預貯金、保険、有価証券いずれにおいても、高齢者層の平均保有額が高く、60代で保有額のピークを迎え、その後は資産の取崩し等から徐々に保有額は減少する。

国際比較でみると、我が国の個人金融資産に占める預貯金の割合は他国に比しても大きく、「貯蓄から投資、資産形成へ」の動きを更に促進する取組みが必要であろう。

また、米国における有価証券の割合が3割超と高いのは、確定拠出年金の普及による
ところが大きいのと思われる。

(2) 実物資産を含めた資産・負債の状況

個人の実物資産を含めた家計資産は、時系列でみると、金融資産は増加傾向にあるものの、地価の下落等による不動産の保有額の減少により、総資産はほぼ横這いで推移している。一方、負債の額は、ここ数年若干増加しているものの、長期的にみると、1998年をピークに緩やかな減少傾向にある。また、負債比率は15～17%程度で推移している。

家計資産の内訳をみると、不動産の保有額及び構成比率は低下傾向にあるものの、未だに資産の中では最も高い比率を占めている。

国際比較でみると、日本の不動産比率は欧州より低い、米国より高い状況となっている。

(3) 個人（家計）の資産形成を巡る公共政策の変遷

① 貯蓄を奨励する政策

貯蓄を奨励する政策としては、貯蓄非課税制度等の導入が挙げられる。

その変遷をみると、1941年、戦時費用を賄う目的で制定された「国民貯蓄組合法」による国民貯蓄組合への加入・貯蓄強制及び預入金の非課税措置に始まり、国民貯蓄組合の解散後も、1963年には、貯蓄奨励と少額預金者保護を目的に「少額貯蓄非課税制度」が創設され、本制度は、1988年、預入対象者を老人等に限定した「老人等少額貯蓄非課税制度」に改組されるまで非課税預入限度額を徐々に引き上げつつ継続された（2006年に預入対象者を障害者等に限定した「障害者等少額貯蓄非課税制度」に改組）。

また、その他にも1972年には勤労者の計画的な財産形成の促進、生活の安定を目的に「財形貯蓄非課税制度」（1988年廃止）、1982年には高齢化社会の急速な進展に対応し、勤労者の老後生活のための計画的貯蓄の促進を目的に「財形年金貯蓄非課税制度」、1988年には持家住宅の取得等の対価等に充当するための計画的貯蓄の促進を目的に「財形住宅貯蓄非課税制度」が創設された。

② 不動産の取得等を促進する政策

不動産の取得等を促進する政策としては、住宅取得資金の長期・安定的な融資を行う公的金融機関や公的住宅供給主体の設立やローン減税等の導入が挙げられる。

具体的には、1950年、国民が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設及び購入に必要な資金を低利安定的に調達できるよう「住宅金融公庫法」が、また1965年には、住宅の不足の著しい地域において、住宅を必要とする勤労者に居住環境の良

好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給することを目的に「地方住宅供給公社法」が成立した。

ローン減税については、1972 年に取得床面積に応じ税額控除となる「住宅取得控除制度」、1978 年に「住宅ローン控除制度」、1986 年に「住宅取得促進税制」が創設された。

なお、不動産の相続税評価については、1946 年の財産税法で評価方法が確立、1956 年に路線価方式が導入され、現状、土地については公示地価の 80%程度（路線価）、また建物については建築費の 50～70%（固定資産税評価額）となっている。

③ 貯蓄から投資・資産形成を促進する政策

貯蓄から投資・資産形成を促進する政策としては、証券税制改革による上場株式等に係る 10%の軽減税率適用（2003 年～2013 年）、金融所得課税の一体化の拡充や非課税投資制度の導入等が挙げられる。

金融所得課税の一体化では、2016 年より金融商品間の損益通算の範囲について、上場株式等に加えて特定公社債等の譲渡損益と配当等の損益通算が可能となるよう拡大されたが、現状、デリバティブ取引等については損益通算が認められていない状況である。

非課税投資制度については、2014 年、投資家のすそ野を拡大し、「家計の安定的な資産形成の支援」及び「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」の両立を図ることを目的に 20 歳以上の居住者を対象とした「少額投資非課税制度」（以下、NISA という。）が、2016 年には 20 歳未満の居住者を対象とした「ジュニア NISA」が導入された。また 2018 年 1 月からは少額からの積立・分散投資の促進を目的とした「つみたて NISA」が創設される。

3. 個人（家計）による成長資金の供給の状況

（1）株式市場における個人株主の動向等

株式市場における個人株主の動向について、東京証券取引所の「株式分布状況調査」の結果をみると、2015 年度の個人株主の延べ人数は前年度比 362 万人増加と、調査開始以来最高の増加幅を記録して 4,944 万人となった。増加要因については、日本郵政グループ 3 社の大型上場と NISA 導入が相応に寄与していることが伺える。名寄せ後の個人株主数（推計値¹⁾の推移をみると、ここ数年、前年度比 2%台で増加していたが、2015 年度は、前年度比 60 万人増（3.5%増）の最大 1,810 万人と推計される。推計結果が示すように、個人株主（投資家）の裾野は着実に広がってきていると考えられる。もともと、人口（1 億 2,700 万人）との対比では 14%程度であり、また、個人（家計）の金融資産残高に占める株式の比率が未だ 1 割弱に過ぎないことや投資部門別でみた

個人の株式保有比率が低下傾向であること等も踏まえて考えれば、個人株主数が増加する余地はまだ大きく、引き続き、NISA や金融リテラシーの普及・推進など、投資による資産形成推進のための施策に取り組む必要がある。

（２）相続に伴う個人株主の動向等

相続税制について相続財産毎の評価額をみると、上場株式が時価の 100%であるのに対し、前述のとおり、土地は公示地価の 80%程度（路線価）、また建物は建築費の 50～70%（固定資産税評価額）、更にゴルフ会員権は市場取引価格の 70%となっている。現行の相続税制について、一般的には不動産は実際の売買価格と比して相続税評価額が低いと言われており、タワーマンションやアパートの賃貸を利用した相続税節税を指南する広告も多く見受けられる。

本協会が実施した大手証券会社へのヒアリング調査（平成 27 年）では、個人投資家の高齢化、株価上昇、相続税の課税強化により、将来の相続税負担を意識した個人投資家は保有株式の売却あるいは売却を検討する向きがあるとの指摘もある。また、保有株式を売却した資金は、相続税の軽減が図られるような不動産投資や教育資金一括贈与などにシフトもみられるとの声がある。

サンプリング調査（平成 27 年）では、相続人が上場株式等への投資経験がない場合、相続財産のうち価額変動リスクが高い資産である株式を売却する傾向が大きいとの結果になった。

4. おわりに

以上のとおり、我が国における個人（家計）による資産形成及び成長資金の供給の状況は未だ十分とは言い難い。個人資産に占める金融リスク資産（株式等）の割合が増加しない背景としては、個人のバランスシート構成や公共政策の変遷等を踏まえると、以下を含む様々な複合的要因が考えられるのではないかな。

- ① 戦後の持家政策などによる家計資産に占める不動産比率の高さ（家計資産における不動産の保有割合が高い分、金融リスク資産の保有割合が抑制される。）
- ② 住宅の中古市場未発達による住宅資産の流動性の低さ（流動性の高い預貯金の保有に偏りがちである。）
- ③ 戦前からの税制優遇などの貯蓄推進政策による我が国国民の強い貯蓄選好
- ④ 相続税（評価）制度による相続財産間の不公平感（高齢化の進展により、より一層相続前後で株式売却が進む。）

貯蓄から投資・資産形成という流れ、及び成長資金の供給を阻む要因は一つ一つ排除する必要がある。そのためには、これらの要因（上記①～④）の是非、特に相続税（評価）制度が資産選択に与える影響については更に実証的な分析や実験を進めていただく

必要がある。

本協会においても、相続税（評価）制度の見直し、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した際の救済策の措置や親子二世代間等での上場株式等への投資についての相続税等に関する税制優遇措置等の環境整備の実現に向け、引き続き取り組んで参りたい。

以 上

ⁱ 証券保管振替機構が毎月公表している、証券会社等から通知を受けた顧客の情報について名寄せを行った後の件数データ（株主等通知データ）に、東京証券取引所が6月に公表した「2015年度株式分布状況調査」における延べ株主数に占める個人の比率を乗じて推計。

【第2回研究会】

個人のバランス・シート構成の分析

野村資本市場研究所
研究部主任研究員
宮本 佐知子

1. はじめに

本報告では、個人の資産形成の現状分析として個人のバランス・シート構成を分析する。事務局の事前要請を受けて、下記の報告を行った。

「資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関する研究会」（設置要綱）

2 検討事項

本研究会では、以下の（１）及び（２）のとおり、個人の資産形成の現状や税制が資産形成に与える影響について分析し、調査・研究を行う。

（１）個人の資産形成の現状分析

① 個人のバランス・シート構成の分析（時系列比較、海外比較） ← 本報告

② 各種公共政策の個人のバランス・シート構成への影響分析

本報告の目的は、個人のバランス・シート構成を分析して現状と特徴を確認することにより、日本における資産の形成と円滑な世代間移転を考える上での示唆と課題を見出すことである。本報告の構成は、次の通りである。まず、家計部門のバランス・シートの変遷を分析し、その特徴を確認する。次に、年齢階層別の世帯バランス・シートを直近のデータを基に分析し、その特徴を確認する。その後、家計部門バランス・シートに影響を与える要素として、資産形成の状況と世代間資産移転の状況に注目し、その現状と影響を検討する。最後に、これらの分析から得られる示唆と課題を提示する。

2. 家計部門のバランス・シート

2015 年末の家計部門の資産残高は 2,864 兆円、純資産残高は 2,483 兆円である。家計部門の資産残高や純資産残高は、1980 年代に急増したが、1990 年代以降はほぼ横ばい圏で推移してきた。この間、変化したのは資産の内訳である。1990 年代までは非金融資産が金融資産よりも多かったが、土地資産の減少により非金融資産が減少する一方で金融資産が増加し 1999 年に両者が逆転、現在は金融資産が資産の 63% を占める。また、負債残高は 1990 年代後半まで増え続けたが、その後は資産に対する割合はほぼ横ばいで推移している。

金融資産の内訳を見ると、これまでの金融資産の増加は主に現金・預金の増加に因るものであり、金融資産の半分以上を常に占めてきた。保険・年金等の割合は、1980 年代から

1990年代に大きく上昇してきた。一方、株式や投資信託の割合は、1980年代に上昇したがバブル崩壊後には大きく低下、それ以降は何度か波はあるが伸び悩む状況が続いている。

家計部門のバランス・シートを国際比較すると、特徴的な差がいくつかある。第一に、資産残高の推移である。1990年以降の資産残高の動きを比較すると、日本ではほぼ横ばいだったのに対し、米国では1990年に比べて2015年は4.2倍、英国では1995年に比べて3.5倍になった。第二に、資産構成である。日本では非金融資産が金融資産を上回っていた状態がその後逆転したのに対し、米国では金融資産の方が多く、英国では両者がほぼ同じ状態が長期間続いている。また、金融資産の構成については、日本では現金・預金が多くなってきたのに対し、米国では株式・投信や保険・年金が多く、英国では保険・年金が圧倒的に多い。第三に、主要資産価格の動きである。日本ではバブル崩壊後は株価や住宅価格は低迷が続き、長期金利は他国に先んじて低下を続けてきた。これに対し、米国と英国では株価や住宅価格は上昇し、特に米国では株価、英国では住宅価格がそれぞれ大きく上昇し、途中で価格の大幅下落があっても、その後は危機前を上回り上昇を続けてきた。このことが先に述べた状態につながっている。

3. 年齢階層別のバランス・シート

年齢階層別の世帯バランス・シートについては、資産形成が進んでいる高齢世帯の平均資産残高が多く、60歳代が最も多い。一方、30歳未満から40歳代までは負債残高が多く、30歳代までは金融資産残高を上回る。資産構成については、どの年齢階層でも住宅資産が最大の資産であり、金融資産の中では預貯金が最大の資産である。有価証券の残高や割合は、高齢世帯になるほど多くなる。

年齢階層別の資産・負債の世帯保有率については、通貨性預貯金はどの年齢階層でも高く、住宅は年齢階層が上がるほど高くなる。また、生命保険も比較的高く、50歳代が最も高い。一方、有価証券や株式・株式投資信託は、年齢階層が上がるほど高いものの、総じて他の資産に比べると低い。

視点を変えて、主要資産の年齢階層別の保有割合を推定すると、60歳代以上が金融資産の7割を保有する。有価証券ではその割合が更に多く、特に70歳代以上が多い。

4. 家計の資産形成の現状

次に、家計部門のバランス・シートに影響を与える要素として、資産形成の状況を確認する。前述の通り、家計部門の金融資産残高はこれまで増えてきたが、新規資金流入による影響は1990年代に比べて近年は小さくなっている。家計部門の貯蓄額（フロー）は近年伸び悩んだ後に、2014年にはマイナスに転じており、この要因として雇用者報酬や財産所得の減少が挙げられる。

また、年齢階層別に所得と支出を分析すると、50 歳代前半が最も多く、支出のうち最も多い項目はどの年齢階層も食料だが、40 歳代から 50 歳代は教育関係費も多い。貯蓄目的として最も多く挙げられた項目は、20 歳代から 40 歳代までは「子供の教育資金」、50 歳代以上になると「老後の生活資金」である。

制度面については、国民の資産形成促進のために中心的な役割が期待されている制度が「NISA」である。同制度は 2014 年から開始され、2016 年 12 月末時点（概算値）では、口座数は 1,069 万口座、買付額は 9 兆 4,756 億円に達した。口座利用者は 60 歳代が最も多く、次いで 70 歳代であり、60 歳代以上の口座が 54%を占める。2016 年から「ジュニア NISA」が、2018 年から「つみたて NISA」が開始されるなど、制度拡充も進められている。NISA の口座数及び買付額は増加しているものの、足元では伸び悩んでおり課題も残る。

5. 家計の世代間資産移転の現状

家計部門のバランス・シートに影響を与える別の要素として、世代間資産移転の状況を確認する。受贈者のうち申告義務がある人は、近年は増加傾向にあり、2013 年は前年比 13%、2014 年は同 9%増加した。贈与税の取得財産価額も 2013 年は前年比 18%、2014 年は同 16%増加した。加えて、特例措置である住宅取得等資金の非課税制度や、2013 年から開始された教育資金の非課税制度を利用し贈与する動きも見られる。2013 年度税制改正により 2015 年から新たな相続税制の適用が決まったため、贈与を検討する人が増えたことも一因と考えられる。

相続税の課税対象となった被相続人や相続人の数も、近年は増加傾向にあったが、2015 年からの税制改正後はそれぞれ前年から約 8 割増加し、課税割合も 8.0%と現行課税方式の下では過去最高に達している。

6. おわりに

以下、示唆と課題をまとめると、第 1 章では、日本の家計部門の資産残高は 1990 年代以降ほぼ横ばいであること、資産構成は変化したものの金融資産の過半は現金・預金占める状況が続いていることを確認した。日本では「貯蓄から投資へ」との政府方針が掲げられてきたが、家計部門の有価証券への投資割合は総じて伸び悩んできた。一方、米英では資産残高、資産構成、資産価格の推移が日本とは大きく異なるなど、自国の市場環境が家計の資産形成や資産選択に及ぼした影響は無視できないと考えられる。

今後の課題としては、家計の有価証券投資を進めるにはどうしたらよいか、さらには家計資産が米英では増加してきたのに対し、日本では 1990 年以降ほぼ横ばいで推移していることから、日本の家計資産をどうしたら増やせるのか、が挙げられよう。

第 2 章では、年齢階層別の世帯バランス・シートを分析した。どの年齢階層においても

住宅と預貯金は金額構成比も保有率も高く、家計の資産選択において優先順位の高い資産だった。また、年齢階層が上がるほど平均資産残高が多く、60 歳代が最も多い。有価証券の残高や保有割合は、高齢世帯になるほど多くなる。そして、日本の金融資産の約 7 割は 60 歳代以上が保有しており、有価証券はその割合が更に多かったことが観察された。

長寿化時代の高齢者の金融ニーズは、資産の管理、形成、維持、取崩、移転と多岐にわたる。証券業界は 2013 年に高齢者の証券取引に関する自主規制を導入し、証券会社では高齢顧客への勧誘による金融商品の販売を、通常の場合に比べて慎重に行うことが求められることとなった。このような環境の中で今後、投資を促進するにはどのような施策が望ましいのかを検討する必要がある。

第 3 章では、家計部門のバランス・シートに影響を与える要素として、資産形成の状況を確認した。家計の貯蓄環境は 1990 年代に比べると総じて貯蓄しづらくなっている。支出の内訳や貯蓄目的を見ると、子供の教育や自身の老後が強く意識されており、これらの貯蓄目的を支援する施策が求められていよう。一方、資産形成制度の中核である NISA の利用者数は増えているものの、個人投資家の裾野はまだ十分に広がったとはいえない。

今後の課題としては、家計の資産形成を支援しつつ、個人投資家の裾野を広げ、次世代投資家を育成するためにはどのような施策が望ましいのか、が挙げられよう。

第 4 章では、家計部門のバランス・シートに影響を与える別の要素として、世代間資産移転の状況を確認した。贈与と相続を通じた世代間資産移転は、近年は増加傾向にある。有価証券の世代間移転も増えており、相続した有価証券を相続人が売却するケースも多いと見られる。このような世代間移転の動きを超えて、家計がこれまで積み上げてきた資産を活かすための施策が課題となろう。

また、世代間資産移転には税制改正の影響も大きかったと考えられる。相続税の基礎控除が引き下げられたことに加えて財産価格の上昇もあり、これまで相続税の課税対象とならなかった階層でも対象となる人が増えたからである。総じて相続税は 2015 年からの改正により大衆化が進み、これまでのようなごく一部の資産家対象の税ではなくなっている。

以 上

【第2回・第4回研究会】

個人のバランスシートの構成変化と影響を与えたと思われる政策

大和総研金融調査部
制度調査担当部長
吉 井 一 洋

1. 個人のバランスシートの構成変化

①実物資産を含む個人保有資産の構成

わが国の個人保有資産の構成を SNA 統計（実物資産を含む）で見ると、1990 年頃までは土地が約 50%を占めている一方、株式は 5%程度を占めるにすぎなかった。バブル崩壊以後、地価の下落とともに個人保有資産のうち土地の占める割合は低下傾向となり、2015 年時点では 24%まで低下したが、その受け皿となったのは現金・預金や、保険・年金などであり、株式の割合は僅かしか上昇していない（説明資料 1・図表 1）。

②個人金融資産の構成

実物資産を除いた、金融資産内での構成を資金循環統計で見ると、1960 年代半ばまでは約 20%と株式保有比率が比較的高かったことがうかがえる。しかし、1960 年代後半から低下傾向となり、バブル期前後に一時上昇を見せるものの、その後は 10%以下で推移している（説明資料 1・図表 2）。

③株式分布状況

国内株式の分布状況から見ると、1949 年時点では 69%が個人によって保有されていた。これは、戦後における GHQ による財閥解体、証券処理調整協議会による従業員・一般投資家への株式の放出、証券民主化運動による。しかし、その後は 1980 年代後半に 20%程度に達するまで個人による保有割合は低下の一途をたどった（説明資料 1・図表 4）。

2. 個人のバランスシート形成に影響を与えたと思われる政策

個人のバランスシートの構成に影響を与えたと思われる政策については主に以下のものが挙げられる。

①間接金融を優遇する税制（参考資料 1～5 参照）

配当より有利な利子税制およびマル優制度の存在が、個人に対して株式保有より預貯金の保有を志向させた可能性が考えられる。

資産家層から見れば配当は原則総合課税であったのに対し、利子は分離課税であり、表面税率で見ても 2002 年までは長らく配当の方が税率が高かった。加えて、配当は利子と異

なり法人税と所得税の二重課税の問題もあるが、二重課税の調整は不十分なままで、むしろ配当控除や受取配当益金不算入などは縮小の一途をたどっている。

資産形成層にとっては預貯金等を非課税とするマル優制度の存在が大きく、当時横行していた名義借り等も考慮すれば貯蓄の大半を非課税で運用できる状態であり、株式投資に目が向きにくかった。株式譲渡益は非課税であったとの指摘もあるが、有価証券取引税が課されていたこと、損益通算ができなかったこと、一般的な家計においては、預貯金の利子は非課税であったことを考慮する必要がある。

②不動産（特に住宅）の取得を促進する政策

いわゆるバブル崩壊が始まる 1990 年頃までは、土地の価格は下落しないという、いわゆる「土地神話」や政府の住宅取得促進政策の影響もあり、個人が保有する資産のうち不動産の割合は高く、その分株式等の保有が抑制された可能性が考えられる。

ただし、直近では日本の持ち家率は、米国・カナダ・英国・南欧諸国などと比べると低く（説明資料 2・図表 1）、個人の保有資産に占める不動産の割合は諸外国と比べても特段に高い水準にはない（説明資料 2・図表 2）。

不動産の保有が株式等の保有を抑制する可能性としては、不動産そのものの保有額（割合）よりもむしろ、下記が考えられる。

- （1）日本において中古住宅市場が未発達で住宅資産の流動性が低いため、不時の出費にそなえ流動性が高くかつ元本割れリスクの低い預貯金を多めに保有している可能性
- （2）日本において住宅価格と株価の相関関係が強いため、住宅と併せて株式を持つことによる分散投資効果が小さくなっている可能性
- （3）住宅購入額に占める借入比率が上昇しているため、安全資産である預貯金をより多く保有する必要性が生じている可能性

相続税においては、不動産の評価額を大きく割り引く規定が多数あり、これらは相続税課税対象となる世帯において、株式等より不動産の保有を志向させる要因になっている可能性が考えられる。ちなみに、直近の 2014 年における不動産の時価に対する相続税評価の割合（掛目）は 5 割弱と推計された（参考資料 6）。（1）の要因として、相続税制が土地・住宅保有に有利であるため、高齢者が住宅の売買を抑制しているとの指摘もある。

③郵便貯金の存在

1950 年代後半から 1970 年代前半にかけて郵便局の支店網が全国に急速に整備され、個人の金融資産に占める預貯金の比率が急速に上昇、株式の比率が急速に低下した時期とも重なる（説明資料 2・図表 9）。

この時期においては、金利が高くかつ流動性も高い郵便貯金の存在が、個人の預貯金保有志向を強めた可能性が考えられる。もともと、現時点においては金利水準の低下により、郵便貯金の商品性が特段に有利な状況にはない（1990 年以降の定額郵便貯金の集中満期に

においては、株価の下落局面であったこともあり、株式市場への資金シフトは見られなかった模様である)。

④保険の税制優遇

日本は GDP 比の生命保険料収入の水準が国際的に見て高い水準である（説明資料 2・図表 11）。生命保険料控除の存在や相続税対策への活用が株式より生命保険の保有を志向させている可能性が考えられる。

⑤公的年金によるカバーと終身雇用制

日本の公的年金による所得代替率は国際的に見て特段に高い水準ではなく、これまでのところ、公的年金のカバレッジは保有資産の株式への志向とは直接の関係はなさそうである（説明資料 2・図表 14）。もっとも、今後は所得代替率が低下すると予想されることから、資産形成の必要性が高まると考えられる。

日本の終身雇用制度により雇用不安が低いことは、株式等による資産形成の必要性を感じさせない理由の 1 つとなった可能性が考えられる。ただし、大手金融機関の破綻が相次いだ 1997 年頃以降、雇用不安が生じるようになってからは、この傾向は変わっている可能性もある。

⑥事業法人・金融機関による株式投資が可能（株式持ち合い・政策投資株式）

財閥解体による持株会社の株式放出や証券民主化運動により、株式分布状況における個人の比率が約 70%を占める時期もあった（説明資料 1・図表 4）。神武景気、岩戸景気を中心とした株式市場の活況や投資信託の急成長により、1960 年代前半までは、個人の株式を保有する世帯の比率（説明資料 1・図表 7）、相続財産に占める有価証券の比率（説明資料 2・図表 7）は上昇した。しかし、1964-65 年の証券不況、未成熟な証券制度、粉飾決算の発覚などもあり、その後 1980 年代後半のバブル期を迎えるまで、これらの比率は上昇しなかった。

他方で、独占禁止法における金融機関・事業会社の株式保有容認、1964-65 年の証券不況の際に受け皿となった株式買取機関からのその後の株式放出、1964 年の OECD 加盟に伴う資本の自由化実施の際の安定株主工作などから、1960 年代後半から金融機関・事業会社による株式保有・持ち合いが急速に広がった。2000 年頃から、時価会計の導入や自己資本比率に基づく早期是正措置の導入などから金融機関・事業会社は保有株式の削減を積極化させたが、金融機関・事業会社による株式売却の受け皿になったのは主に外国人であった。

⑦その他

金額の大きい耐久消費財である自動車の普及率が 80%に達したのは 90 年頃であり、これが家計の資産構成に影響を与えた可能性もある（説明資料 2・図表 20）。

個人が証券投資に積極的でない理由として、証券市場への不信感と証券知識の不足、デフレや国内リスク資産のパフォーマンスの低さを挙げる指摘もある。前者について否定するものではないが、証券制度の見直し、投資教育推進に向けた努力は継続的に行われており、最近では、各証券会社・金融機関による「顧客本位の業務運営に関する原則」の公表（2017年3月30日）、「つみたてNISA」の対象となる投資信託への厳格な要件の設定（2017年3月31日）なども行われているところである。

後者に関して、わが国企業の稼ぐ力の強化のため、コーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードの導入による機関投資家等との対話を活用したコーポレートガバナンスの強化が行われている他、ROE等の指標の積極的な活用が推進されているところである。

3. 高齢化が進む一方、何故、「貯蓄から投資へ」が進まないのか？

第2回の研究会において、高齢者の方が有価証券への投資比率が高く、加えて高齢化が進んでいるにもかかわらず、個人金融資産において「貯蓄から投資へ」の動きが顕著に見られないのはなぜかという質問があった。これについて、他の世代と比較すると60歳以上の世帯の株式・株式投信の保有資産に占める比率は高いが、当該世代内の比率の経年的な推移を見ると必ずしも上昇傾向にはない。高齢化という人口動態の要因の影響は、高齢者世帯の資産のリバランスの要因の影響よりも小さい。

なお、金融資産保有目的の年代別の推移（説明資料2・図表23）を見ると、30歳代、40歳代だけでなく、60歳代、70歳代でも「老後の生活資金」のウエイトが高まっている。高齢者における長生きリスクへの意識が高まっていることがうかがえる。

4. まとめ

個人のバランスシートにおける株式や株式投資信託などのリスク資産の低さには、過去の様々な政策が影響を与えている。税制を含め、預貯金、保険、不動産に対する優遇措置も影響を与えたものと思われる。これらの要因のうち改善されたものもある一方、不動産や生命保険の優遇税制など、現在も継続しているものもある。株式や株式投資信託といったリスク資産の比率を高め、老後に向けた資産形成、特に最近顕著になっている長生きリスクに対処するためにも、個人がこれらのリスク資産に投資しやすくなるよう、税制面でも思い切った政策をとる必要があるのではないかと思われる。

以 上

【第3回研究会】

キャピタルゲインに係る我が国税制の整理 —所得税と相続税との接点—

中央大学商学部
教授 酒井克彦

1. 現行相続税制度—概観

(1) 沿革

- ・ わが国での相続税の導入は明治38年(1905年)。
- ・ シャウプ勧告に基づく昭和25年の全文改正で、課税方式が、遺産課税方式から遺産取得課税方式に変更。
- ・ その後、昭和33年に、遺産取得課税方式を採りつつも、税負担総額は各相続人の実際の取得にかかわらず法定相続人の数と法定相続分によって一律に算出するという法定相続分課税方式が創設。

(2) 相続税制度の基本的仕組み

我が国の相続税制度の基本的仕組みは、概ね、①被相続人の遺産額(債務などを控除した後の合計課税価格)から基礎控除額(3,000万円+600万円×法定相続人数)を差し引いた後の課税遺産額を、②法定相続人の全員が民法の法定相続分の割合に従って取得したものと仮定した場合におけるその取得金額に、超過累進税率を適用して計算した金額を合計した金額を相続税の総額とし、③その総額を実際に取得した財産の課税価格の割合によって按分して、それぞれの者に係る相続税額とした上で、④求めた税額から、配偶者、未成年者、障害者などの各人の事情に着目して設けられている税額控除をして、各人の納付税額が導き出されるというものである。

(3) 相続税の性質論

相続税には、被相続人の遺産額を課税標準とする遺産課税と、相続人の取得した遺産の価額を課税標準とする遺産取得課税の二つがある。

遺産課税方式は、被相続人が残した遺産に着目する租税であり、遺産を残すという形で富を処分することに対する課税であると整理することができ、消費税に近接しているとみることにもできる。かような遺産課税方式においては、課税のためには、個人の相続人等が取得した財産ではなく、遺産全体を把握すればよいということになり、課税上の便宜すなわち徴税執行上有益であると考えられる。この点から、アメリカ、イギリス等がこの方式を採用しているとみてよい。

遺産取得課税方式は、相続人・受遺者等が富を取得したことに対する課税という性質を有する。遺産取得課税方式のメリットとしては、遺産の分割を促進することとなり、

富の集中排除という趣旨によりかなうといわれている。この制度は、ドイツ・フランスが採用するところである。

遺産課税方式は譲渡所得における増加益清算課税説の考え方に親和性を有する。増加益清算課税説は、資産を手放したタイミングで、手放した資産に内在していた含み益が実現したとして、譲渡所得課税を行うものであって、資産を譲渡した際に流入する経済的価値に課税をするという考え方とは大きく異なるものである。すなわち、無償で手放した（譲渡した）場合であっても譲渡者に課税するという考え方であるから、遺産課税方式に親和性を有するということになるのである。

2. 現行相続税制度の問題点

（1）一般的な指摘

現行相続税制度には、他の相続人が取得したすべての財産を相続人の皆が把握しなければ税額計算できないという問題がある。また、取得した財産が同額でも相続人数によって税額が異なる場合があり、理解されづらい制度となっていると指摘することも可能である。

加えて、課税ベースの拡大と事業用資産を相続しない者にまで控除の恩典を与えてしまうことも大きな問題であるといえよう。すなわち、居住や事業の継続に係る特例規定の適用をある相続人が受けると、これにより無関係な共同相続人の租税負担まで緩和されるという問題である。

（2）二重課税の排除に係る問題

相続税ないし贈与税と所得税との間の二重課税問題は今日的に極めて大きな問題を惹起している。その一例は、年金二重課税訴訟（最高裁平成 22 年 7 月 6 日第三小法廷判決）、土地二重課税訴訟（東京高裁平成 25 年 7 月 26 日判決）、みなし配当二重課税訴訟（大阪地裁平成 27 年 4 月 14 日判決）などにおいて顕在化している。

（3）租税回避に対する対処

現行相続税制度は、遺産取得課税方式であるがゆえに、遺産の分割方法如何で各納税義務者（相続人）の課税関係が変動する仕組みである。そこで、租税負担の軽減のためにいかに財産を分配するかによって、相続税負担が変わり得るのである。そこに租税回避が発生する余地があり、典型的には例えば養子縁組がなされたりすることがある。

（4）民法改正

民法における相続法の改正に関し、平成 28 年 6 月 21 日法務省「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」において、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策とし

て、甲案（請求権者の範囲を限定する考え方）と乙案（貢献の対象となる行為を無償の労務の提供に限定する考え方）が提案されている。今後、遺産受領者が複雑になるということは、相続税法における遺産取得課税方式をより複雑なものとする方向を予感させるものである。遺産取得課税方式がこれ以上複雑なものとなることを回避する必要性についても配意すべきであろう。

3. 相続税廃止論

（1）提案内容

相続税を廃止し、実質的遺産課税方式ともいい得る譲渡所得課税への移行を検討すべきではなかろうか。すなわち、遺産課税方式的な課税方式への移行を意味する譲渡者（被相続人）における譲渡課税への移行論である。

具体的には、相続税を廃止して、所得税法 59 条にいうみなし譲渡所得課税に移行するという提案が考えられる。

所得税法 59 条《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》は、「次に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。」として、その 1 号において、「贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）」と規定するが、かかる 1 号について、「贈与」、「相続」、「遺贈」のそれぞれに付されているかつこ書きを削除するという提案である。

更に、この提案によれば、所得税法 60 条《贈与等により取得した資産の取得費等》は、「居住者が次に掲げる事由により取得した前条第 1 項に規定する資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなす。」として、その 1 号において、「贈与、相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）」と規定するが、かかる規定を排除することにより、簿価の引継ぎを認めず、相続人に財産移転がなされた段階で、原則みなし譲渡所得課税がなされることになる。

当然ながら、かような改正提案が実現すれば、相続税ないし贈与税と所得税との二重課税が発生することはなくなるため、所得税法 9 条 1 項 16 号で「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）」を非課税としている規定は不要となる。

かような提案の下では、贈与税申告の代わりに所得税法 120 条《確定所得申告》の確定申告が、相続税申告の代わりに所得税法 125 条《年の中で死亡した場合の確定申告》における準確定申告がなされることで、具体的な納税義務の第一義的確定がなされることになる。

(2) 提案に対する評価

このような改正がなされれば、前述の種々の問題に対応することがより可能となると思われる。また、相続税は財産の性質や内容にこだわらず、全ての財産を一律に時価評価して、一定の税率を適用するというものであるが、これに対して、肌理の細かい税制である所得税法は資産の性質に応じた税率の適用を異にするなど、担税力に応じた課税を実現することができる。また、所得課税を終えた後の残財産に課税を行うというものではなく、増加益に対してのみ課税を行うというものであるから、相続税が有する所得課税後の財産課税という意味での（前述の意味とは異なる意味での）二重課税を実質的に排除することも可能である。現金や預金、金銭債権に対する譲渡所得は、これらの資産がキャピタルゲインを生ずるものではないため、課税対象から除外されることになる。

他方、みなし譲渡所得課税の拡張は、実質的な意味で、キャッシュフローを伴わない課税を強要することになるという批判も想定され得るが、それは、現行相続税制度においても売却できない不動産に対して課税がなされるなどしているのであるから、改めて発生する問題ではない。もっとも、この点により配慮を行う税制を仕組むことは十分に可能である。ただし、所得税法 60 条の 2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》のみなし譲渡所得課税においては、キャッシュフローがないため納税資金を用意できない場合の納税猶予制度を構築している。すでに、このようにみなし譲渡所得課税における納税猶予制度が構築されているのであるから、同様の制度設計を設けることは十分に可能であると考えられる。

以 上

【第3回研究会】

資産形成に係る主要国の税制比較

KPMG 税理士法人
パートナー税理士
阿 南 博 之

1. 報告目的及び内容

本邦における資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係を考察するにあたって、本邦の資産保有及び相続贈与税制と海外主要国（英国、米国、フランス及びドイツ）のこれらに税制を比較することで、将来的に本邦税制への導入を提言の可能性について考察を行った。具体的には、上場株式と不動産について、保有、売却及び相続の各ステージにおける当該主要国の税制比較を行うことで、資産の種類における課税の差異についての考察もおこなった。なお、調査の前提として各国における税制上の居住者に対する課税関係で、対象資産は当該各国の居住法人が発行体となる上場株式及び当該各国に所在する不動産を調査対象資産とした。なお、以下の各国の課税関係は調査報告日（平成 29 年 6 月 19 日）時点におけるものである。また、各国の課税関係についての詳細は割愛しており、一般的な課税関係の概観としていること、本報告書で表明する見解は、報告者の個人的見解であり、報告書の属する組織の見解ではないことに留意されたい。

2. 保有及び売却に係る各国税制比較

上場株式配当と不動産の保有及び売却に係る各国の課税関係の概要は以下の通りとなる。

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ
保有時の課税関係					
上場株式配当金	20.315%等	適格配当は 0%/15%/20%	7.5% / 32.5% / 38.1%	累進税率 + social contribution (15.5%)	25% (26.375%, solidarity surcharge込)
不動産賃料	総合課税 (最高で55%、住 民税込)	累進税率（最高税 率39.6%）	20% / 40% / 45%	累進税率 + social contribution (15.5%)	累進税率 (最高税率 45%+solidarity surcharge)
売却時の課税関係					
上場株式 譲渡損益	20.315%	長期譲渡は 0%/15%/20%	10%/20%	累進税率 + social contribution (15.5%)	25% (26.375%, solidarity surcharge込)
不動産譲渡損益	20.315% (長期譲渡等の特 例あり)	長期譲渡は 0%/15%/20%	自己居住用は免税、 その他18% / 28%	19% + social contribution (15.5%)	累進税率

3. 相続に係る各国税制比較

上場株式と不動産の相続に係る各国の課税関係の概要は以下の通りとなる。上場株式の相続における評価はいずれの国においても、「市場価格」となっている。この点について、米国及び英国“Claim for relief (loss on sale of shares, land)”においては、以下に記載する通り一定の調整規定が生じている。また、相続税と贈与税の関係については、死亡前の一定期間内の贈与について相続財産と合算するという点については、各国とも共通している。この相続税と贈与税の関係において特筆すべき点としては、以下に記載する英国における、贈与財産を相続財産に合算するに際して、時の経過に応じた合算金額とする“Taper relief”と、贈与時と相続時の時価の下落を調整する“Fall in value relief”という規定がある。

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ
課税方式	遺産取得課税/ 遺産課税	遺産課税	遺産課税	遺産取得課税	遺産取得課税
税率	最高税率55%	18%～40%	40%	5%～45% (直系相続人)	累進税率 (30%～50%, Category III)
基礎控除等	- 3,000万円 x 法定 相続人数×600万円 - 配偶者控除	US\$5,490,000- (2017)	GBP325,000	€100,000 (直系相続人)	€500,000 (配偶者)
上場株式の評価	市場価格	市場価格 (一定の調整規定あり)	市場価格	市場価格	市場価格
不動産の評価	路線価方式/倍率方 式等	類似取引法 / 収益還元法	評価専門家により算 定された時価	死亡時の時価	類似取引法等（住 宅の種類による）
相続時からの価格下 落時の手当て	なし	あり	なし (遺言執行人が行う一定の 譲渡については、調整規定 あり)	なし	なし
贈与税の有無	あり	あり	なし (譲渡課税)	あり	あり
贈与税との関係	相続時精算 課税/ 死亡前3年内 の贈与を合算	死亡前3年以内の贈 与合算	死亡前7年以内の贈 与合算	死亡前15年以内の 贈与合算	死亡前10年以内の 贈与合算

【米国における財産価格の調整規定】

評価は原則として死亡日における時価に基づいて行われるのであるが、遺言執行者は代替的に「6ヶ月評価」を用いることができる。この場合、評価はそれぞれ以下の通りとなる。

- 被相続人の死亡から6ヶ月以内に財産が売却等されている場合には、売却日等の日における評価
- 被相続人の死亡から6ヶ月以内に財産が売却されていない場合には、被相続人の死亡から6ヶ月を経過する日における評価

上記の「6ヶ月評価」の適用に際して、被相続人の死亡から単に時の経過に応じた価格の低下の場合には死亡日における評価となり、それ以外の事由による場合に「6ヶ月評価」

を用いることができる。

なお、上記制度は 1935 年に導入され、その後 1970 年に「1 年間から 6 ヶ月への改正」、1984 年にその他要件追加等の改正が行われている。この制度は世界的な金融危機を導入背景としているものではない。

【英国における相続税と贈与の調整規定】

－Taper relief

本規定は上場株式のみならず、相続税対象資産について全般的に適用される贈与については原則免税であるが、贈与者が当該贈与から 7 年以内に死亡した場合には、当該贈与については相続税の課税対象となる。

- (1). 贈与から 3 年以内の相続事由発生：贈与対象資産の価額が相続税の課税対象
- (2). 贈与から 3 年－4 年の間における相続事由発生：贈与対象資産の価額の 80%が相続税の課税対象
- (3). 贈与から 4 年－5 年の間における相続事由発生：贈与対象資産の価額の 60%が相続税の課税対象
- (4). 贈与から 5 年－6 年の間における相続事由発生：贈与対象資産の価額の 40%が相続税の課税対象
- (5). 贈与から 6 年－7 年の間における相続事由発生：贈与対象資産の価額の 20%が相続税の課税対象

－Fall in value relief

贈与から 7 年以内に死亡した場合、上記の通り相続税が課税されることとなるが相続時の価額が贈与時の価額より下落している場合には、調整は行われる。なお、価格下落に対する “ Fall in value relief”は受贈者が低い金額で譲渡した場合においても、同様に適用される。

【英国における相続税額の調整規定】

－Claim for relief (loss on sale of shares, land)

英国においては、遺産整理は遺言執行人が行うのが一般的であり、遺言執行人が遺産のうち上場株式等の一定の適格証券、並びに土地建物を死亡日から一定期間内（適格証券は 12 ヶ月以内、土地建物については 4 年以内）に行う譲渡について、譲渡金額が相続税の課税価格より下落している場合には、相続税額の調整がされる。

4. まとめ

- (1). 課税価格の“時価”についての考え方は、米英仏独の規定を見ても、上場株式の時

価については特段の手当てがなされていない。土地の時価と結果として異なったとしても、資産特性を踏まえると調整規定の設置は困難が予想される。

- (2). 相続時の価格から下落した場合の課税価格の調整については、米国税制について更なる検討を行う必要はあるが、米国における相続税の基礎控除は US\$500 万であるため、我が国の相続税制と一概に比較できない可能性もある。英国における遺言執行人が譲渡を行う場合の相続税額の調整についても、我が国の相続税制と一概に比較はできないものの、英国税制について更なる検討を行う必要はある。
- (3). 贈与時から相続時の間の価格下落について、我が国の相続時精算課税においては手当てがなされていない。そのため、一定の非上場株式を除いて、相続時精算課税の対象として上場株株式は対象としにくい。この点については英国制度を参考にできる可能性あり。但し、英国の場合、贈与税の課税が我が国の制度と異なる点の留意は必要となる。

以 上

【第4回研究会】

世代間移転時課税における資産評価の課題と展開

中央大学商学部

教授 酒井克彦

1. 評価の中立性

(1) 株式と不動産との間の評価中立性

株式と不動産との間の評価中立性には問題があると思われる。

例えば、土地の財産評価は、実勢価格の80%程度で評価されていると一般的に言われている。

	事業経営給与所得者	一般給与所得者
株式	時価課税	時価課税
不動産	路線価方式(20%評価減)※	路線価方式(20%評価減)

※ 実勢価格の80%程度で評価されていると一般的に言われている。

他方、適用税率（分離課税）については、税率による不動産と金融商品との間の格差は見いだせない。

		事業経営給与所得者	一般給与所得者
株式		20% (15%+5%)	20% (15%+5%)
不動産	長期譲渡	20% (15%+5%)	20% (15%+5%)
	短期譲渡	39% (30%+9%)	39% (30%+9%)

(2) 宅地と上場株式の評価方法

宅地の評価方法には、路線価方式と倍率方式の2種類がある。

路線価方式とは、同価額とみられるような宅地の面する路線ごとに、その路線の中央部の標準的な宅地の一単位当たりの価額を路線価として、これを基とし、宅地の奥行距離に応ずる奥行価格補正、側面路線影響加算等の修正など面地修正した価額によって評価する方法をいう。

倍率方式とは、固定資産税評価額に国税局長が一定の地域ごとにその地域の実情に即するように定める倍率を乗じて計算した金額によって評価する方式をいう。

上場株式は、相続開始時点での最終価格（終値）によって評価するが、課税時期の最終価格が、次の3つの額のうち最も低い価額を超える場合は、その最も低い価額に

より評価する。

- ① 課税時期の月の毎日の最終価格の平均額
- ② 課税時期の月の前月の毎日の最終価格の平均額
- ③ 課税時期の月の前々月の毎日の最終価格の平均額

ここでは、時価の変動があったとしても、相続開始前3ヶ月以内のいずれかの月の平均までしか選択することができないため、株価の不安定性などは十分に加味されていないといえよう。

2. 適用できる優遇税制の差異

	中小企業オーナー	サラリーマン
不動産	小規模宅地の特例	小規模宅地の特例
株式	納税猶予の特例	—
操作性	類似業種批准方式への転換	—

上記のとおり、株式保有者あるいは給与所得者として、中小企業オーナーと同じ立場にあると思われるサラリーマンには、納税猶予の特例が認められないばかりか、操作性の節税行動をとる余地もない。

かような意味で、公開株式保有者であるサラリーマンは、比較的にみて、節税面において劣後に立たされているといえる。中立性の問題は、株式と不動産という二者間にのみ生じ得る単純な問題ではない。上場株式評価に関する操作性のなさ、納税猶予の特例等の措置のなさという点を考慮に入れば、議論のターゲットとすべき問題は、株式と不動産、公開株式と非公開株式の間にあるのである。

3. 納税者の節税行動と不動産シフト（詳細は報告資料を参照）

（1）具体例

1億円の社債があれば、これを担保に1億円の借入れをして、土地を購入し、小規模宅地の特例を受けると、財産は、2,000万円であるのに対して、借入金は1億円となり、8000万円だけ相続財産を圧縮することができる。

（2）借地権の評価への影響

借地権が設定されている土地について、①相当の地代（自用地価額に対して概ね年

6%程度の地代)を収受している場合、又は、②無償返還届出書が提出されている場合には、その貸宅地の価額は、自用地価額の80%相当額で評価する。

(3) 平成4年政府税制調査会答申

このような節税行動を前提として、すでに平成4年の政府税制調査会は次のように答申していた。

すなわち、同答申は、「土地の相続税評価については、現在、地価公示価格水準の70%(評価割合)を目途として行われているが、こうしたことが結果として金融資産等他の資産に比べ土地の有効性を高め、かえって相続税課税上の歪みや節税目的とする不要不急の土地需要を招来させている。この問題に 대응するためには土地の評価割合をある程度引き上げていく必要がある。」とし、「そもそも相続税は、個人が相続により取得するあらゆる財産に対して負担を求める税であり、相続財産間の税負担のバランスを確保することが重要である。」としていたのである。

4. 不動産シフトに関するその他の問題

(1) 一括借上げ方式の問題

契約に反して、一方的に賃料を減額するなどの消費者法的问题が発生している。

いわば、第二の変額保険訴訟になり得る危機感を禁じ得ない。例えば、長谷川コーポレーション事件と呼ばれる事案があるが、消費者訴訟として注目を集めよう。

(2) 空き家問題

廃屋を壊してしまい更地評価にすると固定資産税が6倍になるので、手を付けられないという問題がある。

(3) 撤退・廃業の困難性

借入金の返済を賄える入金がないとしても、借地借家法があつて、アパート経営を廃業することもできないという問題が生じ得る。

5. 結論

不動産(宅地)については、株式に比して評価が低い。

不動産(宅地)については、各種メニューがあるため節税(評価減)アプローチが豊富である。特に、事業承継税制の充実を機に、その傾向はより強くなっている(非公開株式への手当てはなされているものの、上場株式への手当てはない)。

税制中立の問題以外の社会問題をも惹起している現状にある。

そこで、次のような税制改正提案が考えられる。すなわち、

- ① 上場株式等の相続税評価額について、相続時から納付期限までの価格変動リスクを考慮したものとすべきではないか。
- ② 相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価の特例を設けるべきではないか。

この点、金融庁の示す平成 29 年度税制改正要望は妥当なものであったと思われる。もっとも、金融庁の税制改正要望は株式の評価に限定された要望であるが、他方で、不動産の評価自体の見直しが必要であると思われる。とりわけ、相続税法 22 条が「時価」としながらも、不動産について優遇された評価がなされている点に問題が残されている。そのみならず、不動産については、特に有利な優遇税制が施されており、税制中立性が阻害されている点を考慮すると、不動産評価の歪みが是正されてしかるべきである。

〔参考〕平成 29 年度税制改正要望
(金融庁)

○ 相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価（※）で評価される。

（※）現行制度では、相続時の時価と、相続時以前 3 ヶ月間（相続発生月、その前月、前々月）の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価。

他方、上場株式等は価格変動リスクの高い金融商品。相続後、遺産分割協議等を経るまで資産を譲渡できない実態がある中、上場株式等については、相続税評価上、相続時から納付期限までの期間（10 ヶ月間）の価格変動リスクが考慮されていない。

このため、上場株式等は価格変動リスクの低い預金や債券などの他の資産と比べて不利になっており、投資家の株式離れが助長されているとの指摘がある。

そこで、上場株式等について、相続税評価の見直しを含む所要の措置を設ける必要がある。

【要望事項】

- ① 上場株式等の相続税評価額について、相続時から納付期限までの価格変動リスクを考慮したものとすることを要望。
- ② 相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価の特例を設けること。
- ③ 上場株式等の物納順位について、第一順位（国債・地方債・不動産・船舶）の資産と同等となるよう、見直しを行うこと。

以 上

<資料編>



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料 1

個人(家計)の資産形成の状況

平成29年2月8日
日本証券業協会

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

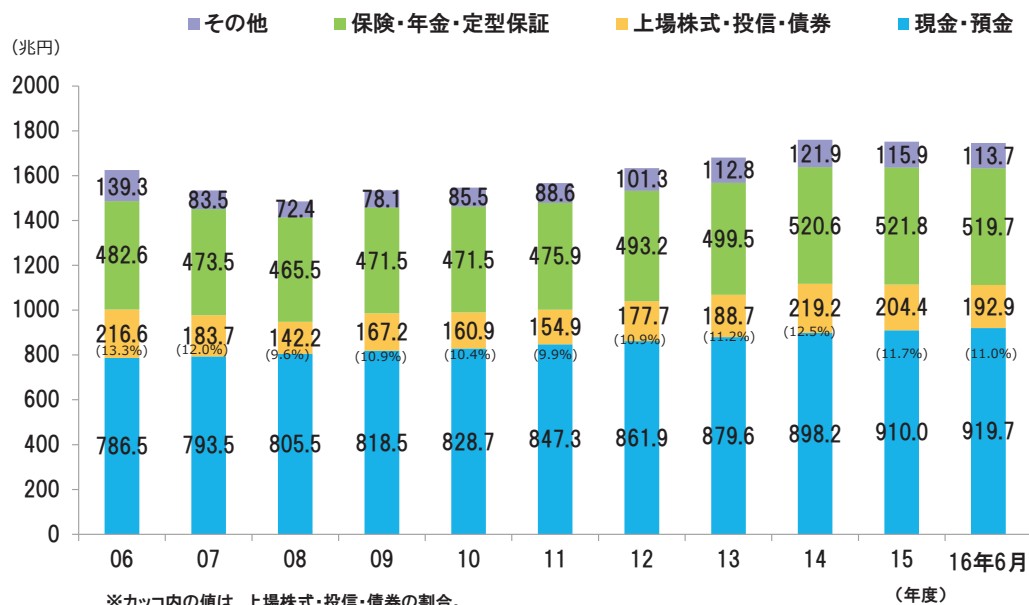


1. 個人の金融資産の状況

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

1

1. 個人金融資産の保有額



(出所) 日本銀行

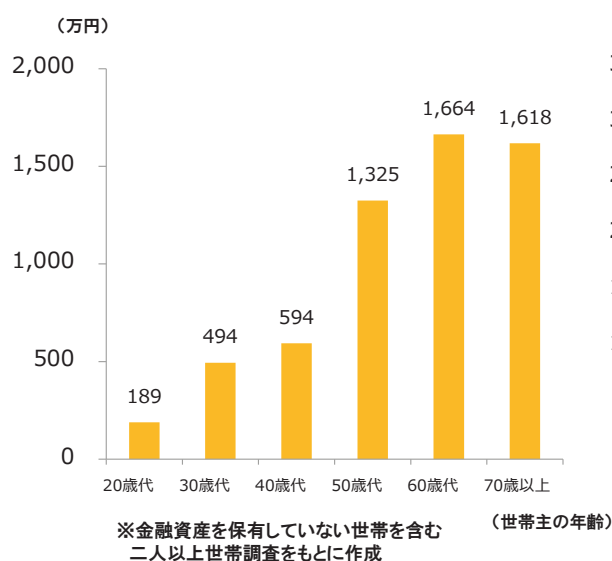
© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

2

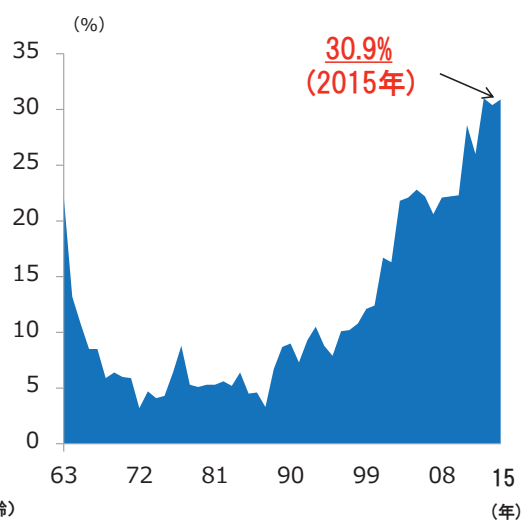
2. 年代別の金融資産保有状況



(1) 年代別の平均金融資産保有額 (2015年)



(2) 金融資産ゼロ世帯の割合

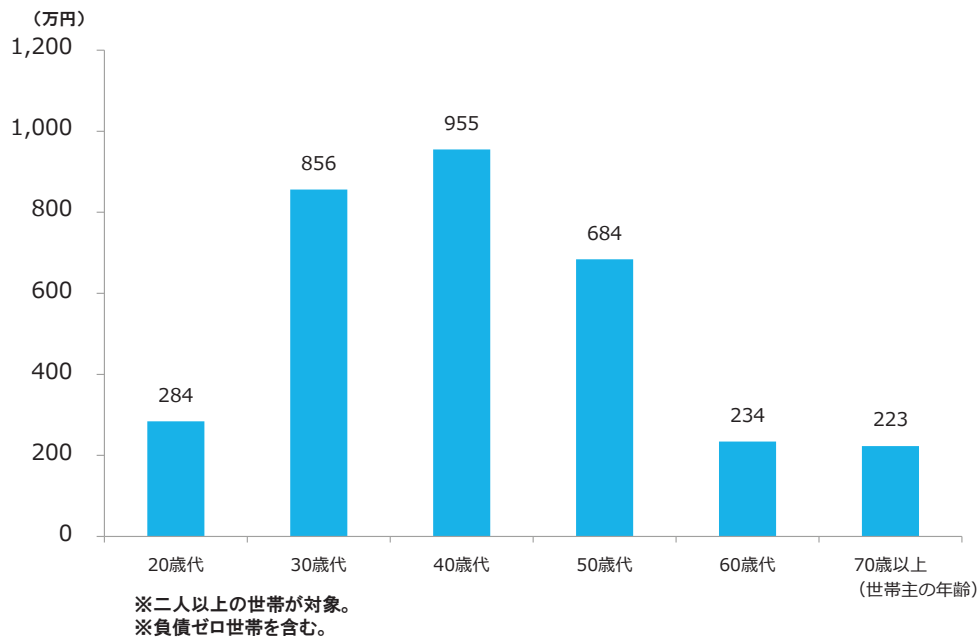


(出所) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

3

3. 年代別の平均負債現在高



(注)2015年
(出所)金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」

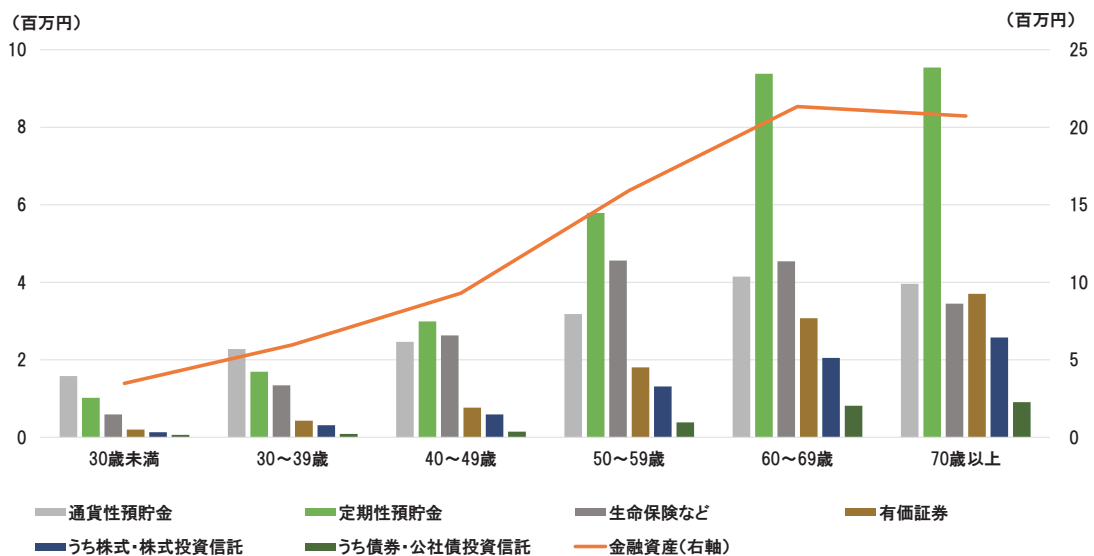
© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

4

4. 家計の金融資産[世帯主の年代別](1世帯当たり)



・預貯金、保険、有価証券いずれにおいても、高齢者層が多くの金融資産を保有している。



(出所)総務省「2014年全国消費実態調査」(二人以上の世帯)

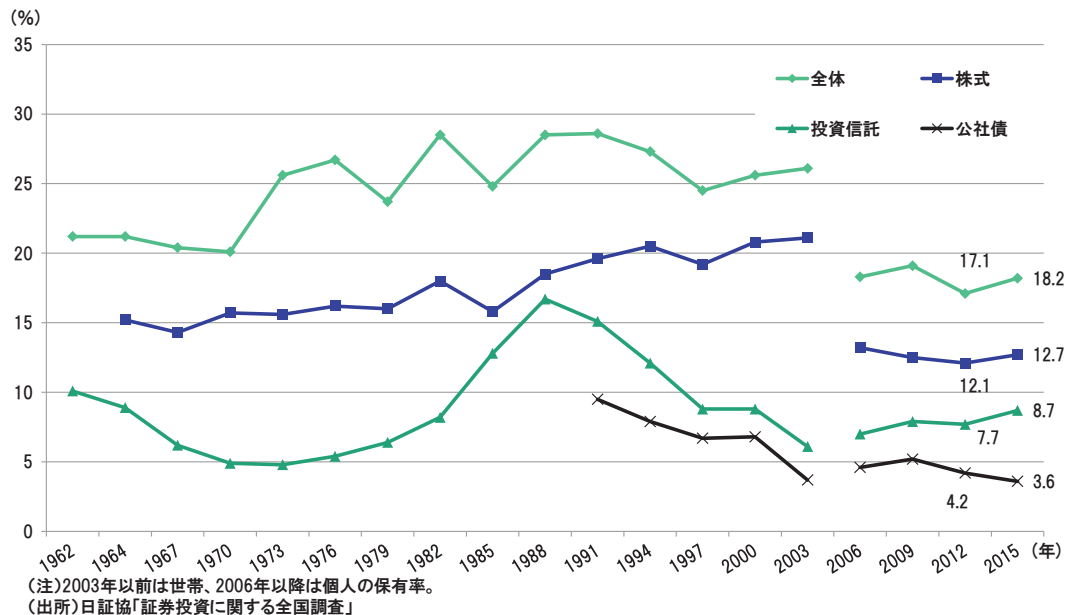
© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

5

5. 有価証券保有率の推移



・公社債の保有率は低下が続いているものの、株式及び投資信託の保有率は上昇に転じている。



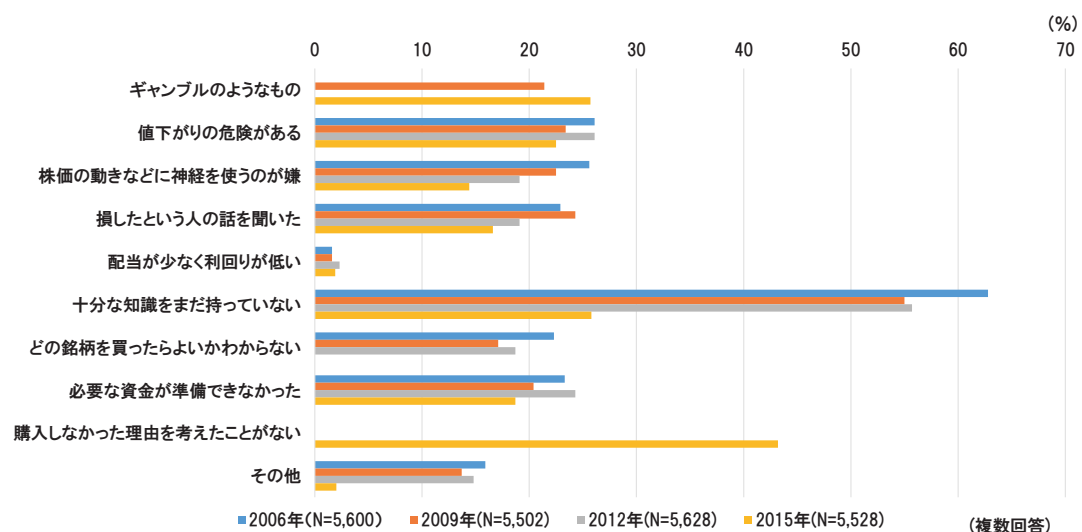
© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

6

6. 株式を購入しない理由(株式保有未経験者)



・株式投資に対して何かしらのマイナス・イメージを持つ方がそれぞれ2割程度存在する。



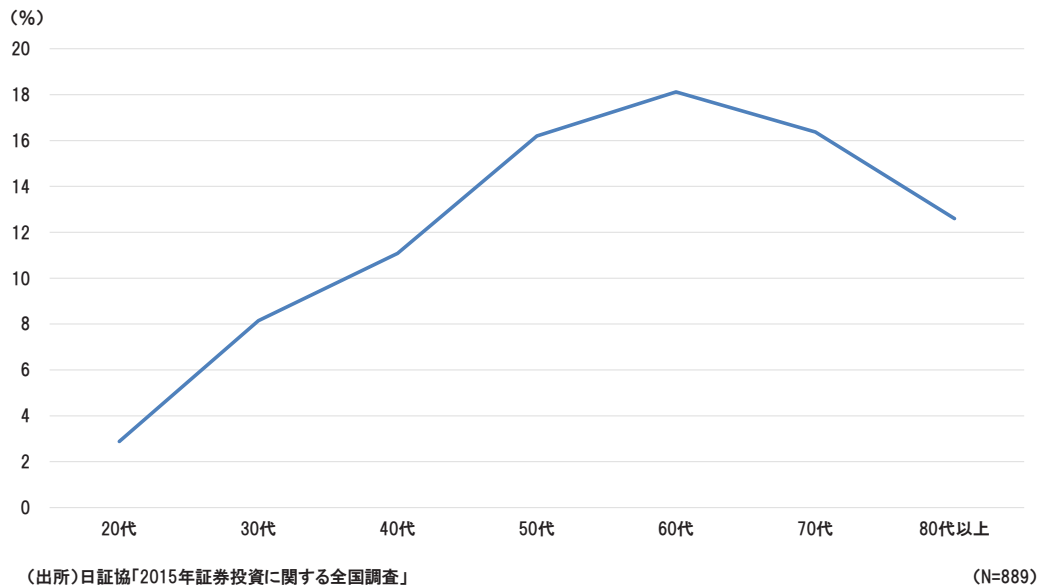
© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

7

7. 株式保有比率[年代別]



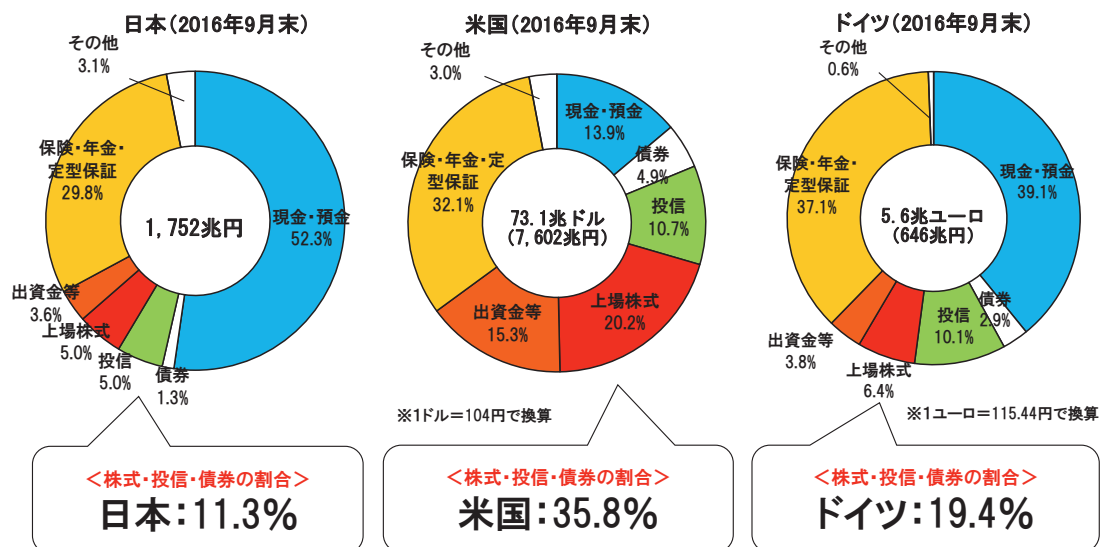
・年代が上がるにつれ、保有比率も上昇するが、60代をピークに低下に転じる。



© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

8

8. 個人金融資産の国際比較



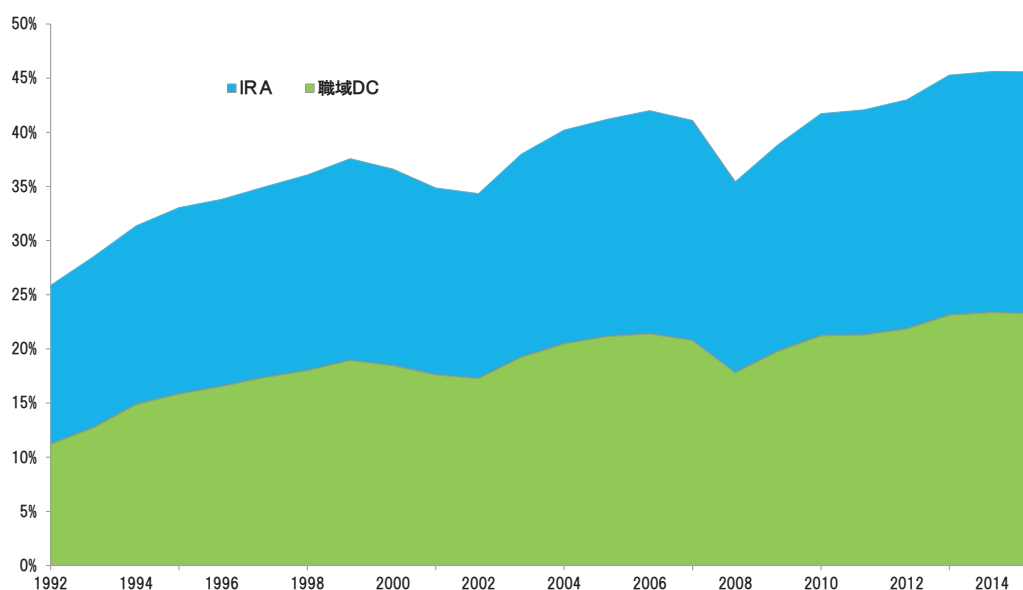
(注) 「出資金等」は日本は非上場株式とその他の持分の合計、米国はEquity in noncorporate business、ドイツはUnlisted sharesとOther equityの合計。

(出所) 日本: 日本銀行、米国: FRB、ドイツ: Deutsche Bundesbank

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

9

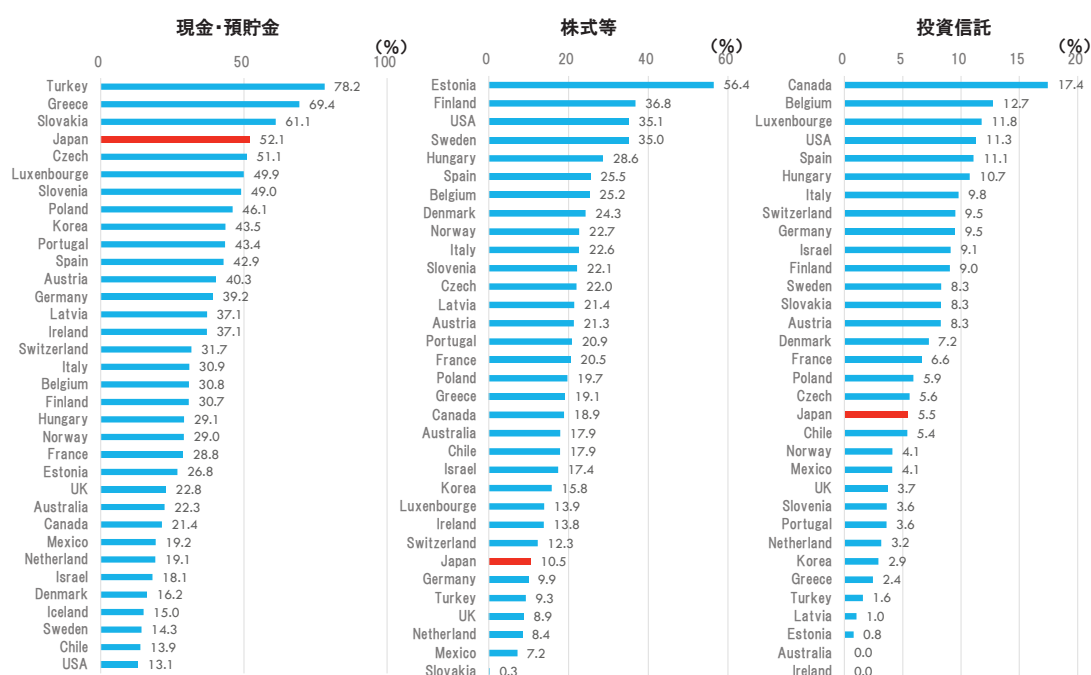
9. 米国投信市場における職域DC・IRAの占める割合



(出所)米国投資信託協会(ICI)

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved. 10

10. 各国の金融資産における株式等保有割合

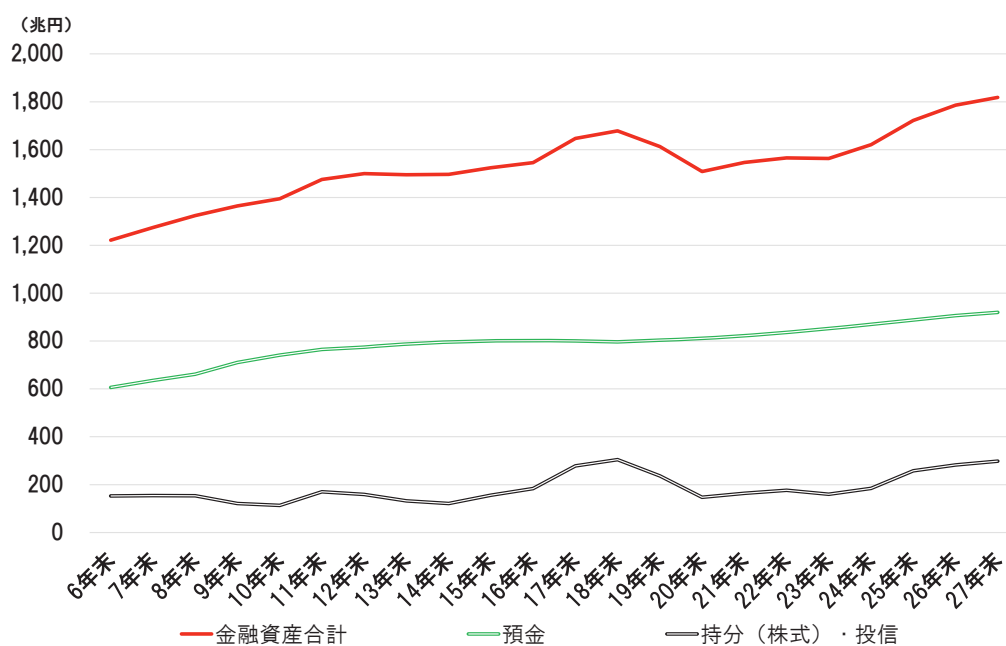


(注)2014年末時点。
(出所)OECD

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved. 11

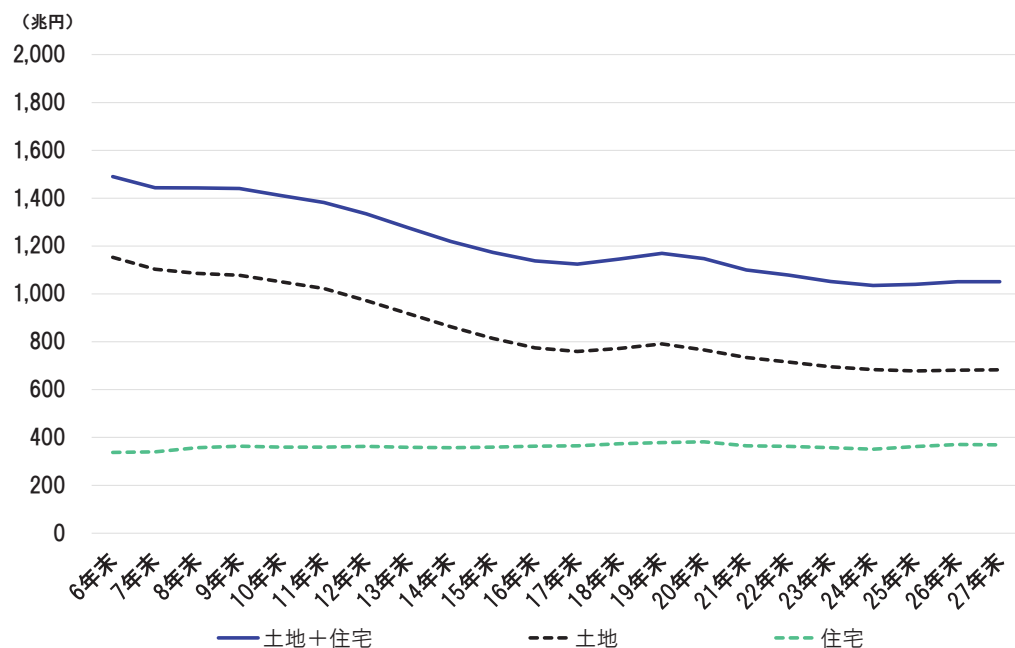
2. 実物資産を含めた家計の 資産・負債の状況

1. 家計保有資産の推移 ① (金融資産、預金、持分(株式)・投信)



(出所)：内閣府「平成27年度国民経済計算年次推計」(平成23年基準改定値)(ストック編)

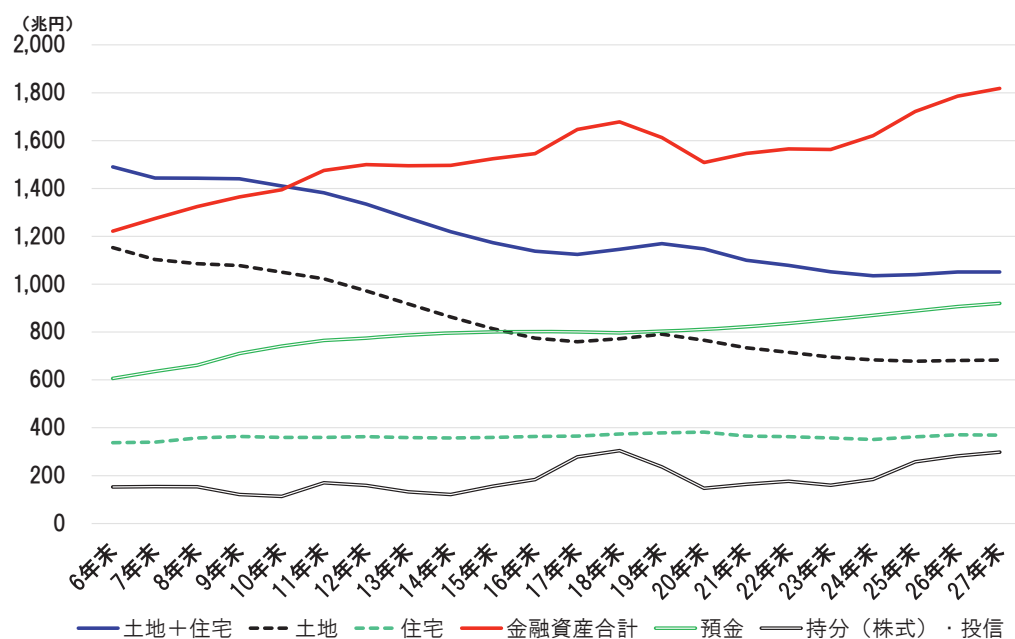
1. 家計保有資産の推移 ② (土地+住宅、土地、住宅)



(出所): 内閣府「平成27年度国民経済計算年次推計」(平成23年基準改定値)(ストック編)

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 14

1. 家計保有資産の推移 ③ (不動産、土地、住宅、金融資産、預金、持分(株式)・投信)



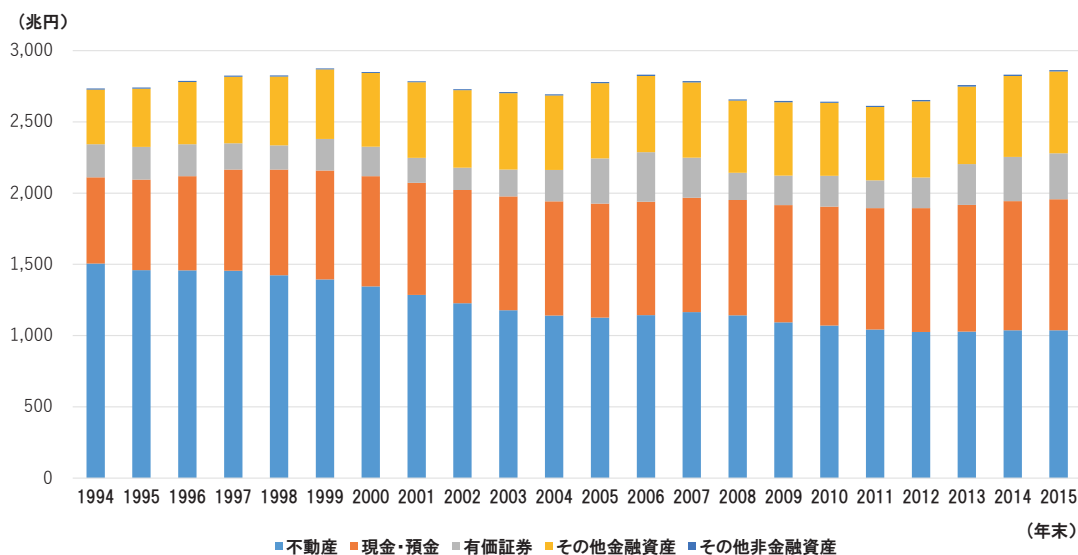
(出所): 内閣府「平成27年度国民経済計算年次推計」(平成23年基準改定値)(ストック編)

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 15

2. 家計資産の推移 ①



・不動産が減少傾向である一方、現金・預金が増加傾向である。



(出所)内閣府「国民経済計算」

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved. 16

2. 家計資産の推移 ②



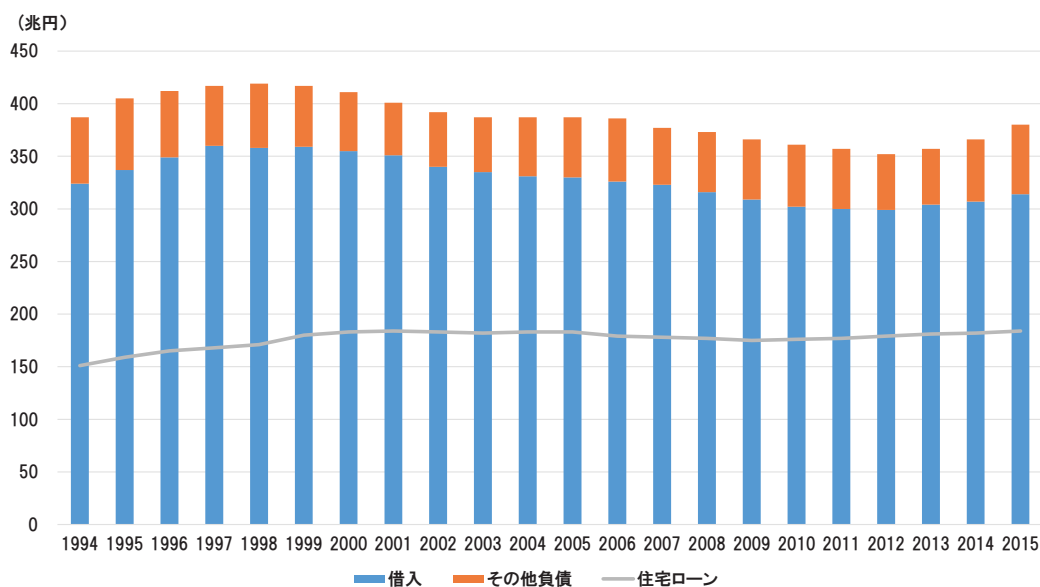
(単位:兆円)

年末	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
不動産	1,506	1,460	1,458	1,455	1,424	1,395	1,345	1,285	1,227	1,178	1,141	1,126	1,144	1,165	1,142	1,093	1,070	1,043	1,025	1,028	1,038	1,037
現金・預金	605	635	661	710	741	764	774	787	795	799	802	800	796	803	810	823	835	851	869	889	906	920
有価証券	232	230	224	185	170	221	207	176	156	188	219	318	347	281	191	207	216	195	216	287	310	323
その他金融資産	383	408	437	467	483	488	517	530	544	536	523	527	535	528	506	515	512	515	534	544	568	574
その他非金融資産	8	8	8	8	8	7	7	7	7	8	9	9	9	9	9	9	9	9	10	10	9	9
家計資産	2,736	2,742	2,791	2,828	2,827	2,878	2,852	2,788	2,732	2,712	2,696	2,782	2,833	2,788	2,660	2,649	2,644	2,615	2,656	2,760	2,833	2,864

(出所)内閣府「国民経済計算」

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved. 17

3. 家計負債の推移 ①



(注)「借入」及び「その他負債」は年末、「住宅ローン」は年度末の数値。
(出所)内閣府「国民経済計算」、住宅金融支援機構「住宅ローン貸出残高」

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 18

3. 家計負債の推移 ②



(単位: 兆円)

年末・年度末	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
借入	324	337	349	360	358	359	355	351	340	335	331	330	326	323	316	309	302	300	299	304	307	314
(住宅ローン)	151	159	165	168	171	180	183	184	183	182	183	183	179	178	177	175	176	177	179	181	182	184
その他負債	63	68	63	57	61	58	56	50	52	52	56	57	60	54	57	57	59	57	53	53	59	66
負債	388	405	412	417	420	417	412	402	393	388	388	388	387	377	374	367	361	358	353	357	367	381

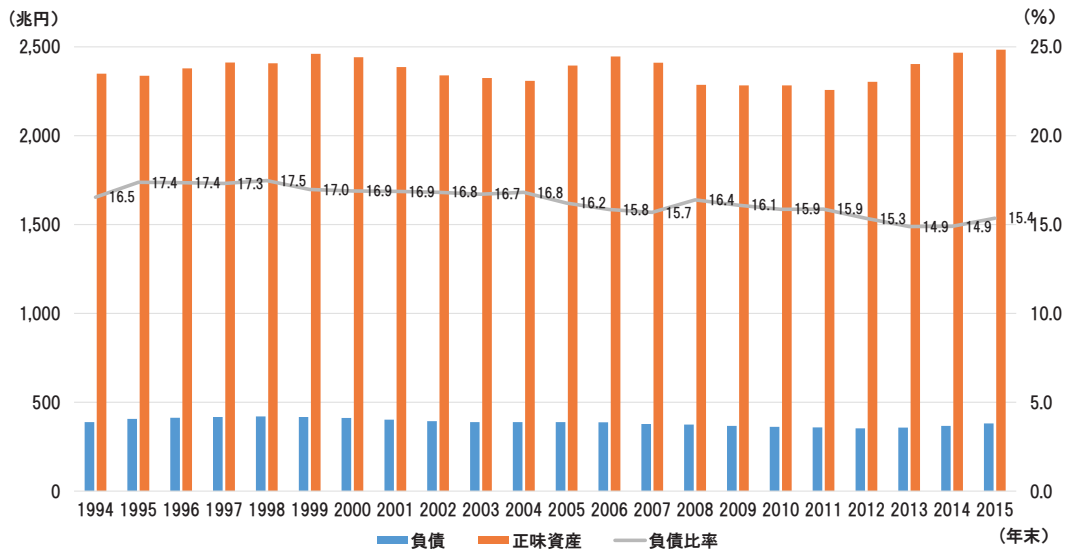
(注)「借入」及び「その他負債」は年末、「(住宅ローン)」は年度末の数値。
(出所)内閣府「国民経済計算」、住宅金融支援機構「住宅ローン貸出残高」

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 19

4. 負債比率の推移



・負債比率は15～17%程度で推移している。



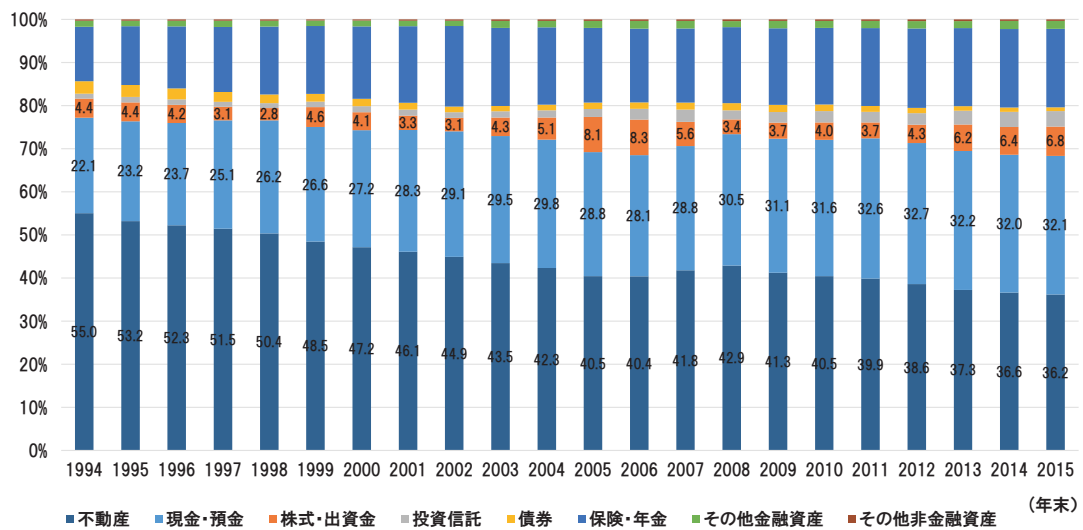
(出所)内閣府「国民経済計算」

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 20

5. 家計資産の構成比の推移



・不動産の比率は低下傾向であるが、資産の中では最も高い。



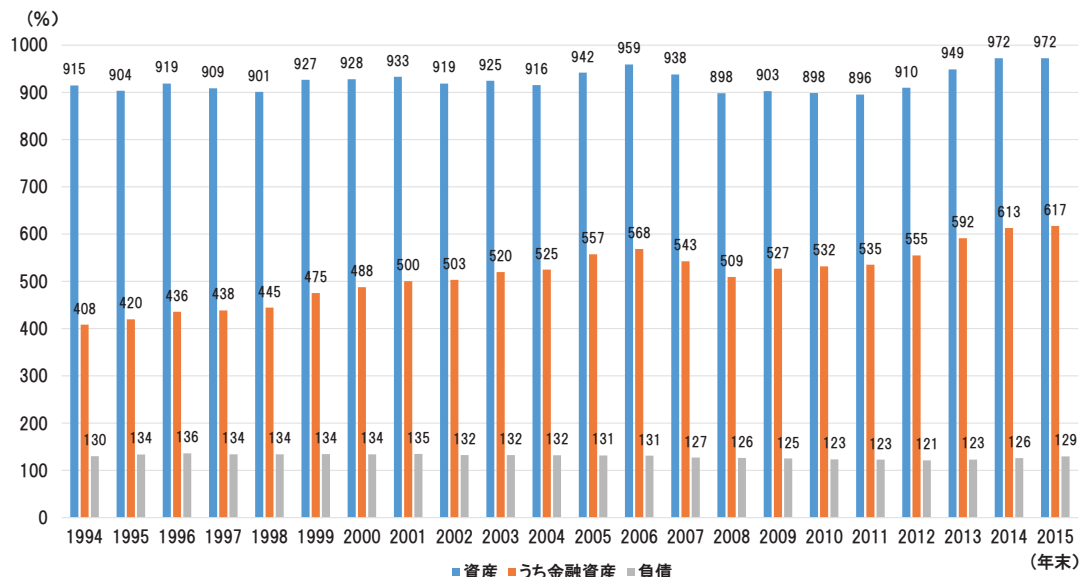
(出所)内閣府「国民経済計算」

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 21

6. 家計の可処分所得に占める資産・負債比率の推移



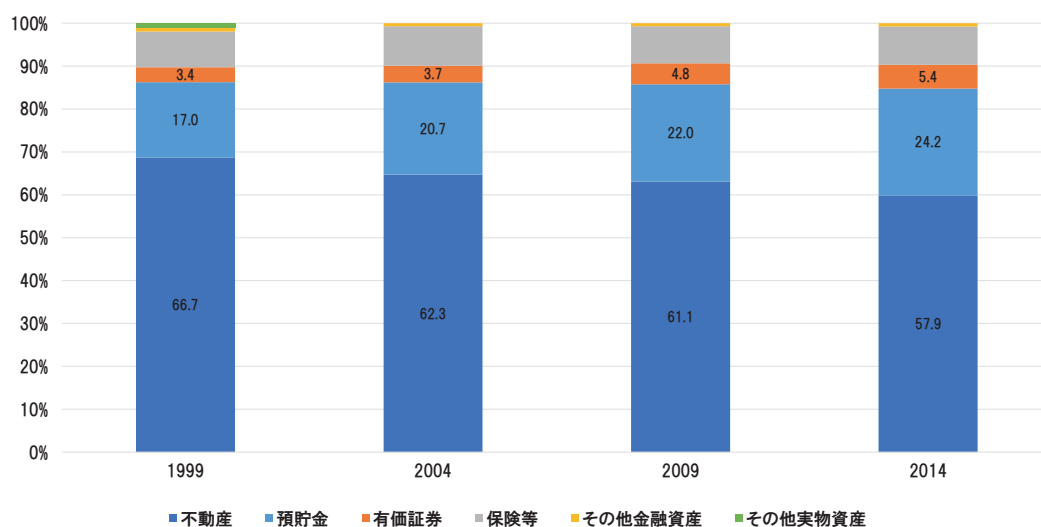
・資産・負債とも横這いであるが、金融資産は上昇傾向で推移している。



7. 家計資産の構成比の推移(1世帯当たり)



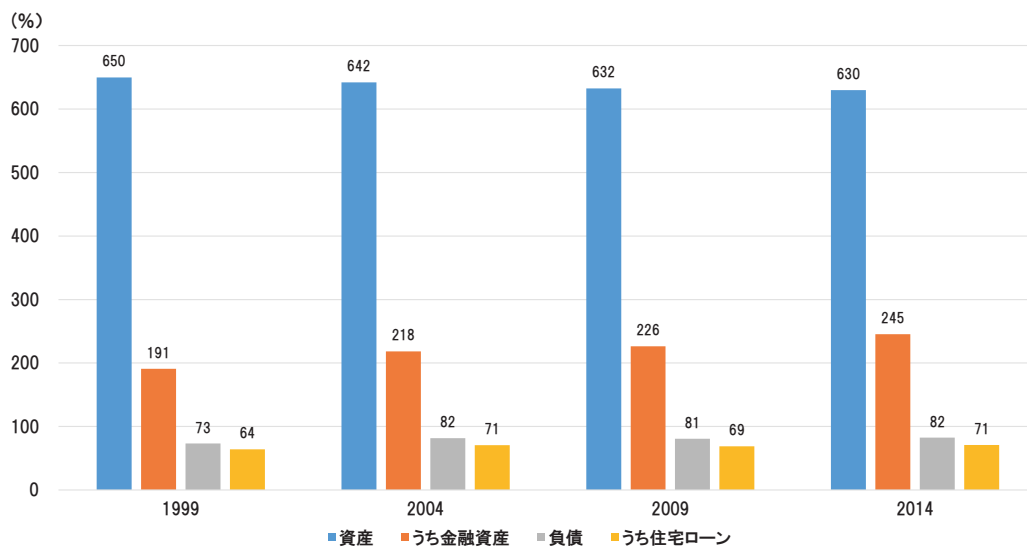
・不動産の比率は低下傾向であるが、資産の中では最も高い。



8. 家計の年間収入に占める資産・負債の比率の推移 (1世帯当たり)



- ・資産・負債とも横這いであるが、金融資産は上昇傾向で推移している。
- ・負債の大部分は住宅ローンが占めている。

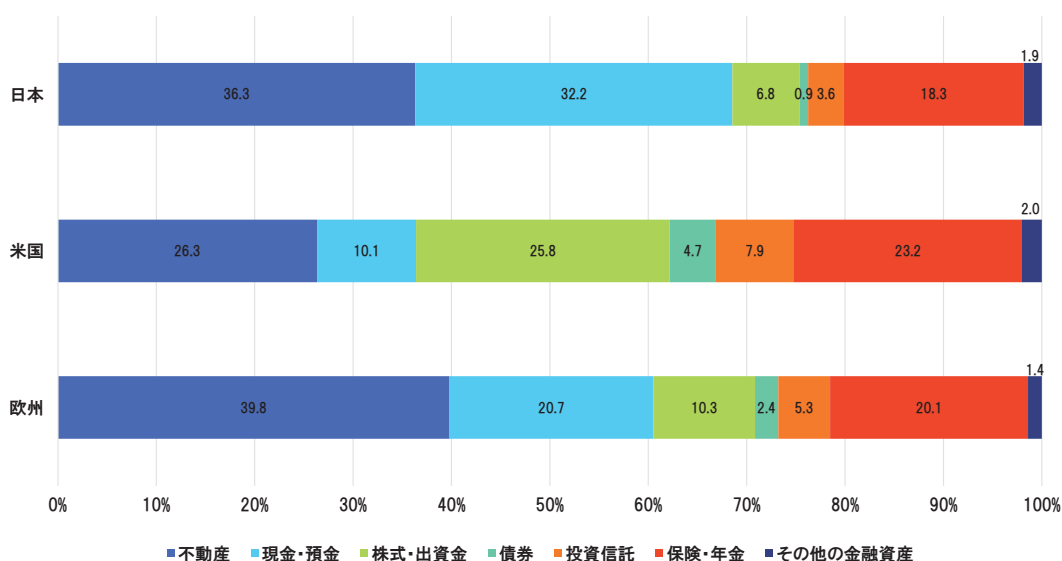


(出所)総務省「全国消費実態調査」(二人以上の世帯)

9. 日米欧の家計資産の構成比



- ・日本の不動産比率は、欧州より低いが米国より高い。

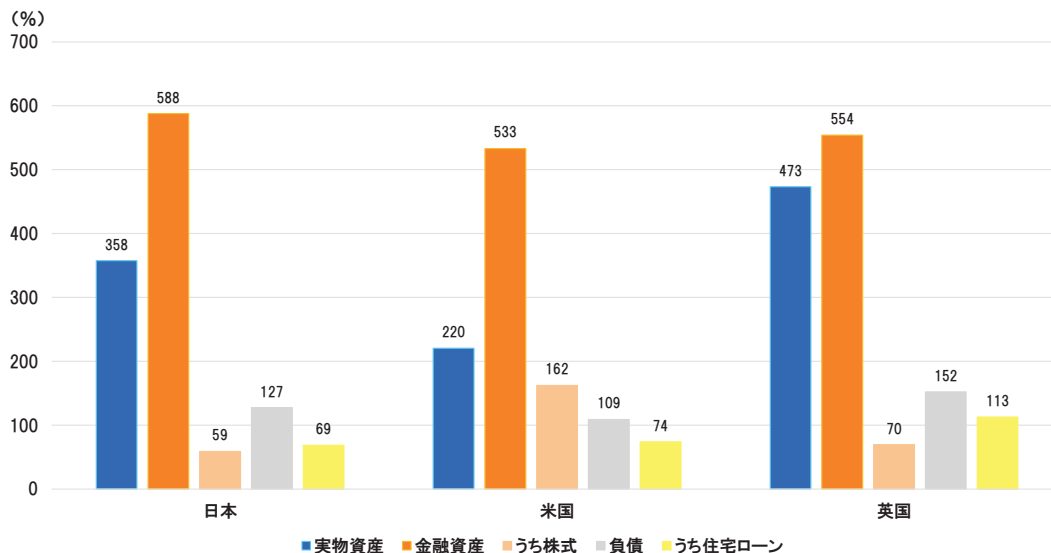


(注) 2015年12月末現在。不動産以外の実物資産を除いているため、日本の構成比は時系列データと一致しない。
(出所) 内閣府、FRB、ECB

10. 日米英の家計の可処分所得に占める資産・負債の比率



- ・日本の実物資産比率は、米国より高いが英国より低い。
- ・日本の負債比率や住宅ローン比率は、各国比較で必ずしも高くない。



(注)2014年末現在
(出所)OECD:Economic Outlook

3. 家計の資産形成を巡る 公共政策の変遷



1. 利子課税及び貯蓄優遇政策の変遷①



(出所)財務省資料等を基に日証協作成

年	利子課税	少額貯蓄非課税制度等	貯蓄の奨励
1947	・総合課税 ・源泉分離選択可(60%)	・国民貯蓄組合(3万円) ・郵便貯金(3万円)	・1946年、衆議院内に設置された「通貨安定対策本部」を中心に、インフレ抑制を目的とした「救国貯蓄運動」展開(1949年、通貨安定対策本部解散、救国貯蓄運動終結)
1950	・源泉分離選択課税の廃止		・日本経済の自立、復興・発展のための貯蓄が要請され、大蔵省・日本銀行でも全国民が協力して地方公共団体等を通じた自主的貯蓄運動を展開するよう呼びかけ、漸次都道府県を単位とする地方貯蓄推進委員会が組織
1951	・源泉分離選択課税の復活(50%)		
1952		・預入限度額引上げ(3万円⇒10万円)	・中央に「貯蓄増強中央委員会」結成
1953	・源泉分離課税化(10%)		
1955	・非課税	・郵便貯金の預入限度額引上げ(10万円⇒20万円)	
1957	・短期(1年未満)のみ源泉分離課税化(10%)	・国民貯蓄組合の預入限度額引上げ(10万円⇒20万円)	・貯蓄増強中央委員会の活動を効果的に進め、貯蓄運動を国民運動として積極的に推進するため、大蔵省貯蓄推進本部が設置
1958		・預入限度額引上げ(20万円⇒30万円)	
1959	・長期も含め源泉分離課税化(10%)		
1962		・預入限度額引上げ(30万円⇒50万円)	

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved. 28

1. 利子課税及び貯蓄優遇政策の変遷②



年	利子課税	少額貯蓄非課税制度等	貯蓄の奨励
1963	・源泉分離課税の税率引下げ(10%⇒5%)	・国民貯蓄組合廃止 ・貯蓄奨励と少額預金者保護を目的に少額貯蓄非課税制度創設(50万円)	
1965	・源泉分離課税の税率引上げ(5%⇒10%)	・預入限度額引上げ(50万円⇒100万円)	
1967	・源泉分離課税の税率引上げ(10%⇒15%)		
1969			・地方自治法に地方公共団体の事務として貯蓄の奨励が明記され、地方公共団体と大蔵・自治両省の協力関係がより緊密化
1971	・総合課税化 ・源泉分離課税選択可(20%)		
年	利子課税	少額貯蓄非課税制度等	財形貯蓄非課税制度
1972		・預入限度額引上げ(100万円⇒150万円)	・勤労者の計画的な財産形成の促進、生活の安定を目的に財形貯蓄非課税制度創設(現在の一般財形貯蓄)(100万円)
1973	・源泉分離選択課税の税率引上げ(20%⇒25%)	・預入限度額引上げ(150万円⇒300万円)	
1974			・預入限度額引上げ(100万円⇒500万円)

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved. 29

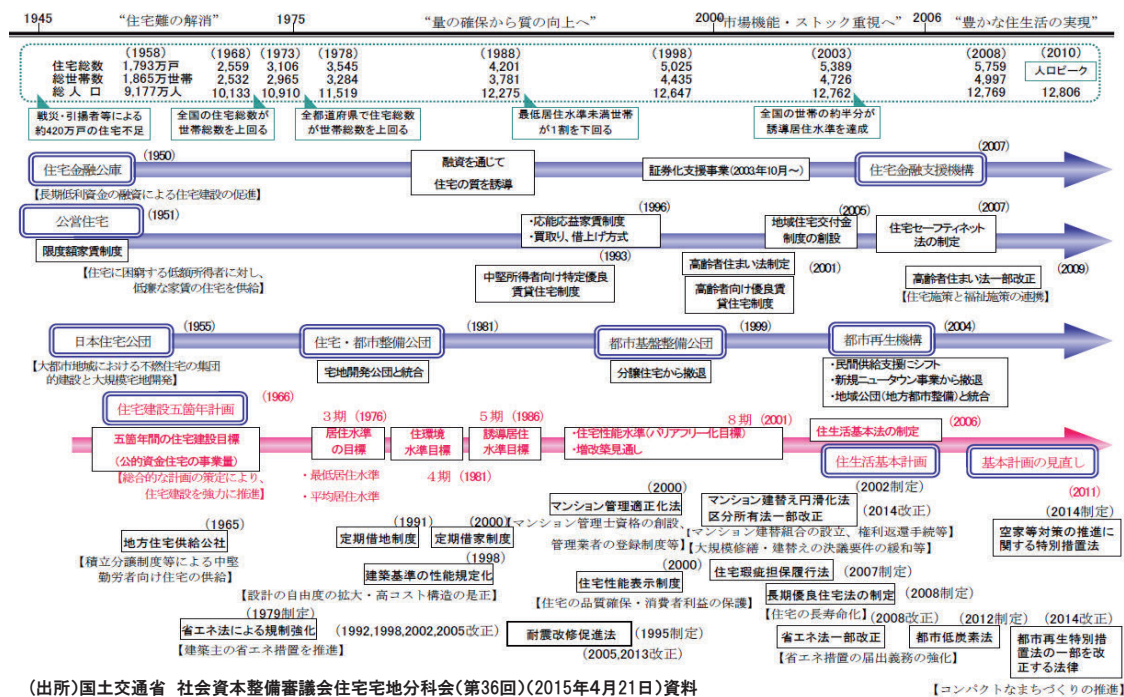
1. 利子課税及び貯蓄優遇政策の変遷③



年	利子課税	少額貯蓄非課税制度等	財形貯蓄非課税制度
1976	・源泉分離選択課税の税率引上げ (25%⇒30%)		
1978	・源泉分離選択課税の税率引上げ (30%⇒35%)		
1982			・高齢化社会の急速な進展に対応し、 勤労者の老後生活のための計画的 貯蓄の促進を目的に財形年金貯蓄 創設
1988	・源泉分離課税化(20%)	・少額貯蓄非課税制度の原則廃止(老 人等少額貯蓄非課税制度に改組)	・持家住宅の取得等の対価等に充当 するための計画的貯蓄の促進を目的 に財形住宅貯蓄創設 ・財形貯蓄非課税制度の原則廃止(財 形住宅(年金)貯蓄非課税制度に改 組)
1994		・預入限度額引上げ(300万円⇒350万 円)	・預入限度額引上げ(500万円⇒550万 円)
2002		・障害者等少額貯蓄非課税制度に改 組	
2007		・障害者等の郵便貯金非課税制度廃 止	

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved. 30

2. 住宅政策の制度的枠組みの変遷



© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved. 31

(出所)(社)宅地建物取引業協会連合会等「住宅流通市場の成長に向けた住宅税制のあり方」(2011年3月)より転載

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

32

-
- | 国 | 年 | 既存住宅取引戸数 (千戸) | 新築住宅着工戸数 (千戸) | 既存住宅流通シェア (%) |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 日本 | 平成25 (2013) 年 | 169 | 980 | 14.7 |
| アメリカ | 平成26 (2014) 年 | 4,940 | 1,003 | 83.1 |
| イギリス | 平成25 (2013) 年 | 1,074 | 160 | 87.0 |
| フランス | 平成25 (2013) 年 | 719 | 332 | 68.4 |

注1：フランス：年間既存住宅流通量として、毎月の既存住宅流通量の年換算値の年間平均値を採用した。
注2：住宅取引戸数は取引額4万ポンド以上のものなお、データ元である調査機関の HMRC は、このしきい値により全体のうちの12%が調査対象からみれると推計している。

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

33

5. 貯蓄から投資、資産形成を促進する政策の変遷： 金融所得課税の一体化の経緯



金融所得課税の一体化の経緯

所得分類	平成11年～14年	平成15年～20年	平成21年～25年	平成26年～27年	平成28年～
損益通算の範囲	—	—	上場株式等の譲渡損失と配当等との損益通算の導入	—	損益通算の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を追加
利子所得	公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配	20%源泉分離課税	20%源泉分離課税	20%源泉分離課税	【特定公社債等】 20%申告不要 又は 20%申告分離課税 【一般公社債等】 20%源泉分離課税(注6)
配当所得	上場株式等の配当(大口以外)等(注1)及び特定株式投資信託の収益の分配 公募株式投資信託の収益の分配等	〔平成15年3月〕 総合課税 〔次の課税方式の選択が可能〕 ・35%源泉分離課税(注2) ・20%申告不要(注3)	〔平成15年4月～〕 10%申告不要 又は 総合課税 〔平成16年1月～〕 10%申告不要 又は 総合課税	次のいずれかを選択 ・10%申告不要 ・10%申告分離課税 ・総合課税	次のいずれかを選択 ・20%申告不要 ・20%申告分離課税 ・総合課税
上場株式等に係る譲渡所得等	20%申告分離課税 又は 20%源泉分離課税(注4)	10%申告分離課税 又は 10%申告不要(注5)	10%申告分離課税 又は 10%申告不要(注5)	20%申告分離課税 又は 20%申告不要(注5)	20%申告分離課税 又は 20%申告不要(注5)
公社債等に係る譲渡所得等	非課税	非課税	非課税	非課税	【特定公社債等】 20%申告分離課税 又は 20%申告不要(注5) 【一般公社債等】 20%申告分離課税

(注1)「上場株式等の配当(大口以外)等」とは、その株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の3%である者が支払を受ける配当をいう。
(注2)1回の支払配当の金額が25万円(年1回50万円)未満のものについて適用可。
(注3)1回の支払配当の金額が6万円(年1回10万円)以下のものについて適用可。
(注4)譲渡金額の5.25%相当額を利益とみなして、その利益に対して20%の税率で課税。
(注5)源泉徴収選択口座を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得及び特定公社債等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができる。
(注6)同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払を受けるものは総合課税の対象となる。

(出所:財務省資料)

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved. 34

5. 貯蓄から投資、資産形成を促進する政策の変遷： 金融所得課税の一体化の経緯



◆金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成25年度税制改正において、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ(平成28年1月より実施)。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

【大綱の概要(与党大綱)】

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離 28年1月～	申告分離 28年1月～
特定公社債・公募公社債投信	源泉分離→申告分離	非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

現在、損益通算が認められている範囲

(出所:金融庁資料)

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved. 35

5. 貯蓄から投資、資産形成を促進する政策の変遷： NISAの概要



【NISAの創設】

平成26年1月より、NISA（少額投資非課税制度）開始

【制度趣旨】

- ① 将来への備えとなる資産づくりの促進（家計の安定的な資産形成の支援）
- ② 経済成長のために家計の金融資産を有効活用（家計からの成長資金の供給拡大）

項 目	摘 要
制度を利用可能な者	20歳以上の居住者等
年間投資上限額	120万円（平成26年、27年は100万円）
非課税対象	上場株式、公募株式投信等
投資可能期間	平成26年1月から平成35年12月末まで
非課税期間	投資した年から最長5年間
その他	・ 途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可） ・ 特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可 ・ 平成27年から金融機関の変更が可能となっている

5. 貯蓄から投資、資産形成を促進する政策の変遷： ジュニアNISAの概要



【制度趣旨】

若年層への投資のすそ野を拡大し、「家計の安定的な資産形成の支援」及び「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」の両立を図ること

【期待される効果】

- ① 若年層への投資のすそ野の拡大
- ② 高齢者に偏在する膨大な金融資産を成長資金へと動かす契機に
- ③ 長期投資の促進

項 目	摘 要
制度を利用可能な者	0歳～19歳の居住者等
年間投資上限額	80万円
非課税対象	上場株式、公募株式投信等（※成人NISAに準ずる）
投資可能期間	平成28年4月から平成35年12月末まで（※終了時期は成人NISAに準ずる）
非課税期間	投資した年から最長5年間（※成人NISAに準ずる）
その他	・ 原則として、親権者等が未成年者のために代理して運用を行う ・ 18歳まで払出し制限を課す ※ 災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しを可能とする

5. 貯蓄から投資、資産形成を促進する政策の変遷： 積立NISAの概要



◆少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善

【現状及び問題点】

- NISA(少額投資非課税制度)については、口座開設数が約1,000万口座、買付金額が約7.8兆円となるなど、制度開始以降、着実に普及(平成28年3月末時点)。
- 29年度税制改正では、NISAの更なる普及のため、手元資金が十分でない若年層等の利用を促進する観点から、少額からの積立・分散投資に適した「積立NISA」の創設を要望。

【大綱の概要】

①「積立NISA」の創設(別紙)

② 非課税期間(現行:5年間)終了時の対応

- ・ 非課税口座に設けられた非課税管理勘定に、他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から移管がされる上場株式等については、その移管により非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の価額(払出し時の金額)の上限額を撤廃する。

平成29年度与党税制改正大綱第一章「平成29年度税制改正の基本的考え方」(抄)

「現行のNISAが積立型の投資に利用しにくいことを踏まえ、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための積立NISAを新たに創設する。創設に当たっては、投資初心者でも理解できるよう、複数の銘柄の有価証券等に対して分散投資を行うなどの要件を満たし、特定の銘柄等によるリスクの集中の回避が図られた投資信託に商品限定するとともに、実践的な投資教育をあわせて推進することが重要である。また、非課税投資の期間が長期にわたることも踏まえ、制度の適正な利用について定期的な点検ができる体制の構築を前提とする。

また、前述の個人所得課税改革において、老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援する公平な制度の構築に向けた検討を行う中で、NISA全体に係る整理を行う。こうした方針に沿って、制度の簡素化や税制によって政策的に支援すべき対象の明確化の観点から、複数の制度が並立するNISAの仕組みについて、少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討する。」

(出所:金融庁資料)

個人(家計)による成長資金の供給の状況

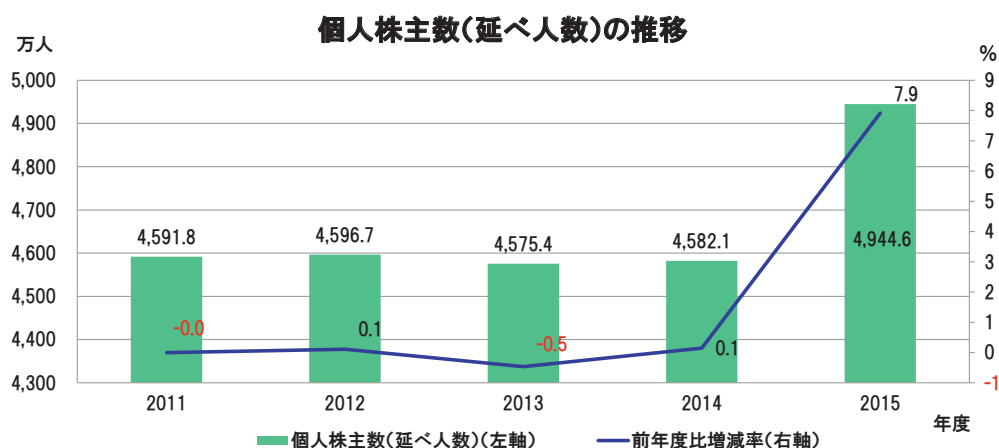
平成29年2月8日
日本証券業協会

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

1. 株式市場における個人株主の動向

①個人株主数(延べ人数)

○ 個人株主数(延べ人数)(注1)は横ばいで推移していたが、2015年度は前年度比362万人(7.9%)増加と、調査開始以来最高の増加幅を記録して4,944万人となった。



(出所)東京証券取引所「株式分布状況調査」

(注1)「個人株主数(延べ人数)」とは、各上場会社の個人株主数を単純に合算したものである。例えば、ある個人株主が1人で10銘柄保有している場合に、「株式分布状況調査」では銘柄間の株主の名寄せがされないため、個人株主数10名とカウントしている。

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

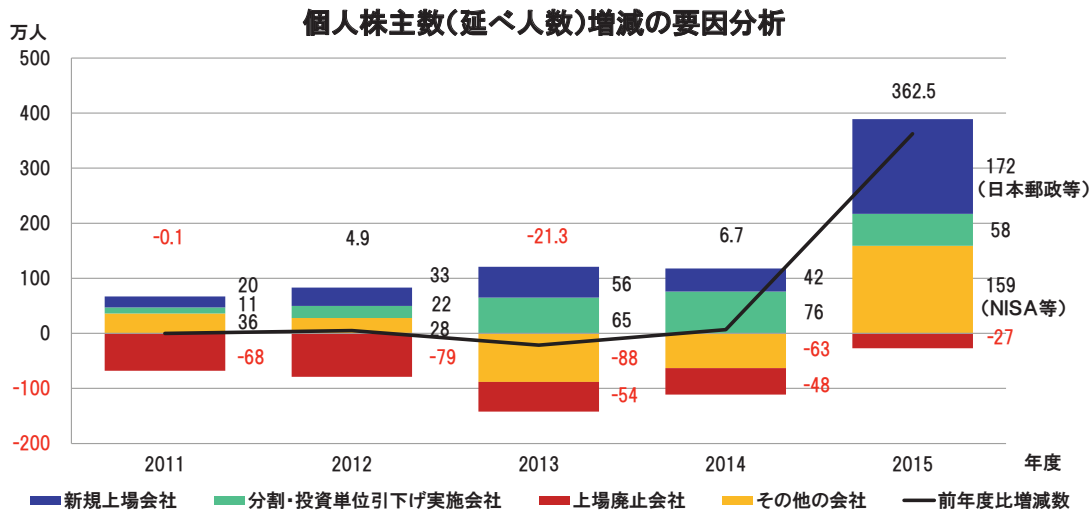
1

1. 株式市場における個人株主の動向

②個人株主数(延べ人数)増減の要因分析



○ 2015年度における個人株主数(延べ人数)の増加要因をみると、新規上場会社、その他の会社(新規上場会社でも分割・投資単位引下げ実施会社でもない会社)が多く、日本郵政グループ3社の大型上場とNISAが相応に寄与していることが窺える。



(出所)東京証券取引所「株式分布状況調査」

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

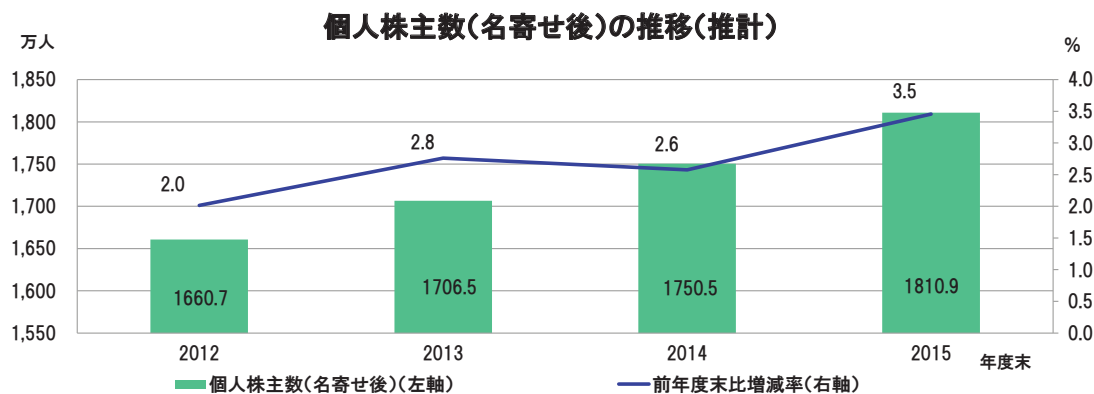
2

1. 株式市場における個人株主の動向

③個人株主数(名寄せ後)の推移(推計)



○ 個人株主数(名寄せ後)(注2)は、ここ数年、前年度比2%台で増加していたが、2015年度は、日本郵政グループ3社の大型上場やNISAをきっかけとして、前年度比60万人増(3.5%増)の最大1,810万人となったと推計される。



・証券保管振替機構「株式等振替制度 加入者情報登録状況」、東京証券取引所「2015年度株式分布状況調査」から推計。

(注2)1. 「個人株主数(名寄せ後)」とは、例えば、ある個人株主が1人で10銘柄保有している場合に、個人株主数1名とカウントするものである。

2. 証券保管振替機構(振替機関)が証券会社等(口座管理機関)ごとに通知を受けた加入者(振替株式等の振替を行うために口座管理機関から口座の開設を受けた者)の情報について名寄せを行った後の「株主等通知用データ」(法人株主を含む。)に、東京証券取引所「2015年度株式分布状況調査」における株主数(延べ人数)に占める個人の比率を乗じて推計。

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

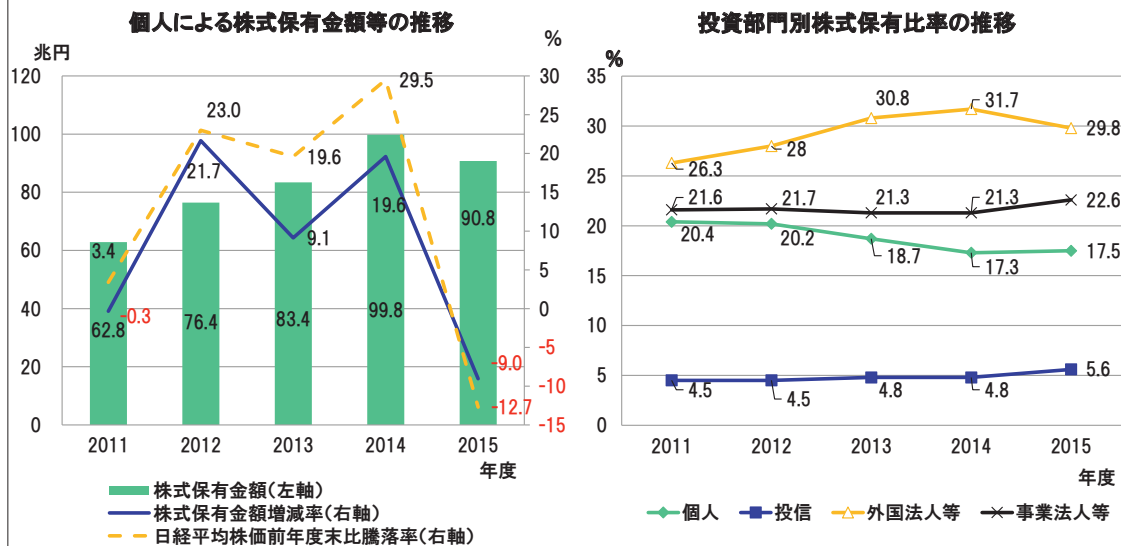
3

1. 株式市場における個人株主の動向

④個人の株式保有金額・比率



○ 個人の株式保有金額は、市況の影響を除けばあまり伸びていない。また、個人の株式保有比率は、外国法人等及び事業法人等の伸びを受け、低下傾向となっている。



(出所)東京証券取引所「株式分布状況調査」、日本経済新聞社

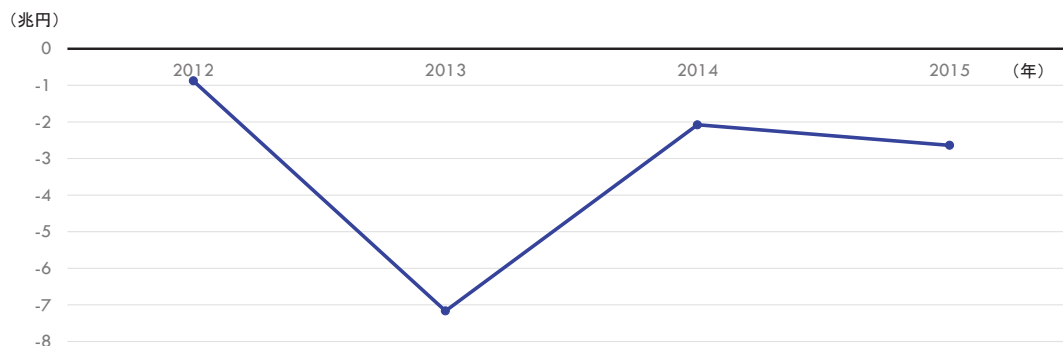
(注) 保有金額ベース

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

4

1. 株式市場における個人株主の動向

⑤個人の株式売買動向



(内訳)

(単位:億円)

	2012	2013	2014	2015
売買状況差引額(a)	-19,112	-87,379	-36,323	-49,995
公募・売出し買付額(b)	3,563	12,412	8,658	11,258
新規公開買付額(c)	6,788	3,310	6,885	12,339
合計	-8,761	-71,658	-20,780	-26,398

(注)個人の株式売買動向は、(株)東京証券取引所が公表している投資部門別売買状況の個人の売買状況差引額(a)に、個人が購入している株式の募集及び売出し金額(b)及び(c)を加え、算出。

(出所)日本証券業協会

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

5

2. 相続税に関するアンケート調査等

①不動産と上場株式との相続税評価額の比較



(注) 土地の路線価は年1回定められるのみであるため、その適用期間中の価格変動リスクを考慮し、実際の取引価格の80%程度とされている(建物の固定資産税評価額も同様)。ゴルフ会員権は、実際の取引価格にばらつきがあるため、市場価格の70%が評価額とされている。これら資産の評価額において、価格変動リスクが考慮されているのに対し、上場株式等の場合、価格変動リスクが考慮されていない。

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

6

(参考)不動産を利用した相続税対策

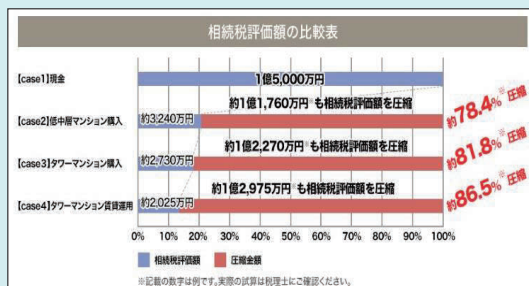
一般的に、不動産は実際の売買価格と比して相続税評価額が安いと言われており、インターネット上では、タワーマンションやアパートの賃貸を利用した相続税節税を指南する広告が多く見受けられる。

○タワーマンションを利用した節税指南広告(例)

相続税対策には、相続税評価額を圧縮できる
タワーマンションがおすすめです!

資産相続においては、現金を相続する場合と不動産を相続する場合とで相続税評価額が変わります。

最も節税効果が出るのは
**タワーマンションを賃貸運用した場合で、
相続税評価額を現金の場合と比較して8割以上^{*}
圧縮することが可能です。**



○賃貸アパートを利用した節税指南広告(例)

★アパート建設には相続税の節税効果があります。

相続税の節税対策のひとつに、空いている土地にアパートを建築する方法があります。では、なぜ、アパートを建築すると節税になるのでしょうか? 下の図で見ましょう。

例) 現金と空き地を所有している。(現金1億円 + 空き地2億円)

→ 対策 空き地に1億円アパートを建築

1億円 (現金) + 2億円 (土地) = 3億円 (現金+土地)

1億円 (現金) + 1.5億円 (土地) = 2.5億円 (現金+土地)

1.5億円の空き地は賃貸付き建付地となり約16,400万円

1.5億円の空き地は賃貸付き建付地となり約16,400万円

1.5億円の空き地は賃貸付き建付地となり約16,400万円

1.5億円の空き地は賃貸付き建付地となり約16,400万円



© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

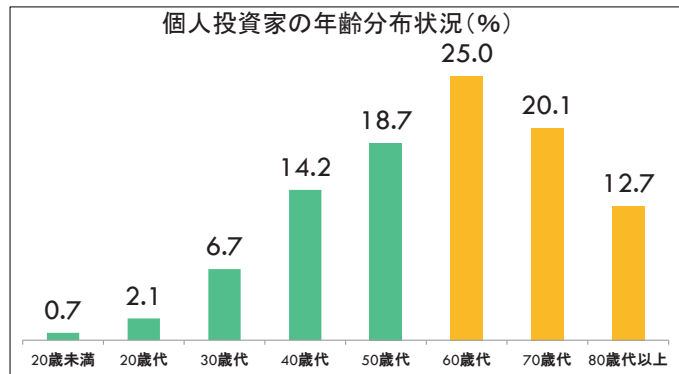
7

2. 相続税に関するアンケート調査等

②個人投資家の年齢分布・毎年の相続件数【27年ヒアリング調査】



- 個人投資家のうち**60歳以上が55%～61%**に達し、高齢化が進行
- 証券会社における1年間の**相続の件数(顧客の死亡数)**は全顧客の**1%程度で、増加傾向。今後も増加**が見込まれる
- 10年、20年先の年齢構成を考えると、**若年層への資産移転は急務**



日本証券業協会「相続に伴う個人投資家の動向等について」(大手証券会社等5社へのヒアリング)[平成27年実施] 非公表
調査方法: 各社の富裕層向け・相続事業の担当役員に対して、対面又は書面でのヒアリング
調査期間: 平成27年6月11日～7月8日

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

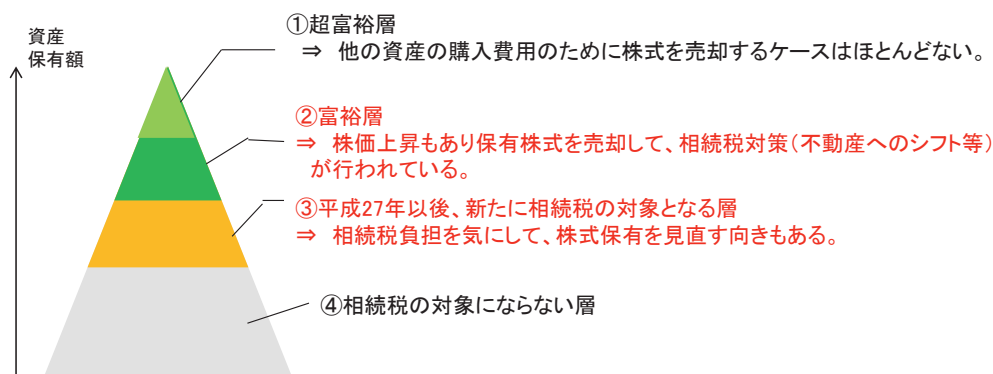
8

2. 相続税に関するアンケート調査等

③個人投資家の相続税対策【27年ヒアリング調査】



- 超富裕層は既に相続税対策を実施済。
- 富裕層は、相続税対策の意識がさらに高まり、**保有株式を売却して、不動産(タワーマンションなど)を購入するケースも少なくない**との声。
- 相続税の基礎控除額の引き下げにより**新たに相続税の対象になる層**は、今後、富裕層と同様に相続税対策を検討・実行に移しつつある。



日本証券業協会「相続に伴う個人投資家の動向等について」(大手証券会社等5社へのヒアリング)[平成27年実施] 非公表
調査方法: 各社の富裕層向け・相続事業の担当役員に対して、対面又は書面でのヒアリング
調査期間: 平成27年6月11日～7月8日

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

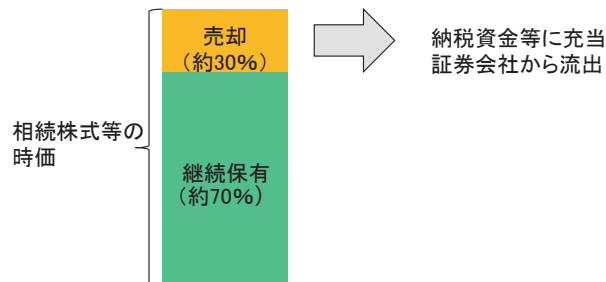
9

2. 相続税に関するアンケート調査等

④相続後の預り資産の減少【27年ヒアリング調査】



- 証券会社の営業努力にもよるが、預り資産ベースで30%が売却されている



- 被相続人が銀行等の遺言信託(執行権付き)を利用していると、ほとんどの場合、相続後に株式等は全額売却されてしまう。
- ラップ口座は相続が発生すると口座管理契約が切れるため、自動的に現金化。

日本証券業協会「相続に伴う個人投資家の動向等について」(大手証券会社等5社へのヒアリング)〔平成27年実施〕 非公表
調査方法: 各社の富裕層向け・相続事業の担当役職員に対して、対面又は書面でのヒアリング
調査期間: 平成27年6月11日～7月8日

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 10

2. 相続税に関するアンケート調査等

⑤相続税評価額等の見直しの必要性【27年ヒアリング調査】



- 個人投資家の高齢化、株価上昇、相続税の課税強化により、将来の相続税負担を意識した個人投資家は保有株式の売却あるいは売却を検討する向きがある。
- 保有株式を売却した資金は、相続税の軽減が図られるような不動産投資や教育資金一括贈与などにシフトもみられるとの声がある。
- 株式で相続を受けた現役層でも、約3割(金額ベース)は株式を売却している。
- 相続税負担の不公平感により、相続前後で株式の売却等が進むことは、貯蓄から投資、成長マネーの供給の観点からも、看過できない現状にある。
- 個人投資家が将来や世代間にわたり、継続して株式を保有することをサポートする税制が必要。

日本証券業協会「相続に伴う個人投資家の動向等について」(大手証券会社等5社へのヒアリング)〔平成27年実施〕 非公表
調査方法: 各社の富裕層向け・相続事業の担当役職員に対して、対面又は書面でのヒアリング
調査期間: 平成27年6月11日～7月8日

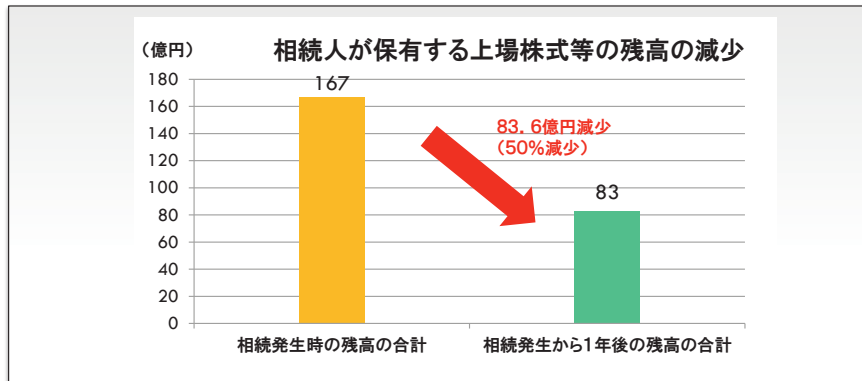
© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 11

2. 相続税に関するアンケート調査等

⑥相続後の株式の売却実態【27年サンプリング調査】



- 相続人が上場株式等への投資経験がない場合、相続財産のうち価格変動リスクが高い資産である株式を売却



【上場株式等を相続により取得した顧客の売却状況（サンプリング調査）】（証券会社11社対象）

- 調査対象者が相続発生日において保有する上場株式等の残高（時価）と、同日から1年後の日において保有する上場株式等の残高（時価）を比較（直近5年間で上場株式等の相続を受けた顧客を対象）
- 調査対象者182名のうち、1年後の日において保有する上場株式等の残高が減少したのは113名
- 調査対象者が保有する残高は、1年後の日において83.6億円（50%）減少（原因は売却等によるものと推定）

※相続発生日や同日から1年後の日において保有する上場株式の残高の把握が困難な場合には、それぞれの日の直前に交付した取引残高報告書に記載された残高や直近の月末の残高を利用

日本証券業協会サンプリング調査（平成27年）非公表

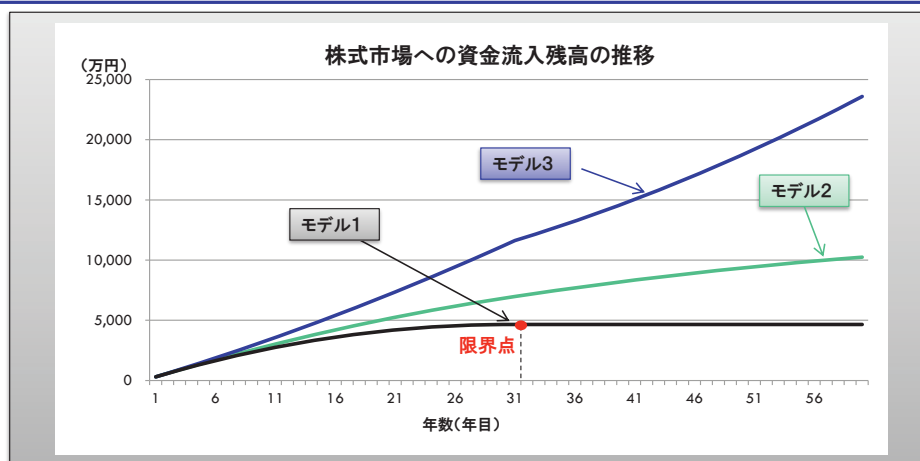
© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 12

3. 相続税が個人（家計）による成長資金供給に与える影響

①相続による株式離れ⇒継続的な成長資金の供給を阻害



相続を契機とした株式離れ（株式の全額売却）に対策を講じなければ、家計による継続的な成長資金の供給に限界が生じる。



モデル1 相続を契機とした株式離れ（相続前後に株式を全額売却）が発生するモデル

モデル2 相続を契機とした株式離れを防ぐ策（相続人に株式を50%保有）を施したモデル

モデル3 さらに相続を契機として、相続人による追加的な株式投資（相続人が株式を50%保有し、さらにその後も投資する）が実現したモデル

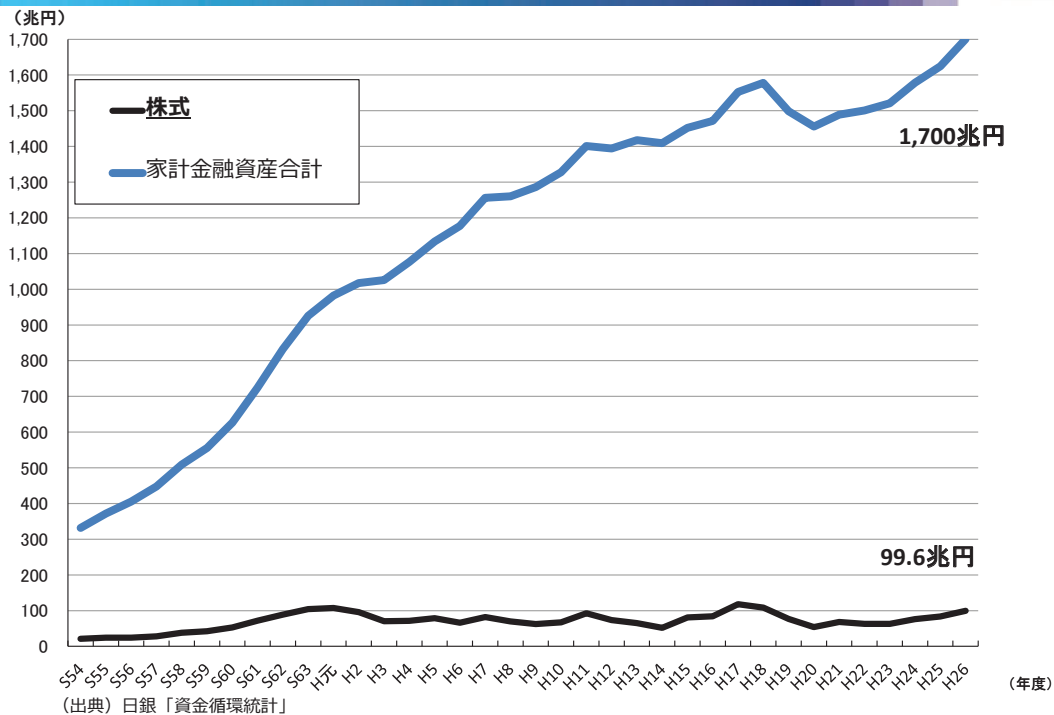
※モデルの前提は以下のとおり。

- ・株式市場に参加している個人が50歳から79歳まで1人ずつ、計30人存在。ある時点（1年目）から80歳となって死亡するまで毎年10万円ずつ株式を購入。毎年、80歳となる1人が死亡し、50歳となる人が1人市場に参加（運用益は考慮しない）。

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 13

3. 相続税が個人(家計)による成長資金供給に与える影響

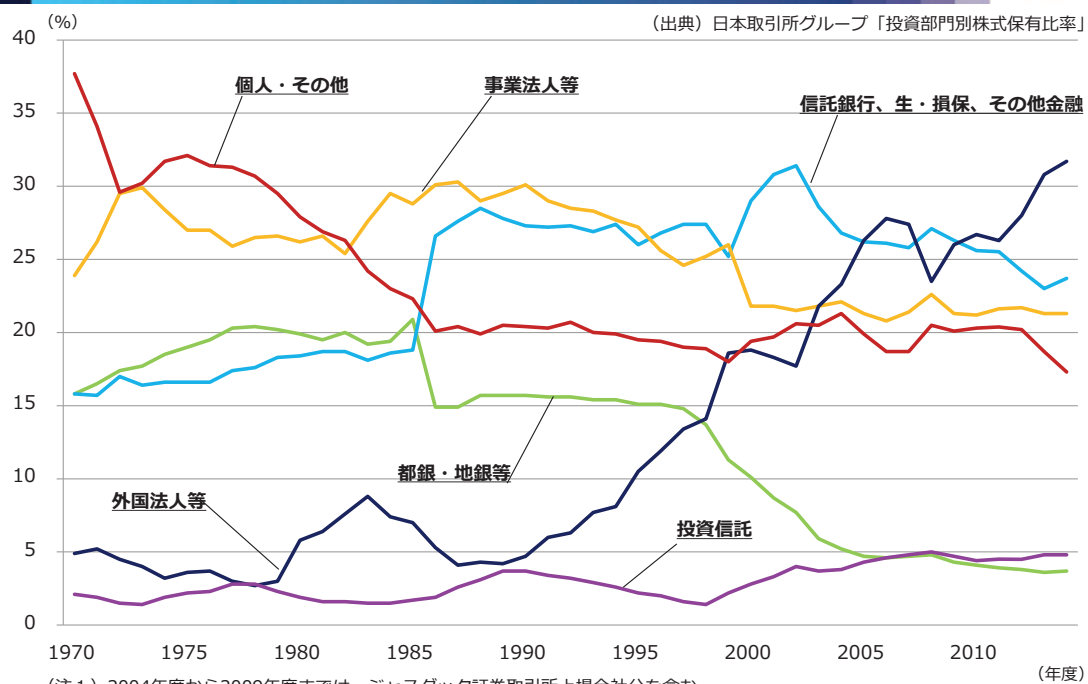
②家計金融資産における株式資産保有推移



© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 14

3. 相続税が個人(家計)による成長資金供給に与える影響

③主要投資部門別株式保有比率の推移



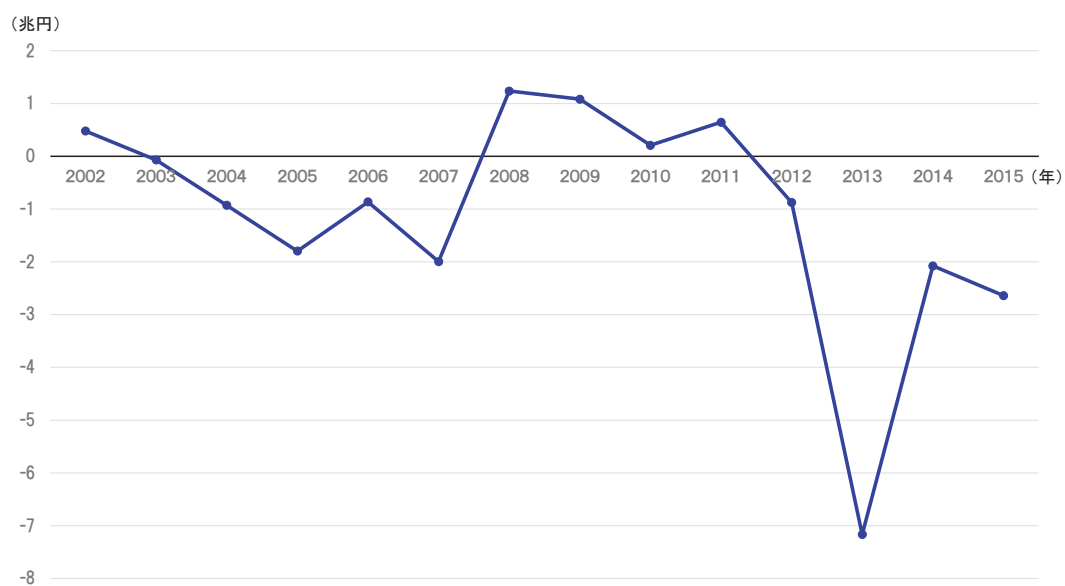
(注1) 2004年度から2009年度までは、ジャスダック証券取引所上場会社分を含む

(注2) 「投資信託」については「都銀・地銀等」と「信託銀行、生・損保、その他金融」に含まれる内訳数値を表示

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 15

3. 相続税が個人(家計)による成長資金供給に与える影響

④個人の株式売買動向

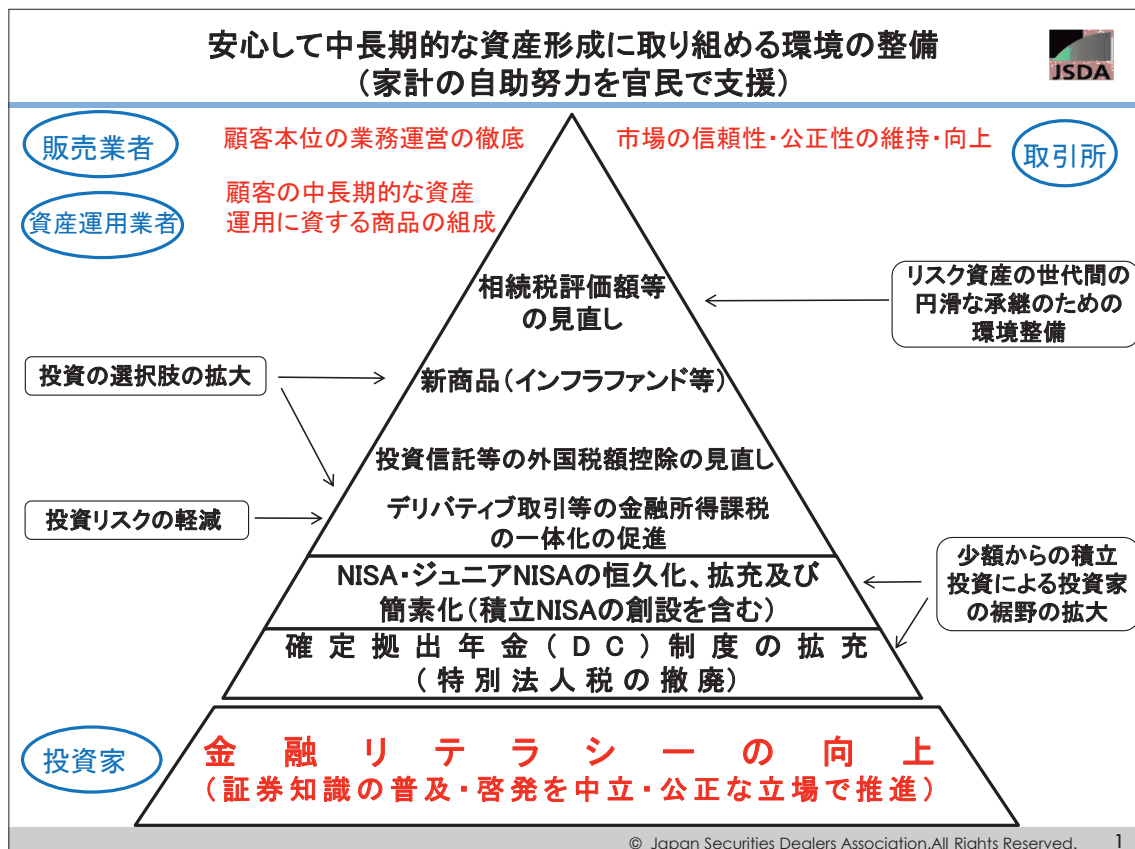


(注)個人の株式売買動向は、(株)東京証券取引所が公表している投資部門別売買状況(個人)の代金に、個人が購入している株式の募集及び売出し金額を加え、算出。
(出所)日本証券業協会

相続税関係の税制改正要望の状況

平成29年2月8日
日本証券業協会

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.



上場株式等の相続税評価等の見直し



【平成29年度税制改正要望(証券関係三団体)】

①上場株式・公募株式投資信託の相続税評価額を見直すこと【財金部会重点】



②上場株式・公募株式投資信託について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること【財金部会重点】



③上場株式・公募社債・公募証券投資信託に係る相続時の物納順位を国債・地方債・不動産と同等とすること【財金部会重点】



④親子二世代等での上場株式・公募証券投資信託への投資について相続税等に関する税制優遇措置を講じること

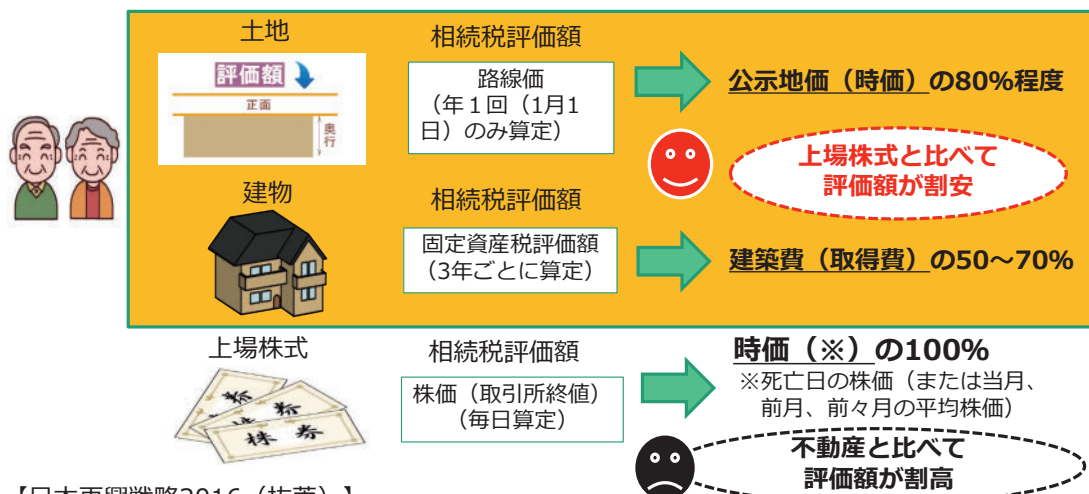


【税制改正要望①】



上場株式並びに公募株式投資信託については、他の財産と比較して相続税の負担感が相対的に高いため、相続税評価額を見直すこと

不動産(土地・建物)と上場株式との相続税評価額の比較



【日本再興戦略2016(抜粋)】

(略)～上場株式等にかかる相続税の取扱いについては、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、他の資産と比較しても不利なため、国民の資産選択に歪みを与えているとの指摘がある。こうした状況は安定的な資産形成を働きかける上でマイナス要因となりがねないため、改善を検討する。

○上場株式等の相続税評価額見直しの具体案

現行の評価額（死亡日の終値・月平均、前月平均・前々月平均の最低価格）から死亡日の株価で換金するためのコスト（オプション料）を割り引いて計算する

相続・贈与発生時点の偶発的な株価変動による評価を回避し、ある時点での株価をできる限り正確に評価するためのもの
⇒現行の評価方法（一時点ではなく、一定期間の平均株価による評価方法）



（参考）平成28年度要望

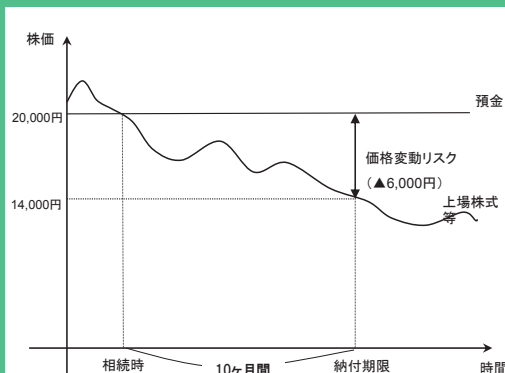
【現状及び問題点】

- 上場株式等※は、価格変動リスクの高い金融商品であるにもかかわらず、相続時点の時価（注）で評価され、相続時から納付期限までの期間（10ヶ月間）の価格変動リスクは考慮されない。
 - このため、投資家は価格変動リスクの低い預金や債券を選択する傾向にあり、株式離れを助長しているとの指摘。
 - 上場株式等についても、相続税評価の安全性を斟酌し、定点の時価に一定割合の価格変動リスクを考慮すべき。
- （注）現行制度では、相続時の時価と、相続時以前3か月間（相続発生月、その前月、前々月）の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価。
※上場株式等には公募株式投資信託、ETF及びREITなどが含まれる。

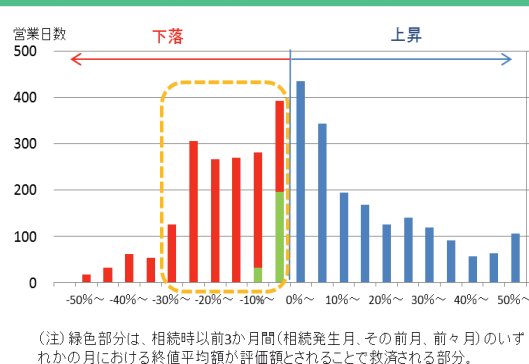
【要望事項】

上場株式等については、相続税の評価において、価格変動リスクを十分に考慮（時価の70%など）すること。

○ 相続時から納税期限までに株価が下落するケース



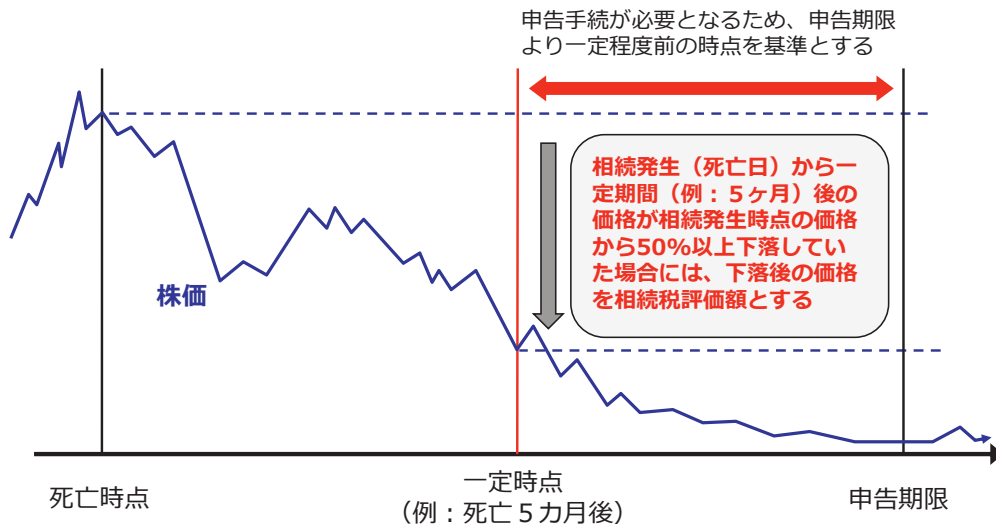
○ 相続発生時から相続税納付期限日までの株価の変動率（TOPIX・過去15年）



【税制改正要望②】



急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式並びに公募株式投資信託について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること



© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

6

【税制改正要望③】



相続財産間の不均衡是正のため、上場株式、公募社債並びに公募証券投資信託に係る相続時の物納財産としての順位を国債・地方債・不動産と同等とすること

【現行の相続税物納制度】

次に掲げるすべての要件を満たしている場合に、物納の許可を受けることができる

- 延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があり、かつ、その納付を困難とする金額を限度としていること
- 物納申請財産は、納付すべき相続税の課税価格計算の基礎となった相続財産のうち、次に掲げる財産及び順位で、その所在が日本国内にあること
 - 第1順位 国債、地方債、不動産、船舶
 - 第2順位 社債、株式、証券投資信託又は貸付信託の受益証券
 - 第3順位 動産

※後順位の財産は、税務署長が特別の事情があると認める場合又は先順位の財産に適当な価額のものが無い場合に限って物納に充てることができる

【要望】

上場株式（ETF及びREIT等を含む）、公募社債並びに公募証券投資信託の物納財産としての順位を引上げ、国債・地方債・不動産等と同等の第1順位とすること

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

7

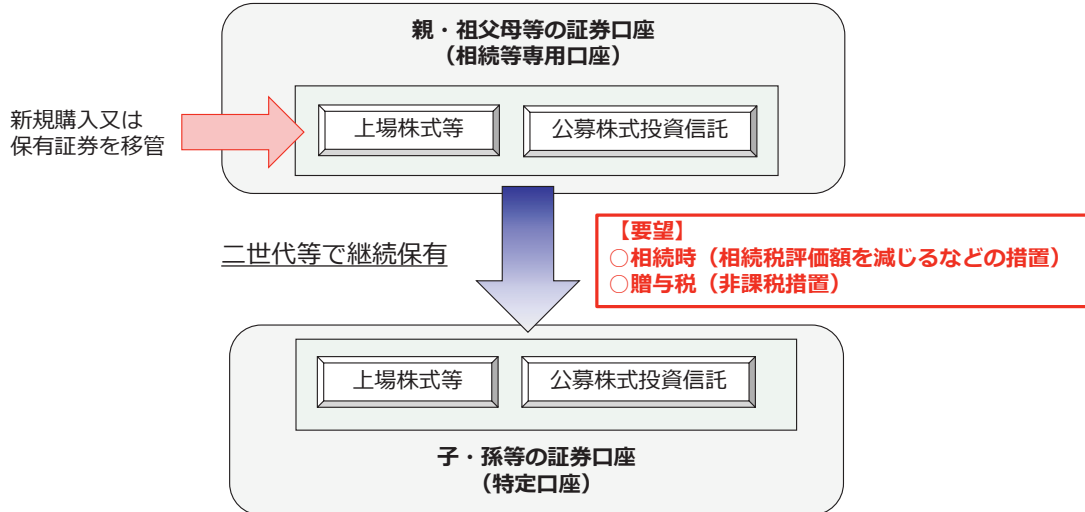
【税制改正要望④】



金融資産の世代間移転を円滑にする観点から、親子二世代等での上場株式等への投資について相続税等に関する税制優遇措置を講じること

【具体案】

例えば、親・祖父母等が開設する相続等専用口座で保有する上場株式等については、相続時に相続税評価額を減じるとともに、贈与時には一定の金額を非課税とする



© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

8

要望実現に向けての問題点・論点



現行制度

(相続税評価額)
◆相続財産評価は「時価」が原則(相続税法22条)
◆上場株式は取引所の公表する死亡日の最終価格(または死亡前3か月間の最終価格の月平均額)で評価(国税庁財産評価基本通達)

(物納)
◆金銭納付が困難な事由がある場合に限り物納が可能(相続税法41条①)
◆上場株式等の物納充当順位は、国債・地方債・不動産・船舶に劣後(相続税法41条⑤)

問題点

◆相当額の上場株式等を保有している投資家でも、相続税評価上は他の資産と比較して不利だと認識(⇒参考1及び2)

◆このため、相続対策として上場株式等の増加抑制や縮小、現金化など、相続を契機とした株離れを助長(⇒参考3及び4)

◆上場株式等の世代間の円滑な承継の環境がないため、いくら資産形成を支援しても、個人金融資産に占める株式は増えず、我が国企業の成長資金の供給が滞る一因(⇒参考5)

◆流動性が高いものの価格変動リスクも大きい上場株式等の特質を適切に勘案せずに相続税評価をしていることがこれらの問題の原因(⇒参考6、7)

◆物納順位において劣後する上場株式等はやむを得ず換金する必要がある

政府の方針

【日本再興戦略2016】
上場株式等にかかる相続税の取扱いについては、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、他の資産と比較しても不利なため、国民の資産選択に歪みを与えているとの指摘がある。こうした状況は安定的な資産形成を働きかける上でマイナス要因となりがねないため、改善を検討する

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

9

改正要望

(1)相続税評価額の見直し

現行の評価額から死亡日の株価で換金するためのコスト（申告期限までの10か月間の価格変動リスク相当額）を割引くこと

(2)リーマンショック後など株価が著しく下落した際の救済策（セーフティーネット）

申告までに著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること（例えば5か月で50%以下）

(3)物納順位の見直し

上場株式等に係る相続時の物納財産としての順位を国債・地方債・不動産・船舶と同等とすること

実現に向けての論点・課題

(1) (2) 共通

①相続財産の**時価評価の原則**との関係
取引所の価格があるので相続税の「時価」は取引所の価格とするしかないのではないか

⇒ **個人の価格変動リスクの高い資産に上場企業並みの「時価会計」を機械的に求めるのか**

②相続発生後に**株価は下落することも上昇することもあることとの関係**

⇒ **個人の一生にとって相続は1回しかないことを踏まえた「行動経済学」的な視点が重要（参考8）**

(1) について

③価格変動リスクを負う期間を10か月とみることの妥当性

(2) について

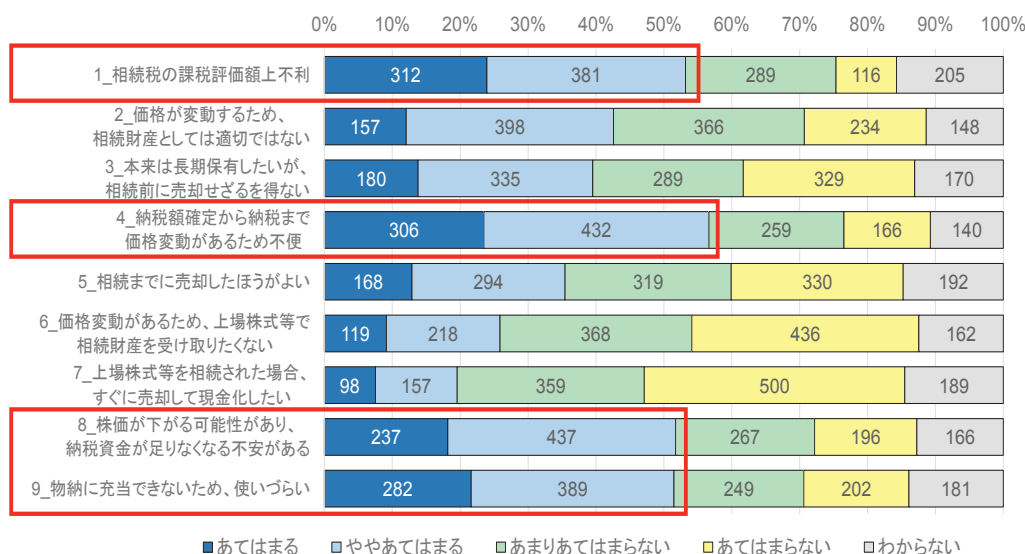
④5か月で50%以下、とすることの妥当性

(参考1) 相続税関心層向け調査①

上場株式等は他の資産と比べて不利だととらえられている

○上場株式等は相続税の課税評価額上「不利である」とする投資家が半数以上に達している。中でも、**価格変動・価値急変に対する不安は根強い**。

■ 上場株式等を相続することについて、以下の項目それぞれについてあなたのお考えをお聞かせください。



■ あてはまる □ ややあてはまる ■ あまりあてはまらない ■ あてはまらない □ わからない

(参考2) 相続税関心層向け調査②



上場株式等は他の資産と比べて不利だととらえられている

○投資家が価格変動リスクを負う期間は合計で10ヶ月程度と推計され、価格変動に対する投資家の不安を裏付ける。

▽相続発生日

▽四十九日

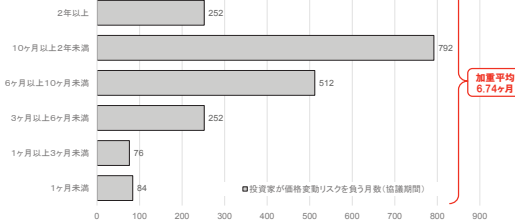
納税申告▽

(ア)協議に入るまでの準備期間

- 葬儀・法要
- 相続人の特定
- 相続財産の棚卸し
- 相続要件の確認
- 専門家への依頼など

(イ)協議期間

7ヶ月程度＝6.74ヶ月(本アンケート調査より)



(ウ)協議後の手続期間

- 協議書作成
- 振込・移管
- 名義書換
- 申告準備
- 納税資金準備など

2ヶ月程度

7ヶ月程度

1ヶ月程度

10ヶ月程度

日本証券業協会「上場株式等の相続税評価額に対する個人投資家意識調査」(平成28年)

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

12

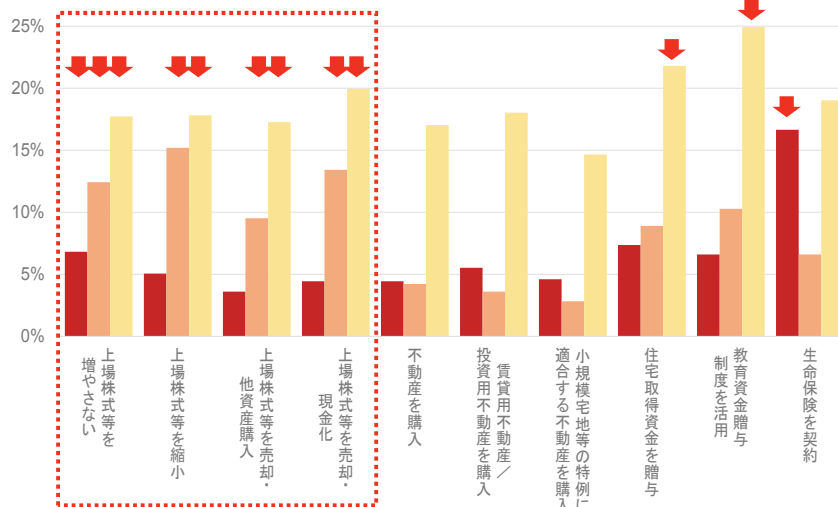
(参考3) 相続税関心層向け調査③



相続を契機とした投資家の株式離れが助長されている

○今後の相続対策・準備として、上場株式等を「売却・現金化」しようとするポテンシャルは大きい。

■ あなた、または、あなたに資産を相続する可能性のある方は、「相続対策」のために行う以下の各項目についてどのようにされていますか。(複数回答)



■すでにこの対策を実施している ■この対策を実施する予定がある ■この対策に興味がある

日本証券業協会「上場株式等の相続税評価額に対する個人投資家意識調査」(平成28年)

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

13

(参考4) 相続税関心層向け調査④

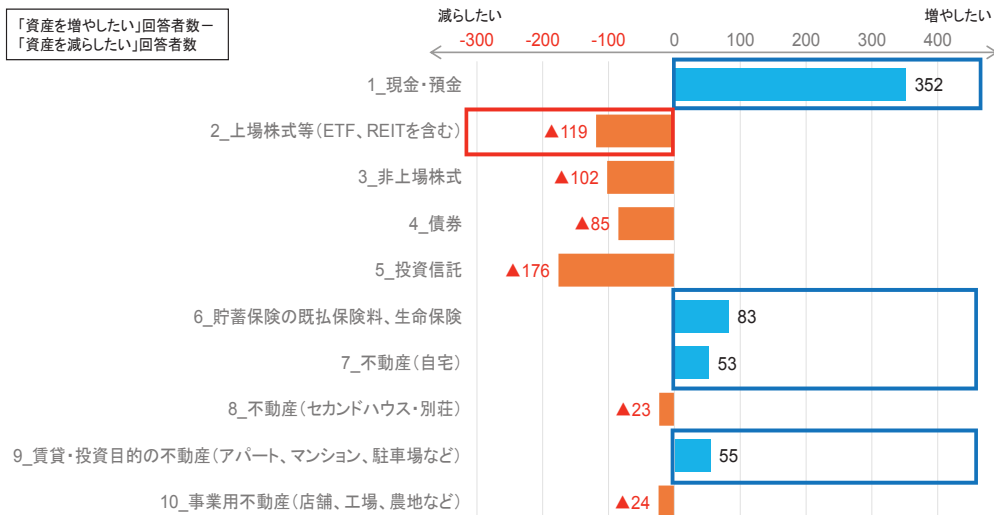


相続を契機とした投資家の株式離れが助長されている

○ 現行の相続税制下では、上場株式等は「減らしたい」資産であるとする投資家が多数。

■ 現在の相続税制を踏まえると、あなたが今後「相続」により残したい資産の割合に変化はありますか。

「資産を増やしたい」回答者数
「資産を減らしたい」回答者数



日本証券業協会「上場株式等の相続税評価額に対する個人投資家意識調査」(平成28年)

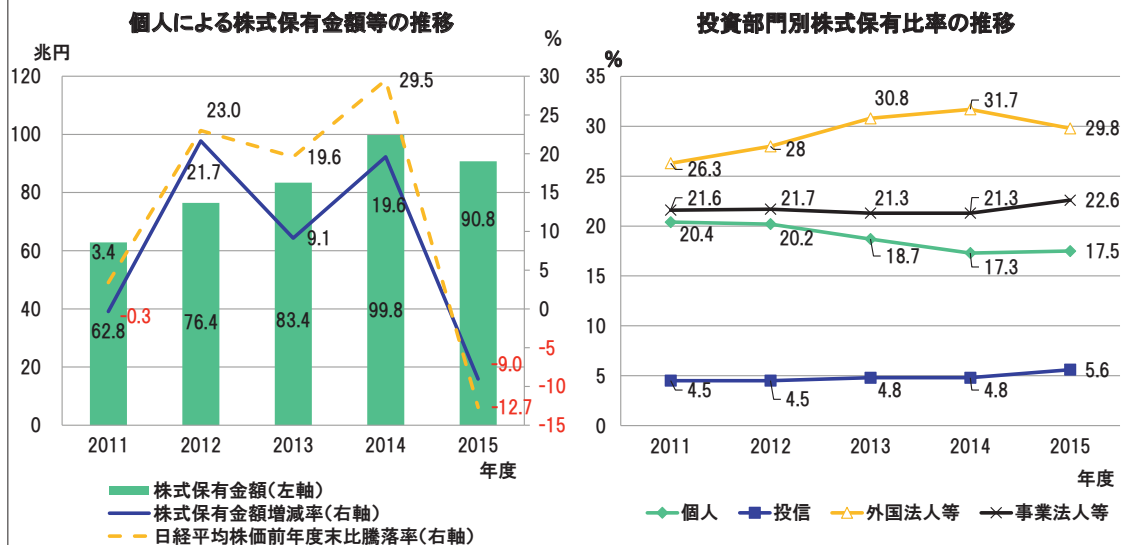
© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

14

(参考5) 個人の株式保有金額・比率 (東証「株式分布状況調査」)



○ 個人の株式保有金額は、市況の影響を除けばあまり伸びていない。また、個人の株式保有比率は、外国法人等及び事業法人等の伸びを受け、低下傾向となっている。



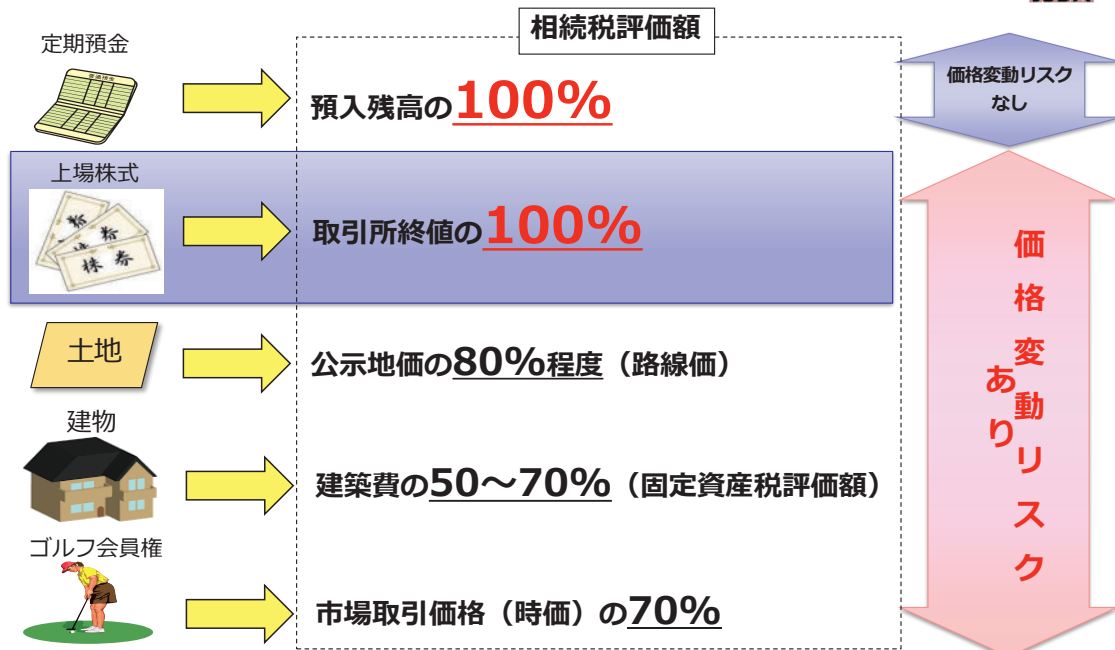
(出所) 東京証券取引所「株式分布状況調査」、日本経済新聞社

(注) 保有金額ベース

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

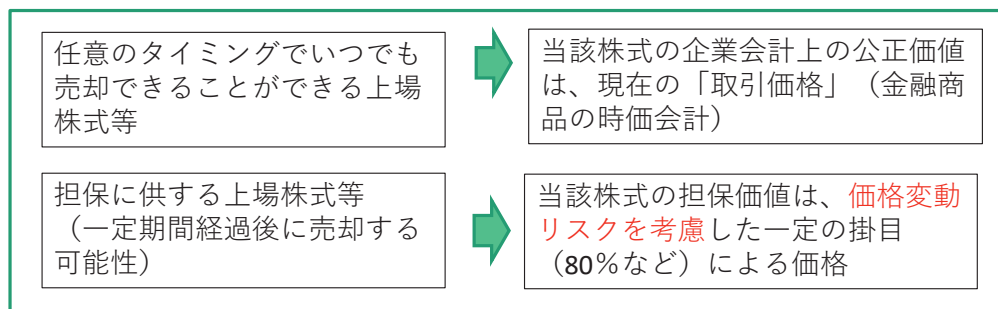
15

(参考6) 不動産と上場株式との相続税評価額の比較



(注) 土地の路線価は年1回定められるのみであるため、その適用期間中の価格変動リスクを考慮し、実際の取引価格の80%程度とされている(建物の固定資産税評価額も同様)。ゴルフ会員権は、実際の取引価格にばらつきがあるため、市場価格の70%が評価額とされている。これら資産の評価額において、価格変動リスクが考慮されているのに対し、上場株式等の場合、価格変動リスクが考慮されていない。

(参考7) 上場株式等の相続税評価(時価)の考え方



財産評価基本通達では、「その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮」と規定されている。

○個人の相続における上場株式等の評価は、以下のように**株価変動**を考慮すべき

相続手続(一定期間)経過後にしか売却することができない上場株式等



当該株式の時価は、売却可能となるまでの**一定期間の価格変動リスクを考慮**した価格

納税時期までの評価の安全性を斟酌すべき

財産評価基本通達

(評価の原則)

1 財産の評価については、次による。(平3課評2-4外改正)

(2) 時価の意義

財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期(相続、遺贈若しくは贈与により財産を取得した日若しくは相続税法の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日又は地価税法第2条《定義》第4号に規定する課税時期をいう。以下同じ。)において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。

(3) 財産の評価

財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する。

○土地の時価について

	目的	評価機関	評価時点	価格水準
地価公示価格	①土地取引の指標 ②鑑定士等の評価基準	国土交通省	1月1日 (毎年公示)	100%
基準地価格	上記①、②	都道府県知事	7月1日 (毎年公示)	100%
相続税路線価	相続税及び贈与税の評価基準	国税局長	1月1日 (毎年評価替) ※公表は7月1日	80%
固定資産税評価額	固定資産税、不動産取得税及び登録免許税の課税標準	市町村長	1月1日 (3年に一度評価替)	70%

○相続税路線価

相続税路線価が地価公示価格の80%程度であるのは、価格決定が1月1日時点であることにも関係しており、相続税路線価は1年間変わらない。

しかし、相続はいつ起こるかわからないので、相続発生時点の土地の評価を、1月1日時点の相続税路線価で評価することになっている。

この状況は、年の途中で地価が大きく下落した場合、相続発生時点の時価評価に比べて、相続税路線価による評価のほうが高くなってしまう危険を伴うので、80%程度の水準に下げて地価変動を吸収し、安全性を斟酌している。

相続税路線価は、実質的に納税時期までの地価変動を考慮。

人生にとって相続は1回しかなく、その場合、人は利益より損失の痛みを重視しがち。

⇒ 現行の相続税評価制度は、価格変動リスクの大きい上場株式等について、相続財産としての承継をためらわせ、相続を契機とした株離れを引き起こしている

【相続税評価に際し、相続後の価格変動リスクを考慮すべきでないとする考え方】

○相続後に株価は下がることもあれば、上がることもあるので、下がることを前提とした税制上の手当てを行うことは適当でない。



【見落としている重要な論点】

- 人生において相続を何度も繰り返すことができれば、価格変動の影響も平準化されよう。
- しかし、現実には相続の発生は1回限りで繰り返しができない。そのような場合、人は相続後の株価下落による損失（相続税負担の増と相続財産の目減り）を、株価上昇による利益よりも重視してしまいがち（行動経済学的な視点）。
- また、相続人からみても、遺産分割協議が終了するまでは売却できず、価格変動リスクに晒されるが、利益より損失を重視してしまいがち。

損失回避性が高まり、相続を契機とした株離れ



相続税負担：増加
相続財産：目減り

【参考】投資と行動経済学①

質問：あなたはコイン投げのゲームに誘われました。

・裏が出たら、1万円支払わなければならない。

・表が出たら、1万5000円もらえる。

あなたはこのゲームに
参加しますか？



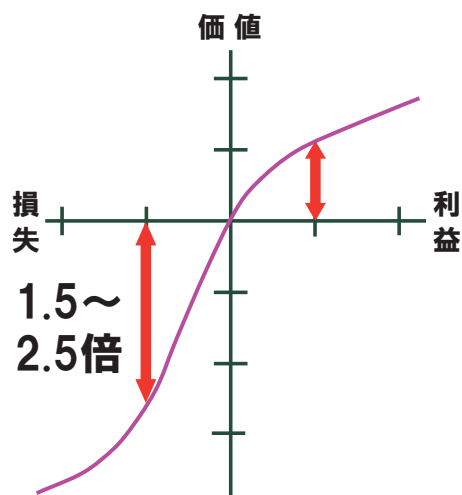
YES

NO

【参考】投資と行動経済学②



プロスペクト理論の価値関数



(出所) マッテオ・モッテルリーニ (2008) 「経済は感情で動く」等をもとに作成

期待値が2500円でプラスだから
($\triangle 1万円 \times 1/2 + 1万5000円 \times 1/2$)



ゲームに参加するのが「合理的」

しかし、現実には
参加しない人も多い

損失は利益よりも
強く感じられるから

日本証券経済研究所「資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関する研究会」 第2回研究会 報告資料

個人のバランス・シート構成の分析

株式会社 野村資本市場研究所
主任研究員

宮本 佐知子

2017年5月9日

研究会での本報告の位置づけと目次

○本報告の位置づけ

「資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関する研究会」(設置要綱)より

2 検討事項

本研究会では、以下の(1)及び(2)のとおり、個人の資産形成の現状や税制が資産形成に与える影響について分析し、調査・研究を行う。

(1) 個人の資産形成の現状分析

① 個人のバランス・シート構成の分析(時系列比較、海外比較) ← 本報告

② 各種公共政策の個人のバランス・シート構成への影響分析

(2) 税制が資産形成に与える影響分析

① 資産・負債に係る取得・保有・売却・相続に係る国内税制の横断的整理

② 上場株式に係る税制の中立性に関する検証(税理論の観点から)

③ 資産・負債に係る取得・保有・売却・相続に係る税制の海外比較

④ 現行税制が個人の資産選択行動へ与える歪みの有無の分析(実証分析や行動経済学的アプローチを含む)

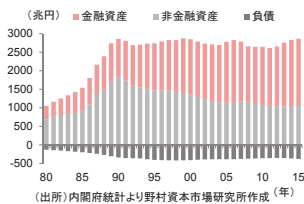
○本報告の目次

1. 家計部門のバランス・シート
2. 年齢階層別のバランス・シート
3. 家計の資産形成の現状
4. 家計の世代間資産移転の現状

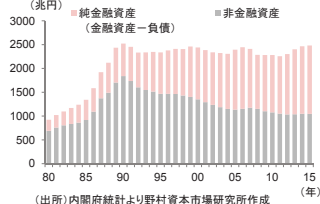
1 家計部門のバランス・シート ①資産・負債

NOMURA

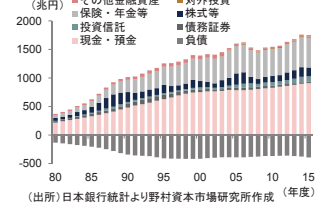
資産・負債の推移



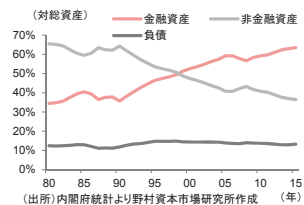
純資産の推移



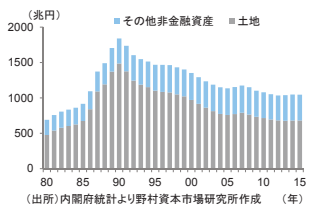
金融資産・負債の推移



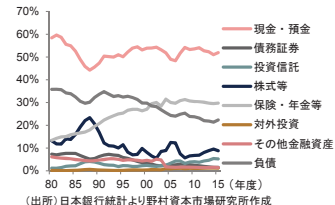
資産・負債の構成比の推移



非金融資産の推移



金融資産・負債の構成比の推移



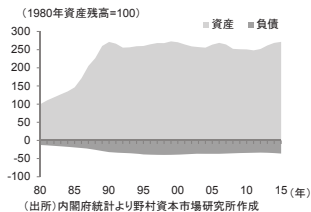
野村資本市場研究所 宮本佐知子

2

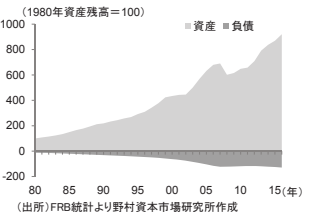
1 家計部門のバランス・シート ②資産・負債の国際比較

NOMURA

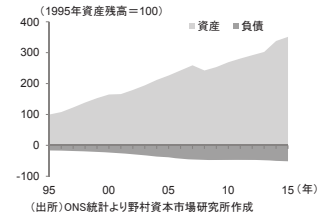
日本の資産・負債の推移



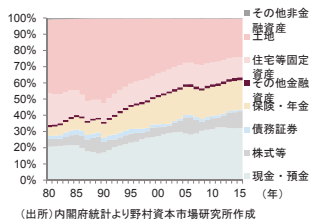
米国の資産・負債の推移



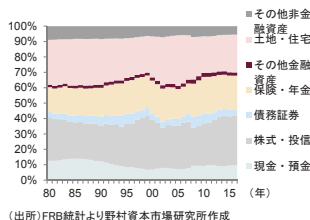
英国の資産・負債の推移



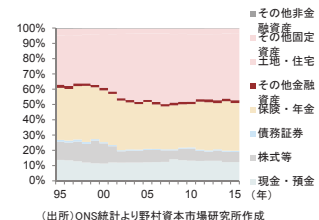
日本の資産構成の推移



米国の資産構成の推移



英国の資産構成の推移



野村資本市場研究所 宮本佐知子

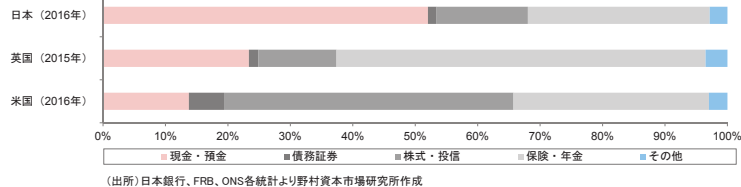
3



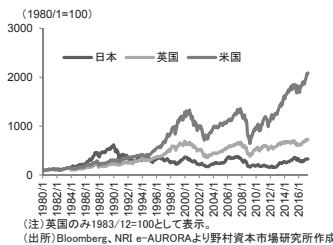
1 家計部門のバランス・シート ③資産と市場環境の国際比較

NOMURA

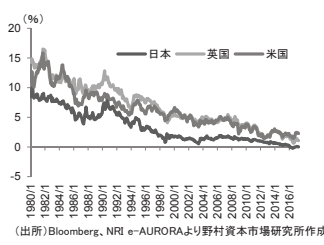
金融資産の構成比



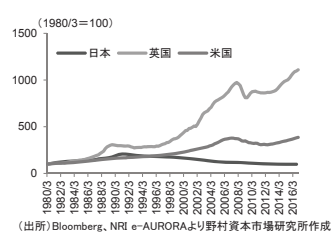
株価



10年債利回り



住宅価格



野村資本市場研究所 宮本佐知子

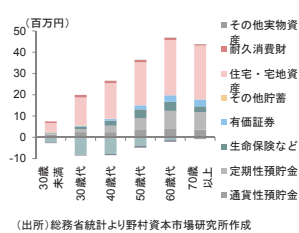
4



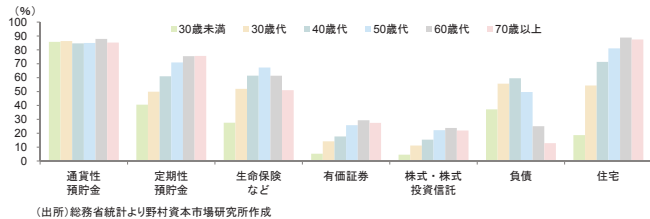
2 年齢階層別のバランス・シート

NOMURA

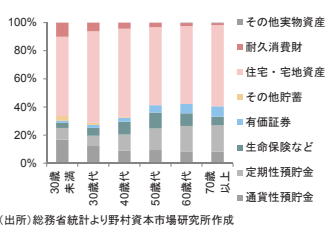
年齢階層別の世帯資産・負債



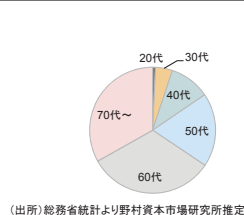
年齢階層別の世帯資産保有率



年齢階層別の世帯資産構成比

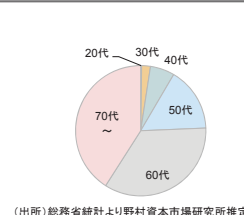


金融資産の年齢階層別の保有割合



野村資本市場研究所 宮本佐知子

有価証券の年齢階層別の保有割合

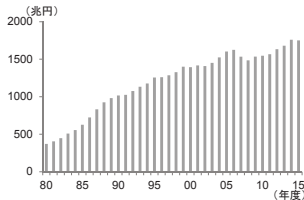


5

3 家計の資産形成の現状 ①金融資産と貯蓄をめぐる変化

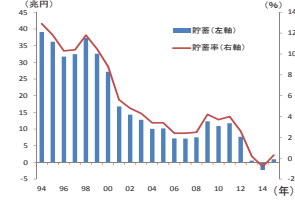
NOMURA

金融資産残高の推移



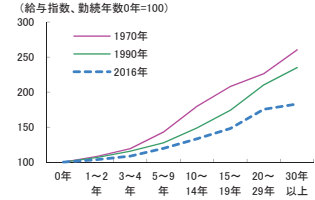
(出所)日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

貯蓄と貯蓄率の推移



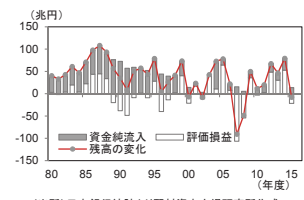
(出所)内閣府統計より野村資本市場研究所作成

勤続年数と賃金所得の変化



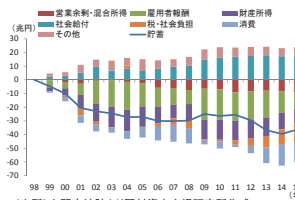
(出所)厚労省統計より野村資本市場研究所作成 (勤続年数)

金融資産残高増減の要因分解



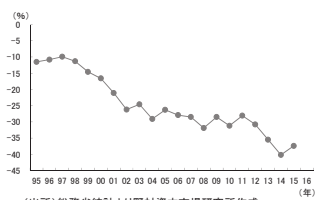
(出所)日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

貯蓄増減の要因分解(対1998年)



(出所)内閣府統計より野村資本市場研究所作成

退職者世帯の黒字率の推移



(出所)総務省統計より野村資本市場研究所作成

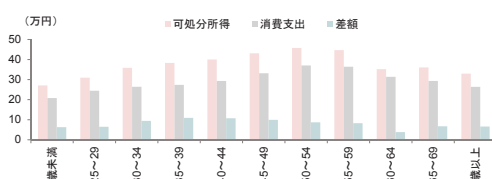
野村資本市場研究所 宮本佐知子

6

3 家計の資産形成の現状 ②年齢階層別の収支と貯蓄目的

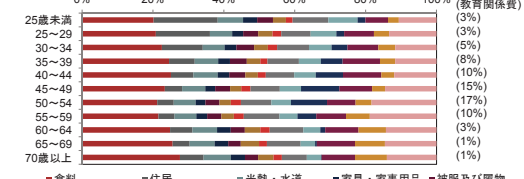
NOMURA

年齢階層別の月次世帯収支(勤労者世帯)



(出所)総務省統計より野村資本市場研究所作成

年齢階層別の世帯支出内訳(勤労者世帯)



(出所)総務省統計より野村資本市場研究所作成

家計の貯蓄目的

		病気や不 測の災害 への備え	子どもの教 育資金	子どもの結 婚資金	住宅の取 得または増 改築などの 資金	老後の生 活資金	耐久消費 財の購入 資金	旅行、レ ジャーの資 金	納税資金	遺産として 子孫に残す	とくに目的 はないが、 金融資産を 保有してい れば安心	その他
世帯主の 年齢別	20歳代	41.5	65.9	7.3	31.7	24.4	14.6	19.5	4.9	0.0	26.8	2.4
	30歳代	53.6	68.7	4.2	24.2	35.1	18.9	20.0	4.5	1.5	20.4	4.9
	40歳代	51.8	70.6	5.0	11.2	56.0	18.1	11.7	3.4	2.3	19.7	4.1
	50歳代	62.0	28.9	11.6	13.5	77.1	13.9	9.4	4.6	5.4	19.7	3.2
	60歳代	70.6	3.5	5.6	9.2	85.3	13.2	15.5	5.6	11.1	22.1	4.1
	70歳以上	73.6	2.2	1.6	9.4	79.9	8.9	9.6	6.5	9.0	27.3	5.4
	合計	63.7	28.8	5.8	12.5	70.5	13.8	12.7	5.2	6.7	22.2	4.3

(注)貯蓄を有する二人以上世帯への調査結果であり、3つまでの複数回答。各世代で回答が最も多かったものにシヤドフを付けている。

(出所)金融広報中央委員会調査より野村資本市場研究所作成

野村資本市場研究所 宮本佐知子

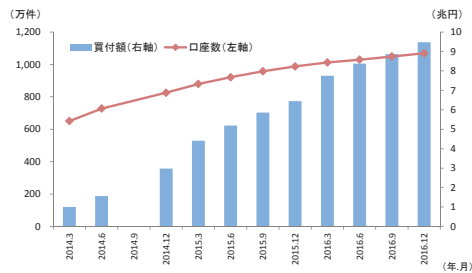
7

3 家計の資産形成の現状 ③NISA利用状況(概要)

NOMURA

NISA利用状況の推移

	2016年6月末	(構成比)	前期比	2016年9月末	(構成比)	前期比	2016年12月末	(構成比)	前期比
口座数(口座)	10,296,622		1.7%増	10,490,618		1.9%増	10,690,000		1.9%増
買付額(万円)	837,617,946	(100.0%)	8.1%増	885,918,170	(100.0%)	5.8%増	947,560,000	(100.0%)	7.0%増
上場株式	299,216,752	(35.7%)	8.9%増	316,983,392	(35.8%)	5.9%増	-	-	-
投資信託	517,004,471	(61.7%)	7.5%増	546,207,601	(61.7%)	5.6%増	-	-	-
ETF	14,133,384	(1.7%)	7.5%増	14,732,582	(1.7%)	4.2%増	-	-	-
REIT	7,263,339	(0.9%)	11.9%増	7,994,595	(0.9%)	10.1%増	-	-	-



(注)1. 口座数は、各時点で投資可能な勘定が設定されている口座数。
2. 買付額は、2014年、2015年及び2016年の利用枠で買付があった金額の合計で、買付時の時価により算出。
3. 2014年9月末の利用状況は公表されていない。
4. 2016年12月末の値は速報値。
(出所)金融庁統計より野村資本市場研究所作成

野村資本市場研究所 宮本佐知子

8

3 家計の資産形成の現状 ④NISA利用状況(年齢階層別)

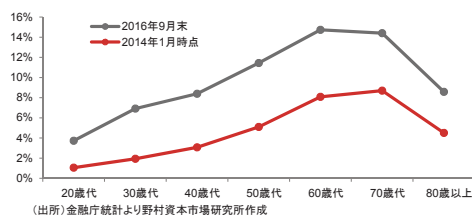
NOMURA

年齢階層別の利用状況

	2016年 6月末	2016年 9月末	(構成比)	前期比	前年比
総数	10,296,622	10,490,618	(100.0%)	1.9%増	9.6%増
20歳代	468,016	474,000	(4.5%)	1.3%増	10.4%増
30歳代	1,030,761	1,054,144	(10.0%)	2.3%増	14.0%増
40歳代	1,541,785	1,589,068	(15.1%)	3.1%増	15.3%増
50歳代	1,737,825	1,762,793	(16.8%)	1.4%増	7.8%増
60歳代	2,679,784	2,704,550	(25.8%)	0.9%増	7.0%増
70歳代	1,969,934	2,008,274	(19.1%)	1.9%増	4.9%増
80歳以上	868,517	897,789	(8.6%)	3.4%増	17.4%増

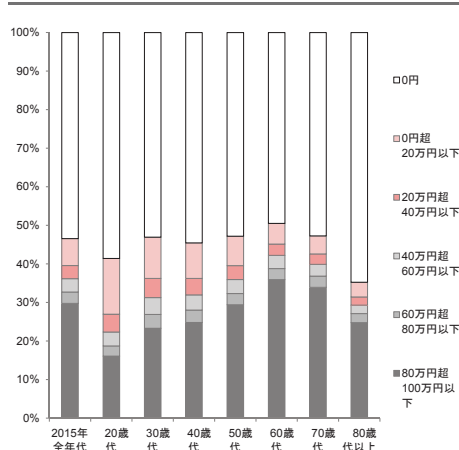
(出所)金融庁統計より野村資本市場研究所作成

年齢階層別の普及率(対人口比)



(出所)金融庁統計より野村資本市場研究所作成

NISA口座稼働率(2015年末)



(注)2015年1月1日～12月31日中の、買付額毎の口座数の分布。
(出所)金融庁及び総務省統計より野村資本市場研究所作成

野村資本市場研究所 宮本佐知子

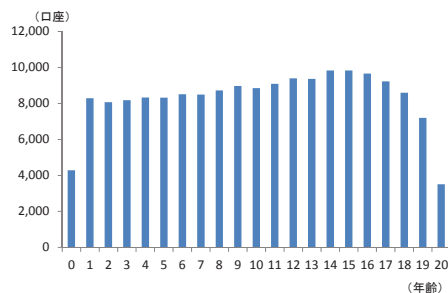
9

3 家計の資産形成の現状 ⑤NISA利用状況(ジュニアNISA)

NOMURA

ジュニアNISA利用状況の推移と年齢別口座数

	2016年9月末	(構成比)	前期比	2016年12月末	(構成比)	前期比
口座数(口座)	174,758		26.0%増	190,000		8.7%増
買付額(万円)	2,036,262	(100.0%)	66.8%増	2,890,000	(100.0%)	41.9%増
上場株式	753,195	(37.0%)	71.3%増	-	-	-
投資信託	1,221,835	(60.0%)	63.8%増	-	-	-
ETF	42,519	(2.1%)	67.4%増	-	-	-
REIT	18,714	(0.9%)	98.8%増	-	-	-



(注) 1. 2016年12月末の値は速報値。
2. グラフの口座数は、2016年9月時点で投資可能な勘定が設定されている口座数。調査基準日時点における年齢を示している。
(出所) 金融庁統計より野村資本市場研究所作成

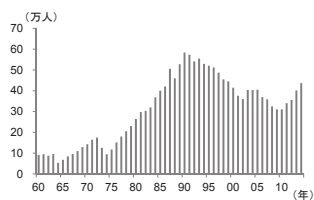
野村資本市場研究所 宮本佐知子

10

4 家計の世代間資産移転の現状 ①贈与税の課税状況

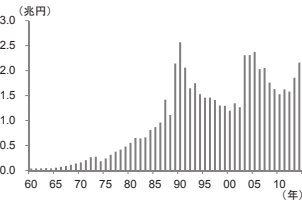
NOMURA

受贈者数の推移



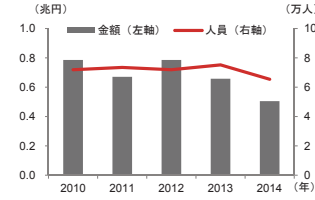
(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

取得財産価額の推移



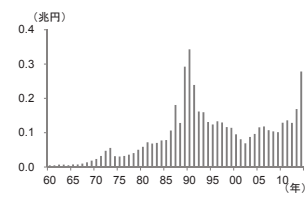
(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

住宅取得資金の非課税制度



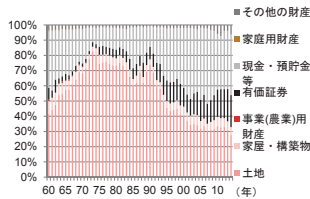
(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

納付税額の推移



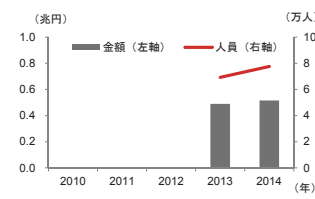
(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

種類別贈与財産の推移



(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

教育資金の非課税制度



(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

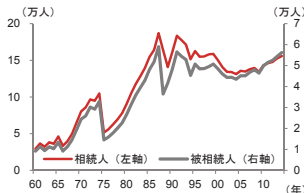
野村資本市場研究所 宮本佐知子

11

4 家計の世代間資産移転の現状 ②相続税の課税状況

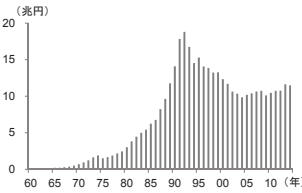
NOMURA

相続人数・被相続人数の推移



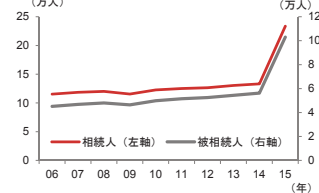
(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

課税価格の推移



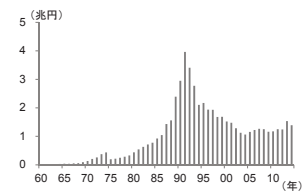
(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

相続税制改正の影響①



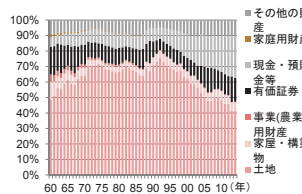
(注) 各年10月31日までに提出された申告書データに基づく。
(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

納付税額の推移



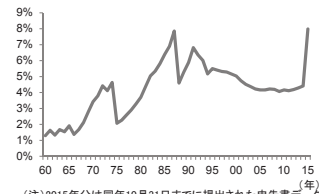
(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

種類別相続財産の推移



(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

相続税制改正の影響②課税割合



(注) 2015年分は同年10月31日までに提出された申告書データ、
他年分は修正申告書を含む。
(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

野村資本市場研究所 宮本佐知子

12

本報告からの示唆と課題

NOMURA

1. 家計部門のバランス・シート

日本の家計部門の資産残高は過去20年以上ほぼ横ばいである(非金融資産は減少、金融資産は増加)。

また、現金・預金が金融資産の過半を占める状況が続いている。

→これまで「貯蓄から投資へ」が進まなかった日本で、投資を進めるにはどうしたらよいのか。

→日本の家計資産はどうしたら増やせるのか。

2. 年齢階層別のバランス・シート

高齢世帯ほど平均資産残高は多く(60歳代が最も多い)、投資比率も高い。

また、日本の家計資産の多くは高齢世帯が保有している。

→高齢化・長寿化が進む日本で投資を促進するにはどのような施策が望ましいのか。

3. 家計の資産形成の現状

家計が貯蓄しづらい環境が続いている。一方で、個人投資家の裾野はまだ十分に広がっていない。

→日本で個人投資家の裾野を広げ、次世代投資家を育成するためには、どのような施策が望ましいのか。

4. 家計の世代間資産移転の現状

贈与と相続を通じた世代間資産移転は、特に足元で増加している。

→日本の家計がこれまで積み上げてきた資産を活かすにはどのような施策が望ましいのか。

野村資本市場研究所 宮本佐知子

13



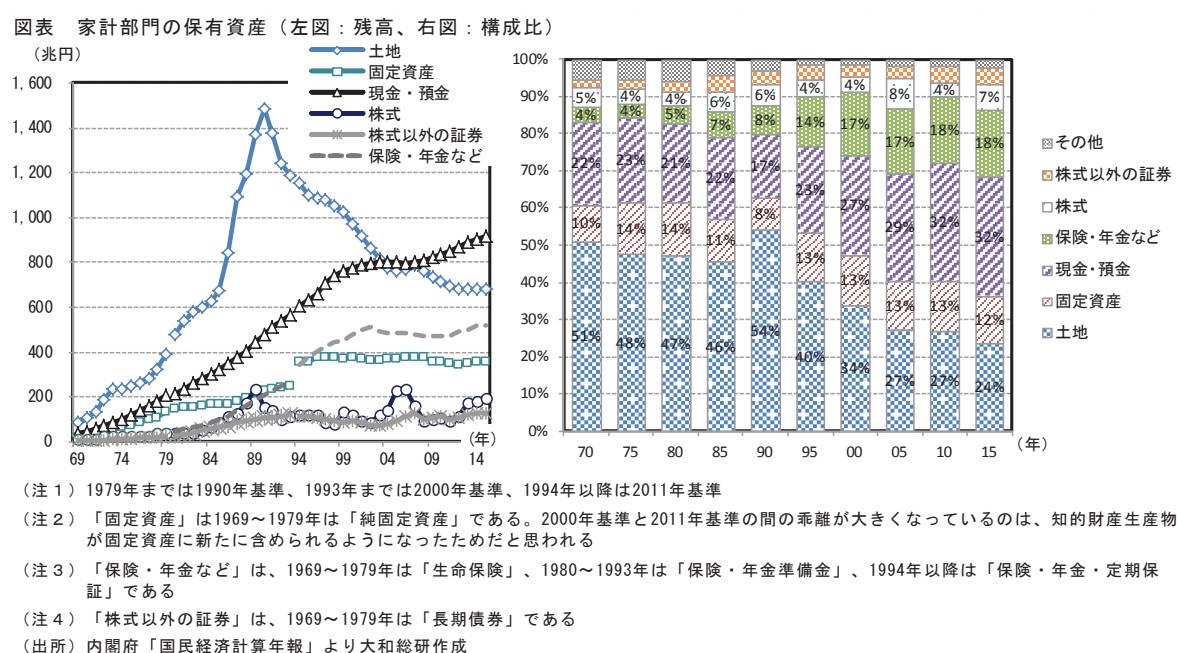
本資料は、ご参考のために株式会社野村資本市場研究所が独自に作成したものです。本資料に関する事項について貴社が意思決定を行う場合には、事前に貴社の弁護士、会計士、税理士等にご確認いただきますようお願い申し上げます。本資料は、新聞その他の情報メディアによる報道、民間調査機関等による各種刊行物、インターネットホームページ、有価証券報告書及びプレスリリース等の情報に基づいて作成しておりますが、株式会社野村資本市場研究所はそれらの情報を、独自の検証を行うことなく、そのまま利用しており、その正確性及び完全性に関して責任を負うものではありません。また、本資料のいかなる部分も一切の権利は株式会社野村資本市場研究所に属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

2017 年 7 月 31 日
大和総研金融調査部
制度調査担当部長
吉井 一洋

個人のバランスシートの構成変化

➤ SNA ベースで見た家計の保有資産残高・構成比

図表 1 家計部門の保有資産

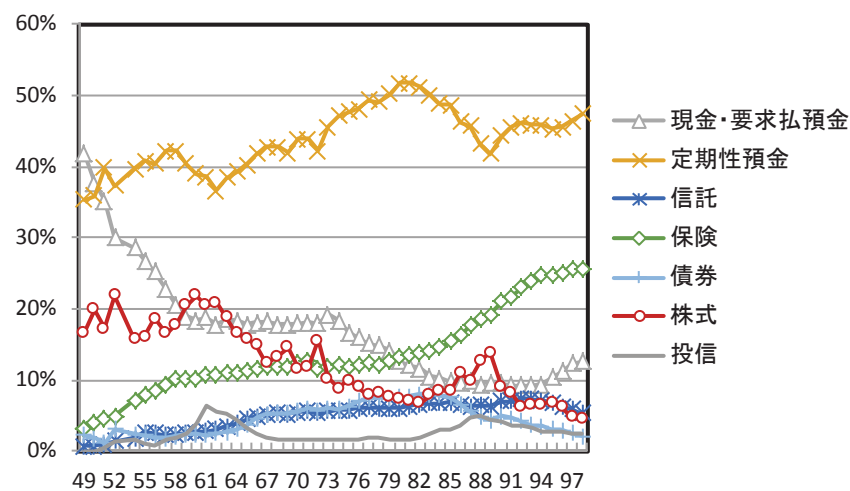


➤ 個人金融資産の内訳比率（資金循環ベース）

60 年代半ばまでは約 20%と株式保有比率が高かったことが窺える。

株価の大幅な下落（61 年）や少額貯蓄非課税制度の導入（63 年）、証券不況（65 年）等により株式保有比率は低下したように見える。

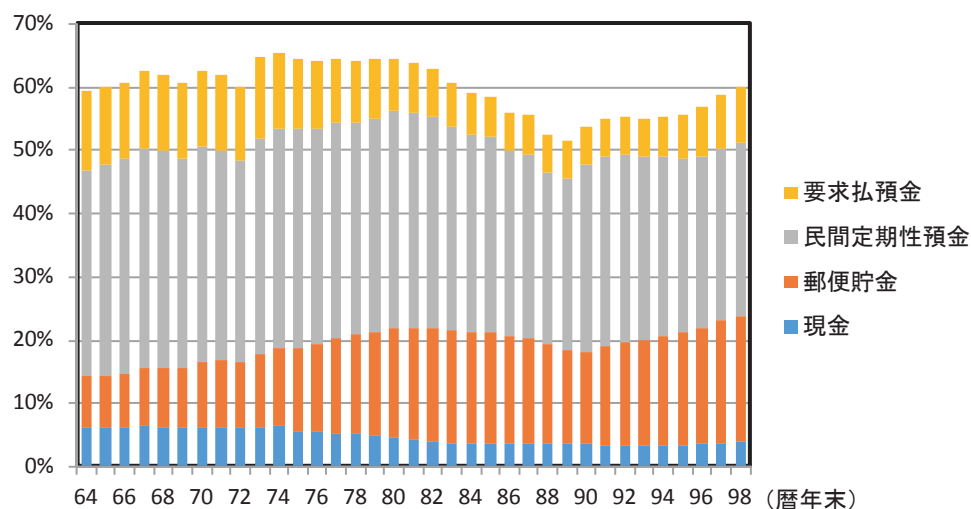
図表 2 戦後の個人金融資産の推計



(注) 1949年から1952年は年度末データ(推計値)。
(出所) 日本銀行、宇都宮(2011)より大和総研作成

➤ 個人金融資産・現預金の内訳比率 (資金循環ベース)

図表 3 戦後の個人金融資産の推計



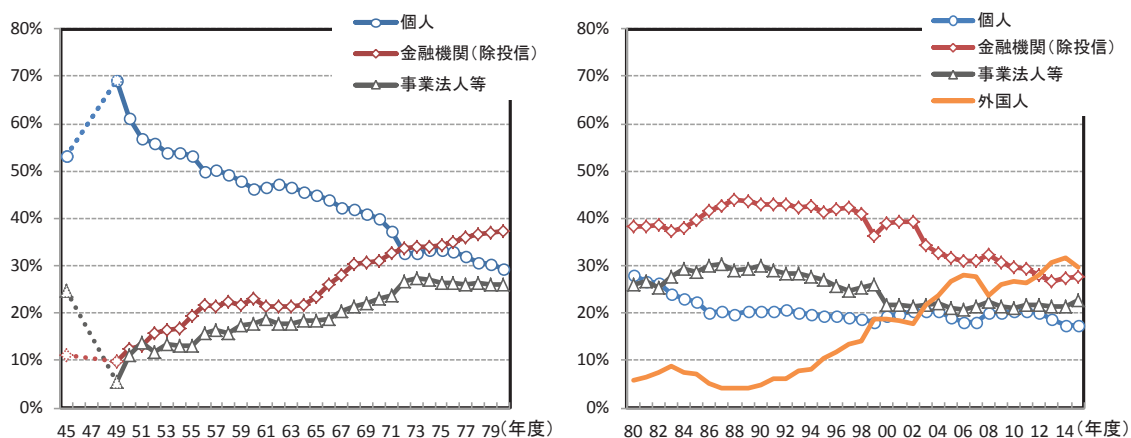
(注) 1949年から1952年は年度末データ(推計値)。
(出所) 日本銀行、宇都宮(2011)より大和総研作成

➤ 株式分布状況

戦後における GHQ による財閥解体、証券処理調整協議会による従業員・一般投資家への株式の放出、証券民主化運動により、株式全体に占める個人の株式保有比率が高まった。しかし、その後のドッジ不況時に個人が持株の一部を売却したこと、個人の投資単位が少額であるために、発行株式総数の増加趨勢についていくことができなかったことから、全

体に占める持株比率を低下させたと思われる（北島, 1984）。後述する企業・金融機関の株式保有・持ち合いの進展も影響を与えたものと思われる。

図表 4 株式分布状況



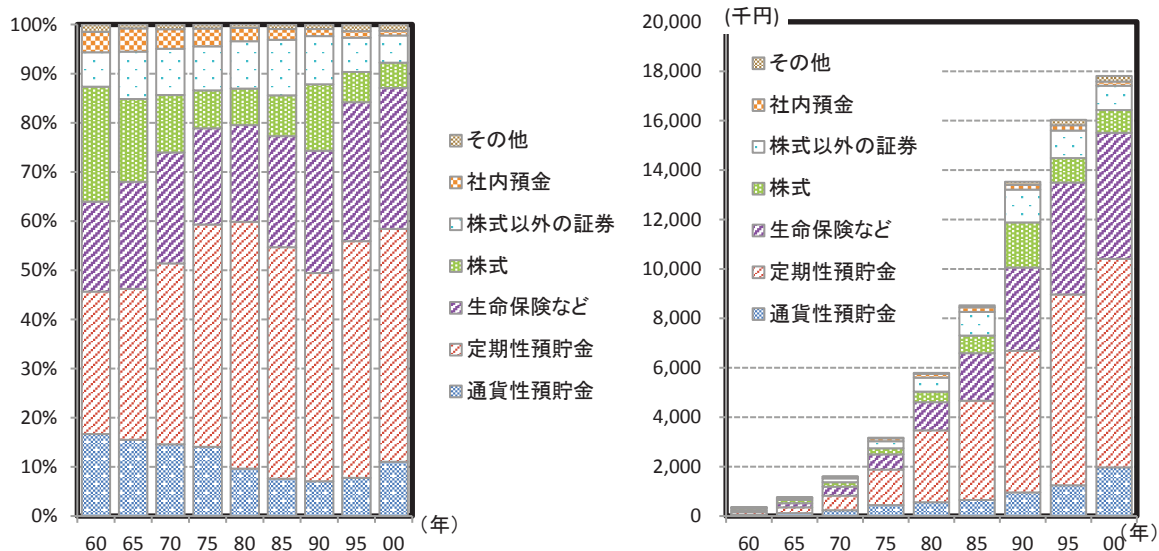
(注1)「個人」は法人格のない団体を含む

(注2)左図は保有株数、右図は保有金額の比率

(出所)『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻、東京証券取引所

➤ サーベイデータベースで見た1世帯当たりの家計の保有資産残高・保有率

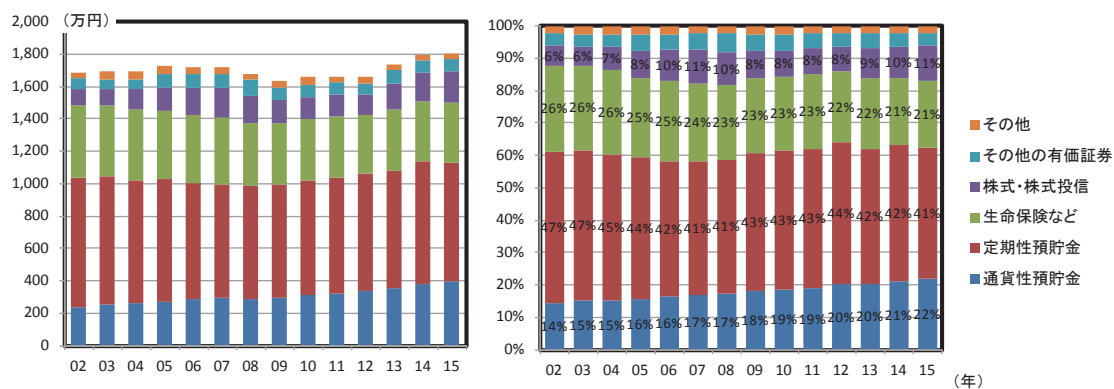
図表 5 貯蓄動向調査ベース



(注) 二人以上の総世帯

(出所) 総務省「貯蓄動向調査」より大和総研作成

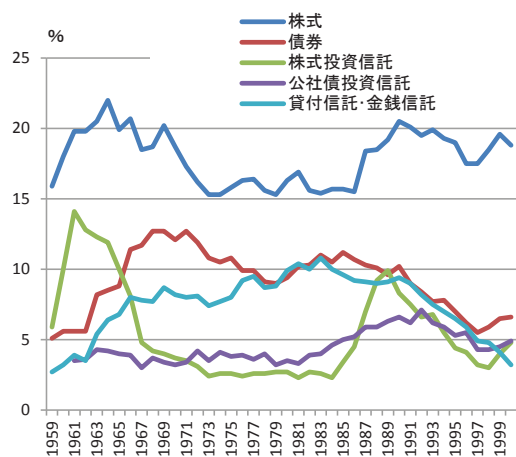
図表 6 家計調査ベース



(注) 二人以上の総世帯

(出所) 総務省「家計調査」より大和総研作成

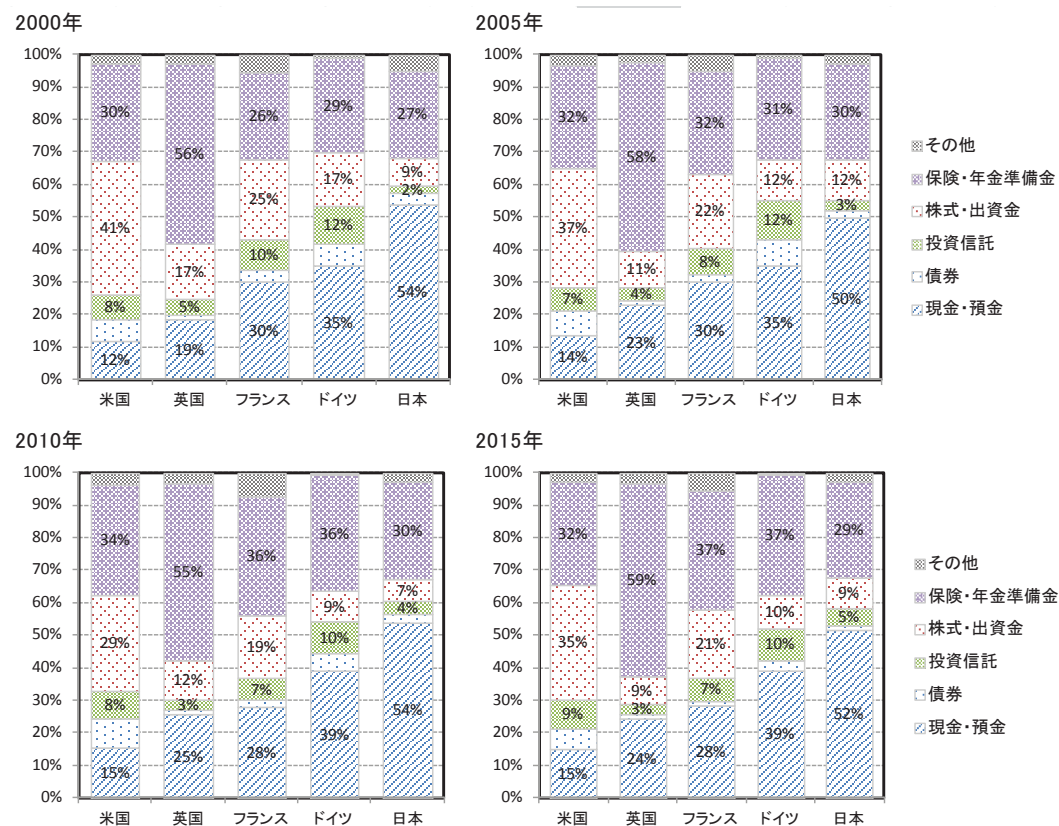
➤ 各金融資産の保有率 (図表 7)



(注) 二人以上の総世帯

(出所) 総務省「貯蓄動向調査」より大和総研作成

➤ 個人の金融資産構成の国際比較 (図表 8)



参考文献

- 宇都宮浄人（2011）「戦後復興期の金融仲介構造に関する一考察－1949～52年度末の資金循環統計の推計」『金融研究』30巻1号，日本銀行金融研究所
- 北島忠男（1984）「わが国における株式所有状況の推移について（そのⅠ）」『明大商學論叢』66巻5-7号

2017 年 7 月 31 日
大和総研金融調査部
制度調査担当部長
吉井 一洋

個人のバランスシート形成に影響を与えたと思われる政策

目次

要因候補 1	間接金融を優遇する税制	2
要因候補 2	不動産（特に住宅）の取得を促進する政策.....	2
要因候補 3	郵便貯金の存在.....	11
要因候補 4	保険の税制優遇.....	13
要因候補 5	公的年金によるカバーと終身雇用制	14
要因候補 6	事業法人・金融機関による株式投資が可能（株式持ち合い・政策投資株式）	19
要因候補 7	その他	20
（補論）第 2 回研究会の質問：高齢化が進む一方、何故「貯蓄から投資へ」が進まない のか？		21

参考資料一覧

参考資料 1	利子・配当の源泉税率・課税方法、償還差益（割引債）の源泉税率・課税方法 の推移
参考資料 2	株式譲渡益の税率・課税方法の推移
参考資料 3	貯蓄・投資非課税制度の推移
参考資料 4	NISA 導入の経緯
参考資料 5	既存 NISA のスキームの変遷
参考資料 6	不動産の時価に対する相続税評価額の割合の推計

要因候補 1 間接金融を優遇する税制

配当より有利な利子税制およびマル優制度の存在が、個人に対して株式保有より預貯金の保有を志向させた可能性が考えられる。

- 配当より有利な利子税制（配当は原則総合課税）
 - ・配当が表面税率で有利になったのは、証券税制改革による 2003 年からの 10%税率導入以後
 - ・配当二重課税の調整は、不十分なまま（縮減する配当控除と受取配当益金不算入）
- マル優制度の存在（株式の非課税投資制度は NISA が初めて）
 - ・戦前から続く国民貯蓄組合の存在 ⇒ 昭和 38（1963）年にマル優導入
 - ・昭和 43（1968）年に特別マル優
 - ・名義借りでの利用横行
 - ・グリーン・カード導入（昭和 55（1980）年改正）
⇒昭和 60（1985）年廃案、代わりに非課税貯蓄制度の適正化
 - ・昭和 63（1988）年 4 月から、マル優を老人等に限定
 - ・平成 18（2006）年から障害者等マル優に改組

※その他、貯蓄・課税に関する税制等については下記参考資料で詳述している

参考資料 1 利子・配当の源泉税率・課税方法、償還差益（割引債）の源泉税率・課税方法の推移

参考資料 2 株式譲渡益の税率・課税方法の推移

参考資料 3 貯蓄・投資非課税制度の推移

参考資料 4 NISA 導入の経緯

参考資料 5 既存 NISA のスキームの変遷

要因候補 2 不動産（特に住宅）の取得を促進する政策

◆全体について

1990 年頃までは、個人が保有する資産のうち不動産の割合が高く、その分株式等の保有が抑制された可能性が考えられる。

ただし、直近では日本の個人の保有資産に占める不動産の割合は諸外国と比べて特段に高い水準にはない。不動産の保有が株式等の保有を抑制する可能性としては、不動産そのものの保有額（割合）よりもむしろ、

①日本において中古住宅市場が未発達で住宅資産の流動性が低いため、流動性の高い金融資産を余計に保有する可能性、

- ②日本において住宅価格と株価の相関関係が強いため住宅と併せて株式を持つことによる分散投資効果が小さくなっている可能性、
 - ③住宅購入額に占める借入比率が上昇しているため、安全資産である預貯金をより多く保有する必要性が生じている可能性、
- が考えられる。

◆相続税課税対象となる世帯

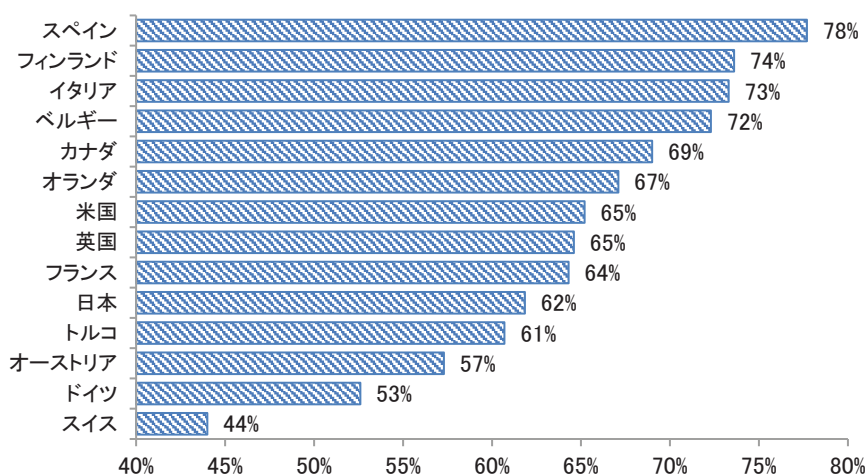
相続税においては、不動産の評価額を大きく割引く規定が多数あり、これらは相続税課税対象となる世帯において、株式等より不動産の保有を志向させる要因になっている可能性が考えられる。

- わが国では、個人が不動産(リスク資産)を多く持っている分、金融リスク資産(株式等)の保有が抑制されている？

国際比較で見ると日本の持ち家率は少なくとも近年は高くない。1960年時点では他国と比べて相対的に高かったものの、直近(2013年)では62%であり、南欧諸国やカナダ・米国・英国などより低い。

また、資産全体に占める住宅・土地資産の比率も90年のバブル崩壊後は低下しているが、日本の家計の有価証券比率は、株価の低迷もあり、そこまで高まっていないように見える。

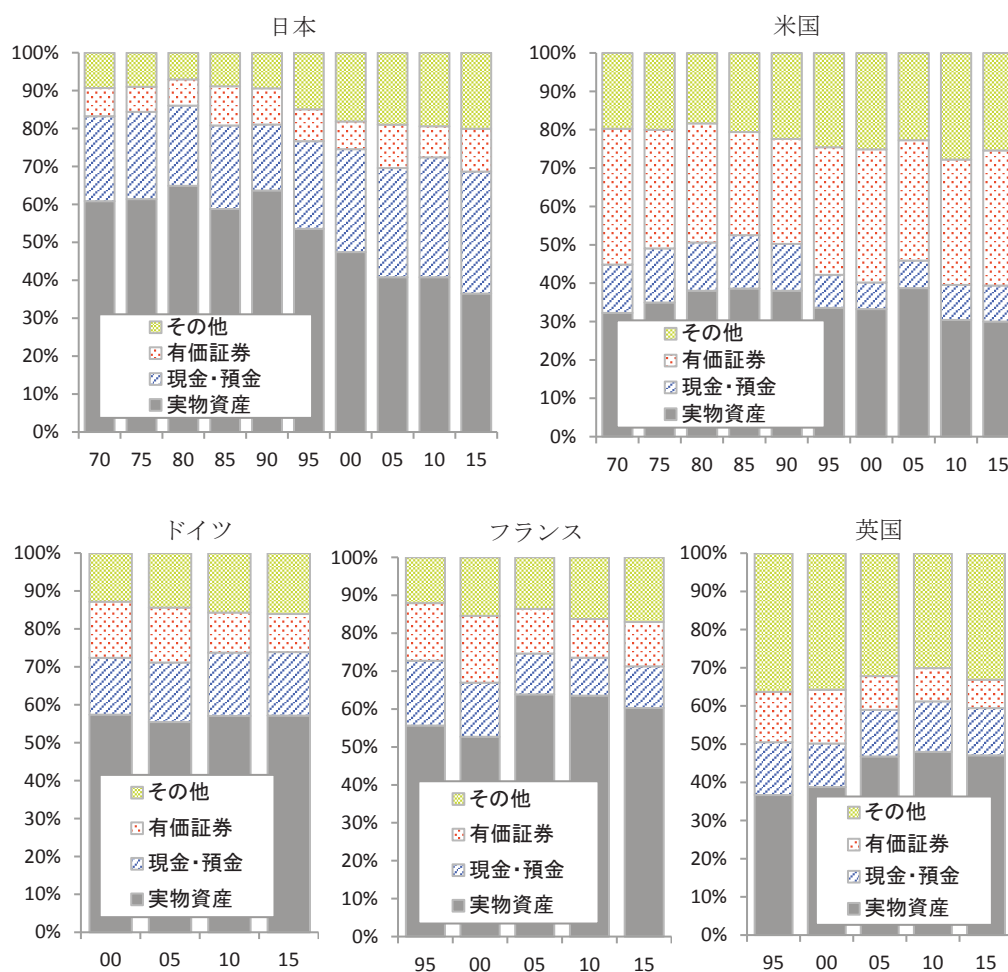
図表1：持ち家率の国際比較（2013年）



(注) カナダのみ 2011 年。

(出所) 総務省、U. S. Bureau of the Census、Eurostat、Statistics Canada より大和総研作成

図表 2：各国家計のバランスシートの国際比較

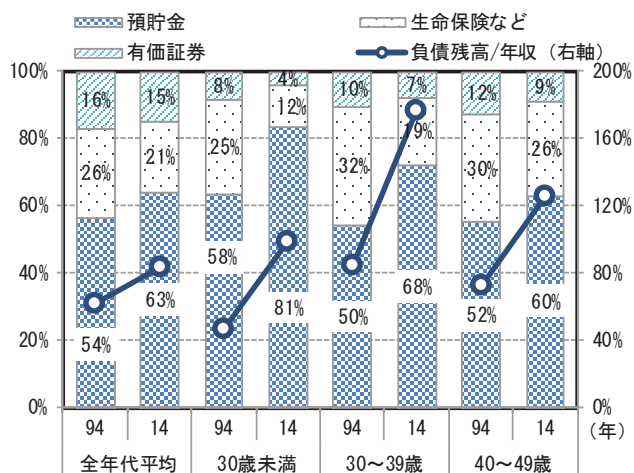


(出所) 内閣府、FRB、Federal Statistical Office、Insee、Office for National Statistics より大和総研作成

➤ 不動産保有は金融資産保有行動に影響を与えるか

・40歳代未満の世帯で、負債残高（対年収比）が20年で上昇している。年収の低下や金利低下、金融機関の住宅ローン貸出の積極化等で、住宅購入額に占める借入比率が上昇したことが背景に挙げられる。また、同期間では金融資産に占める預貯金比率も高まっている。借入比率が上昇したことから、不時の際の余裕資金をより確保することが必要となり、預貯金比率が高くなった可能性がある。

図表 3：世帯主年齢別 金融資産・負債

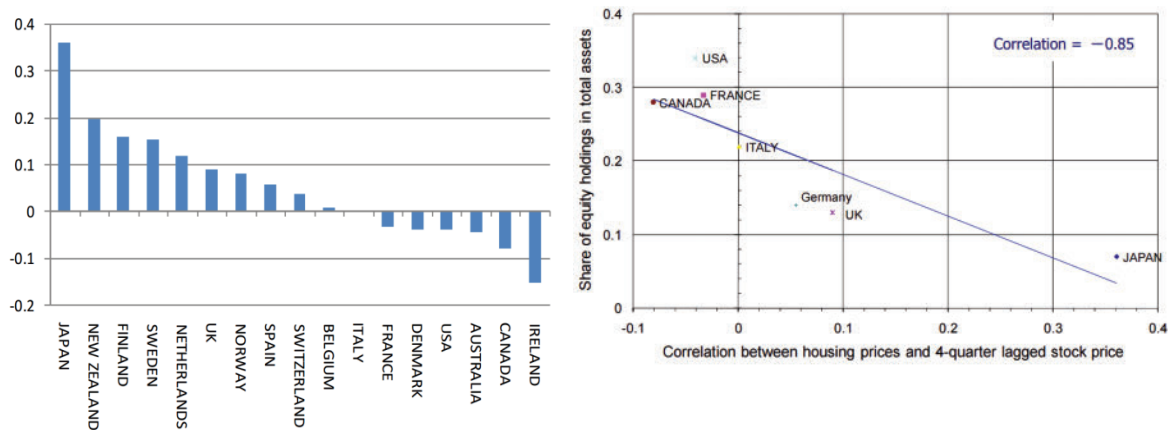


(注) 総世帯

(出所) 総務省「全国消費実態調査」より大和総研作成

・吉田（2008）は、日本の住宅価格と株価の相関関係は国際的に見ると相対的に強く、株式を保有する際の分散投資効果が小さいことが、日本の家計の株式保有比率が低い要因の一つではないか、と指摘している。

図表 4：住宅価格と株価の相関係数（左図）・家計の株式保有比率（右図）（1970 - 2006 年）

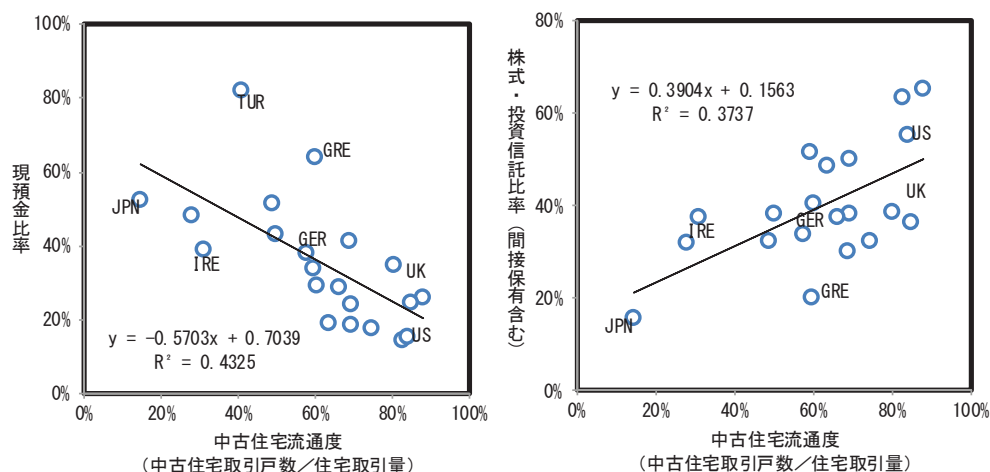


(出所) 吉田（2008）より抜粋

➤ 中古住宅市場が未発達で住宅資産の流動性が低いため、流動性の高い金融資産を余計に保有する傾向にある？

・中古住宅市場が発達していない国では、家計が流動性リスクに直面した際に保有する住宅を売却することで対応することが困難であると思われる。そのため、そのような国では、病気、災害などの不時の資金需要に備えて現預金比率が高くなっている可能性がある。また、それにより株式等のリスク資産が保有しにくくなっている可能性がある。

図表 5：中古住宅流通度と家計の現預金比率（左図）と株式・投資信託比率（右図）
（2004-2013 年の平均）



（注1）分析対象国は、日本、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、ノルウェー、ポルトガル、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国、トルコ、米国、カナダの21カ国。

（注2）データの制約上、年により国の入れ替わりがある。

トルコ、ポルトガルは2009年以降、スロベニアは2010年以降しか含まれない。

その他、データの欠落は、アイスランド（2008年）、ルクセンブルグ（2006、08年）、アイルランド（2009年）。

（注3）中古住宅取引戸数は、1年間の住宅取引量（Number of Transactions）から住宅竣工戸数（Housing Completions）を差し引いたものとした。

（注4）日本の中古住宅流通度は、住宅竣工戸数の統計が存在しないことから、

中古住宅取引戸数を新設住宅着工戸数と中古住宅取引戸数の和で除することで推計している

（出所）European Mortgage Federation, Haver Analytics, 日本銀行、総務省より大和総研作成

・日本の中古住宅取引戸数の直近のデータは2013年のため、直近のデータから過去10年間の中古住宅流通度（計算方法は図表注参照）と現預金比率を見ると、日本のように中古住宅流通度が低い国の方が現預金比率は高いという緩やかな関係が見受けられる。同様に中古住宅流通度と株式・投資信託比率を見ると、こちらも緩やかではあるが中古住宅流通度が高い国ほど株式・投資信託比率が高いという関係があるように見える。

・中古住宅市場が活発でない背景：

- 相続税制が土地と住宅の保有を他の資産に比べ有利にしているため、高齢者の住宅の売買を抑制し、相続以外の形での土地・住宅の取引が進みにくしている可能性。
- 建物が適切に評価されない。戸建ては原価法により一律に経年減価させる評価手法が一般的。20・25年で価値がほとんどゼロに。日本の家計が住宅を消費財として捉えているため、流動性が低い注文住宅が多い。
- 情報の非対称性が解消されていない。建物状況調査（インスペクション）等

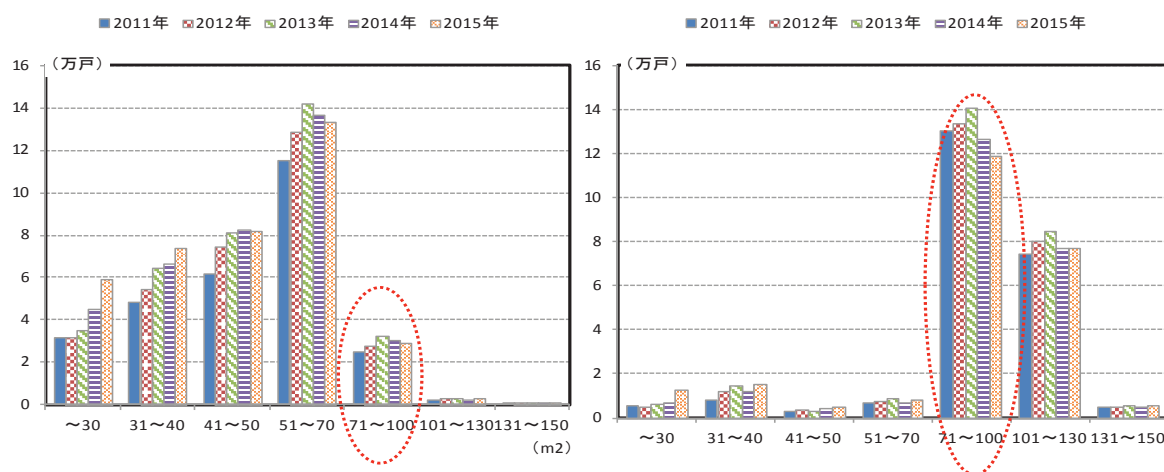
が普及しているとは言い切れない。

➤ 借地借家法の影響

・賃貸住宅の家主は、借り手の承諾なしでは多くの場合は家主に物件が返ってこないため、より回転率の高い単身世帯や学生向けの床面積の小さい賃貸住宅の供給を選好する傾向
…2000 年から定期借家制度導入も普及率は低い（1.5%）（平成 27 年度住宅市場動向調査）

・ファミリー向けの賃貸住宅の供給が過少であることは、持ち家世帯が保有する住宅資産を売却する時に一時的に居住する住宅が少ないことも意味し、ファミリー世帯の転居コストを引き上げることを通じて、中古住宅の供給の抑制要因になっている可能性がある。

図表 6：物件規模別の新設着工戸数（左図：貸家、右図：分譲住宅）



（注）データは 2011 年以降のみ存在。

（出所）国土交通省「住宅着工統計」より大和総研作成

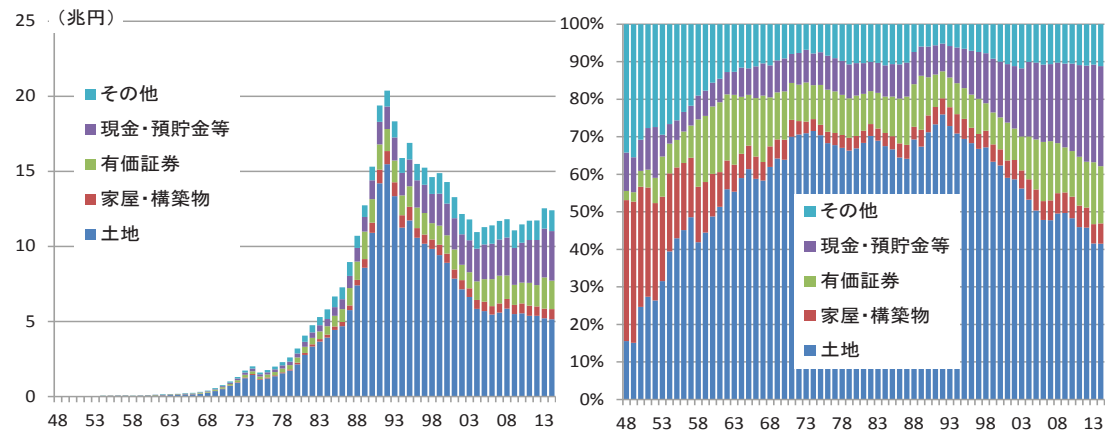
➤ 相続財産種類別の財産価額、構成比率

・市街地価指数（住宅地）で見た地価の上昇は 1990 年まで続いており、相続税課税対象者の財産価額に占める土地の比率は一時期 70%を超える水準で推移していたものの、その後は地価の下落に合わせて土地比率が低下している。他方、現金・預貯金等の比率が近年では高まっている。

・英国では相続財産価額別・相続課税額別の相続財産価額・構成比や相続課税対象者でない被相続人の資産構成も一部把握することができる。一方で日本の相続税務統計で相続財産価額や構成比を見る場合、図表 7 のような時系列データや国税局別データしか取れない。相続税制が家計の資産選択行動に与える影響をより正確に把握するためにも、英国のよう

な詳細な統計データの公表が求められよう。

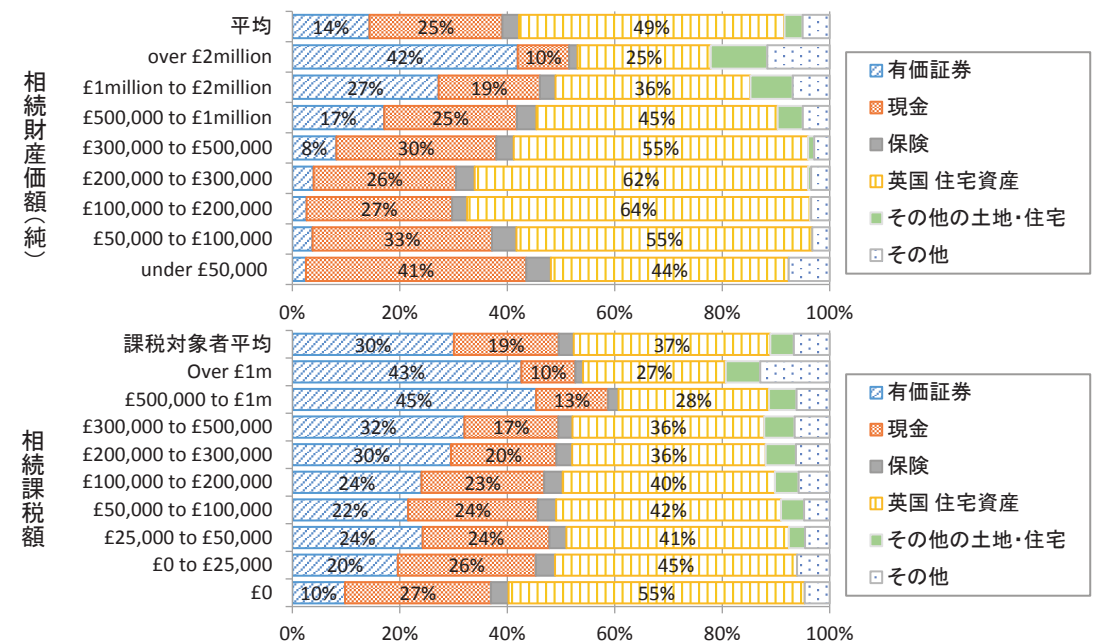
図表 7：相続財産種類別の財産価額（左図）、構成比率（右軸）



(注) 課税対象のみの相続財産価額・構成比率である。

(出所) 国税庁

図表 8：英国の相続財産価額(純)別・相続課税額別 被相続人の資産構成（2013-14 年）



(注 1) Grant of Representation（遺産管理権証明書）が必要とされる資産のみを捕捉している。この証明書は配偶者等へ相続される資産や一定額以下の価値の資産については不要である。詳細は、HM Revenue and Customs (2016) 参照。

(注 2) 英国では、課税最低限が 32.5 万ポンド。相続税率は一律 40%である。

(出所) 英国歳入関税局より大和総研作成

主な不動産・住宅政策の推移

◆戦後

- ・昭和 23 (1948) 年に建設省発足
- ・昭和 24 (1949) 年に住宅対策審議会設置
- ・昭和 25 (1950) 年に住宅金融公庫法…低利安定融資
- ・昭和 26 (1951) 年に公営住宅法
- ・都市計画…昭和 25 (1950) 年に建築基準法、昭和 29 (1954) 年に土地区画整理法
- ・昭和 30 (1955) 年に日本住宅公団法
- ・昭和 38 (1963) 年に不動産鑑定評価法

◆昭和 40 年代

- ・昭和 40 (1965) 年に地方住宅供給公社法
- ・昭和 41 (1966) 年に住宅建設計画法…住宅建設 5 か年計画 第 1 期から第 8 期まで
⇒ 平成 18 (2006) 年に廃止され、住生活基本法を制定
- ・昭和 43 (1968) 年に都市計画法

◆昭和 47 (1972) 年度税制改正で、住宅取得控除制度導入

- ・取得床面積に応じた税額控除
- ・昭和 53 (1978) 年度税制改正で住宅ローン控除に
- ・昭和 61 (1986) 年度税制改正で住宅取得促進税制

土地税制の推移

◆昭和 44 (1969) 年度税制改正

- ・個人の土地譲渡益 (5 年以上保有) 1/2 総合課税 ⇒ 分離課税 (10%、15%、20%段階的に引上げ) (住民税は 4%、5%、6%)
…土地の切り売り防止、土地取引の簡明化 ⇒ 土地の売買急増
当時の税率では、20%だと一般的には 1/2 総合課税より重課

◆昭和 48 (1973) 年度税制改正…日本列島改造ブームによる地価高騰

- ・法人の土地譲渡益に 20%追加課税…法人の投機的取引の抑制
- ・特別土地保有税創設

◆昭和 50 (1975) 年度税制改正

- ・個人の長期譲渡益…2000 万円超部分を 3/4 総合課税。他方で各種特別控除拡充

◆昭和 57 (1982) 年度税制改正

- ・個人の長期譲渡益 4000 万円まで 20%分離課税 (住民税 6%)、4000 万円超 1/2 総合課税
長短区分は 1968 年 12 月 31 日取得⇒所有期間 10 年超
- ・優良宅地造成のための譲渡益は 20% (住民税 6%)、25% (住民税 7.5%) の分離課税

◆昭和 62 (1987) 年度税制改正

- ・不動産業者、法人の譲渡益への超短期 (取得後 2 年以内) 重課税強化

- ・長短区分の変更 所有期間 10 年超⇒同 5 年超
- ◆昭和 63（1988）年度税制改正
 - ・居住用財産の買替特例の縮減 ⇒ 居住用財産の長期譲渡所得の特例の創設
- ◆昭和 63（1988）年 12 月の税制改革
 - ・個人の長期譲渡益…4000 万円超は 25%（住民税 7.5%）の分離課税に
 - ・法人の土地取得のための借入金利子の 4 年間損金不算入

土地バブルへの対応

- ◆土地基本法の制定（平成元年）…土地の公共の福祉優先等
- ◆平成 2（1990）年…不動産貸出への総量規制
- ◆平成 3（1991）年度の土地税制改革…金利の引き上げと相まって、地価の下落に
 - ・地価税の創設
 - ・土地譲渡益課税の強化
 - ・三大都市圏の市街化区域内農地の相続税及び固定資産税の特例の見直し
 - ・特別土地保有税の見直し
 - ・土地の相続税評価の適正化…公示地価の 7 割⇒8 割
 - ・固定資産税の評価の適正化…公示地価の 7 割へ など
- ◆土地の相続税評価（路線価）の時点を 7 月 1 日から 1 月 1 日に
 - ⇒ 平成 4（1992）年度税制改正で相続税の申告期限を 6 ヶ月から 10 ヶ月に延長
- ◆その後は、地価の下落を受けて、譲渡益課税等を軽減する改正。地価税は平成 10（1998）年から凍結

土地の相続税評価

- ◆昭和 22（1947）年、25（1950）年に相続税法の大改正
- ◆昭和 21（1946）年の財産税法で評価方法確立
 - ⇒ 昭和 25（1950）年の富裕税…賃貸価格がベース
- ◆昭和 31（1956）年に路線価方式導入 ⇒ 昭和 39（1964）年に新方式
- ◆バブル期は、実勢価格の半分程度（公示地価が実勢価格の 7 割前後、相続税評価が公示地価の 6～7 割程度）

※不動産の時価に対する相続税評価額の割合の推計については以下を参照。

参考資料 6 不動産の時価に対する相続税評価額の割合の推計

要因候補 3 郵便貯金の存在

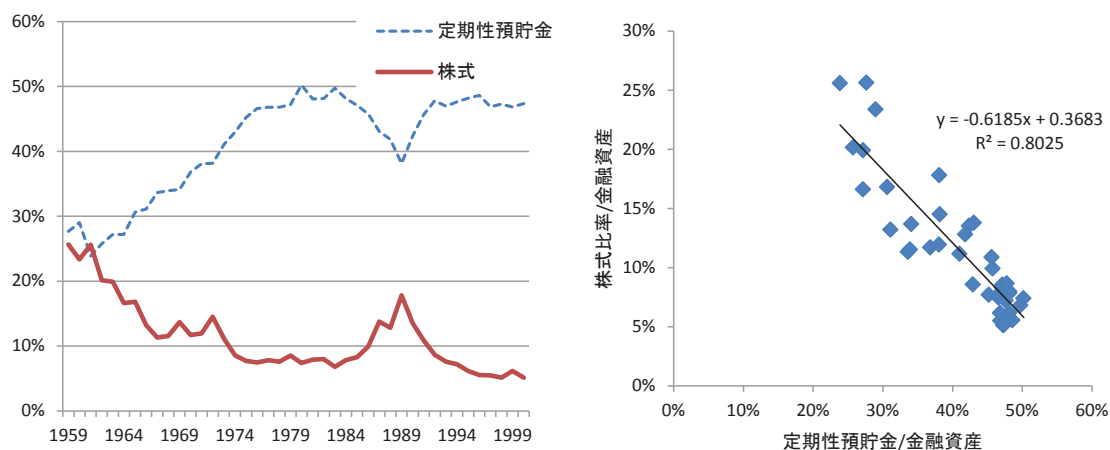
1950 年代後半から 1970 年代前半にかけて郵便局の支店網が全国に急速に整備され、個人の金融資産の占める預貯金の比率が急速に上昇、株式の比率が急速に低下している。この時期においては、郵便貯金の存在が、個人の預貯金保有志向を強めた可能性が考えられる。もっとも、現時点においては金利水準の低下により、郵便貯金の商品性が特段に有利な状況にはない。

➤ 国の信用をバックとした郵便局が全国隅々まで存在したこと、「定額貯金」のような有利な商品性を有する貯蓄手段が提供されていたことなどが、国民の貯蓄選好を高めたのではないかな？

・金融資産に占める定期預金（預貯金）の比率と株式の比率の相関関係は強かった。ただし、2000 年以降は両者の相関関係は弱くなっている。また、定額貯金は適用金利の高さや流動性の高さなど、有利な商品性を有していた。

・郵便局数は銀行の支店数を大きく上回り、1950 年代後半から 1970 年代前半にかけては、店舗の対前年増加数も銀行を上回っていた。伊藤（2010）はこのような郵便局のネットワークが、定額貯金をはじめとする郵便貯金残高の増加率が銀行預金の増加率を上回っていた背景の一つだったと指摘している。

図表 9：定期性預貯金と株式の保有比率の代替性（1959-2000 年）



（注）二人以上の総世帯

（出所）総務省「貯蓄動向調査」より大和総研作成

図表 10：定額貯金の商品性

流動性	据置期間(6か月)後は解約料ゼロで随時全国の郵便局窓口で払戻可能であるため、流動性は高い
適用金利	・70年代後半までは、実際の預入期間に応じ、段階的に高くなる約定金利が預入当初に遡及して適用され、それが半年ごとの複利で元加計算されていた ・名目金利は定期預金の方が高いが、2年以上預け入れると実質年利回りは定額貯金が有利になるような預貯金利率体系となっていた
預入期間	最長10年間
利子への課税	非課税であるが、預入限度額が存在 但し、元加利子分は預入限度額に含まれない ⇔銀行預金も「マル優」により非課税限度額が設定されていたが、元本が非課税限度額を超えた場合は直ちに非課税貯蓄対象外とされた

(出所) 伊藤真利子 (2010)「高度成長期郵便貯金の発展とその要因」等を参考に大和総研作成

➤ グリーン・カード騒動

◆昭和 54 (1979) 年に一般消費税導入見送り

⇒ 税収確保又は新税導入に向けて、不公平税制の見直し

◆昭和 55 年度税制改正答申

：利子・配当所得の総合課税化、非課税貯蓄及び課税貯蓄の双方を通ずる本人確認および名寄せのためにグリーン・カード制度の導入

⇒ 昭和 55 (1980) 年 3 月の改正税法で、昭和 59 (1984) 年から導入決定

⇒ 郵便貯蓄の定額貯金 (10 年は大丈夫との考え)、ゼロクーポン債等へのシフト

◆グリーン・カード見直し論台頭、昭和 57 (1982) 年から再検討

◆昭和 58 (1983) 年度税制改正で導入 3 年延期

同年 4 月から政府税調でグリーン・カードの導入取りやめと利子・配当課税の見直しの検討開始

◆昭和 60 (1985) 年度税制改正答申 (昭和 59 (1984) 年 12 月)

…グリーン・カードの廃止、非課税貯蓄制度の廃止、利子の低率分離課税提案

⇒ 同年度改正でグリーン・カードの廃止、非課税貯蓄の適正化 (本人確認手続の強化)、課税貯蓄の支払調書制度の整備 (名義人受領の調書について利子等も対象に)

◆昭和 63 (1988) 年 4 月～

・マル優制度の縮減 (老人等マル優へ)

・利子等や株式投資信託の分配金の 20% (所得税 15%、個人住民税 5%) の一律 (源泉) 分離課税導入

要因候補 4 保険の税制優遇

日本は GDP 比の生命保険料収入の水準が国際的にみて高い水準。生命保険料控除の存在や相続税対策への活用が株式より生命保険の保有を志向させている可能性が考えられる。

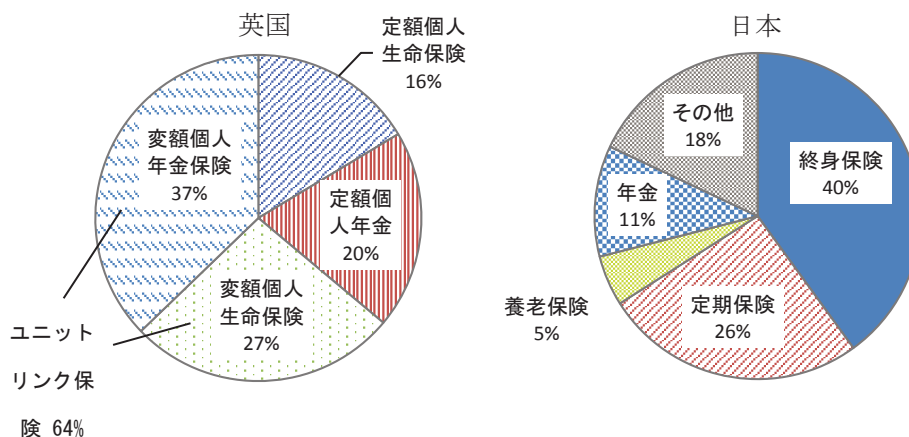
- 生命保険料の控除により、個人資産に占める保険の割合が高くなっている？
- ・英国では、約 65%が投資信託 と概ね同等の変額商品（ユニットリンク保険）であることも考慮すると、実質的な生命保険料対 GDP 比には、日本は他国と比べ大きいと言える。この背景には、高額である死亡保険を日本の家計が購入していることが挙げられる。

図表 11：収入保険料 対 GDP 比の国際比較（2010 年）

国名	収入保険料対GDP比
英国	9.5%
日本	8.0%
フランス	7.4%
イタリア	5.8%
米国	3.5%
ドイツ	3.5%
カナダ	3.3%

（出所）生命保険協会「2011 年版国際生命保険統計」より大和総研作成

図表 12：保険商品構成（左図：英国、右図：日本）



（注 1）英国は 2009 年末、日本は 2015 年度末。

（注 2）英国は保険料ベース、日本は保有契約高ベース。

（出所）ABI、生命保険協会より大和総研作成

・日本の死亡保険購入が大きいことの主因として、①欧米に比べ専業主婦家計や非正規雇用主婦世帯が多く、家計の主たる稼ぎ手である夫の死亡・疾病・障害リスクに保険を掛けざるを得ないこと、②保険商品の販売方法が他国と異なり、基本的に保険会社の一社専属の営業職員により行われているため、販売チャネル維持コストを賄うために高額の死亡保

険・医療保険を販売する誘因が生命保険会社に生じていることが挙げられる。

・生命保険料控除も家計の生命保険購入額が大きい要因の一つかもしれない。加入率は既に高く、生命保険料控除は廃止すべきではないか、という指摘も過去には存在する。

・生命保険には、生命保険契約を通じた貯蓄の増進と被相続人死亡後の相続人の生活の安定等のため、1951年に生命保険金等について相続税非課税制度が導入された。現在は、500万円×法定相続人数を乗じた金額部分が非課税財産とされている。その他、子供に保険料相当額を贈与し、保険契約者を子供、被保険者を親、受取人を子供とすることで、親の死亡時に子が受け取る保険金を相続税の課税対象から外し、一時所得として所得税の課税対象とするという節税策もよく用いられている。この場合、保険金から払込保険料と50万円を控除した額を2分の1にした金額に累進税率が適用されるため、資産家の場合は、相続税の税率よりも低い税率を適用することで節税を図ることができる。このように相続税対策として使い勝手がいい点も、生命保険の活用を促進しているものと思われる。

図表 13：生命保険料控除等の歴史

年	出来事
1923年	明治時代から議論のあった、生命保険料控除が創設される(所得控除)
1940年	負担の均衡を図ることのほか、技術上の関係から、議会の法律案修正により、税額控除となる
1947年	控除額が少額であり、所得税額表の適用の複雑化を避けるという理由から生命保険料控除が廃止される
1951年	資本蓄積促進措置等の一環として、生命保険料控除の復活 生命保険金等の相続税非課税措置の導入
1964年	生命保険料控除との権衡から、損害保険料控除が創設
1984年	生命保険料控除の別枠控除として個人年金保険料控除が創設
1986年	税制調査会にて、生命保険料控除は租税特別措置として制度創設後長期間を経過し、その加入率も相当の水準に達して変化も見られないことから、控除の見直しが議論の対象となる

(出所) 田中(2005)等を参考に大和総研作成

要因候補 5 公的年金によるカバーと終身雇用制

日本の公的年金による所得代替率は国際的にみて特段に高い水準ではなく、これまでのところ、公的年金のカバレッジは保有資産の株式への志向とは直接の関係はなさそうである。もっとも、今後は所得代替率が低下すると予想されることから、資産形成の必要性が高まると考えられる。また、日本の終身雇用制度により雇用不安が低いことは、株式等による資産形成の必要性を感じさせない理由の1つとなった可能性が考えられる。ただし、1997年頃から雇用不安が生じるようになってからは、この傾向は変わっている可能性もある。

➤ 公的年金のカバレッジ、所得代替率

図表 14：年金の所得代替率（受給年金額÷受給前に得ていた所得）

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス	イタリア	カナダ	スウェーデン	OECD
総所得代替率	35.6%	38.3%	32.6%	42.0%	58.8%	71.2%	39.2%	55.6%	54.0%
純所得代替率	40.8%	44.8%	38.0%	55.3%	71.4%	78.2%	50.6%	55.3%	64.1%

（注 1）総所得代替率は、「税・社会保険料控除前の年金額／税・社会保険料控除前の報酬額」。純所得代替率は、「税・社会保険料控除後の年金額／税・社会保険料控除後の報酬額」。

（注 2）任意加入の私的年金（確定拠出年金など）は含まれていない。

（出所）OECD（2013）より大和総研作成

・公的年金のカバレッジ自体は、1961 年に国民年金が発足したことで高まり、1985 年に加入率の低さが課題だった「無業の配偶者」への老齢基礎年金の受給権を認めることで更に高まった。

図表 15：所得代替率の推移

年	改正概要	年金額(a)	直近現役男子の平均標準報酬(b)	所得代替率(a)/(b)
1965	1万円年金の実現	1.0万円	2.8万円	36%
1969	2万円年金の実現	2.0万円	4.5万円	45%
1973	5万円年金の実現 賃金再評価・物価スライド制導入	5.2万円	8.5万円	62%
1976		9.0万円	14.1万円	64%
1980		13.6万円	20.1万円	68%
1985	基礎年金制度の導入	17.6万円	25.4万円	69%
1989	完全自動物価スライド制の導入	19.7万円	28.8万円	69%
1994	・厚生年金の定額部分の支給開始年齢引上げ ・報酬比例部分について、可処分所得スライドを導入	23.1万円	34.0万円	68%
2000	・厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢引上げ ・厚生年金の報酬比例部分の給付水準を5%適正化 ・既裁定年金を賃金スライドから物価スライドに改正	23.8万円	36.7万円	65%
2004		21.3万円	36.0万円	59%
2009		22.3万円	35.8万円	62%
2014		21.5万円	33.5万円	64%

（注）年金額は、片働き世帯を標準的な世帯の新規裁定者のモデル年金である。
1985年以前は夫に支給される厚生年金（定額部分＋報酬比例部分＋加給年金）、
1985年以後は夫と妻2人分の基礎年金と夫に支給される厚生年金（報酬比例年金）。

（出所）厚生労働省より大和総研作成

図表 16：所得代替率の将来見通し

		将来の経済状況の仮定		経済前提			所得代替率
		労働力率	全要素生産性 上昇率	インフレ率	賃金上昇率	運用利回り	
ケースA	内閣府試算 【経済再生ケース】	労働市場への 参加が進む ケース	1.8%	2.0%	4.3%	5.4%	50.9%
ケースB			1.6%	1.8%	3.9%	5.1%	50.9%
ケースC			1.4%	1.6%	3.4%	4.8%	51.0%
ケースD			1.2%	1.4%	3.0%	4.5%	50.8%
ケースE			1.0%	1.2%	2.5%	4.2%	50.6%
ケースF	内閣府試算 【参考ケース】	労働市場への 参加が進まない ケース	1.0%	1.2%	2.5%	4.0%	45.7%
ケースG			0.7%	0.9%	1.9%	3.1%	42.0%
ケースH			0.5%	0.6%	1.3%	2.3%	35-37%

(注) 所得代替率は給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率。経済再生ケースでは 2043～2044 年度の見通し。参考ケースでは、2036～2040 年度となっている。

(出所) 厚生労働省 (2014)、堀江 (2014) より大和総研作成

・所得代替率は 1980 年代後半が約 70% とピーク

所得代替率は足下では、現役世代の賃金低下により上昇。

今後、所得代替率の低下や将来不安の高まりが見られるようになれば、貯蓄動機、資産形成動機は更に高まる可能性がある。

・年金の所得代替率には 2 つの概念が存在

①所得階層別の所得代替率：

各人の現役時代の賃金に対して、受給できる年金がどの程度の割合になるかというもの

②マクロ所得代替率：

若い世代と高齢世代の「分配率」を示すモデル世帯の代替率

→OECD の所得代替率は各人の現役時代の賃金に基づいて計算されたもの (①)

厚労省の所得代替率は現役世代と高齢世代の分配率を表すもの (②)

OECD の計算方法と厚労省のものは異なることに注意。

➤ 企業年金制度…確定給付から確定拠出 ⇒ 運用リスクが企業から役職員へ

◆昭和 37 (1962) 年に適格退職年金制度が導入

特別法人税の導入

◆昭和 41 (1966) 年 10 月の厚生年金基金制度の導入

◆企業年金 2 法成立 (平成 13 (2001) 年 6 月)

・平成 13 (2001) 年 10 月、確定拠出年金法施行

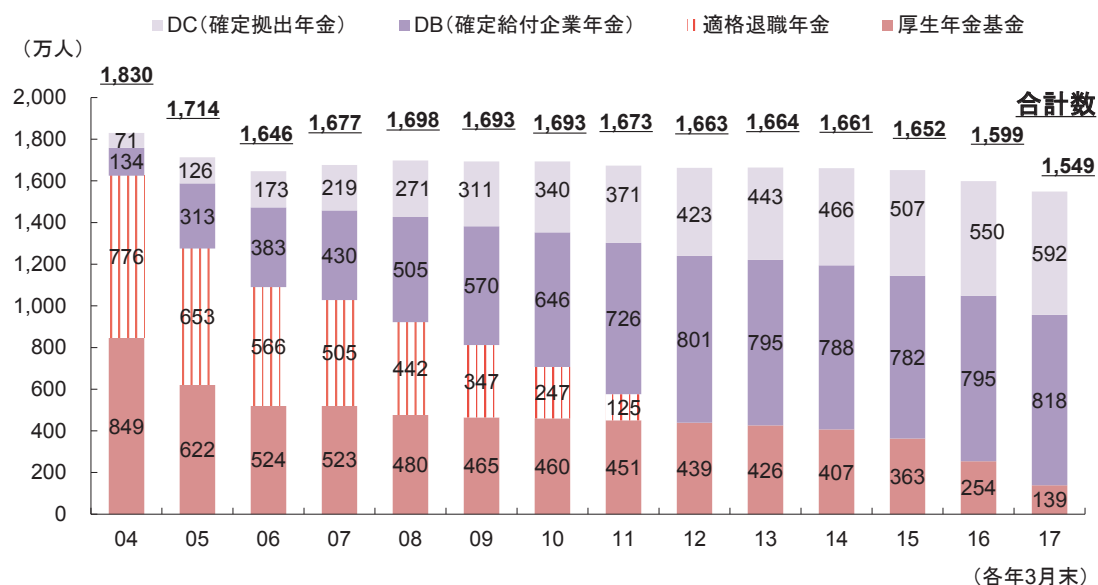
…確定拠出年金制度 (いわゆる日本版 401 (k) 制度) の導入

・平成 14 (2002) 年 4 月から確定給付企業年金法の施行

・厚生年金基金の代行部分の国への返上可能

・適格退職年金制度の廃止 (2012 年 3 月末が期限)

図表 17：企業年金制度の加入者数 推移



(出所) 企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」、運営管理機協議会、信託協会、生命保険協会「確定拠出年金（企業型）の統計概況」を基に大和総研作成

- ◆平成 14（2002）年 3 月期決算から、上場企業に、確定給付型の退職給付制度の積み立て不足額の負債計上が義務付けられる。
- ◆平成 29（2017）年 1 月から、個人型確定拠出年金（iDeCo）は、専業主婦や公務員を含め、基本的に 60 歳未満の全国民が利用可能に

➤ 終身雇用制度

- ◆民法 627 条：雇用契約に期間の定めがない場合は、2 週間前の予告で解雇可能
- ◆昭和 22（1947）年 労働基準法等の制定…解雇の予告期間が 30 日に
- ◆高度経済成長期に、長期雇用が一般化
- ◆判例による「解雇権濫用の法理」…1970 年代には確立
 - …使用者の解雇権行使が客観的に合理性を欠き、社会通念上相当として是認しえない場合には、権利の濫用として解雇は無効になる。
- 1973 年のオイルショック時…大企業を中心に雇用維持のための雇用調整
- 裁判所による整理解雇の 4 要件
 - ① 人員削減の必要性 ②解雇回避努力義務 ③被解雇者選定の妥当性・基準の公平性
 - ④ 労働者への説明義務、労働組合との協議義務
- ◆1997 年に三洋証券破たん、山一証券廃業、北海道拓殖銀行破たん、1998 年に日本長期信用銀行、日本債券信用銀行の破たん…不況による整理解雇
- ◆失業率は、95 年に 3% 台、98 年に 4% 台、2001 年に 5% 台

⇒ 雇用不安の表面化

◆他方で、解雇権濫用の法理の法制化

⇒ 2003 年に労働基準法に明文化 ⇒ 2008 年に施行された労働契約法

◆解雇権濫用の法理について新規雇用抑制効果の指摘あり

◆1999 年の労働者派遣法の改正…派遣業種の原則自由化

2003 年の労働者派遣法の改正…製造業・医療業務への派遣解禁

2015 年の労働者派遣法の改正…1～3 年の業務単位の期間制限廃止

◆正規労働者は 1998 年から減少傾向、非正規労働者は増加傾向

正規労働者数のピークは、1997 年 2 月 3,812 万人 ⇒ 2017 年 1～3 月期 3,385 万人

正規労働者の割合は 1984 年 2 月に 84.7%→2017 年 1～3 月期 62.7%

非正規労働者の割合は 1984 年 2 月に 15.3%→2017 年 1～3 月期 37.3%

◆雇用法制見直しの動き

・『日本再興戦略「改訂 2015」』

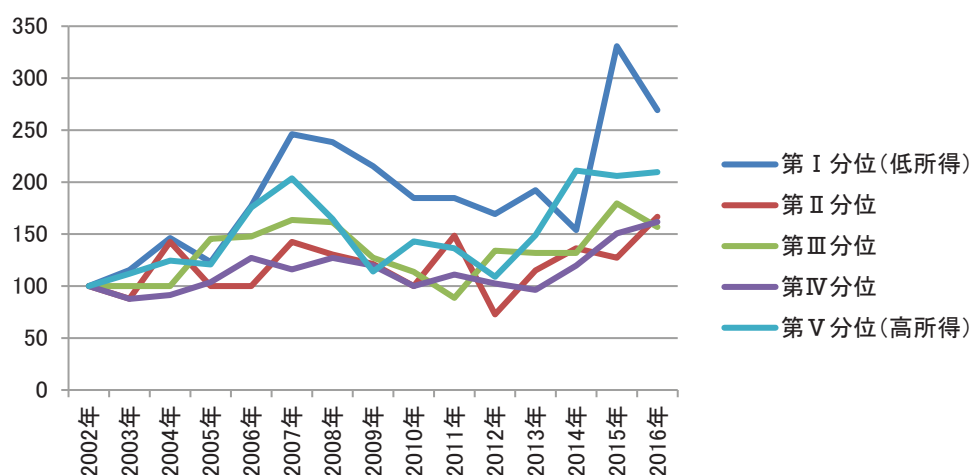
…解雇無効時における金銭救済制度を含む予見可能性の高い労働紛争解決システム等を「透明かつ公正な労働システム等の在り方に関する検討会」で検討
(2015 年 5 月の報告書では、金銭救済制度の導入は見送り)

近年では勤労者のうち特に低所得層で株式等の保有額が増加傾向。

全体でもリーマンショック前と、安倍政権誕生後は増加傾向

雇用不安から株式等による資産形成の必要性を感じる層が一定数現れてきたか。

図表 18：所得五分位階級別・世帯当たり株式・株式投信保有額
(二人以上の勤労者世帯：2002 年を 100 とした指数)



(出所)総務省「家計調査」を基に大和総研作成

要因候補 6 事業法人・金融機関による株式投資が可能（株式持ち合い・政策投資株式）

- ◆昭和 21（1946）年、財閥解体開始。持株会社等の保有株式放出
⇒ 昭和 26（1951）年に終了。証券民主化運動
- ◆昭和 22（1947）年、独占禁止法制定。金融機関の株式保有を認める（上限 5%）
- ◆昭和 24（1949）年度の所有者別持株比率で、個人の比率は 69.1%。しかし、その後、低下し続ける。
- ◆昭和 24（1949）年の独占禁止法改正、事業会社が競争会社以外の株式保有可能に。
- ◆昭和 27（1952）年、三菱系企業の陽和不動産買占め事件
- ◆1950 年代後半から 1960 年代前半、神武景気、岩戸景気を背景とした証券市場の活況、投資信託の急成長により、個人の株式保有比率急上昇。証券大衆化。
- ◆当時の証券会社は自己売買中心、運用預かりで資金調達、投信の運用は証券会社が兼営（⇒ 昭和 35、36（1960、61）年に投信委託会社を分離）、登録制
- ◆昭和 35（1961）年半ば以降株価下落開始、1963 年後半に極度の不振。同年 7 月ケネディショック。昭和 40（1965）年、山一證券への日銀特融
株式買取機関の設立（日本共同証券：1964.3～12、日本証券保有組合：1965.1～7）
日本証券保有組合は証券会社・投資信託の保有株式を取得。
1966 年からこれらの機関の持株放出。金融機関・事業会社等による株式保有・持ち合いが急速に進展
- ◆昭和 40（1965）年 3 月に山陽特殊製鋼が倒産し、粉飾決算が発覚
- ◆昭和 40（1965）年に証券取引法改正し、証券会社を免許制に移行（昭和 42 年から移行）
昭和 41（1966）年公認会計士法改正により監査法人制度導入
昭和 42（1967）年に証券投資信託法を改正、受益者に対する忠実義務を定める。
昭和 43（1968 年）年 4 月に運用預かりの禁止
昭和 46（1971）年 証券取引法のディスクロージャー制度拡充、不実開示に関する規定整備
- ◆昭和 39（1964）年に OECD に加盟。昭和 42（1967）年に資本の自由化が開始し、企業の安定株主工作も、株式持ち合いの急速な進展を後押しした。
- ◆株式持ち合い・政策投資株式の削減に向けた制度的な動き
 - ・株価下落による評価損の発生
⇒ 90 年代の終盤から、金融機関・事業会社は保有株削減積極化
 - ・銀行の自己資本比率規制導入（1988 年 3 月期から段階導入、93 年 3 月期から本格化）
⇒ 保有株式の含み損により自己資本比率低下
98 年度から自己資本比率に基づく早期是正措置の導入
 - ・2001 年 3 月期、2002 年 3 月期からの時価会計の段階的な導入、

2001 年 3 月期からのクロス取引による売却益計上を否認

退職給付信託への抛出導入

- ・ 自己株式の取得（金庫株）解禁（2001.10）
- ・ 銀行等株式保有制限法施行（2002.1）、
銀行等保有株式取得機構設立（2002.1）、その後改正法（2003.1）により事業会社が保有する持ち合い銀行株の取得も可能に
- ・ 日本銀行により銀行保有株式の買い入れ開始（2002.11）
- ・ 2006 年末から銀行の新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）適用開始
銀行の保有株式のリスクウエイトが引き上げられる。
- ・ 2010 年 3 月期から、純投資以外の目的の保有株式の上位銘柄について、有価証券報告書で開示を義務付け
- ・ コーポレートガバナンス・コード導入（2015.6）、政策保有株式の方針の開示を求める。

※主体別の株式分布状況は説明資料 1 の図表 4 を参照。

要因候補 7 その他

➤ 証券市場への不信感と証券知識の不足

◆進行中の対応策

◎フィデューシャリー・デューティー

- ・ 顧客本位の業務運営に関する原則公表（2017.3.30）
- ・ 積立 NISA の対象となる投資信託の要件の告示公表（2017.3.31）

◎教育、情報提供の促進

➤ デフレ、国内リスク資産のパフォーマンスの低さ

◆進行中の対応策

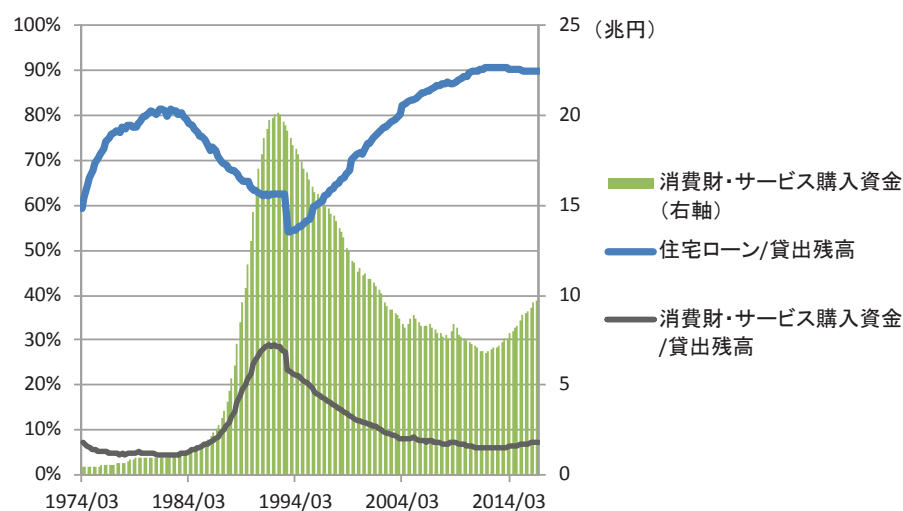
- ・ CG コード、SS コード
- ・ ROE 等の指標化

◆新しいインデックスの開発…JPX 日経インデックス 400 導入（2014.1.6）

➤ かつては自動車ローン残高が大きかった？

1990 年前後のいわゆる「不動産バブル」期に消費財・サービス購入資金（自動車ローン含む）の残高・比率が急伸していることが分かる。ただし、自動車ローン残高のみを把握できる統計は見当たらない。

図表 19：個人への貸出残高

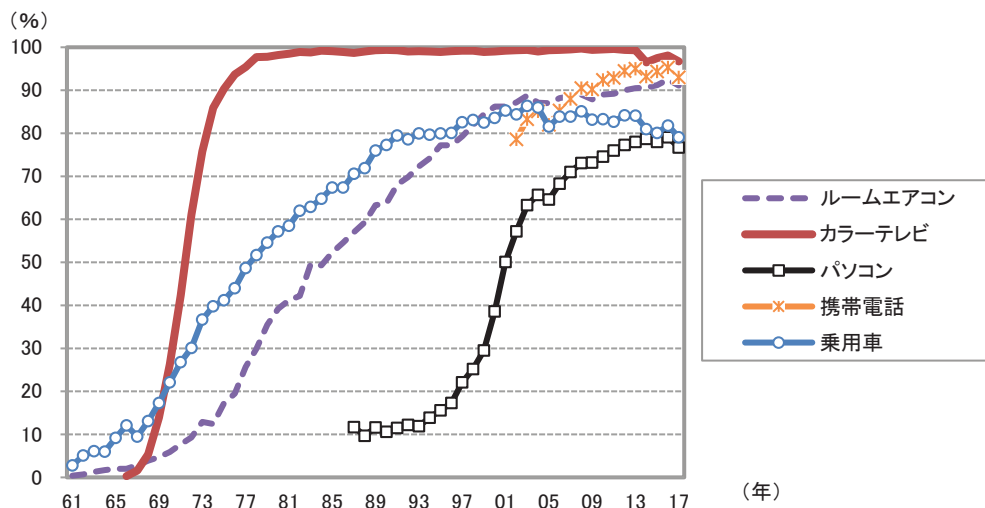


(注1) 住宅ローンには、個人による貸家業向け貸出は含まれていない。

(注2) 消費財・サービス購入資金には、乗用車、電化製品等、教育、結婚、旅行、医療等の購入資金が含まれる。

(出所) 日本銀行より大和総研作成

図表 20：電化製品の普及率



(注) 1963 年までは人口 5 万人以上の都市データ

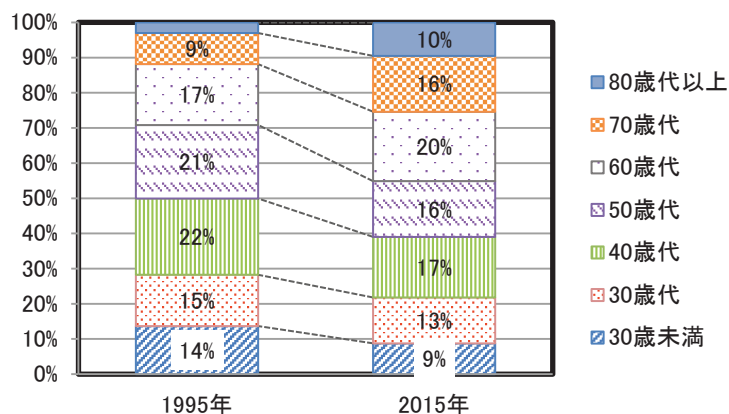
(出所) 内閣府より大和総研作成

(補論) 第 2 回研究会の質問：高齢化が進む一方、何故「貯蓄から投資へ」が進まないのか？

・高齢者人口・世帯比率は上昇傾向にあるが、株式・株式投信の保有に限定すると、寄与

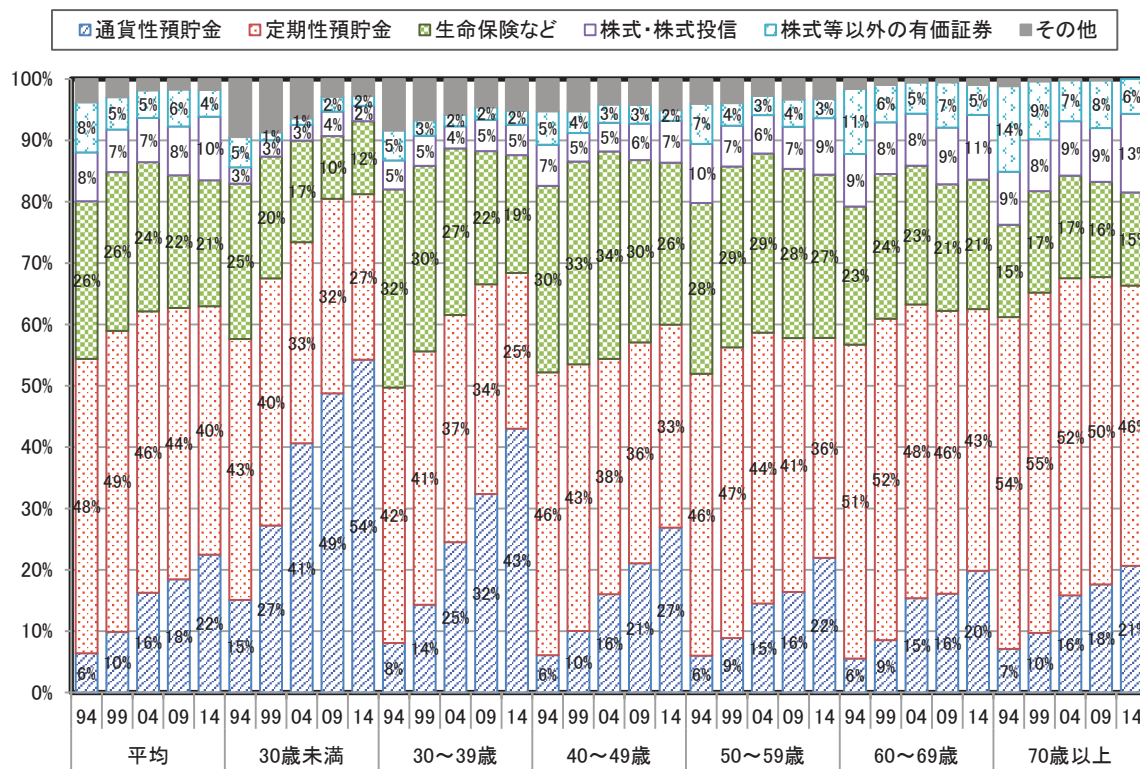
度は人口動態要因よりも、高齢者世帯のリバランス要因（株式・株式投信保有比率の上昇）の方が大きかった。

図表 21：世帯主の年齢別の構成比の変化



（出所）総務省より大和総研作成

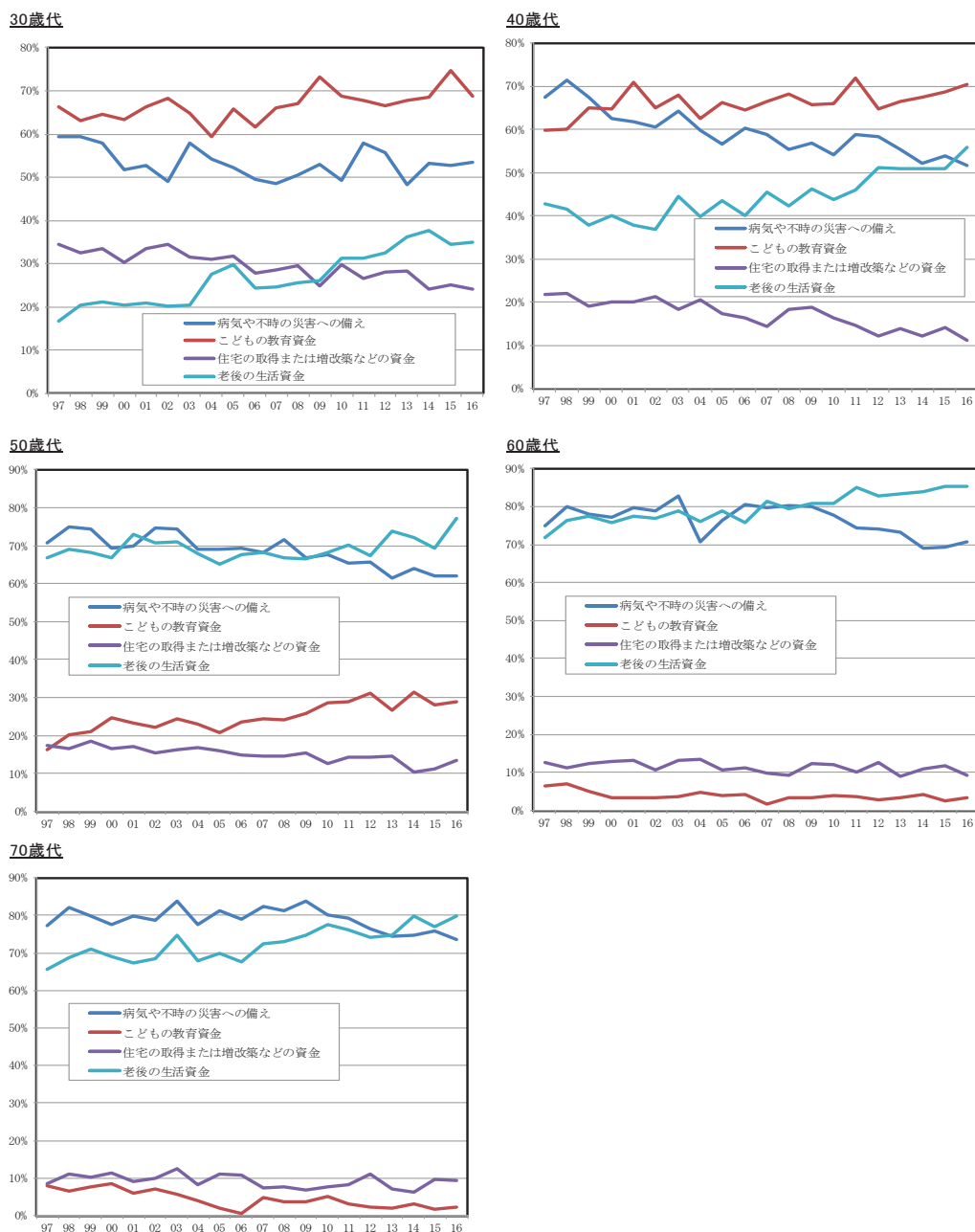
図表 22：世帯主の年齢別で見た資産構成の推移（総世帯）



（出所）総務省より大和総研作成

・家計金融資産における株式・株式投信比率はここ 15 年で 6.9%から 10.4%まで緩やかに上昇している。高齢者世帯の株式・株式投信比率は相対的には高いものの、金融資産の 6-7 割は預貯金で占められている。

図表 23：金融資産保有目的（貯蓄目的）の年代別の推移（1997-2016 年）



(注1) 二人以上世帯。20歳代は、サンプルサイズが小さいため省略。

(注2) 2004年、2007年に対象等の変更があり、データは連続しない。

(出所) 金融広報中央委員会より大和総研作成

・老後の生活不安、長生きリスクの高まり：

30 歳代・40 歳代において、住宅の取得・増改築を目的とする世帯は低下傾向。金利の低下により住宅ローンを組みやすくなったことが背景にある可能性。

・どの年代においても「老後の生活資金」のために金融資産を保有する世帯が増加傾向にあり、50 歳代・60 歳代・70 歳以上世帯では、近年この回答が最多となっている。背景に老後への生活の不安が高まっていると推測され、資産形成を促すことによる不安解消が求められるかもしれない。

参考文献

- OECD (2013), Pensions at a Glance 2013: OECD and G20 Indicators, OECD Publishing. http://dx.doi.org/10.1787/pension_glance-2013-en
- HM Revenue and Customs(2016), "Inheritance Tax Statistics 2013-14"
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/541725/IHTNationalStatisticsCommentary.pdf
- 伊藤真利子（2010）「高度成長期郵便貯金の発展とその要因—郵便貯金増強メカニズムの形成をめぐって—」『郵政資料館 研究紀要』1 号，日本郵政 郵政資料館
- 伊藤真利子（2011）「安定成長期の郵便貯金—郵便貯金増強メカニズムの変化とその要因—」『郵政資料館 研究紀要』2 号，日本郵政 郵政資料館
- 楠田浩二（2012）「高度成長期以降の環境変容を踏まえた家計資産の活用戦略—『貯蓄から投資へ』の修正案の提示—」『彦根論議』394 号
- 厚生労働省（2014）「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—平成 26 年財政検証結果—」
- 田中康男（2005）「所得控除の今日的意義 —人的控除のあり方を中心として—」『税務大学校論叢』第 48 号
- 堀江奈保子（2014）「年金の財政検証による将来見通し」，みずほ総合研究所
- 吉田二郎（2008）「ファイナンスにおける不動産の意味」，CARF ワーキングペーパー

参考資料 1 利子・配当の源泉税率・課税方法、償還差益（割引債）の源泉税率・課税方法の推移

年度	利子		配当		備考	償還差益(割引債)	
	源泉税率	課税方法	源泉税率	課税方法		源泉税率	課税方法
	総合	分離	総合	分離			
22	60%	・総合課税 ・源泉分離選択可(60%) ・少額貯蓄非課税制度	20%	・総合課税			・総合課税
23							
25	20%	—					
26	50%	・源泉分離課税の廃止 ・源泉分離選択課税の復活(50%)	—	・配当控除制度の創設(15%) ・配当控除率25%	・証券投資信託制度の創設(収益分配→配当所得)		
27							
28	10%	・源泉分離課税化(10%)	20%				
29			15%				
30	—	・非課税		・配当控除率30%			
32		・短期(1年未満)のみ源泉分離課税化(10%)		・配当控除率20%、10%		—	
34	10%	・長期も含め源泉分離課税化(10%)	10%		・公社債投資信託の創設(収益分配→利子所得)		
36							
37							
38	—	・源泉分離課税の税率引下げ(10%⇒5%)		配当控除率15%、7.5%			
39	5%		5%		・公社債投資信託以外の公募証券投資信託の課税方式変更(配当課税→利子並み課税)		
40	10%	・源泉分離課税の税率引上げ(5%⇒10%)	10%	・源泉分離選択課税の創設(15%)(1銘柄年50万円未満等) ・申告不要制度の創設(10%)(1銘柄年5万円以下等)			
42	15%	・源泉分離課税の税率引上げ(10%⇒15%)		・源泉分離選択課税の税率引上げ(15%⇒20%) ・申告不要の税率引上げ(10%⇒15%)		5%	・源泉分離課税の創設(5%)
46	20%	・総合課税化 源泉分離課税選択可(20%)		・配当控除率12.5%、6.25%			
48	15%	・源泉分離課税の税率引上げ(20%⇒25%)	15%	・源泉分離選択課税の税率引上げ(20%⇒25%) ・配当控除率10%、5%		8%	・源泉分離課税の税率引上げ(5%⇒8%)
49	25%			・申告不要の要件緩和(1銘柄年5万円⇒10万円)		10%	・源泉分離課税の税率引上げ(8%⇒10%)
51	30%	・源泉分離選択課税の税率引上げ(25%⇒30%)		・源泉分離選択課税の税率引上げ(25%⇒30%)		12%	・源泉分離課税の税率引上げ(10%⇒12%)
53	20%	・源泉分離課税の税率引上げ(30%⇒35%)	20%	・源泉分離選択課税の税率引上げ(30%⇒35%) ・申告不要の税率引上げ(15%⇒20%)		16%	・源泉分離課税の税率引上げ(12%⇒16%)

参考資料 1 利子・配当の源泉税率・課税方法、償還差益（割引債）の源泉税率・課税方法の推移（その2）

年度	利子		配当		備考	償還差益（割引債）	
	源泉税率	課税方法	源泉税率	課税方法		源泉税率	課税方法
	総合	分離	総合	分離			
63 平成		源泉分離課税化(20%) [所得税15%、住民税5%]	20%	35%	・金融類似商品の課税見直し(差益等→利子並み課税)		・源泉分離課税の税率引上げ(16%⇒18%)
15				・源泉分離選択課税の廃止 ・上場株式等(大口以外)の申告不要の適用上限額の削減 ・上場株式等(大口以外)に係る軽減税率(10%) [所得税7%、住民税3%] (平成15年4月から平成20年3月まで)			
16					・公社債投資信託以外の公募証券投資信託の課税方式変更(利子並み課税→配当課税)		
21	— 20%		上場: 10% 非上場: 20%	・上場株式等の源泉徴収(大口以外)に係る軽減税率(10%) [所得税7%、住民税3%] を平成23年末まで延長 ・上場株式等の申告分離課税の税率の見直し(平成21年～23年まで10%) [所得税7%、住民税3%]	18%		
22				・平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、NISA(少額投資非課税制度)を導入			
23				・上場株式等の配当等(大口以外)に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)を平成25年末まで2年延長 ・上場株式等の配当等(大口以外)に係る源泉徴収の10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)を平成25年末まで2年延長 ・大口株主要件の厳格化(5%→3%) ・NISAの施行日を2年延長し、平成26年からの適用とする			

参考資料 1 利子・配当の源泉税率・課税方法、償還差益（割引債）の源泉税率・課税方法の推移（その3）

年度	利子		配当		備考	償還差益（割引債）	
	源泉税率	課税方法	源泉税率	課税方法		源泉税率	課税方法
25	20%	・特定公社債等（注1）の利子等については、20%源泉分離課税の対象から除外した上で、申告不要又は申告分離課税（上場株式等の譲渡損失との損益通算可能）の対象とする。 ・一般公社債等（注2）の利子等については、20%源泉分離課税を維持する。（平成28年1月1日以後適用） （注1）特定公社債（国債・地方債、公募公社債、国内外の公営企業等が発行した債券、金融機関が発行した債券等）、公募公社債投資信託等 （注2）特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託等	上場：10% 非上場：20%	・上場株式等の配当等（大口以外）に係る10%軽減税率[所得税7%、住民税3%]は、適用期限（平成25年末）をもって廃止 ・上場株式等の配当等（大口以外）に係る源泉徴収の10%軽減税率[所得税7%、住民税3%]は、適用期限（平成25年末）をもって廃止 ・NISAについて、口座開設期間を10年間とし、非課税期間を最長5年とする		18%	・償還差益に対する発行時の源泉分離課税を廃止し、償還時20%[所得税15%、住民税5%]の源泉徴収の対象とする（平成28年1月1日以後適用）
26							
27			20%	・NISAについて、年間投資上限額を120万円（現行100万円）に引上げ ・ジュニアNISA（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）を創設（年間投資上限額80万円）			
28							
30				・積立NISAの導入（年間積立限度額40万円、20年間投資・運用可能）		20%	

（注）平成25年から平成49年までの間は復興特別所得税（所得税の2.1%）が課される。

（出所）財務省資料などを参考に大和総研作成

参考資料 2 株式譲渡益の税率・課税方法の推移

年度	株式譲渡益		非課税制度	公社債譲渡益(参考)	有価証券取引税
	税率	課税方法			
昭和					
22	—	総合課税			
28		原則非課税 (回数多、売買株式数大、事業類似は総合課税)			・有価証券取引税の創設(株券0.15%)
31					
48					・株券に係る税率を引上げ(0.15%⇒0.3%)
53					・株券に係る税率を引上げ(0.3%⇒0.45%)
56					・株券に係る税率を引上げ(0.45%⇒0.55%)
平成					
元	26% /20%	・原則課税化(以下のいずれかの方式を選択) ・申告分離課税(26%) [所得税20%、住民税6%] ・源泉分離選択課税(譲渡代金の1%＝譲渡代金の5%のみなし利益×20%) ・源泉分離選択課税が譲渡代金の1.05%に(＝譲渡代金の5.25%のみなし利益×20%)			・株券に係る税率を引下げ(0.55%⇒0.3%)
8					・株券に係る税率を引下げ(0.3%⇒0.21%)
10					・株券に係る税率を引下げ(0.21%⇒0.1%)
11		源泉分離課税の平成13年3月末での廃止を決定 源泉分離課税の廃止を2年延期			・有価証券取引税を廃止
13	3月		・1年超保有上場株式等の100万円特別控除の創設		
	6月				
	11月	証券税制改革 ・源泉分離課税の適用期限を平成14年末まで ・平成15年から新税制適用	・緊急投資優遇制度(元本1000万円までの非課税措置)導入 ・平成14年末までに取得 ・平成15年、16年は保有 ・平成17～19年に譲渡		
14		・特定口座制度の創設 ・申告分離課税への一本化(源泉分離選択課税の廃止) ・上場株式等に係る税率引下げ(26%⇒20%) [所得税15%、住民税5%] ・上場株式等に係る軽減税率(20%⇒10%) [所得税7%、住民税3%] (平成15年11月から平成19年12月まで) ・上場株式等の譲渡損失の繰越控除制度の創設 ・非上場株式に係る税率引下げ(26%⇒20%) [所得税15%、住民税5%] ・上場株式等に係る軽減税率(10%) [所得税7%、住民税3%]の1年延長(平成19年12月まで⇒平成20年12月まで)	・1年超保有上場株式等の100万円特別控除の廃止		
15	上場：10% 非上場：26%				
16	非上場20%				
19					

参考資料 2 株式譲渡益の税率・課税方法の推移 (その2)

年度	税率	課税方法	株式譲渡益	非課税制度	公社債譲渡益(参考)	有価証券取引税
平成						
20	上場: 10% 非上場: 20%		上場株式等に係る軽減税率(10%)[所得税7%、住民税3%]の廃止(平成20年12月末まで)。ただし、平成22年12月末までの間、上場株式等の譲渡益が年間500万円以下の部分の税率は10% 上場株式等の譲渡損失と配当等との間の損益通算の仕組みを導入(平成21年分から。なお、特定口座を利用した損益通算は平成22年分から)			
21			特定口座における源泉徴収に係る軽減税率(10%)[所得税7%、住民税3%]を平成23年末まで延長 上場株式等の申告分離課税の税率の見直し(平成21年～23年まで10%[所得税7%、住民税3%])			
22				平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、NISA(少額上場株式等に係る譲渡所得の非課税措置)の導入を決定		
23			特定口座における源泉徴収に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)を平成25年末まで2年延長 上場株式等の譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)を平成25年末まで2年延長	NISAの施行日を2年延長し、平成26年からの適用とする		
25			上場株式等の譲渡所得等に係る10%軽減税率[所得税7%、住民税3%]は、適用期限(平成25年末)をもって廃止 特定口座における源泉徴収に係る10%軽減税率[所得税7%、住民税3%]は、適用期限(平成25年末)をもって廃止 株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度を、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とする(平成28年1月1日以後適用)	・NISAについて、口座開設期間を10年間とし、非課税期間を最長5年とする ・特定公社債(注1)の譲渡益を20%[所得税15%、住民税5%]の申告分離課税(上場株式等の譲渡損失との損益通算可能)の対象とする。 ・一般公社債(注2)の譲渡益を20%[所得税15%、住民税5%]の申告分離課税の対象とする。 (平成28年1月1日以後適用) (注1)国債・地方債・公募公社債、国内外の公営企業等が発行した債券、金融機関が発行した債券等 (注2)特定公社債以外の公社債		
26	20%					
27	0-			・NISAについて、年間投資上限額を120万円(現行100万円)に引き上げ ジュニアNISAを創設(年間投資上限額80万円)		
30				積立NISAの導入(年間積立限度額40万円、20年間投資・運用可能)		

(出所) 財務省資料などを参考に大和総研作成

参考資料 3 貯蓄・投資非課税制度の推移

年度	マル優			財形貯蓄制度	NISA
	マル優 (昭和20年以前に創設)	特別マル優	郵便貯金マル優 (昭和20年以前に創設)		
昭和					
21			・非課税限度額を引上げ(1万円⇒3万円)		
22			・非課税限度額を引上げ(3万円⇒10万円)		
27			・非課税限度額を引上げ(10万円⇒20万円)		
30			・非課税限度額を引上げ(20万円⇒30万円)		
32			・非課税限度額を引上げ(30万円⇒50万円)		
37			・非課税限度額を引上げ(50万円⇒100万円)		
40			・少額国債利子非課税制度(特別マル優)の創設。非課税限度額は50万円		
43			・非課税限度額を引上げ(100万円⇒150万円)		
47			・非課税限度額を引上げ(150万円⇒300万円)		
48			・非課税限度額を引上げ(300万円⇒500万円)		
49			・対象者を老人等に限定		
63			・対象者を老人等に限定		
平成					
6			・非課税限度額を引上げ(300万円⇒350万円)		
18			・対象者を障害者等に限定		
19			・郵政民営化に伴い郵便貯金マル優を廃止(以後はマル優の対象)		
22					
23					
25					
27					
30					

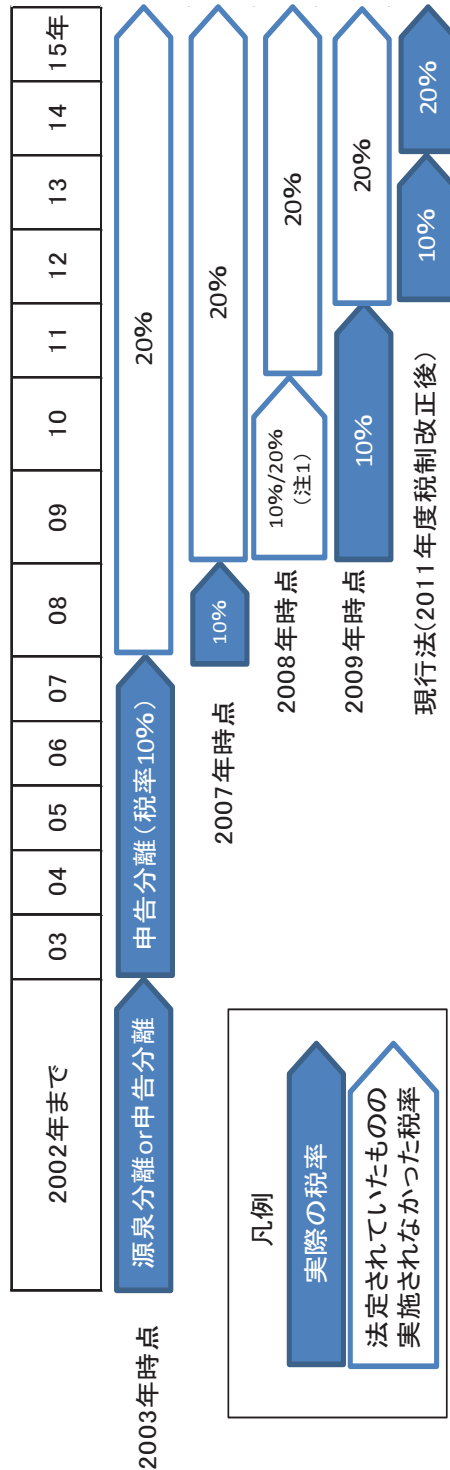
(出所) 大和総研作成

参考資料4 NISA導入の経緯

時期	概要
平成14(2002)年まで	26%の申告分離課税か、売却「額」の1.05%の源泉分離課税の選択制
平成13(2001)年10月証券 税制改革、平成15(2003)年 度税制改正	配当と譲渡益の税率を本則20%とし、2008年(度)までの5年間の時限措置として10%
平成19(2007)年度税 制改正	10%税率を1年延長
平成20(2008)年度税 制改正	平成21(2009)年から10%税率を廃止 2年間の経過措置として、平成21(2009)年・22(2010)年は、年100万円以下の配当・年500万円 以下の譲渡益は税率10%、それらを超える配当・譲渡益は税率20%に
平成20(2008)年における 税制改正の議論	自民党が「高齢者投資マル優制度」を提案。高齢者が受け取る上場株式等の年100万円以下の配当・年500万円 以下の譲渡益は非課税に
	自民党の麻生幹事長(当時)が300万円までの株式投資の配当を非課税とする「証券マル優制度」を提案
	金融庁が平成21(2009)年度税制改正要望として①「高齢者投資非課税制度」と②「日本版ISAの創設」を要望 ①高齢者が受け取る上場株式等の年100万円以下の配当及び年500万円以下の譲渡益を、少なくとも2年間非課税とする ②10年間の時限措置として、毎年一定額(例えば100万円)までの上場株式等の投資に対する配当を非課税とする
	証券界が平成21(2009)年度税制改正要望として、上場株式等の税率について上限なしに10%とする、英国の ISA等を参考にした上場株式等の非課税制度を導入(配当だけでなく譲渡益も非課税)を要望

参考資料4 NISA導入の経緯(その2)

時期	概要
平成21(2009)年度税制改正大綱	上場株式等の10%税率について、適用上限を撤廃し、平成23(2011)年末まで3年間延長。 上場株式等の税率が20%に引き上げられる平成24(2012)年からは日本版ISAを創設 上場株式・公募株式投資信託を対象とし、年間100万円までの投資について、配当・分配金及び譲渡益を10年間非課税。ただし5年間の時限措置とされ、非課税投資額の最大累計額は500万円。
平成22(2010)年度税制改正	投資可能期間が3年に短縮(最大累計投資額が300万円に)
平成23(2011)年度税制改正	10%税率を平成25(2013)年末まで2年間延長、日本版ISAの導入も2年間延期
平成24(2012)年9月	金融庁が、日本版ISAの恒久化、非課税運用期間を10年から5年以上に、投資対象を上場株式・公社債投資信託だけでなく、公社債・公社債投資信託まで拡大することを要望
平成25(2013)年度税制改正	新規投資を行える期間が3年から10年に延長、非課税投資期間が10年から5年に短縮



(注1) 年間の譲渡益の金額により10%または20%の税率を適用するものとしていた(本文参照)。
(注2) 配当課税の税率についても譲渡益課税と同様に改正されてきた(ただし、施行時期に暦年と年度の違いがある場合がある)。

(出所) 大和総研作成

参考資料5 既存NISAのスキームの変遷

	2009年度 税制改正大綱	2010年度 税制改正	2011年度 税制改正	2013年度 税制改正	2015年度 税制改正
当時の政権の 中心政党	自由民主党	民主党	民主党	自由民主党	自由民主党
導入(見直し)時 期	2012年～ (10%軽減税率 が廃止され20% 本則税率が実 現する際に)	2012年～ (上場株式等に 係る税率の 20%本則化に あわせて)	2014年～ (経済金融情勢 が急変しない限 り確実に実施)	2014年～	2016年～
新規投資が できる期間	5年間	3年間	3年間	10年間	10年間
投資対象		上場株式等			
非課税対象		配当・譲渡益			
非課税投資期間	10年間	10年間	10年間	5年間	5年間
年間最大投資額		100万円			120万円
累積最大投資額	500万円	300万円	300万円	500万円	600万円

政策効果を見極める試験期間として3年間に

10%税率2年延長に合わせて、2年延期

成長戦略に資するべく10年間に延長

(注) 以前までと比べスキームの変更(改正)が行われた箇所を網掛けとしている。

(出所) 大和総研作成

参考資料6 不動産の時価に対する相続税評価額の割合の推計

- 相続税の財産評価において、不動産には「小規模宅地等の特例」などの種々の評価額軽減規定が存在する。しかしながら、国税庁統計には、相続税の課税対象者が実際に不動産を保有することで時価と比ベどの程度評価額の軽減を受けているのかの実績データはない。
- 本分析では、全国消費実態調査における富裕高齢者世帯の保有資産の構成と、相続税課税対象者における保有資産の構成を比較することにより、不動産の時価に対する相続税評価額の割合を推計した。

1. 相続税統計と全消富裕高齢者世帯の比較

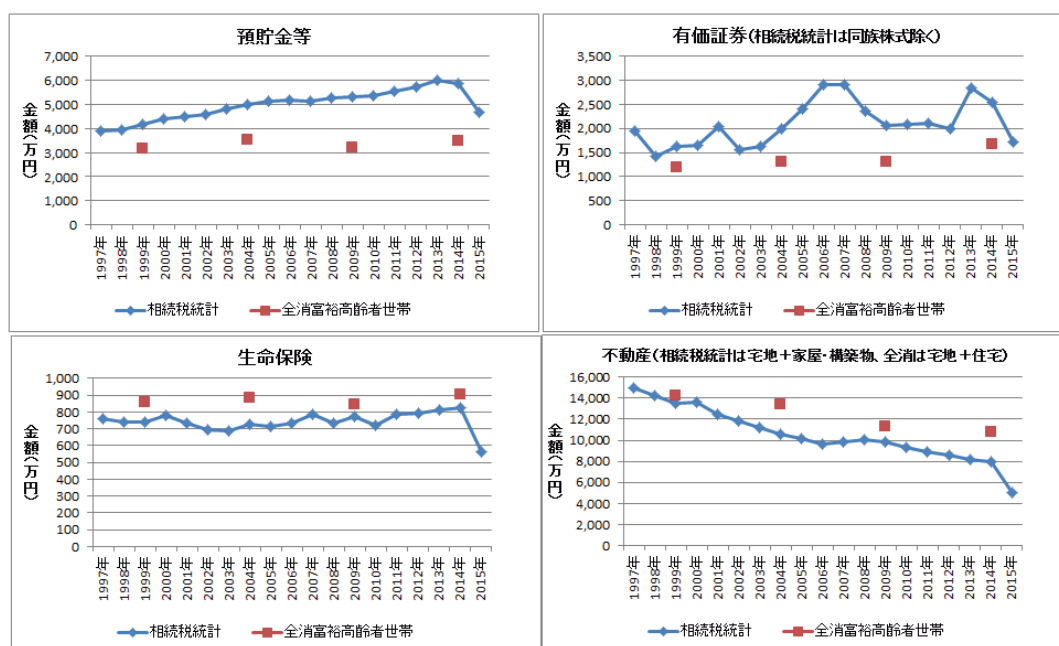
- 全国消費実態調査は、高齢者のうち保有資産階級別に、各種資産（預貯金、有価証券、生命保険、不動産、等）の保有額を集計している。全国消費実態調査における保有額は、不動産について、公示地価をもとにした推計額をもとに集計しているなど「時価」に近い値となっている。
- 全国消費実態調査における高齢者世帯のうち最も保有資産の豊かな層（富裕高齢者世帯）は、相続税課税対象者（被相続人）と母集団がほぼ同じであり、保有資産の構成も近似しているものと考えられる。もし両者の母集団が同じであれば、富裕高齢者世帯の資産構成（時価による評価）と相続税統計（国税庁統計年報）における被相続人の資産構成（相続税評価額による評価）の差によって、各資産の「時価に対する相続税評価額の割合」が推計できる¹。
- 富裕高齢者世帯は、「夫が65歳以上かつ妻が60歳以上の夫婦のみの世帯」のうち「金融資産が4,000万円以上」または「住宅・宅地の時価が1億円以上」のいずれかを満たす世帯とした²。

¹ 全国消費実態調査と相続税統計における資産の区分は厳密に一致しているわけではないが、両者を近づけるために以下の補正を行っている。

- ・「有価証券」については、相続税統計においては「有価証券」から「特定同族会社の株式及び出資」を除いている。これは、全国消費実態調査において未上場株式が捕捉されていないものと考えられるためである。
- ・「不動産」については、相続税統計においては「宅地(借地権を含む。)」と「家屋、構築物」の合計額を用いた。これは、全国消費実態調査における不動産の集計対象が宅地と住宅に限られているためである。

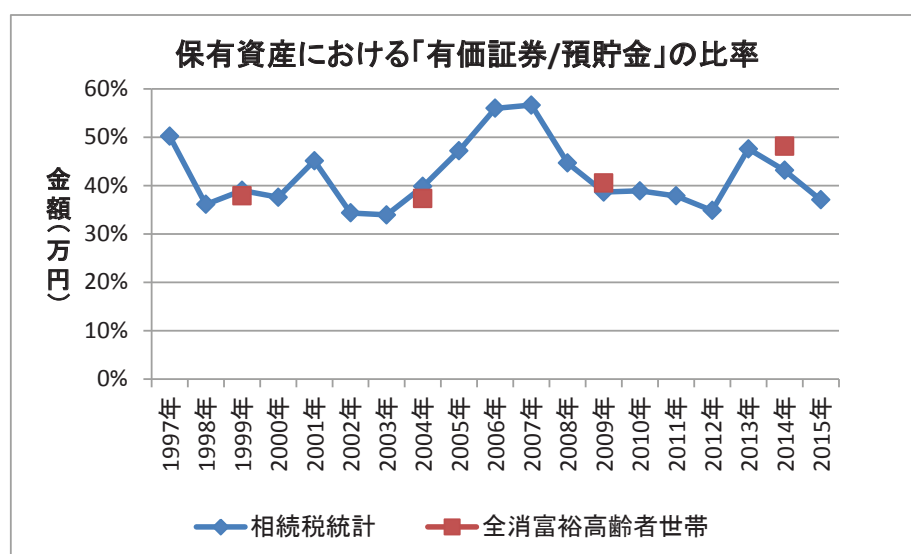
² 実際には、全国消費実態調査には「金融資産が4,000万円以上」か「住宅・宅地の時価が1億円以上」のいずれかの統計しかなく、両者の統計を世帯数比率により加重平均して「金融資産が4,000万円以上」または「住宅・宅地の時価が1億円以上」の世帯の資産構成を求めている。

- 次のグラフは、各年における「相続税の課税対象となった被相続人における各資産の課税価格の平均金額（相続税統計）」と「富裕高齢者世帯の各資産の時価の平均金額（全消費富裕高齢者世帯）」を比較したもの。
- 「生命保険」および「不動産」は、いずれの年においても「全消費富裕高齢者世帯」よりも「相続税統計」の方が金額が少ない。この結果は、相続税の財産評価の規定において、「生命保険」および「不動産」においては時価より評価額が軽減されている事実と整合的である。
- 「預貯金等」および「有価証券」は、制度上、ほぼ時価と相続税評価が等しい。にもかかわらず、「預貯金等」および「有価証券」において、いずれの年においても「全消費富裕高齢者世帯」よりも「相続税統計」の方が金額が多いのは、「全消費富裕高齢者世帯」の保有資産総額が、相続税課税対象者よりも若干少ない（相続税課税対象者はより富裕な者に限られる）ためと考えられる。



2. 「全消費富裕高齢者世帯」と相続税課税対象者における預貯金等と有価証券の保有額の比率の比較

- 前述の通り、「全消費富裕高齢者世帯」と相続税課税対象者は若干母集団が異なる（相続税課税対象者はより富裕な者に限られるものと考えられる）。したがって、「全消費富裕高齢者世帯」と相続税課税対象者の（時価による）資産構成比率が本当に近似しているのかを確認する必要がある。
- この点を確認するために、「全消費富裕高齢者世帯」と相続税課税対象者における「預貯金等」と「有価証券」の保有額の比率を比較する。「相続税対象者」と「全消費富裕高齢者世帯」における「預貯金」と「有価証券」の保有比率が概ね等しいならば、それ以外の資産においても「相続税対象者」と「全消費富裕高齢者世帯」の時価による保有比率も概ね等しいものと推測できる。
- 次の図表により、「相続税対象者」と「全消費富裕高齢者世帯」における「預貯金」と「有価証券」の保有比率は全ての年において概ね等しいことが確認できた。よって、それ以外の資産についても「相続税対象者」と「全消費富裕高齢者世帯」の時価による保有比率が等しいものと仮定して、「相続税課税対象者」の時価における保有資産額を推計する。



3. 不動産の時価に対する相続税評価額の割合の推計

- 「相続税統計」における各年の相続税課税対象者における各年の「預貯金と有価証券の保有額の合計」が、「全消費富裕高齢者世帯」の何倍であるかを求める。この倍率を「全消費富裕層高齢者世帯」の「生命保険」および「不動産」の保有額に乗じることにより、「相続税統計」における各年の相続税課税対象者における各年の「生命保険」および「不動産」の保有額の時価を推計した。
- 推計結果は次の通り。

相続税課税対象者の保有資産の推計(単位:万円)										
	預貯金等	有価証券	生命保険			不動産			合計	
	時価	時価	時価	評価額	掛目	時価	評価額	掛目	時価	評価額
1999年	4,194	1,635	1,147	738	64%	18,988	13,537	71%	25,964	20,104
2004年	5,009	1,993	1,277	726	57%	19,458	10,545	54%	27,737	18,273
2009年	5,338	2,063	1,380	731	53%	18,468	9,816	53%	27,250	17,991
2014年	5,882	2,538	1,478	828	56%	17,580	7,928	45%	27,477	17,175

- 直近の 2014 年における不動産の時価に対する相続税評価の割合（掛目）は 5 割弱であると推計された。また、掛目は、1999 年から 2014 年にかけて減少傾向にあるものと考えられる。これは居住用宅地における小規模宅地等の特例の適用拡大（2001 年に 200 m²⇒240 m²に拡大）を反映している可能性が考えられる（なお、2015 年にはさらに 240 m²⇒330 m²に拡大していることから、掛目は今後さらに減少することが考えられる）。
- なお、直近の 2014 年における生命保険の相続税評価の割合（掛目）も 6 割弱であることが推察される。もっとも、実際には生命保険については相続人 1 人あたりの非課税枠が与えられるものであり、掛目を用いて評価する性質のものではない。1999 年から 2014 年にかけて、生命保険の保有時価が年々増加傾向であり、生命保険を活用した相続税対策が普及しつつあるものと考えられる。

※ 図表の出所は全て、国税庁「統計年報」および総務省「全国消費実態調査」をもとに大和総研が試算したもの。

以上

キャピタルゲインに係る 我が国税制の整理 —所得税と相続税との接点—

中央大学 酒井克彦

中央大学 酒井克彦

1

相続税の沿革

- わが国での相続税の導入は明治38年(1905年)
- 導入後最初の大きな転機はシャウプ勧告に基づく昭和25年の全文改正
- 課税方式が、遺産課税方式から遺産取得課税方式に変更されたほか、相続税を贈与税と一本化し、一生の贈与を累積し相続と合わせて課税するという方法が採られるようになった(一生累積課税制度は、主に執行上の理由から3年後の昭和28年に廃止)
- その後、昭和33年には、税制特別調査会におけるわが国の相続税のあり方についての幅広い議論を踏まえ、遺産取得課税方式を採りつつも、税負担総額は各相続人の実際の取得にかかわらず法定相続人の数と法定相続分によって一律に算出するという法定相続分課税方式が創設

中央大学 酒井克彦

2

相続税制度の基本的仕組み

- 1 被相続人の遺産額(債務などを控除した後の合計課税価格)から基礎控除額(3,000万円+600万円×法定相続人数)を差し引いた後の課税遺産額を、
 - 2 法定相続人の全員が民法の法定相続分の割合に従って取得したものと仮定した場合におけるその取得金額に、超過累進税率を適用して計算した金額を合計した金額を相続税の総額とし、
 - 3 その総額を実際に取得した財産の課税価格の割合によって按分して、それぞれの者に係る相続税額とした上、
 - 4 求めた税額から、配偶者、未成年者、障害者などの各人の事情に着目して設けられている税額控除をして、各人の納付税額が導き出される。
- ※ 相続人が被相続人の一親等の血族と配偶者以外の者である場合に、その者の相続税額を2割増とする2割加算の制度や、10年以内に二度相続が発生した場合の相続税額について、二度の相続間の期間の長短に応じて負担を軽減する相次相続控除(税額控除)の制度がある。

中央大学 酒井克彦

3

相続税の基本的仕組み

スライド11まで 国税庁ホームページより

相続税の税率

「相続の開始の日(被相続人の死亡の日)」により、次のとおりとなります。

【平成26年12月31日までの場合】相続税の速算表			【平成27年1月1日以後の場合】相続税の速算表		
法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額	法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—	1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円	3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円	5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円	1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円	2億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円	3億円以下	45%	2,700万円
			6億円以下	50%	4,200万円
			6億円超	55%	7,200万円

この速算表で計算した法定相続人ごとの税額を合計したものが相続税の総額になります。
(相法16、平25改正法附則10)

中央大学 酒井克彦

4

1. 税金のかからない範囲

基礎控除額・・・3,000万円＋600万円×法定相続人の数

例：法定相続人が妻と子供2人の場合の基礎控除額
 $3,000万円 + 600万円 \times 3人 = 4,800万円$

- 正味の遺産額が基礎控除以下の場合には、相続税はかかりません。
- 生命保険金や死亡退職金の非課税限度額・・・それぞれ500万円×法定相続人の数

2. 税額計算の仕方

1. 正味の遺産額

土地・建物や預金等の財産から借入金や未払金等の債務を引いたものが正味の遺産額になります。(生命保険金や死亡退職金はそれぞれ非課税限度額を超えた分が加算されます)

例を挙げると

現金・預金・株式	8,700万円
土地(特例適用後) (居住用宅地(330㎡まで)など一定の要件に該当する土地の場合には特例の減額後の金額となります。下記注参照)	1,600万円
建物	1,000万円
生命保険金(入金額6,000万円－500万円×3)	4,500万円
総遺産額 1億5,800万円	
借入金	△ 700万円
葬儀費用	△ 300万円
正味の遺産額 1億4,800万円	

中央大学 酒井克彦

5

2. 課税遺産総額

正味の遺産額から基礎控除額を引いたものが課税遺産総額になります。

$1億4,800万円 - 4,800万円 = 1億円$

基礎控除額

$3,000万円 + 600万円 \times 3$ (法定相続人の数)

3. 法定相続分で按分(一旦、法定相続分で分割したものと仮定して相続税の総額を計算します)

ここでは便宜的に課税遺産総額が1億円の場合で計算しています。

妻 $1億円 \times \frac{1}{2} = 5,000万円$

長女 $1億円 \times \frac{1}{4} = 2,500万円$

長男 $1億円 \times \frac{1}{4} = 2,500万円$



中央大学 酒井克彦

6

4. 相続税の総額の計算(速算表で相続税額を計算します)

妻 $5,000\text{万円} \times 20\%(\text{税率}) - 200\text{万円}(\text{控除額}) = 800\text{万円}$

長女 $2,500\text{万円} \times 15\%(\text{税率}) - 50\text{万円}(\text{控除額}) = 325\text{万円}$

長男 $2,500\text{万円} \times 15\%(\text{税率}) - 50\text{万円}(\text{控除額}) = 325\text{万円}$



1. 法定相続による場合(相続税の総額が1,450万円の場合)

実際の分割も法定相続分で分割した場合の計算

妻 $1,450\text{万円} \times \frac{1}{2} = 725\text{万円}$

長女 $1,450\text{万円} \times \frac{1}{4} = 362\text{万}5,000\text{円}$

長男 $1,450\text{万円} \times \frac{1}{4} = 362\text{万}5,000\text{円}$



2. 実際の相続割合が異なる場合(相続税の総額が1,450万円の場合)

実際の相続割合が妻50%、長女20%、長男30%だった場合

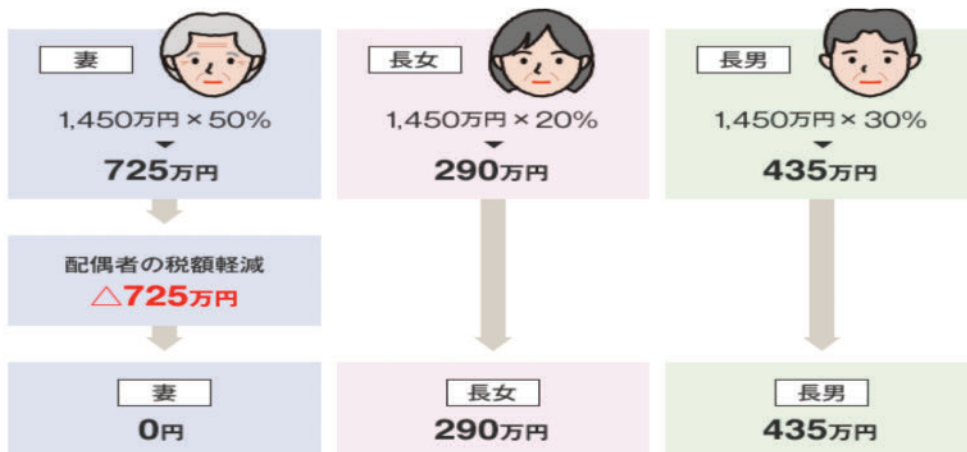
相続税の総額は1,450万円と変わりませんが、各人の負担する相続税額が変わります。

各人の相続税額

妻 $1,450万円 \times 50\% = 725万円$

長女 $1,450万円 \times 20\% = 290万円$

長男 $1,450万円 \times 30\% = 435万円$



中央大学 酒井克彦

9

贈与税計算の基本的仕組み

■ 贈与税の速算表

平成27年以降の贈与税の税率は、次のとおり、「一般贈与財産」と「特例贈与財産」に区分されました。

【一般贈与財産用】(一般税率)

この速算表は、「特例贈与財産用」に該当しない場合の贈与税の計算に使用します。

例えば、兄弟間の贈与、夫婦間の贈与、親から子への贈与で子が未成年者の場合などに使用します。

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

【特例贈与財産用】(特例税率)

この速算表は、直系尊属(祖父母や父母など)から、その年の1月1日において20歳以上の者(子・孫など)※への贈与税の計算に使用します。

※ 「その年の1月1日において20歳以上の者(子・孫など)」とは、贈与を受けた年の1月1日現在で20歳以上の直系卑属のことをいいます。

例えば、祖父から孫への贈与、父から子への贈与などに使用します。(夫の父からの贈与等には使用できません)

基礎控除後の課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

中央大学 酒井克彦

10

贈与税計算の基本的仕組み

(3) 「一般贈与財産用」と「特例贈与財産用」の両方の計算が必要な場合

例えば、20歳以上の方が、配偶者と自分の両親の両方から贈与を受けた場合などに、この計算となります。

この場合には、次のとおり計算します。

- ① 全ての財産を「一般税率」で計算した税額に占める「一般贈与財産」の割合に応じた税額を計算します。
- ② 全ての財産を「特例税率」で計算した税額に占める「特例贈与財産」の割合に応じた税額を計算します。
- ③ 納付すべき贈与税額は、①と②の合計額です。

(例) 一般贈与財産が100万円、特例贈与財産が400万円の場合の計算

- ① この場合、まず、合計価額500万円を基に次のように計算します。

(全ての贈与財産を「一般贈与財産」として税額計算)

$$500\text{万円} - 110\text{万円} = 390\text{万円}$$

$$390\text{万円} \times 20\% = 78\text{万円} = 53\text{万円}$$

(上記の税額のうち、一般贈与財産に対応する税額(一般税率)の計算)

$$53\text{万円} \times 100\text{万円} / (100\text{万円} + 400\text{万円}) = 10.6\text{万円} \dots \text{①}$$

次に「特例贈与財産」の部分の税額計算を行います。

- ② この場合も、まず、合計価額500万円を基に次のように計算します。

(全ての贈与財産を「特例贈与財産」として税額計算)

$$500\text{万円} - 110\text{万円} = 390\text{万円}$$

$$390\text{万円} \times 15\% = 58.5\text{万円} = 48.5\text{万円}$$

(上記の税額のうち、特例贈与財産に対応する税額(特例税率)の計算)

$$48.5\text{万円} \times 400\text{万円} / (100\text{万円} + 400\text{万円}) = 38.8\text{万円} \dots \text{②}$$

(贈与税額の計算)

- ③ 贈与税額 = ①一般贈与財産の税額 + ②特例贈与財産の税額

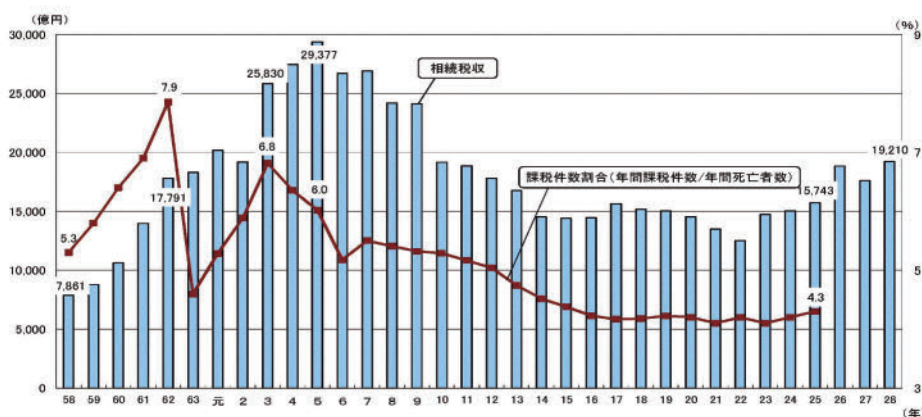
上記の場合 ①10.6万円 + ②38.8万円 = 49.4万円…贈与税額

(相法21の2、21の5、21の7、措法70の2の4、70の2の5)

相続税等の課税状況

スライド12及び13は、財務省資料より

相続税の課税件数割合及び相続税・贈与税収の推移



(注1) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む(平成26年度以前は決算額、平成27年度は補正後予算額、平成28年度は予算額)。

(注2) 課税件数は「国税庁統計年報書」により、死亡者数は「人口動態統計」(厚生労働省)による。

相続税の課税状況の推移

区分 年分	死亡者数・課税件数等				課税価格		相続税額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	(b)／(a)	被相続人 1人当たり 法定相続人数	合計額 (c)	被相続人 1人当たり 金額	納付税額 (d)	被相続人 1人当たり 金額	(d)／(c)
	人	件	%	人	億円	万円	億円	万円	%
昭和58	740,038	39,534	5.3	4.1	50,021	12,653	7,153	1,809	14.3
7	922,139	50,729	5.5	3.72	152,998	30,159.9	21,730	4,283.5	14.2
8	896,211	48,476	5.4	3.71	140,774	29,039.9	19,376	3,997.0	13.8
9	913,402	48,605	5.3	3.68	138,635	28,522.8	19,339	3,978.8	13.9
10	936,484	49,526	5.3	3.61	132,468	26,747.1	16,826	3,397.4	12.7
11	982,031	50,731	5.2	3.59	132,699	26,157.3	16,876	3,326.5	12.7
12	961,653	48,463	5.0	3.55	123,409	25,464.7	15,213	3,139.0	12.3
13	970,331	46,012	4.7	3.52	117,035	25,435.7	14,771	3,210.2	12.6
14	982,379	44,370	4.5	3.46	106,397	23,979.4	12,863	2,899.0	12.1
15	1,014,951	44,438	4.4	3.40	103,582	23,309.4	11,263	2,534.6	10.9
16	1,028,602	43,488	4.2	3.35	98,618	22,677.0	10,651	2,449.1	10.8
17	1,083,796	45,152	4.2	3.33	101,953	22,579.9	11,567	2,561.8	11.3
18	1,084,450	45,177	4.2	3.26	104,056	23,032.9	12,234	2,708.1	11.8
19	1,108,334	46,820	4.2	3.20	106,557	22,758.9	12,666	2,705.3	11.9
20	1,142,407	48,016	4.2	3.17	107,482	22,384.7	12,517	2,606.8	11.6
21	1,141,865	46,439	4.1	3.13	101,230	21,798.6	11,632	2,504.7	11.5
22	1,197,012	49,891	4.2	3.08	104,630	20,971.7	11,753	2,355.7	11.2
23	1,253,066	51,559	4.1	3.03	107,468	20,843.7	12,516	2,427.5	11.6
24	1,256,359	52,572	4.2	3.00	107,718	20,489.6	12,446	2,367.4	11.6
25	1,268,436	54,421	4.3	2.97	116,381	21,385.3	15,366	2,823.5	13.2

相続税の本質論

・ 相続税制における課税方式の選択

遺産課税方式



我が国の所得税法
(増加益清算課税方式)

遺産取得課税方式



我が国の相続税法
(相続税＋贈与税)

相続税の本質論

遺産課税方式(性質論)

- ⇒被相続人が残した遺産に着目する租税
- ⇒遺産を残すという形で富を処分することに対する課税

* 消費税に近接しているとみること也可以る。

相続税の本質論

遺産課税方式の徹底

相続税は「遺産に対する債務」であり、遺産の管理人等が分割前に他の債務と同様に相続税納税義務を処理する形になる。

〔遺産－相続税額＝相続税納税義務相当額〕

相続税の本質論

- 遺産課税方式のメリット

課税のためには、個人の相続人等が取得した財産ではなく、遺産全体を把握すればよい。

⇒課税上の便宜(徴税執行上有益)

※ アメリカ、イギリス等がこの方式を採用

相続税の本質論

- 遺産課税方式の根拠

- ① 被相続人の生前所得の清算課税
- ② 資産の引継ぎの社会化と親和性
- ③ 富の再分配

⇒「増加益清算課税説」に親和性

法人税法22条2項の議論⇒適正所得算出説との対立
所得税法33条1項、所得税法59条の無償譲渡課税

遺産課税と増加益清算課税説

法人税法22条(各事業年度の所得の金額の計算)

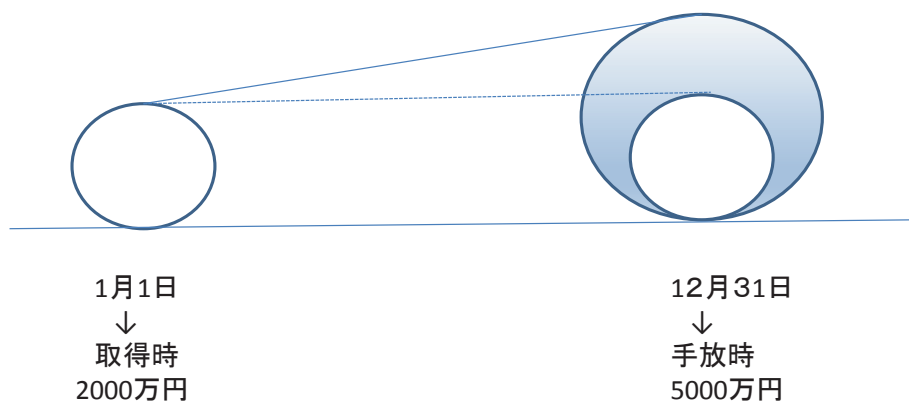
内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

中央大学 酒井克彦

19

増加益清算課税説



中央大学 酒井克彦

20

遺産課税と増加益清算課税説

- 所得税法33条（譲渡所得）
- 譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう。
- 2 次に掲げる所得は、譲渡所得に含まれないものとする。
- 一 たな卸資産（これに準ずる資産として政令で定めるものを含む。）の譲渡その他営利を目的として継続的に行なわれる資産の譲渡による所得
- 二 山林の伐採又は譲渡による所得

シャープ勧告における 増加益清算課税説

- 「往々譲渡所得はある意味において、所得ではないから、所得税を全額課税すべきものではないということが主張されている。われわれはこの用語学的主張には賛同しない。重要な事実、譲渡所得は所有者に対して利子又は配当が与えると同様の経済力の増加を与えるということである。...譲渡所得及び損失でわれわれの勧告で重要なひとつの部分は、生前中たると死亡によらず、資産が無償移転された場合、その時まで、その財産につき生じた利得又は損失は、その年の所得税申告書に計上しなくてはならないということである。」

シャープ勧告における包括所得概念

- 「第一に、一時的・恩恵的利得であっても、利得者の担税力を増加させるものである限り、課税の対象とすることが、公平負担の要請に合致する。
- 第二に、全ての利得を課税の対象とり、累進課税の適用のもとにおくことが、所得税の再分配機能を高めるゆえんである。
- 第三に、所得の範囲を広く構成することによって、所得税制度のもつ景気調整機能が増大する。」

遺産課税と増加益清算課税説

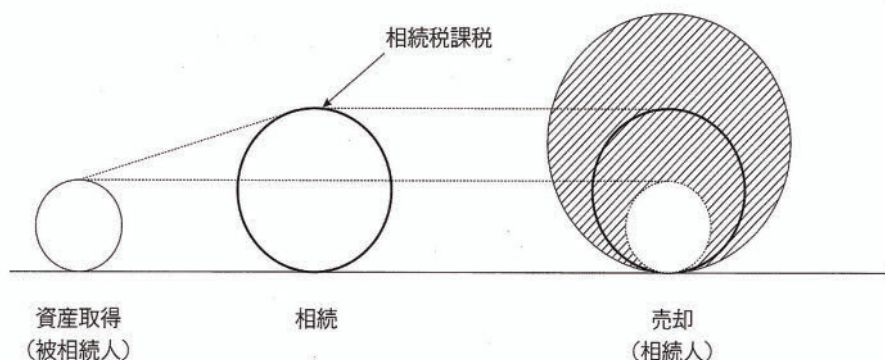
- 最高裁昭和43年10月31日第一小法廷判決（訟月14巻12号1442頁）
- 「譲渡所得に対する課税は… 資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものと解すべき」

遺産課税と増加益清算課税説

- 最高裁昭和50年5月27日第三小法廷判決(民集29巻5号641頁)
- 「譲渡所得に対する課税は、資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものであるから、その課税所得たる譲渡所得の発生には、必ずしも当該資産の譲渡が有償であることを要しない(最高裁昭和41年(行ツ)第102号同47年12月26日第三小法廷判決・民集26巻10号2083頁参照)。したがって、所得税法33条1項にいう『資産の譲渡』とは、有償無償を問わず資産を移転させるいっさいの行為をいうものと解すべきである。」として、増加益清算課税説に立つ。

遺産課税と増加益清算課税説 所得税法59条

図表 1



遺産課税と増加益清算課税説

- 所得税法59条(贈与等の場合の譲渡所得等の特例)
- 次に掲げる事由により居住者の有する山林(事業所得の基因となるものを除く。)又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。
- 一 贈与(法人に対するものに限る。)又は相続(限定承認に係るものに限る。)若しくは遺贈(法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。)

遺産課税と増加益清算課税説

- 所得税法60条(贈与等により取得した資産の取得費等)
- 居住者が次に掲げる事由により取得した前条第一項に規定する資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなす。
- 一 贈与、相続(限定承認に係るものを除く。)又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。)

相続税の本質論

- 遺産取得課税方式(性質論)

⇒ 相続人・受遺者等が富を取得したことに対する課税

⇒ 相続・贈与による財産取得を所得として、所得税の分離課税という形に繋げる方向

相続税の本質論

- 遺産取得課税方式のメリット

- 遺産の分割を促進することとなり、富の集中排除という趣旨によりかなう。

- (批判) 遺産の分割促進とはいっても、親族内における分割の促進であり、富裕層から貧困層への富の移転をもたらすわけではない。

- ※ ドイツ・フランス

相続税の本質論

- 遺産取得課税方式の根拠
- ① 遺産の取得による担税力という考え方と親和性を有する。
- ② 富の再分配

従来からの税制調査会答申の説明振り

- 個人所得課税と相続課税
わが国の現行所得税法では、相続・贈与により取得するものは、所得税を課さず、相続税・贈与税という別体系の下で課税しています。しかし、特にわが国のように遺産取得課税方式を基本とした相続課税制度の下において、「所得は消費と純資産の増加の合計である」という包括的所得概念で所得を認識すれば、理論上は、相続・贈与による財産の取得も個人所得課税に取り込んで課税するという考え方があり得ます。
- しかし、一般的に個人所得課税が課税対象とする反復・継続的なキャッシュフローと、偶然にもたらされる所得である相続財産等とは性質が異なるので、仮に形式的に個人所得課税に取り込んだとしても、実質的には個人所得課税とは別体系の課税方法を採用するを得なくなります。
- このため、わが国では、所得税とは独立の税目として相続税が存置されているものです。

現行制度の問題点(その1)

- 他の相続人が取得したすべての財産を相続人の皆が把握しなければ税額計算できないという問題がある。

現行制度の問題点(その2)

- 取得した財産が同額でも相続人数によって税額が異なる場合があり、理解されづらい制度となっている。課税ベースの拡大と事業用資産を相続しない者にまで控除の恩典を与えてしまうのは大きな問題である。

現行制度の問題点(その3)

- 居住や事業の継続に係る特例規定の適用がある相続人が受けると、これにより無関係な共同相続人の租税負担まで緩和されるという問題がある。

現行制度の問題点(その3)

二重課税の排除に係る問題

- 年金二重課税訴訟
- 最高裁平成22年7月6日第三小法廷判決
- 「同項〔筆者注: 所得税法9条1項〕柱書きの規定によれば、同号〔筆者注: 16号〕にいう『相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの』とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時点における価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。」

現行制度の問題点(その3)

二重課税の排除に係る問題

- 土地二重課税訴訟
- 東京高裁平成25年7月26日判決(税資263号順号12265)
- 「原告は、平成22年最判が、本件非課税規定による相続税又は贈与税と所得税との二重課税の排除の対象について非課税所得とされた所得が後に実現した場合の所得にも及ぶことを明確にしたものであり、また、本件においては、原告が相続により取得した本件各不動産の経済的価値と同一の経済的価値について二重課税が生じている旨主張する。
- この点、確かに、平成22年最判は、本件非課税規定について判示した部分において、非課税の対象を、「当該財産の取得によりその者に帰属する所得」とし、同所得とは、「当該財産の取得の時のにおける価額に相当する経済的価値」であるとしていることからすると、原告が主張するように解する余地がないではない。
- しかし、平成22年最判で問題とされた所得は、相続人が原始的に取得した生命保険金に係る年金受給権に係るものであるところ、この年金受給権は、それを取得した者において一時金による支払を選択することにより相続の開始時に所得を実現させることができ、その場合には本件非課税規定が適用されることとの均衡を重視して、平成22年最判は、年金による支払を選択した場合においても、年金受給権の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した価額に相当する部分は、相続税法の課税対象となる経済的価値と同一のものであると認めて、年金による支払を選択した場合であっても、現在価値に引き直した価額に相当する部分については相続の開始時に実現した所得として取り扱っていると理解することができる。」

中央大学 酒井克彦

37

現行制度の問題点(その3)

二重課税の排除に係る問題

- 土地二重課税訴訟
- 「これに対し、本件で問題とされている所得は、所得税法60条1項1号により、相続人が被相続人から承継取得した不動産を更に譲渡した際に実現するものと取り扱われるものであって、同号が存在する以上、単純承認をした相続人は、相続時点において被相続人の保有期間中に蓄積された増加益を実現させるという選択ができないという点で、平成22年最判で問題とされた所得とはその性質を異にするものである。
- そして、平成22年最判の判示には、原審及び第1審の各判決の判示とは異なり、本件非課税規定が被相続人の死亡後に実現する所得に対する課税を許さない趣旨のものか否かという点に関する明示的な言及がない」。
- 「これらの点からすると、平成22年最判は、本件非課税規定が、相続時には非課税所得とされた所得が後に実現するものと取り扱われて課税される場合の所得にも一般的に適用される旨を判示したものである」とはできないと解すべきである。」

中央大学 酒井克彦

38

現行制度の問題点(その3)

二重課税の排除に係る問題

- 大阪地裁平成27年4月14日判決 **一みなし配当二重課税訴訟**
- 「所得税法25条1項3号は、法人の株主等が当該法人の解散による残余財産の分配による金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の資本金等の額を超えるときは、所得税法の規定の適用については、その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、同法24条1項に規定する配当所得、すなわち、法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息並びに投資信託及び特定受益証券発行信託の収益の分配に係る所得とみなす旨を規定している。
- かかる規定の趣旨は、清算手続が終了した法人の残余財産を株主等に対して分配することは形式的には法人の利益の配当には当たらないものの、当該法人が設立されてから清算に至るまでに社内に留保されていた利益積立金が、残余財産の分配という形をとって、法人の外に流出するものであるから、実質的には利益の配当に相当するといえることができるため、株主等が残余財産の分配として受けた経済的利益を配当とみなして課税することにしたものと解される。
- そうすると、所得税法25条1項3号のみなし配当課税は、株主等が法人の清算によってそれまで当該法人に留保されていた利益を残余財産の分配として受けたことを課税対象とするのであるから、当該法人の株式を相続人が相続した場合における株式についての相続税の課税とは課税対象を異にするものであるし、また、上記みなし配当課税は法人に留保されていた利益の分配を原因として実現した経済的利益を課税の原因とするものであるから、上記みなし配当課税の対象となる経済的利益は、本件非課税規定にいう相続等を原因として取得したものであるということではない。
- したがって、清算手続終了前の株式を相続した場合に当該株式について相続税を課すことと、清算後に生じる留保利益の分配を原因としてみなし配当課税をすることが、本件非課税規定によって禁止される二重課税に当たるとすることはできない。」

現行制度の問題点(その3)

二重課税の排除に係る問題

- 第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算
- 所得税法67条の4
- 居住者が第60条第1項各号《贈与等により取得した資産の取得費等》に掲げる事由により利子所得、配当所得、一時所得又は雑所得の基因となる資産を取得した場合における当該資産に係る利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額の計算については、別段の定めがあるものを除き、その者が引き続き当該資産を所有していたものとみなして、この法律の規定を適用する。

現行制度の問題点(その4)

- 数代にわたって保有資産が相続により連続移転をしても、所得税法60条により、キャピタルゲインの実現が相当長期間なされないこととなり、第三者への譲渡益課税が担税力を反映しないものとなり得る。

相続税法55条(未分割遺産に対する課税)

- 相続若しくは包括遺贈により取得した財産に係る相続税について申告書を提出する場合又は当該財産に係る相続税について更正若しくは決定をする場合において、当該相続又は包括遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法...の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて当該財産を取得したものであるとしてその課税価格を計算するものとする。
- ただし、その後において当該財産の分割があり、当該共同相続人又は包括受遺者が当該分割により取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつた場合においては、当該分割により取得した財産に係る課税価格を基礎として、納税義務者において申告書を提出し、若しくは第32条第1項に規定する更正の請求をし、又は税務署長において更正若しくは決定をすることを妨げない。

現行制度の問題点(その5)

租税回避等に対する対処

- 現行相続税制度は、遺産取得課税方式であるがゆえに、遺産の分割方法如何で各納税義務者(相続人)の課税関係が変動する仕組み



- 租税負担の軽減のための養子縁組がなされたりする。
- 実質的な取得者の確定が争点になったりする。

現行制度の問題点(その5)

租税回避等に対する対処

- 最高裁平成29年1月31日第三小法廷判決(判タ1435号95頁)
- 「養子縁組は、嫡出親子関係を創設するものであり、養子は養親の相続人となるところ、養子縁組をすることによる相続税の節税効果は、相続人の数が増加することに伴い、遺産に係る基礎控除額を相続人の数に応じて算出するものとするなどの相続税法の規定によって発生し得るものである。相続税の節税のために養子縁組をすることは、このような節税効果を発生させることを動機として養子縁組をするものにほかならず、相続税の節税の動機と縁組をする意思とは、併存し得るものである。したがって、専ら相続税の節税のために養子縁組をする場合であっても、直ちに当該養子縁組について民法802条1号にいう『当事者間に縁組をする意思がないとき』に当たるとすることはできない。
そして、前記事実関係の下においては、本件養子縁組について、縁組をする意思がないことをうかがわせる事情はなく、『当事者間に縁組をする意思がないとき』に当たるとすることはできない。」

現行制度の問題点(その5)

- 限定承認を巡る紛争が起こる。
- 限定承認であると、みなし譲渡所得が発生するが、不動産そのものが限定承認された場合に、かかる不動産から生じた果実を相続人が受けることができるかどうかという問題が惹起される。

相続税廃止論

- 遺産課税方式的な課税方式への移行
- = 譲渡者(被相続人)における譲渡課税



- 所得税課税

現行相続税

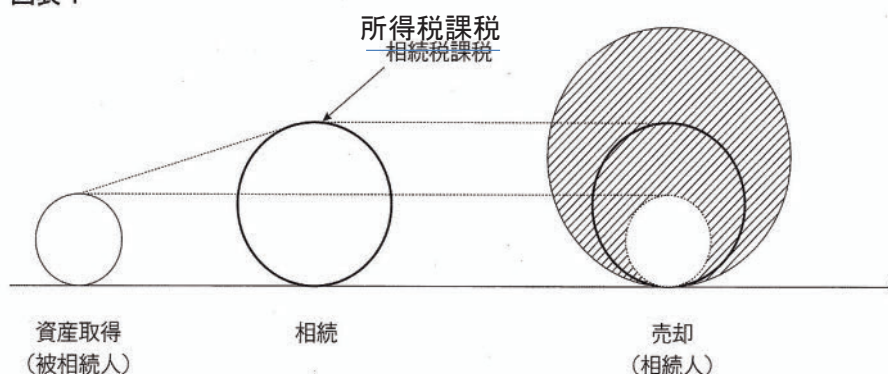
相続税廃止論

相続税を廃止して、所得税法のみなし譲渡所得課税に移行する。

- 所得税法59条を以下のように改正
- 次に掲げる事由により居住者の有する山林(事業所得の基因となるものを除く。)又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。
- 一 贈与(法人に対するものに限る。)又は相続(限定承認に係るものに限る。)若しくは遺贈(法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。)

遺産課税と増加益清算課税説 所得税法59条の改正

図表 1



相続税廃止論

相続税を廃止して、所得税法のみなし譲渡所得課税に移行する。

- ~~所得税法60条(贈与等により取得した資産の取得費等)~~
- ~~居住者が次に掲げる事由により取得した前条第1項に規定する資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなす。~~
- ~~一 贈与、相続(限定承認に係るものを除く。)又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。)~~

相続税廃止論

相続税を廃止して、所得税法のみなし譲渡所得課税に移行する。

- 所得税法9条(非課税所得)
- 次に掲げる所得については、所得税を課さない。
- ~~十六 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの(相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。)~~

相続税廃止論

相続税を廃止して、所得税法のみなし譲渡所得課税に移行する。

- 所得税法125条(年の途中で死亡した場合の確定申告) ...**準確定申告**
- 居住者が年の中途において死亡した場合において、その者のその年分の所得税について第120条第1項(確定所得申告)の規定による申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、その相続人は、...その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日の前日...までに、税務署長に対し、当該所得税について第120条第1項各号に掲げる事項その他の事項を記載した申告書を提出しなければならない。

相続税廃止論

相続税を廃止して、所得税法のみなし譲渡所得課税に移行する。

- 所得税法13条(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)
- 信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る。)は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。
-
- 経済的帰属説(経済的実質主義)⇒法律的帰属説への収斂
- ⇒委託者課税方式への転換?
- 米国のGrantor Trust Rule(委託者が信託に対し一定の権限又はベネフィットを留保する場合、信託の所得については、信託でなく、委託者に課税されるというルール)の発想とは異なるもの

相続税廃止論

相続税を廃止して、所得税法のみなし譲渡所得課税に移行する。

- 所得税法60条の2(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)
 - 国外転出(国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。)をする居住者が、その国外転出の時ににおいて有価証券又は...匿名組合契約の出資の持分...を有する場合には、その者の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その国外転出の時に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額により、当該有価証券等の譲渡があつたものとみなす。
 - 一 当該国外転出をする日の属する年分の確定申告書の提出の時までに...納税管理人の届出をした場合、同項の規定による納税管理人の届出をしないで当該国外転出をした日以後に当該年分の確定申告書を提出する場合又は当該年分の所得税につき決定がされる場合 当該国外転出の時ににおける当該有価証券等の価額に相当する金額
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 当該国外転出の予定日から起算して三月前の日(同日後に取得をした有価証券等にあつては、当該取得時)における当該有価証券等の価額に相当する金額
- ⇒ 出国税制度創設のインパクト
⇒ 納税猶予制度をセットで規定している。

中央大学 酒井克彦

53

民法改正の影響

- 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策
 - 1 甲案(請求権者の範囲を限定する考え方)
 - ・二親等内の親族で相続人でない者は、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をしたときは、相続が開始した後、相続人に対し、金銭の支払を請求することができるものとする。
 - 2 乙案(貢献の対象となる行為を無償の労務の提供に限定する考え方)
 - ・被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をし、これにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者(相続人を除く。)
 - ・があるときは、その寄与をした者は、相続が開始した後、相続人に対し、金銭の支払を請求することができるものとする。
- 平成28年6月21日法務省「民法(相続関係)等の改正に関する中間試案」より

中央大学 酒井克彦

54

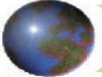
まとめ

- ・ 相続税から所得税への移行
- ・ キャピタルゲイン課税をすることによって、



- ・ (1) 二重課税問題を解決することができる。
- ・ (2) 租税回避問題を解決することができる。
- ・ (3) 分割制度の影響を受けない。

【参考】平成28年6月21日法務省「民法(相続関係)等の改正に関する中間試案」



民法（相続関係）等の改正に関する中間試案（概要）

法務省民事局 平成28年7月

諸問の内容

高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。（諮問第100号）

審議の経過

平成27年2月 法務大臣による諮問
 平成27年4月 部会における調査審議開始
 ～平成28年6月 計13回の部会開催（1か月に1回程度）
 平成28年7月～9月末日 パブリックコメント
 平成28年10月 部会における調査審議再開（予定）

議論の内容

第1 配偶者の居住権を保護するための方策

1 短期居住権の新設
 配偶者が、相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割が終了するまでの間、無償でその建物（以下「居住建物」という。）を使用することができるようにする。

2 長期居住権の新設
 配偶者が、居住建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認めることを内容とする法定の権利を創設し、遺産分割等における選択肢の一つとして、配偶者に長期居住権を取得させることができるようにする。

第2 遺産分割に関する見直し

1 配偶者の相続分の見直し
 現行の法定相続分（←配偶者の貢献の反映が不十分との批判（見直しの方向性）についての2つの考え）
 甲案 被相続人の財産が婚姻後に一定の割合以上増加した場合に、その割合に応じて配偶者の具体的相続分を増やすという考え方。
 乙案 婚姻成立後、一定期間（例えば20年、30年）が経過した場合に、一定の要件（例えば当該夫婦の届出）のもとで、又は当然に、法定相続分を増やすという考え方。

2 その他の論点
 可分債権の遺産分割における取扱いの見直し

第3 遺言制度に関する見直し

1 自筆証書遺言の方式緩和
 財産の特定に関する事項については、自書でなくてもよいものとする。

2 自筆証書遺言の保管制度の創設（遺言保管機関を設ける）

第4 遺留分制度に関する見直し

遺留分権利者の権利行使によって、遺贈又は贈与の目的物について当然に共有状態（物権的效果）が生ずることとされている現行の規律を改め、遺留分権利者の権利行使により、原則として金銭債権が発生することとする。

第5 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

相続人以外の者が、被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭請求をすることができるようにする。

キャピタルゲインに係る我が国税制の整理 —所得税と相続税との接点—

中央大学 酒井克彦

はじめに

本稿は、現行相続税制度が抱える問題を適示するとともに、その解決策として、遺産取得課税方式を採用しているともいい得る現行の遺産取得課税方式の下での相続税を廃止し、遺産課税方式的な制度と親和性を有する所得税法上の譲渡所得課税への移行を提案するものである。

I 現行相続税制度—概観

1 沿革

- ・わが国での相続税の導入は明治 38 年（1905 年）
- ・導入後最初の大きな転機はシャープ勧告に基づく昭和 25 年の全文改正
- ・課税方式が、遺産課税方式から遺産取得課税方式に変更されたほか、相続税を贈与税と一本化し、一生の贈与を累積し相続と合わせて課税するという方法が採られるようになった（一生累積課税制度は、主に執行上の理由から 3 年後の昭和 28 年に廃止）
- ・その後、昭和 33 年には、税制特別調査会におけるわが国の相続税のあり方についての幅広い議論を踏まえ、遺産取得課税方式を採りつつも、税負担総額は各相続人の実際の取得にかかわらず法定相続人の数と法定相続分によって一律に算出するという法定相続分課税方式が創設

2 相続税制度の基本的仕組み

我が国の相続税制度の基本的仕組みとしては、概ね、①被相続人の遺産額（債務などを控除した後の合計課税価格）から基礎控除額（3,000 万円＋600 万円×法定相続人数）を差し引いた後の課税遺産額を、②法定相続人の全員が民法の法定相続分の割合に従って取得したものと仮定した場合におけるその取得金額に、超過累進税率を適用して計算した金額を合計した金額を相続税の総額とし、③その総額を実際に取得した財産の課税価格の割合によって按分して、それぞれの者に係る相続税額とした上で、④求めた税額から、配偶者、未成年者、障害者などの各人の事情に着目して設けられている税額控除をして、各人の納付税額が導き出されるというものである。

かかる相続税制度には、相続人が被相続人の一親等の血族と配偶者以外の者である場合に、その者の相続税額を 2 割増とする 2 割加算の制度や、10 年以内に二度相続が発生した場合の相続税額について、二度の相続間の期間の長短に応じて負担を軽減する相次相続控除（税額控除）の制度が内包されている。

3 相続税の性質論

(1) 我が国の相続税の性質

相続税には、被相続人の遺産額を課税標準とする過遺産課税と、相続人の取得した遺産の価額を課税標準とする遺産取得課税の二つがある。我が国では戦前より遺産課税体系が採用されてきたが、シャープ勧告によって遺産取得課税の考え方が採用された。そもそも、英米では、遺産課税体系が採られている。賦課・徴収方式として考えた場合、遺産課税方式は、遺産分割の方法が変わっても相続税額に変更がないという意味で執行上簡易性にすぐれているといえよう。もっとも、取得した遺産そのものに担税力を見出し、その担税力の大きさに応じて課税するという公平原則に力点をおいたシャープ勧告の考え方からすれば、取得財産の個人的担税力に応じた課税が実現できるという点では、遺産取得課税方式はすぐれた課税方式であるともいえる。難点としては、遺産分割の方法次第で租税負担の軽減を可能とするなど租税回避が行われやすいという点を挙げることができよう。我が国の相続税は、シャープ勧告が示した遺産取得課税方式を昭和 33 年に改正し、遺産額と相続人の数によって相続税額の総額が定まる法定相続分課税方式に改められており、現従の相続税制度は、遺産課税と遺産取得課税との両方の要素を加味したものと理解されている。

もっとも、相続税の補完税としての性質を有する贈与税を念頭に置くと、贈与者に相続税課税を行う考え方が遺産課税方式に、受贈者に相続税課税を行う考え方が遺産取得課税方式に親和性を有することからすれば、受贈者課税方式である我が国は遺産取得課税としての性質を有していると認めることができよう。

(2) 遺産課税方式の特徴

遺産課税方式は、被相続人が残した遺産に着目する租税であり、遺産を残すという形で富を処分することに対する課税であると整理することもできる。消費税に近接しているとみることができる。

遺産課税方式を徹底すると、相続税は「遺産に対する債務」であり、遺産の管理人等が分割前に他の債務と同様に相続税納税義務を処理する形になる。

すなわち、

〔遺産－相続税額＝相続税納税義務相当額〕

という形で、相続税額が相続前に先取りされることになる。

かような遺産課税方式においては、課税のためには、個人の相続人等が取得した財産ではなく、遺産全体を把握すればよいということになり、課税上の便宜すなわち徴税執行上有益であると考えられる。この点から、アメリカ、イギリス等がこの方式を採用しているとみてよい。

遺産課税方式の根拠としては、概ね次の諸点を上げることができよう。

- ① 被相続人の生前所得の清算課税
- ② 資産の引継ぎの社会化と親和性
- ③ 富の再分配

ここで、特に注意したいのは、①の清算課税としての性質である。この点が所得税法上の譲渡所得に関する「増加益清算課税説」に親和性を有すると思われるのである。法人税法 22 条 2 項が無償による資産の譲渡につき増加益清算課税説に立っているとみるべきか否かについては、議論のあるところであり、通説は、適正所得算出説に立っているものの、所得税法上の譲渡所得（所法 33①）については、学説の大宗が増加益清算課税説に立っていると思われる。

(3) 遺産取得課税方式の特徴

遺産取得課税方式は、相続人・受遺者等が富を取得したことに対する課税という性質を有する。遺産取得課税方式のメリットとしては、遺産の分割を促進することとなり、富の集中排除という趣旨によりかなうといわれている。もっとも、遺産の分割促進とはいっても、親族内における分割の促進であり、富裕層から貧困層への富の移転をもたらすわけではない。この制度は、ドイツ・フランスが採用するところである。

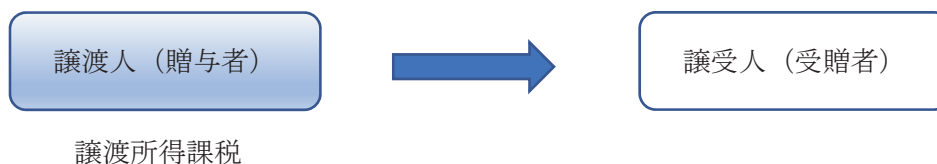
遺産取得課税方式の根拠は概ね次の諸点に求められよう。

- ① 遺産の取得による担税力という考え方と親和性を有する
- ② 富の再分配

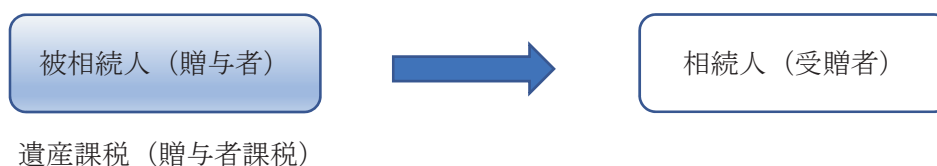
(4) 小括

遺産課税方式は譲渡所得における増加益清算課税説の考え方に親和性を有する。増加益清算課税説は、資産を手放したタイミングで、手放した資産に内在していた含み益が実現したとして、譲渡所得課税を行うものであって、資産を譲渡した際に流入する経済的価値に課税をするという考え方とは大きく異なるものである。すなわち、無償で手放した（譲渡した）場合であっても譲渡者に課税するという考え方であるから、遺産課税方式に親和性を有するということになるのである。

〔所得税法上の譲渡所得：増加益清算課税説〕



〔相続税法上の遺産課税方式〕



4 譲渡所得における増加益清算課税説と遺産課税方式

譲渡所得における増加益清算課税説を採用した事例の一つとして、名古屋医師財産分与事件上告審最高裁昭和 50 年 5 月 27 日第三小法廷判決（民集 29 巻 5 号 641 頁。以下「最高裁昭和 50 年判決」という。）がある。最高裁昭和 50 年判決は、「譲渡所得に対する課税は、資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものであるから、その課税所得たる譲渡所得の発生には、必ずしも当該資産の譲渡が有償であることを要しない（最高裁昭和 41 年（行ツ）第 102 号同 47 年 12 月 26 日第三小法廷判決・民集 26 巻 10 号 2083 頁参照）。したがって、所得税法 33 条 1 項にいう『資産の譲渡』とは、有償無償を問わず資産を移転させるいっさいの行為をいうものと解すべきである。」として、増加益清算課税説に立つ判示をしている。

最高裁昭和 50 年判決は、最高裁昭和 53 年 2 月 16 日第一小法廷判決のほか、最高裁昭和 53 年 7 月 10 日第一小法廷判決（税資 102 号 68 頁）、最高裁平成 4 年 7 月 14 日第三小法廷判決（民集 46 巻 5 号 492 頁）、最高裁平成 17 年 2 月 1 日第三小法廷判決（訟月 52 巻 3 号 1034 頁）などにおいて踏襲されており、決し無視することのできない重要な判例として理解すべきであろう。

シャープ勧告は、「往々譲渡所得はある意味において、所得ではないから、所得税を全額課税すべきものではないということが主張されている。われわれはこの用語学的主張には賛同しない。重要な事実、譲渡所得は所有者に対して利子又は配当が与えると同様の経済力の増加を与えるということである。…譲渡所得及び損失でわれわれの勧告で重要なひとつの部分は、生前中たると死亡によるとを問わず、資産が無償移転された場合、その時までその財産につき生じた利得又は損失は、その年の所得税申告書に計上しなくてはならないということである。」として増加益清算課税説に立っている。

このように、増加益清算課税説の観点から所得税法 33 条の譲渡所得を広く捉えた上で収入を擬制することで、本来であれば実現主義の観点から課税されない無償譲渡であっても、同法 59 条によって収入を擬制し、未実現利益に対する課税を図っているという理解は説得的であると思われる。

ところで、岡村忠生教授は、所得税法 59 条を「時価による収益認定を積極的に擬制するのではなく、消極的に排除するための規定」として働くという意味合いを指摘される。すなわち、「59 条 1 項 1 号が『法人に対するものに限る。』と定めているため、収入金額を時価とする課税ができない」ようにしているとされるのである。かような理解は、所得税法 59 条 1 項を無償譲渡の場合に譲渡所得課税の対象から外す規定として捉える立場である。

一方で、金子宏教授は、所得税法 59 条について、「未実現のキャピタル・ゲインに対する課税の例であって、キャピタル・ゲインに対する無限の課税繰延を防止することを目的としている。未実現のキャピタル・ゲインも理論上は所得であるから、それに対する課税は、所得税の性質を失うものではない」と説明されている。

Ⅱ 現行相続税制度の問題点

1 一般的な指摘

現行相続税制度には、他の相続人が取得したすべての財産を相続人の皆が把握しなければ税額計算できないという問題がある。また、取得した財産が同額でも相続人数によって税額が異なる場合があり、理解されづらい制度となっていると指摘することも可能である。

加えて、課税ベースの拡大と事業用資産を相続しない者にまで控除の恩典を与えてしまうことも大きな問題であるといえよう。すなわち、居住や事業の継続に係る特例規定の適用をある相続人が受けると、これにより無関係な共同相続人の租税負担まで緩和されるという問題である。

また、現行相続税制度を前提とする所得税法についても問題点はある。数代にわたって保有資産が相続により連続移転をしても、所得税法 60 条により、キャピタルゲインの実現が相当長期間なされないこととなり、第三者への譲渡益課税が担税力を反映しないものとなっているのが現状である。

所得税法 59 条に関していえば、限定承認を巡る紛争がしばしば起こる。限定承認であると、みなし譲渡所得が発生するが、不動産そのものが限定承認された場合に、かかる不動産から生じた果実を相続人が受けることができるかどうかという問題が惹起されるのである。

2 二重課税の排除に係る問題

相続税ないし贈与税と所得税との間の二重課税問題は今日的に極めて大きな問題を惹起している。その一例は次のような訴訟に顕在化している。

(1) 年金二重課税訴訟

最高裁平成 22 年 7 月 6 日第三小法廷判決

「同項〔筆者注：所得税法 9 条 1 項〕柱書きの規定によれば、同号〔筆者注：16 号〕にいう『相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの』とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時点における価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。」

(2) 土地二重課税訴訟

東京高裁平成 25 年 7 月 26 日判決

「原告は、平成 2 2 年最判が、本件非課税規定による相続税又は贈与税と所得税との二重課税の排除の対象について非課税所得とされた所得が後に実現した場合の所得にも及ぶことを明確にしたものであり、また、本件においては、原告が相続により取得した本件各不動

産の経済的価値と同一の経済的価値について二重課税が生じている旨主張する。

この点、確かに、平成22年最判は、本件非課税規定について判示した部分において、非課税の対象を、「当該財産の取得によりその者に帰属する所得」とし、同所得とは、「当該財産の取得の時点における価額に相当する経済的価値」であるとしていることからすると、原告が主張するように解する余地がないではない。

しかし、平成22年最判で問題とされた所得は、相続人が原始的に取得した生命保険金に係る年金受給権に係るものであるところ、この年金受給権は、それを取得した者において一時金による支払を選択することにより相続の開始時に所得を実現させることができ、その場合には本件非課税規定が適用されることとの均衡を重視して、平成22年最判は、年金による支払を選択した場合においても、年金受給権の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した価額に相当する部分は、相続税法の課税対象となる経済的価値と同一のものといえることができるとして本件非課税規定の適用を認めたものと理解することができ、そうであるとすれば、年金による支払を選択した場合であっても、現在価値に引き直した価額に相当する部分については相続の開始時に実現した所得として取り扱っていると理解することができる。」

「これに対し、本件で問題とされている所得は、所得税法60条1項1号により、相続人が被相続人から承継取得した不動産を更に譲渡した際来实现するものと取り扱われるものであって、同号が存在する以上、単純承認をした相続人は、相続時点において被相続人の保有期間中に蓄積された増加益を実現させるという選択ができないという点で、平成22年最判で問題とされた所得とはその性質を異にするものである。

そして、平成22年最判の判示には、原審及び第1審の各判決の判示とは異なり、本件非課税規定が被相続人の死亡後に実現する所得に対する課税を許さない趣旨のものか否かという点に関する明示的な言及がな[い]」。

「これらの点からすると、平成22年最判は、本件非課税規定が、相続時には非課税所得とされた所得が後に実現するものと取り扱われて課税される場合の所得にも一般的に適用される旨を判示したものである」といえることはできないと解すべきである。」

(3) みなし配当二重課税訴訟

大阪地裁平成27年4月14日判決

「所得税法25条1項3号は、法人の株主等が当該法人の解散による残余財産の分配による金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の資本金等の額を超えるときは、所得税法の規定の適用については、その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、同法24条1項に規定する配当所得、すなわち、法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息並びに投資信託及び特定受益証券発行信託の収益の分配に係る所得とみなす旨を規定している。

かかる規定の趣旨は、清算手続が終了した法人の残余財産を株主等に対して分配することとは形式的には法人の利益の配当には当たらないものの、当該法人が設立されてから清算

に至るまでに社内に留保されていた利益積立金が、残余財産の分配という形をとって、法人の外に流出するものであるから、実質的には利益の配当に相当するといえることができるため、株主等が残余財産の分配として受けた経済的利益を配当とみなして課税することにしたものと解される。

そうすると、所得税法 25 条 1 項 3 号のみなし配当課税は、株主等が法人の清算によってそれまで当該法人に留保されていた利益を残余財産の分配として受けたことを課税対象とするのであるから、当該法人の株式を相続人が相続した場合における株式についての相続税の課税とは課税対象を異にするものであるし、また、上記みなし配当課税は法人に留保されていた利益の分配を原因として実現した経済的利益を課税の原因とするものであるから、上記みなし配当課税の対象となる経済的利益は、本件非課税規定にいう相続等を原因として取得したものということではない。

したがって、清算手続終了前の株式を相続した場合に当該株式について相続税を課すことと、清算後に生じる留保利益の分配を原因としてみなし配当課税をすることが、本件非課税規定によって禁止される二重課税に当たるとすることはできない。」

3 租税回避に対する対処

現行相続税制度は、遺産取得課税方式であるがゆえに、遺産の分割方法如何で各納税義務者（相続人）の課税関係が変動する仕組みである。そこで、租税負担の軽減のためにいかに財産を分配するかによって、相続税負担が変わり得るのである。そこに租税回避が発生する余地があり、典型的には例えば養子縁組がなされたりすることがある。

最高裁平成 29 年 1 月 31 日第三小法廷判決はいわゆる税金養子に対して、養子縁組の意思を肯定している。

「養子縁組は、嫡出親子関係を創設するものであり、養子は養親の相続人となるところ、養子縁組をすることによる相続税の節税効果は、相続人の数が増加することに伴い、遺産に係る基礎控除額を相続人の数に応じて算出するものとするなどの相続税法の規定によって発生し得るものである。相続税の節税のために養子縁組をすることは、このような節税効果を発生させることを動機として養子縁組をするものにほかならず、相続税の節税の動機と縁組をする意思とは、併存し得るものである。したがって、専ら相続税の節税のために養子縁組をする場合であっても、直ちに当該養子縁組について民法 802 条 1 号にいう『当事者間に縁組をする意思がないとき』に当たるとすることはできない。

そして、前記事実関係の下においては、本件養子縁組について、縁組をする意思がないことをうかがわせる事情はなく、『当事者間に縁組をする意思がないとき』に当たるとすることはできない。」

4 民法改正

民法における相続法が検討されており、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策として、甲案（請求権者の範囲を限定する考え方）と乙案（貢献の対象となる行為を無償の労務の提供に限定する考え方）が提案されているところである。

(1) 甲案（請求権者の範囲を限定する考え方）

- ・二親等内の親族で相続人でない者は、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をしたときは、相続が開始した後、相続人に対し、金銭の支払を請求することができるものとする。

(2) 乙案（貢献の対象となる行為を無償の労務の提供に限定する考え方）

- ・被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をし、これにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者（相続人を除く。）があるときは、その寄与をした者は、相続が開始した後、相続人に対し、金銭の支払を請求することができるものとする。

これは、平成 28 年 6 月 21 日法務省「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」によるものであるが、今後、遺産受領者が複雑になるということは、相続税法における遺産取得課税方式をより複雑なものとする方向を予感させるものである。遺産取得課税方式がこれ以上複雑なものとなることを回避する必要性についても配慮すべきであろう。

Ⅲ 相続税廃止論

1 提案内容

相続税を廃止し、実質的遺産課税方式ともいい得る譲渡所得への移行を検討すべきではなかろうか。すなわち、遺産課税方式的な課税方式への移行を意味する譲渡者（被相続人）における譲渡課税への移行論である。

具体的には、相続税を廃止して、所得税法 59 条にいうみなし譲渡所得課税に移行するという提案が考えられる。

所得税法 59 条《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》は、「次に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。」として、その 1 号において、「贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）」と規定するが、かかる 1 号について、「贈与又は相続若しくは遺贈」として、それぞれに付されているカッコ書きを削除するとい

う提案である。

更に、この提案によれば、所得税法 60 条《贈与等により取得した資産の取得費等》は、「居住者が次に掲げる事由により取得した前条第 1 項に規定する資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなす。」として、その 1 号において、「贈与、相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）」と規定するが、かかる規定を排除し、簿価の引継ぎを認めず、相続人に財産移転がなされた段階で、原則みなし譲渡所得課税がなされることになる。

当然ながら、かような改正提案が実現すれば、相続税ないし贈与税と所得税との二重課税が発生することはなくなるため、所得税法 9 条 1 項 16 号が「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）」を非課税とする規定は不要となる。

かような提案は、贈与税申告の代わりに、所得税法 120 条《確定所得申告》の確定申告が、相続税申告の代わりに所得税法 125 条《年の中途中で死亡した場合の確定申告》における準確定申告がなされることで具体的な納税義務の第一義的確定がなされることになる。

2 提案に対する評価

このような改正がなされれば、前述の種々の問題に対応することがより可能となると思われる。また、相続税は財産の性質や内容にこだわらず、全ての財産を一律に時価評価して、一定の税率を適用するというものであるが、これに対して、肌理の細かい税制である所得税法は資産の性質に応じた税率の適用を異にするなど、担税力に応じた課税を実現することができる。また、所得課税を終えた後の残財産に課税を行うというのではなく、増加益に対してのみ課税を行うというものであるから、相続税が有する所得課税後の財産課税という意味での（前述の意味とは異なる意味での）二重課税を実質的に排除することも可能である。現金や預金、金銭債権に対する譲渡所得は、これらの資産がキャピタルゲインを生ずるものではないため、課税対象から除外されることになる。

他方、みなし譲渡所得課税の拡張は、実際的な意味で、キャッシュフローを伴わない課税を強要することになるという批判も想定され得るが、それは、現行相続税制度においても売却できない不動産に対して課税がなされるなどしているのであるから、改めて発生する問題ではない。もっとも、この点により配慮を行う税制を仕組むことは十分に可能である。ただし、所得税法 60 条の 2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》のみなし譲渡所得課税においては、キャッシュフローがないため納税資金を用意できない場合の納税猶予制度を構築している。すでに、このようにみなし譲渡所得課税における納税猶予制度が構築されているのであるから、同様の制度設計を設けることは十分に可能であると考ええる。

日本証券経済研究所－
資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関する研究会

第3回研究会 報告資料

「資産形成に係る主要国の税制比較」

2017年6月19日
KPMG税理士法人 パートナー 阿南 博之

1

目次

	Page
0. はじめに	3
I. 各国課税関係比較	4
－ 保有・売却	5
－ 相続税	6
－ 主要国の相続税の負担率	7
II. 各国要旨	8
－ 米国	9
－ 英国	11
－ フランス	13
－ ドイツ	15
III. 特記事項	17
－ 米国	18
－ 英国	19
IV. 今後の検討課題	20

2

0. はじめに

1. 本報告の位置づけ

「資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関する研究会」（設置要綱）より
《検討事項》

（１）個人の資産形成の現状分析

- ①個人のバランス・シート構成の分析（時系列比較、海外比較）
- ②各種公共政策の個人のバランス・シート構成への影響分析

（２）税制が資産形成に与える影響分析

- ①資産・負債に係る取得・保有・売却・相続に係る国内税制の横断的整理
- ②上場株式に係る取得・保有・売却・相続に係る税制の海外比較
- ③現行税制が個人の資産選択行動へ与える歪みの有無の分析
（実証分析や行動経済学的アプローチを含む）

2. 調査内容

米国、英国、フランス及びドイツにおける上場株式、土地についての保有・売却・贈与及び相続税制についての制度概要を調査

3

I. 各国課税関係比較

4

I-1. 各国課税関係比較（保有・売却）

	日本 	米国 	英国 	フランス 	ドイツ 
保有時の課税関係					
上場株式配当金	20.315%等	適格配当は 0%/15%/20%	7.5% / 32.5% / 38.1%	累進税率 + social contribution (15.5%)	25% (26.375%, solidarity surcharge込)
不動産賃料	総合課税 (最高で55%、住 民税込)	累進税率（最高税 率39.6%）	20% / 40% / 45%	累進税率 + social contribution (15.5%)	累進税率 (最高税率 45%+solidarity surcharge)
売却時の課税関係					
上場株式 譲渡損益	20.315%	長期譲渡は 0%/15%/20%	10%/20%	累進税率 + social contribution (15.5%)	25% (26.375%, solidarity surcharge込)
不動産譲渡損益	20.315% (長期譲渡等の特 例あり)	長期譲渡は 0%/15%/20%	自己居住用は免税、 その他18% / 28%	19% + social contribution (15.5%)	累進税率

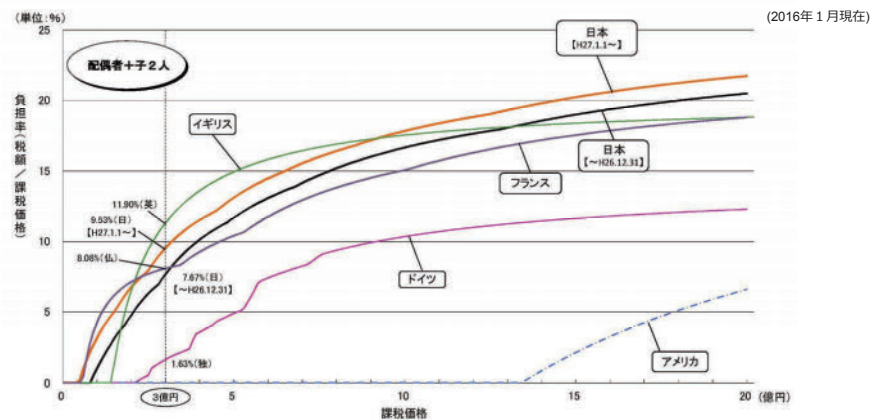
5

I-2. 各国課税関係比較（相続税）

	日本 	米国 	英国 	フランス 	ドイツ 
課税方式	遺産取得課税/ 遺産課税	遺産課税	遺産課税	遺産取得課税	遺産取得課税
税率	最高税率55%	18%～40%	40%	5%～45% (直系相続人)	累進税率 (30%～50%, Category III)
基礎控除等	- 3,000万円 x 法定 相続人数 x 600万円 - 配偶者控除	US\$5,490,000- (2017)	GBP325,000	€100,000 (直系相続人)	€500,000 (配偶者)
上場株式の評価	市場価格	市場価格 (一定の調整規定あり)	市場価格	市場価格	市場価格
不動産の評価	路線価方式/倍率方 式等	類似取引法 / 収益還元法	評価専門家により算 定された時価	死亡時の時価	類似取引法等（住 宅の種類による）
相続時からの価格下 落時の手当て	なし	あり	なし (遺言執行人が行う一定の 譲渡については、調整規定 あり)	なし	なし
贈与税の有無	あり	あり	なし (譲渡課税)	あり	あり
贈与税との関係	相続時精算 課税/ 死亡前3年内 の贈与を合算	死亡前3年以内の贈 与合算	死亡前7年以内の贈 与合算	死亡前15年以内の 贈与合算	死亡前10年以内の 贈与合算

6

I-3. 主要国の相続税の負担率



(注1) 配偶者が遺産の半分、子が残りの遺産を均等に取得した場合である。
 (注2) フランスでは、夫婦の財産は原則として共有財産となり、配偶者の持分は相続の対象ではないため、負担率計算においては除外している。
 (注3) ドイツでは、死亡配偶者の婚姻後における財産の増加分が生存配偶者のそれを上回る場合、生存配偶者はその差額の2分の1相当額が非課税になる(ここでは、配偶者相続分の2分の1としている)。
 (注4) アメリカでは、2010年に遺産税は一旦廃止されたが、2011年に、基礎控除500万ドル、最高税率35%で復活した。当該措置は2012年までの期限措置であったところ、2013年以降については、2012年米国納税者救済法により、基礎控除500万ドルは維持しつつ最高税率を40%へ引き上げることとされた。なお、基礎控除額は毎年インフレ調整による改訂が行われ、2015年1月現在は543万ドル(6.3億円)となっている。
 (備考) 邦貨換算レート: 1ドル=123円、1ポンド=187円、1ユーロ=132円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成28年(2016年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している

(出所: 財務省ホームページ)

7

II. 各国要旨

8

II-1. 各国要旨 – 米国



個人所得税の概要

個人の所得課税は累進税率が適用され、所得区分は7種類となっている。現在の最高税率は39.6%であり、各所得の税率は単身者、既婚者又は所得区分に応じて決定される。

保有時の課税関係	上場株式	不動産
税額計算	適格配当（米国企業、適格外国会社）からの配当金は譲渡益（長期）と同じ税率が適用される。適用税率は所得区分に応じて0% / 15% / 20%	不動産賃料は累進税率により課税される
免除規定	配当金についての別段の免除規定はない	不動産賃料についての別段の免除規定はない

売却時の課税関係	上場株式	不動産
税額計算	株式譲渡益は短期（1年未満保有）と長期に応じて課税方法が異なる。短期譲渡の場合には、通常所得として累進税率（最高39.6%）で課税される。長期譲渡については適用税率は所得区分に応じて0% / 15% / 20%	一年以上保有している不動産の売却は、長期譲渡として課税される。適用税率は先と同じく、所得区分に応じて0% / 15% / 20%
免除規定	譲渡益については別段の免除規定はない	自己の居住用不動産については、過去5年以内に2年以上の継続居住等を要件として、US\$25万～50万（一定の既婚者の場合）についての免除規定がある

9

II-1. 各国要旨 – 米国



相続・贈与時の課税関係	上場株式	不動産
贈与時の課税関係	- 贈与者課税方式 - 基礎控除：受贈者一人当たりUS\$14,000（2017年） - 課税価格：有価証券の時価。但し、大口の場合blockage discount等の調整あり - 税率：18%～40%	- 贈与者課税方式 - 基礎控除：同左 - 課税価格：類似取引法又は収益還元法により評価した金額 - 税率：18%～40%
相続時の課税関係	- 遺産課税方式（死亡から3年以内の贈与を加算） - 課税価格：死亡時の時価 - 基礎控除：US\$5百万(2011)であり、インフレ調整を反映させて2017年はUS\$5,490,000 - 税率：段階別税率（18%から50%） - 納付期限：贈与又は相続から9ヶ月以内 - 時価についての調整規定：あり	- 原則として同左。 - 課税価格：類似取引法又は収益還元法により評価した金額

* 米国においては贈与税、相続税に加えてGeneration-skipping transfer tax（世代を超えての資産移転）制度がある

10

II-1. 各国要旨 – 英国



個人所得税の概要

所得分類は3種類あり、税率はそれぞれで異なる。最高税率は45%となっている。

保有時の課税関係	上場株式	不動産
税額計算	配当金は分離課税により、金額段階に応じて7.5%, 32.5%, 38.1%の税率で課税される	不動産賃料は他の所得と合算され、所得区分により20%, 40%, 45%の税率で課税される
免除規定	配当所得について年間GBP5,000(2018/19の課税年度より年間GBP2,000)は免税となる	自己の居住用住宅の貸付については、年間7,500GBPは免税となる

売却時の課税関係	上場株式	不動産
税額計算	譲渡益は納税者の所得区分に応じた金額までは10%の税率で、当該超過金額については20%で課税される。 譲渡損については、無期限での繰越が可能	自己の居住用住宅の譲渡益は免税となる。それ以外の場合には18%, 28%で課税される。商業用物件の譲渡益は10%, 20%で課税される。 譲渡損については無期限での繰越が可能
免除規定	譲渡益については年間GBP11,300は免税となる	同左

11

II-1. 各国要旨 – 英国



相続・贈与時の課税関係	上場株式	不動産
贈与時の課税関係	原則として贈与について課税関係は生じない。しかしながら、死亡前7年以内の贈与は相続税計算に合算される。 贈与者に対する課税として、配偶者に対する贈与は非課税となるが、それ以外の者への贈与については、譲渡して課税される。	同左
相続時の課税関係	- 遺産課税方式 - 課税価格：死亡時の時価 - 基礎控除：GBP325,000 - 税率：40% - 納付期限 ① 4月6日～9月30日のLife time transferについては翌年4月30日 ② 10月1日～4月5日のLife time transferについては課税取引が生じてから6ヶ月以内 - 時価についての調整規定：なし。但し、7年以内の贈与について相続税として課税を受ける場合の調整規定、贈与時の時価から相続時の時価が下落している場合の課税価格調整規定、及び遺言執行人が一定期間に行う上場株式等の一定の適格証券、並びに不動産の譲渡について、死亡時の時価から譲渡価額が下落している場合の相続税額の調整規定がある。	原則として同左。但し、基礎控除について一定の居住用不動産については上乗せ規定あり。

12

II-1. 各国要旨 – フランス



個人所得税の概要		
一定の利子、譲渡損益については固定税率での課税となり、それ以外の給与等については累進税率が適用される。		
保有時の課税関係	上場株式	不動産
税額計算	配当金は累進税率で課税される。別途、配当金の15.5%相当額がsocial contributionとして課される。	不動産賃料は累進税率で課税される。別途、配当金の15.5%相当額がsocial contributionとして課される。不動産の種類により別段の規定あり
免除規定	なし	なし
売却時の課税関係	上場株式	不動産
税額計算	投資用株式の売却について累進税率で課税、保有期間に応じて軽減規定あり。譲渡益について15.5%のsocial contributionとして課される。譲渡損は同じ所得区分内でのみ相殺が可能で、10年間の繰越	原則として19%の固定税率で課税。但し、保有期間に応じて軽減規定あり。15.5%のsocial contributionとして課されるが、保有期間に応じて軽減あり。譲渡益が€50,000を超える場合には追加的な課税がある
免除規定	なし	自己の居住用不動産の譲渡は非課税

13

II-1. 各国要旨 – フランス



相続・贈与時の課税関係	上場株式	不動産
贈与時の課税関係	- 受贈者課税方式 - 贈与から15年以内に相続が発生した場合には相続財産に加算 - 贈与者との関係により、allowanceあり - 税率：段階式税率（最高税率45%）	同左
贈与・相続時の課税関係	- 遺産取得課税方式 - 配偶者の遺産取得は非課税 - 課税価格：死亡時の時価(30日間の平均又は死亡日の平均) - 基礎控除：直系相続人については€100,000 - 税率：段階別税率（5%から45%-直系相続人） - 納付期限：原則として相続から6ヶ月以内 - 時価についての調整規定：なし	原則として同左。但し、居住用住宅について、一定の条件のもと軽減規定あり

14

II-1. 各国要旨 – ドイツ



個人所得税の概要

原則として累進税率が適用され、最高税率は45%となっている。また、5.5.%のsolidarity surchargeが税額に上乗せして課される。

保有時の課税関係	上場株式	不動産
税額計算	個人投資から生じる配当については25% (solidarity surchargeを含めると26.375%) の源泉税率で課税関係は完結する	不動産賃料は累進税率（最高税率45%）により課税される
免除規定	個人投資家について€801が免税となる	自己居住用については、みなし所得は認識しない

売却時の課税関係	上場株式	不動産
税額計算	個人投資から生じる譲渡益については25% (solidarity surchargeを含めると26.375%) の源泉税率で課税関係は完結する	取得から10年以内の不動産の売却については、通常の累進税率（最高税率45%）で課税される。
免除規定	譲渡益については年間GBP500,000は免税となる	取得から10年超の不動産など一定のものは非課税となる

15

II-1. 各国要旨 – ドイツ



相続・贈与時の課税関係	上場株式	不動産
贈与時の課税関係	贈与については、相続と課税が同じため、下記にまとめて記載する。	同左
贈与・相続時の課税関係	- 遺産取得課税方式 - 課税価格：死亡時の時価(Valuation Lawに従って算出) - 基礎控除：配偶者は€500,000、子は€400,000その他追加規定あり - 税率：累進税率（7%から50%） - 納付期限：贈与又は相続から3ヶ月以内 - 時価についての調整規定：なし	原則として同左。但し、居住用住宅について、相続前から配偶者、子が居住しており、かつ相続後10年間居住する場合には非課税となる

16

III.特記事項

17

III-1.特記事項－米国



評価は原則として死亡日における時価に基づいて行われるのであるが、遺言執行者は代替的に「6ヶ月評価」を用いることができる。この場合、評価はそれぞれ以下の通りとなる。

- 被相続人の死亡から6ヶ月以内に財産が売却等されている場合には、売却日等の日における評価
- 被相続人の死亡から6ヶ月以内に財産が売却されていない場合には、被相続人の死亡から6ヶ月を経過する日における評価

上記の「6ヶ月評価」の適用に際して、被相続人の死亡から単に時の経過に応じた価格の低下の場合には死亡日における評価となり、それ以外の事由による場合に「6ヶ月評価」を用いることができる。

なお、上記制度は1935年に導入され、その後1970年に「1年間から6ヶ月への改正」、1984年にその他要件追加等の改正が行われている。この制度は世界的な金融危機を導入背景としているものではない。

18

III-1. 特記事項 – 英国

贈与税と相続税の関連



– Taper relief

本規定は上場株式のみならず、相続税対象資産について全般的に適用される

贈与については原則免税であるが、贈与者が当該贈与から7年以内に死亡した場合には、当該贈与については相続税の課税対象となる。

- 1) 贈与から3年以内の相続事由発生：贈与対象資産の価額が相続税の課税対象
- 2) 贈与から3年–4年の間における相続事由発生：贈与対象資産の価額の80%が相続税の課税対象
- 3) 贈与から4年–5年の間における相続事由発生：贈与対象資産の価額の60%が相続税の課税対象
- 4) 贈与から5年–6年の間における相続事由発生：贈与対象資産の価額の40%が相続税の課税対象
- 5) 贈与から6年–7年の間における相続事由発生：贈与対象資産の価額の20%が相続税の課税対象

– Fall in value relief

贈与から7年以内に死亡した場合、上記の通り相続税が課税されることとなるが相続時の価額が贈与時の価額より下落している場合には、調整は行われる。なお、価格下落に対する“ Fall in value relief”は受贈者が低い金額で譲渡した場合においても、同様に適用される。

【設例】

（前提）贈与時の価額： 100、贈与から3.5年後に贈与者が死亡、相続事由発生時の贈与財産の価額：80

相続税の課税価格： $(100 - 20) \times 80\% = 64$

相続税額の調整規定 – Claim for relief (loss on sale of shares, land)

英国においては、遺産整理は遺言執行人が行うのが一般的であり、遺言執行人が遺産のうち上場株式等の一定の適格証券、並びに土地建物を死亡日から一定期間内（適格証券は12ヶ月以内、土地建物については4年以内）に行う譲渡について、譲渡金額が相続税の課税価格より下落している場合には、相続税額の調整がされる。

19

IV. 今後の検討課題

20

IV. 今後の検討課題

1. 課税価格の“時価”についての考え方は、米英仏独の規定を見ても、上場株式の時価については特段の手当てがなされていない。土地の時価と結果として異なったとしても、資産特性を踏まえると調整規定の設置は困難が予想される。
2. 相続時の価格から下落した場合の課税価格の調整については、米国税制について更なる検討を行う必要はあるが、米国における相続税の基礎控除はUS\$5百万であるため、我が国の相続税制と一概に比較できない可能性もある。英国における遺言執行人が譲渡を行う場合の相続税額の調整についても、我が国の相続税制と一概に比較はできないものの、英国税制について更なる検討を行う必要はある。
3. 贈与時から相続時の間の価格下落について、我が国の相続時精算課税においては手当てがなされていない。そのため、一定の非上場株式を除いて、相続時精算課税の対象として上場株株式は対象としにくい。この点については英国制度を参考にできる可能性あり。但し、英国の場合、先述のとおり贈与税の課税が我が国の制度と異なる点の留意は必要となる。

21

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。なお、本報告書で表明する見解は、報告者の個人的見解であり、報告書の属する組織の見解ではないことにご留意ください。

22

世代間移転時課税における資産 評価の課題と展開

中央大学 酒井克彦

中央大学 酒井克彦

1

I 財産評価の不均衡 評価中立性

株式と不動産との間の評価中立性には問題がある。

【財産評価】

・実勢価格の80%程度で評価されていると一般的に言われている。

	事業経営給与所得者	一般給与所得者
株式	時価課税	時価課税
不動産	路線価方式(20%評価減)※	路線価方式(20%評価減)

※ 実勢価格の80%程度で評価されていると一般的に言われている。

中央大学 酒井克彦

2

適用税率

【適用税率(分離課税)】

税率による不動産と金融商品との間の径庭はあまり見いだせない。

		事業経営給与所得者	一般給与所得者
株式		20% (15% + 5%)	20% (15% + 5%)
不動産	長期譲渡	20% (15% + 5%)	20% (15% + 5%)
	短期譲渡	39% (30% + 9%)	39% (30% + 9%)

宅地の評価方法

- 1 路線価方式
- 路線価方式とは、同価額とみられるような宅地の面する路線ごとに、その路線の中央部の標準的な宅地の一単位当たりの価額を路線価として、これを基とし、宅地の奥行距離に応ずる奥行価格補正、側面路線影響加算等の修正など面地修正した価額によって評価する方法をいう。
 - (池本＝酒井『裁判例からみる相続税・贈与税〔3訂正版〕』313頁)

財産基本通達(路線価)

- (路線価)
- 14 ...「路線価」は、宅地の価額がおおむね同一と認められる一連の宅地が面している路線(不特定多数の者の通行の用に供されている道路をいう。以下同じ。)ごとに設定する。
路線価は、路線に接する宅地で次に掲げるすべての事項に該当するものについて、売買実例価額、公示価格(地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条《標準地の価格等の公示》の規定により公示された標準地の価格をいう。以下同じ。)、不動産鑑定士等による鑑定評価額(不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が国税局長の委嘱により鑑定評価した価額をいう。以下同じ。)、精通者意見価格等を基として国税局長がその路線ごとに評定した1平方メートル当たりの価額とする。
- (1) その路線のほぼ中央部にあること。
- (2) その一連の宅地に共通している地勢にあること。
- (3) その路線だけに接していること。
- (4) その路線に面している宅地の標準的な間口距離及び奥行距離を有するく形又は正方形のものであること。

京都地裁昭和53年4月28日判決(税資101号292頁)

- 「路線価は、宅地の価額がおおむね同一と認められる一連の宅地が面している道路ごとに一坪当りの宅地(標準画地)の価額を表示したものであり、毎年売買実例、前年の路線価、接続地域との均衡、専門家の意見等を参酌して定められるものであつて、地価の実態をかなり正確に反映していることは公知の事実であり、また前記財産評価通達に定める評価方法も国税庁が、各種実績に基づいて定めたものと解せられ、特段不都合な点があるとは認められない。」

倍率方式

- (倍率方式)
- 21 倍率方式とは、固定資産税評価額(地方税法第381条《固定資産課税台帳の登録事項》の規定により土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳(同条第8項の規定により土地補充課税台帳とみなされるものを含む。)に登録された基準年度の価格又は比準価格をいう。以下この章において同じ。)に国税局長が一定の地域ごとにその地域の実情に即するように定める倍率を乗じて計算した金額によって評価する方式をいう。
- (倍率方式による評価)
- 21-2 倍率方式により評価する宅地の価額は、その宅地の固定資産税評価額に地価事情の類似する地域ごとに、その地域にある宅地の売買実例価額、公示価格、不動産鑑定士等による鑑定評価額、精通者意見価格等を基として国税局長の定める倍率を乗じて計算した金額によって評価する。

上場株式の評価

- 上場株式は、相続開始時点での最終価格(終値)によって評価しますが、課税時期の最終価格が、次の3つの額のうち最も低い価額を超える場合は、その最も低い価額により評価する。
- 1 課税時期の月の毎日の最終価格の平均額
- 2 課税時期の月の前月の毎日の最終価格の平均額
- 3 課税時期の月の前々月の毎日の最終価格の平均額
- 時価の変動があったとしても、相続開始前3か月以内のいずれかの月の平均までしか選択できない。
- ※ 株価の不安定性などは十分に加味されていない。

Ⅱ 適用できる優遇税制の差異

- 1 事業経営給与所得と一般給与所得との適用優遇税制の径庭
- 「非上場株式等に係る納税猶予制度」の充実により、事業経営者にとっての株式と不動産との間の税制中立性は一定程度担保されつつある。
- これに対して、一般給与所得者にとっては、納税猶予制度は利用できないことから、一般給与所得者にとっての株式と不動産との間の税制中立性に問題が残される。

Ⅱ 適用できる優遇税制の差異

	事業経営給与所得者	一般給与所得者
株式	非上場株式に係る納税猶予制度 (80%税額猶予)	時価課税
不動産	特定同族会社事業用宅地(小規模宅地の特例) (80%評価減)	特定居住用宅地(小規模宅地の特例)(80%評価減)

小規模宅地の特例制度(1)

- 個人が、相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続の開始の直前において被相続人等の事業の用に供されていた宅地等又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等のうち、一定の選択をしたもので限度面積までの部分(以下「小規模宅地等」という。)については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合を減額する。この特例を小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例という。
- なお、相続開始前3年以内に贈与により取得した宅地等や相続時精算課税に係る贈与により取得した宅地等については、この特例の適用を受けることはできない。

中央大学 酒井克彦

11

小規模宅地の特例制度(2)

○ 相続の開始の日が「平成27年1月1日以後」の場合

相続開始の直前における宅地等の利用区分			要件		限度面積	減額される割合
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等		①	特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
	貸付事業用の宅地等	一定の法人に貸し付けられ、その法人の事業(貸付事業を除く)用の宅地等	②	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
			③	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
		一定の法人に貸し付けられ、その法人の貸付事業用の宅地等	④	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
		被相続人等の貸付事業用の宅地等	⑤	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等			⑥	特定居住用宅地等に該当する宅地等	330㎡	80%

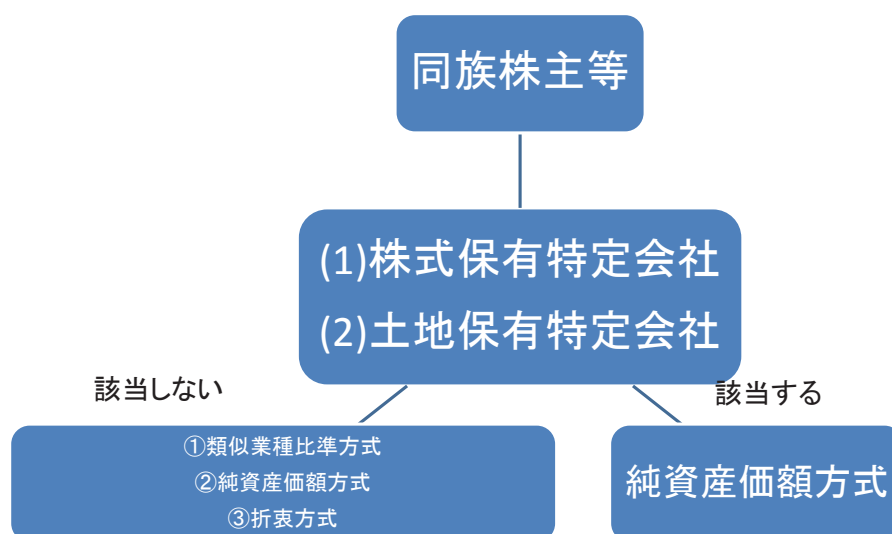
中央大学 酒井克彦

12

2 株式評価に対する操作性の問題

- 次世代経営者が持株会社を創設して、事業会社（父親の経営する会社）の株式を株式交換などによって取得する。
- 株式交換後の持株会社の株式保有割合を50%未満となるようにする。
- 株式を投資信託に変換できれば、投資信託は株式扱いされていないので、50%基準をクリアすることが可能となる。

株式の評価方法（同族株主等）



株式の評価方法（同族株主等）

<支配株主の原則的評価方式>

会社の規模		類似業種 比率方式	併用方式	純資産 価額方式
大会社		原則	—	例外
中 会 社	大	—	原則：類似業種比率価額×90%+1株当たりの純資産価額×10%	例外
	中	—	原則：類似業種比率価額×75%+1株当たりの純資産価額×25%	例外
	小	—	原則：類似業種比率価額×60%+1株当たりの純資産価額×40%	例外
小会社		—	例外：類似業種比率価額×50%+1株当たりの純資産価額×50%	原則

中央大学 酒井克彦

15

（参考）会社規模の判定基準の見直し

- 新興市場の上場基準を加味しつつ、大会社、中会社の基準について、できる限り上位の枠に多くの企業が含まれるよう見直しを行う。
 ✓ **大会社**：JASDAQやマザーズなど様々な新興市場が整備されてきたことを踏まえて、東証一部等の上場基準に加え、新興市場の上場基準も加味した上で算出。
 ✓ **中会社**：中会社（大）は、大会社に準ずる規模の会社。新興市場に上場する会社に相当する規模と考え、新興市場の上場基準を基に算出。中会社（中）は、中会社（大）のほぼ50%として算出。

- 従業員数100人以上の会社は大会社 → 従業員数70人以上の会社は大会社
 ○従業員数100人未満の会社は以下のとおり → 従業員数70人未満の会社は以下のとおり

総資産価額（帳簿価額）			従業員数	年間の取引額			会社規模 の区分	併用方式 Lの値	割引率
卸売業	小売・ サービス業	卸売業・ 小売・サービス業 以外		卸売業	小売・ サービス業	卸売業・ 小売・サービス業 以外			
20億円→20億円 以上	10億円→15億円 以上	10億円→15億円 以上	50人超→35人超	80億円→30億円 以上	20億円→20億円 以上	20億円→15億円 以上	大会社	—	0.7
14億円→4億円 以上	7億円→5億円 以上	7億円→5億円 以上	50人超→35人超	50億円→7億円 以上	12億円→5億円 以上	14億円→4億円 以上	中会社	0.9	0.6
7億円→2億円 以上	4億円→2.5億円 以上	4億円→2.5億円 以上	30人超→20人超 35人以下	25億円→3.5億円 以上	6億円→2.5億円 以上	7億円→2億円 以上		0.75	
7,000万円 以上	4,000万円 以上	5,000万円 以上	5人超 20人以下	2億円 以上	6,000万円 以上	8,000万円 以上		0.6	
7,000万円 未満	4,000万円 未満	5,000万円 未満	5人以下	2億円 未満	6,000万円 未満	8,000万円 未満	小会社	0.5	0.5

① (イ) 総資産価額 と (ロ) 従業員数基準の
いずれか下位の区分を採用。

② ①と (ハ) 取引金額基準の
いずれか上位の区分により判定。

（参考）併用方式の場合の算定式

$$\text{株価} = \text{類似業種比率価額} \times L + \text{一株当たりの純資産価額} \times (1 - L)$$

※規模区分の金額等の基準について、平成29年3月1日付け
国税庁「財産評価基本通達の一部改正（案）」を基に作成。

中央大学 酒井克彦 中小企業庁HPより

16

- ・ 純資産価額方式は、保有している資産の時価を評価に織り込むので、含み益の高い株式を保有していると財産評価額が高くなる。

純資産価額方式

$$1 \text{ 株当たりの純資産価額} = \frac{\text{相続税評価額による総資産価額} - \text{負債の合計額} - \text{評価差額の法人税額等相当額 (注)}}{\text{発行済株式数}}$$

(注) 相続税評価額と帳簿価額による純資産価額の差額の42%相当額ですが、マイナスとなる場合は「0」で計算します。

5-①取引相場のない株式の評価方式に関する見直し (相続税、贈与税)

新規

○上場会社のグローバル連結経営の進展や株価の急激な変動が、中小企業の円滑な事業承継を阻害することなく、中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう見直しを行う。

改正概要

類似業種比準方式による株価の算出方法

改正前

$$\text{類似業種株価} = A \times \left(\frac{\text{b}}{\text{B}} + \frac{\text{c}}{\text{C}} \times 3 + \frac{\text{d}}{\text{D}} \right) \times \begin{matrix} \text{大会社} & 0.7 \\ \text{中会社} & 0.6 \\ \text{小会社} & 0.5 \end{matrix}$$

b, c, d : 評価会社の1株当たりの金額
B, C, D : 上場企業の業種別の1株当たり金額

改正後 (平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用)

$$\text{類似業種株価} = A \times \left(\frac{\text{b}}{\text{B}} + \frac{\text{c}}{\text{C}} + \frac{\text{d}}{\text{D}} \right) \times \begin{matrix} \text{大会社} & 0.7 \\ \text{中会社} & 0.6 \\ \text{小会社} & 0.5 \end{matrix}$$

b, c, d : 評価会社の1株当たりの金額
B, C, D : 上場企業の業種別の1株当たり金額

① 類似業種株価 (A) について、
2年間平均を選択可能に
上場企業株価の上昇局面における急激な変動を平準化。

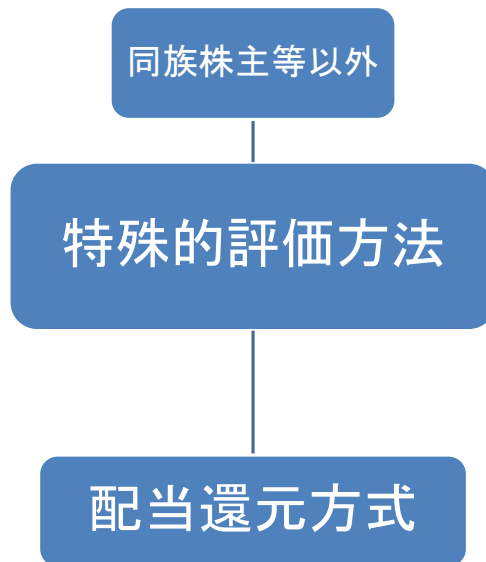
② 比準要素 (B, C, D) について、
連結会計上の数字に見直し
上場企業の子会社を含めたグローバル経営を反映した
評価に見直し。

③ 比準要素 (B, C, D) のウエイトを
「1 : 1 : 1」に見直し
「利益3倍」の見直しにより、成長・好業績企業の
負担を軽減。

④ 会社規模の判定基準の見直し (詳細は次ページ参照)
併用方式の類似業種の割合 (L) が高まることで、時価純資
産 (含み益) が重い中会社の株価を抑える効果あり。

(参考) 併用方式の場合の算定式
株価 = 類似業種比準価額 × L + 一株当たりの純資産価額 × (1 - L)
Lの値 大会社 : L=1 中会社 : L=0.9~0.6 小会社 : L=0.5

株式の評価方法(同族株主等以外)



配当還元価額方式

配当還元価額方式

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{その株式に係る年配当金額 (注)}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

$$\text{(注) 年配当金額} = \frac{\text{直前期末以前2年間の配当金額}}{2} \div \frac{\text{1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数}}$$

(注) 年配当金額が2円50銭未満となる場合、又は無配の場合は2円50銭とします。

トステム事案(1)

- 自社株の相続めぐり銀行が中小企業経営者へ提案の節税策、国税がNO！ 追徴課税などを受け国提訴が相次ぐ...
- 自社株の相続対策に悩む中小企業の経営者が、取引銀行から提案された別会社へ株を売却するなどの「節税策」を実行したところ、税務署に認められずに課税され、国を相手取った訴訟に発展するケースが増えている。国税当局が租税回避行為とみなして厳格に臨んでいるためだ。専門家は、こうした国の判断を認める判例が出てくれれば、節税策を提案する銀行や税理士の責任も問われると指摘する。
- 〈年商数十億円のA社を経営するBさんは、同社の全株式を所有している。社長職は来年度にも息子に譲ることを決めている。だが、業績は堅調で自社株の評価額が高く、自分の死後に株を相続する息子の相続税負担が心配だ〉
- 「団塊の世代」が70歳代に入ったここ数年、こうした株式承継の悩みを抱える中小企業（非上場）経営者が増えている。このため、取引銀行などが会社に「節税策」を提案するケースが多い。
- 提案されるのは、Bさんが持ち株会社（P社）を設立したり、既存の別会社を持ち株会社にしたりにて、自身がつもつ自社株（A社株）をP社へ移すというもの。そうすることで、P社株の評価額（株価）だけを下げておけば、A社株とP社株を相続する場合よりも相続税が節税されるという理屈だ。
 - （産経新聞より）

中央大学 酒井克彦

21

トステム事案(2)

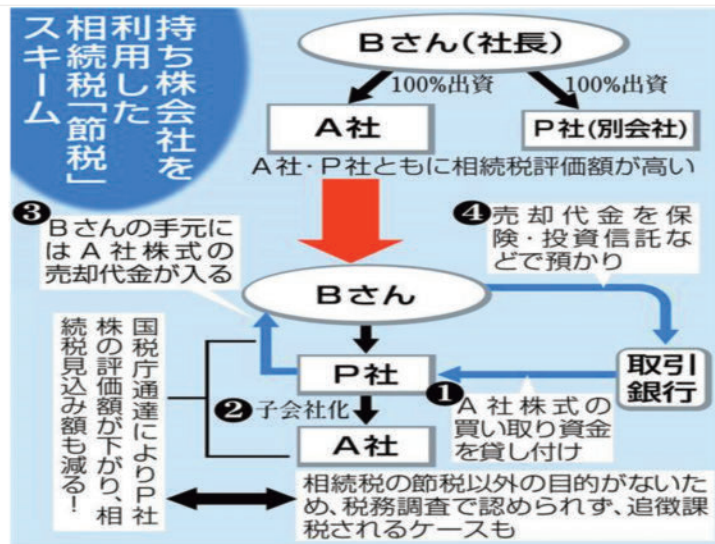
- 具体的には、P社は取引銀行から借り入れをし、BさんからA社株を買い取る。国税庁通達はP社とA社を親子関係にしたり、P社の借金が増えたりすれば株式評価額は下がると規定しているため、通達を形式適用した場合のP社の株価は、A社株買い取り前よりも大幅に下がる。
- A社株は相続財産ではなくなったため、息子はBさんの死後、株価が大きく下がったP社株式だけを相続財産として相続税の申告を行うことになる。
- 本来は他の株式会社を支配するために、その会社の株式を保有する「持ち株会社方式」を、節税策として提案することは、取引銀行にとっても数々のメリットが生まれる。P社に多額の融資を実行でき利息収入が入るほか、Bさんの手元に残るA社株譲渡代金を生命保険や投資信託などに振り向けさせることで、販売手数料も得られる。
 - （産経新聞より）

中央大学 酒井克彦

22

トステム事案(3)

産経新聞より



中央大学 酒井克彦

23

(参考1)事業承継税制の概要

○事業承継税制とは、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を現経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度。

<認定の要件> 中小企業者であること、上場会社・風俗会社でないこと、従業員が1名以上いること、資産運用会社に該当しないこと 等

※平成25年度改正(平成27年1月施行)により親族外承継を対象化。

制度概要

経済産業大臣の認定件数 相続 985件 贈与 627件 (平成20年10月～平成28年9月末)

相続税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき相続税のうち、相続により取得した非上場株式等(注)に係る課税価額の80%に対応する額が納税猶予される。

(注)相続前から後継者が既に保有していた譲渡株式等を含め、発行済譲渡株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

贈与税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき贈与税のうち、贈与により取得した非上場株式等(注)に係る課税価額の全額に対応する額が納税猶予される。

(注)贈与前から後継者が既に保有していた譲渡株式等を含め、発行済譲渡株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

○相続税・贈与税の申告期限から5年間は、以下の要件を満たして事業を継続することが必要。

- ①雇用の8割以上を5年間平均で維持 ※平成25年度改正(平成27年1月施行)前は、雇用の8割以上を毎年維持
- ②後継者が代表を継続
- ③先代経営者が代表者を退任(有給役員として残留可)(贈与税) ※平成25年度改正(平成27年1月施行)前は先代経営者が役員を退任
- ④対象株式を継続して保有
- ⑤上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社に該当しないこと 等

中央大学 酒井克彦 中小企業庁HPより

24

- 経営者の高齢化への対応、事業承継の円滑化は「待ったなし」の課題。
- 事業承継税制(非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度)について、
- ①人手不足を踏まえた雇用要件の見直し
 - ②早期取組を促すための生前贈与の税制優遇強化を図る。

改正概要

※平成29年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用。
 ※平成29年度より、認定事務を都道府県に移譲

●人手不足の中での雇用要件の見直し ～人手不足への対応～

○深刻な人手不足の中で、特に小規模事業者において、雇用要件が高いハードルになっている。

○災害や経営環境の激変(事故・災害、取引先の倒産等)時も原則として雇用要件が課されるため、利用を躊躇する要因になっている。



○従業員5人未満の事業者について実質的に雇用要件の緩和を図る。
 (4人→3人、3人→2人、2人→1人が認められる)

○災害や経営環境の激変時における雇用維持の困難化に対応するため、セーフティネット(雇用要件の弾力化)を措置

●早期かつ計画的な取組の促進 ～生前贈与の促進～

○贈与税の納税猶予中、雇用要件等を満たせず認定取消になると、相続税よりも高額な贈与税を納税する必要がある。

○事業承継後5年経過後も、先代死亡時に相続税の猶予へ切り替えるには、中小企業要件等を課される。



○相続時精算課税との併用を認めることで、贈与税の納税猶予取消時の納税額を、相続税と同額とする。

○成長を阻害する先代死亡時の切替要件を廃止(中小企業要件・非上場要件)

※以上のほか、手続きの簡素化によりさらなる利便性の向上を図る。

7.

評価に関する不均衡(小括)

	中小企業オーナー	サラリーマン
不動産	小規模宅地の特例	小規模宅地の特例
株式	納税猶予の特例	—
操作性	類似業種批准方式への転換	—

納税者の節税行動と不動産シフト(1)

- 1億円の社債があれば、これを担保に1億円の借入れをして、土地を購入し、小規模宅地の特例を受けると、財産は、2,000万円であるのに対して、借入金は1億円となり、8000万円だけ相続財産を圧縮することができる。
- 資産＝1億2000万円 負債＝1億円
- ネット財産評価＝2000万円
- 〔1億円の財産を、2000万円に圧縮することに成功〕

納税者の節税行動と不動産シフト(2)

- 貸ビルや貸アパートを建てると、貸家建付地評価（約20%減）の対象となる。
- 貸付事業用宅地（200m²）：50%の評価軽減
- 借金を作ることで債務控除を増額させ、評価減20%

貸家建付地評価

(貸家建付地の評価)

26 貸家(94<借家権の評価>に定める借家権の目的となっている家屋をいう。以下同じ。)の敷地の用に供されている宅地(以下「貸家建付地」という。)の価額は、次の算式により計算した価額によって評価する。(平3課評2-4外・平11課評2-12外改正)

$$\frac{\text{その宅地の
自用地として
の価額} - \text{その宅地の
自用地として
の価額} \times \text{借地
権割合}}{\text{94<借家権の評価>
に定める借家権
割合}} \times \text{賃貸
割合}$$

この算式における「借地権割合」及び「賃貸割合」は、それぞれ次による。

- (1) 「借地権割合」は、27<借地権の評価>の定めによるその宅地に係る借地権割合(同項のただし書に定める地域にある宅地については100分の20とする。次項において同じ。)による。
- (2) 「賃貸割合」は、その貸家に係る各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分をいう。以下同じ。)がある場合に、その各独立部分の賃貸の状況に基づいて、次の算式により計算した割合による。

$$\frac{\text{Aのうち課税時期において賃貸され
ている各独立部分の床面積の合計}}{\text{当該家屋の各独立部分の床面積の合計(A)}}$$

(注)

- 1 上記算式の「各独立部分」とは、建物の構成部分である隔壁、扉、階層(天井及び床)等によって他の部分と完全に遮断されている部分で、独立した出入口を有するなど独立して賃貸その他の用に供することができるものをいう。したがって、例えば、ふすま、障子又はベニヤ板等の堅固でないものによって仕切られている部分及び階層で区分されていても、独立した出入口を有しない部分は「各独立部分」には該当しない。
なお、外部に接する出入口を有しない部分であっても、共同で使用すべき廊下、階段、エレベーター等の共用部分のみを通して外部と出入りすることができる構造となっているものは、上記の「独立した出入口を有するもの」に該当する。
- 2 上記算式の「賃貸されている各独立部分」には、継続的に賃貸されていた各独立部分で、課税時期において、一時的に賃貸されていなかったと認められるものを含むこととして差し支えない。

中央大学 酒井克彦

29

貸ビル・貸アパートの敷地(貸付建付地)

- ・【事例】
- ・ 土地の単価: 100万円/m² 借地権割合: 70%
- ・ 土地の面積: 300m² 借家権割合: 30%

- ・ ① 駐車場にする場合の評価額
- ・ 100万円 × 300m² = 3億円
- ・ ② 貸しビルを建てる場合の評価額
- ・ 100万円 × (1 - 0.7 × 0.3) = 79万円
- ・ 79万円 × 300m² = 2億3,700万円

- ・ ③ ① - ② = 6,300万円(評価減)

中央大学 酒井克彦

30

借地権の評価への影響

- 借地権が設定されている土地について、①相当の地代(自用地価額に対して概ね年6%程度の地代)を収受している場合、又は、②無償返還届出書が提出されている場合には、その貸宅地の価額は、自用地価額の80%相当額で評価する(昭和60年6月5日付け直資2－58通達)。

東京地裁平成20年7月23日判決(税資258号順号10996)

- 「権利金の授受によって、賃借期間中、上記相当の地代と実際に支払う地代との差額に相当する経済的利益が借地人に帰属することになり、その反面、借地権の設定されている宅地の価額は、当該宅地の自用地としての価額よりも、借地権の価額(その実態は、土地の適正地代と実際に支払われる地代との差額に賃借権の存続期間を乗じた借地人に帰属すべき利益の額がこれに相当する。)だけ低く評価されることとなるという経済的実態が生じる。そこで、課税関係上も、上記の取引慣行を正常な取引条件としてとらえ、上記の経済的実態を当該借地の評価に反映させることが取引の実態に合致することになる。」

横浜地裁平成7年7月19日判決(税資213号134頁)

- 「建物が借家権の目的となっている場合には、賃借人は一定の正当事由がない限り、建物賃貸借契約の更新拒絶や解約申し出ができないため、立退料等の支払いをしなければ、右借家権を幻滅させられず、また借家権が付いたまま貸家及びその敷地を譲渡する場合にも、譲受人は、建物及び敷地利用が制約されることなどから、貸家建付地及び貸家の経済的価値がそうでない土地及び建物に比較して低下することを考慮したものと解され、合理的なものと認められる。」

小規模宅地の特例(貸付事業用宅地)

(1) 被相続人の貸付事業の用に供されていた宅地等(相続等により取得した持分の割合に応ずる部分に限られる。以下②においても同じ。)

① 相続税の申告期限までにその宅地等の上で営まれていた被相続人の貸付事業を引継ぎ(事業引継)、かつ、その申告期限までにその貸付事業を営んでいること(事業継続)

② 相続税の申告期限までその宅地等を保有していること(保有継続)

(2) 被相続人と生計を一にする親族の貸付事業の用に供されていた宅地等

小規模宅地の特例(貸付事業用宅地)

- 貸付事業用宅地等の場合
- 評価額 × 50% =
- 相続税課税価格(減額割合50%)
-
- ちなみに、特定事業用宅地等、特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等に該当すれば、20%評価となるので、減額割合80%

札幌地裁平成21年1月29日判決^(税資259号順号11129)

- 「本件特例は、その対象とする土地が被相続人等の事業の用に供されていたことの他に、当該土地が「構築物」の敷地の用に供されていることがその適用要件であるところ(措置法69条の4、同法施行令40条の2、同法施行規則23条の2)、「構築物」の意義については、定義規定等の定めがないから、本件特例制定の趣旨、目的により解釈すべきである。」
- 「本件特例に規定する「構築物」とは、事業性を認識しうる程度に人的・物的な資本投下がなされた、ある程度堅固な施設であり、かつ、その施設上において、その施設を利用した事業が行われているようなものであることを要すると解すべきである。」
- 「本件宅地は青空駐車場として利用され、敷地の一部にアスファルト舗装やフェンスを設置するなどの資本投下がされており、事業性が認められる。しかし、本件宅地に設けられたアスファルト舗装は、全敷地の約8パーセントにとどまり、金属製のパイプを組み合わせたフェンスが設置されているのみである。このようなアスファルト舗装やフェンスを撤去、除去して本件宅地を転用することは容易であり、処分面での制約は非常に少ないといえることができる。また、個人の生活基盤として保護する必要性を見い出すこともできない。」
- 「そうすると、本件宅地上のアスファルト舗装やフェンスは本件特例上の「構築物」に当たらないといえるべきである。」

平成4年政府税制調査会答申

- 「土地の相続税評価については、現在、地価公示価格水準の70%（評価割合）を目途として行われているが、こうしたことが結果として金融資産等他の資産に比べ土地の有効性を高め、かえって相続税課税上の歪みや節税目的とする不要不急の土地需要を招来させている。この問題に応えるためには土地の評価割合をある程度引き上げていく必要がある。」
- 「そもそも相続税は、個人が相続により取得するあらゆる財産に対して負担を求める税であり、相続財産間の税負担のバランスを確保することが重要である。」

不動産シフトに関するその他の問題

- (1) 一括借上げ方式の問題
- 契約に反して、一方的に賃料を減額するなどの消費者法的问题が発生している。
- ※ 第二の変額保険訴訟に？

長谷川コーポレーション事件
最高裁平成16年11月8日第二小法廷判決
(集民215号555頁)

- 滝井裁判官補足意見
- 「賃貸人は、専門家としての賃借人による事業収支の予測に基づく提案を受けて、多額の借入金によって建物を建築し、これを賃借人に一括して賃貸することを内容とする業務委託契約と賃貸借契約を締結したものであって、その中で賃料自動増額特約が定められている以上、賃借人が当該建物を転貸することによって受け取る賃料収入がその後の経済事情の変動により減少しても、これにより生ずるリスクは賃借人が引き受けたものとして、これを直ちに賃貸人に転嫁させないというのが衡平にかなう」

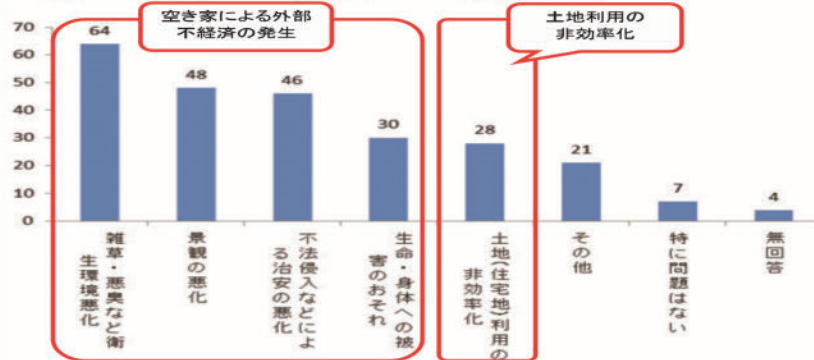
不動産シフトに関するその他の問題

- (2) 空き家問題
- 廃屋を壊してしまうと更地評価にすると固定資産税が6倍になるので、手を付けられないという問題がある。

自治体の空き家対策に関する 調査研究報告書

(公益財団法人 東京市町村自治調査会 平成26年3月)

図表 11 空き家のもたらす問題 (N=116 部署、複数回答)



<その他自由回答(一部)>

- ・ 火災発生時に、住民による発見や初期消火が遅れる
- ・ 地震発生時に古くなった空き家の倒壊等により、避難路が塞がれるおそれがある
- ・ 雑草やごみに起因する火災発生のおそれ
- ・ 犯罪機会の増加
- ・ 侵入者、放火のおそれ
- ・ 税の滞納
- ・ まちの活力の低下
- ・ 人口の流出、過疎化 等

出典：多摩・島しょ地域アンケート調査から作成

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)の概要〔交付：平成26年11月27日〕

- ・ **【背景】**
- ・ 適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要(1条)
- ・ 参考：現在、空家は全国約820万戸(平成25年)、401の自治体が空家条例を制定(平成26年10月)
- ・ 施行日：平成27年2月26日

「空家等」の定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物 であって居住その他の使用がなされていないことが常 態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着 する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団 体が所有し、又は管理するものを除く。(2 条1 項)
- ○「特定空家等」とは、
 - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③ 適切な管理が行われなにより著しく景観を損なっている状態
 - ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために 放置することが不適切である状態
- がある空家等をいう(2条2項)。

国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等

- 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定(5 条)
- 市町村は、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定(6 条)・協議会を設置(7 条)
- 都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助(8 条)
- 市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施(13 条)
- 特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能。(14 条)
- 市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に 要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う(15 条 1 項)。このほか、今後必要な税制上の措置等を行う(15 条 2 項)。

「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)」第5条に基づき、国土交通大臣及び総務大臣が定めることとされている。

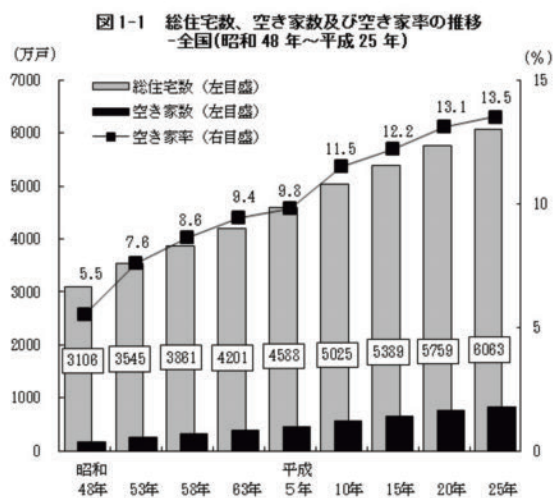
一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項	二 空家等対策計画に関する事項
1 本基本指針の背景 (1) 空家等の現状 (2) 空家等対策の基本的な考え方 ① 基本的な考え方 - 所有者等に第一義的な管理責任 - 住民に最も身近な市町村による空家等対策の実施の重要性 等 ② 市町村の役割 - 空家等対策の体制整備 - 空家等対策計画の作成、必要な措置の実施 等 ③ 都道府県の役割 - 空家等対策計画の作成・実施等に関する市町村への必要な援助の実施 等 ④ 国の役割 - 特定空家等対策に関するガイドラインの策定 - 必要な財政上の措置・税制上の措置の実施 等 2 実施体制の整備 (1) 市町村内の関係部局による連携体制 (2) 協議会の組織 (3) 空家等の所有者等及び周辺住民からの相談体制の整備 3 空家等の実態把握 (1) 市町村内の空家等の所在等の把握 (2) 空家等の所有者等の特定及び意向の把握 (3) 空家等の所有者等に関する情報を把握する手段 - 固定資産税情報の内部利用 等 4 空家等に関するデータベースの整備等 5 空家等対策計画の作成 6 空家等及びその跡地の活用の促進 7 特定空家等に対する措置の促進 - ガイドラインを参照しつつ、「特定空家等」の対策を推進 8 空家等に関する対策の実施に必要な財政上・税制上の措置 (1) 財政上の措置 (2) 税制上の措置 - 空き家の発生を抑制するための所得税等の特例措置 - 市町村長による必要な措置の勧告を受けた「特定空家等」に対する固定資産税等の住宅用地特例の解除	1 効果的な空家等対策計画の作成の推進 2 空家等対策計画に定める事項 (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類 その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針 - 重点対象地区の設定、空家等対策の優先順位の明示 等 (2) 計画期間 - 既存の計画や調査の実施年との整合性の確保 等 (3) 空家等の調査に関する事項 - 対象地区、期間、対象など調査内容及び方法の記載 等 (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項 (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項 (6) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対応に関する事項 (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項 (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項 - 各部局の役割分担、組織体制、窓口連絡先などの記載 等 (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項 - 対策の効果の検証、その結果を踏まえた計画の見直し方針 等 3 空家等対策計画の公表等 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項 1 空家等の所有者等の意識の涵養と理解増進 2 空家等に対する他法令による諸規制等 3 空家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策等

中央大学 酒井克彦 国土交通省HPより

45

総務省統計局「空き家等の住宅に関する主な指標の集計結果について」(総務省統計局HP)

- 住宅のうち空き家についてみると、空き家数は820万戸となり、5年前に比べて63万戸(8.3%)増加しました。空き家率(総住宅数に占める割合)は、平成10年に初めて1割を超えて11.5%となり、平成25年には13.5%と、20年に比べ0.4ポイント上昇し、空き家数、空き家率共に過去最高となりました。



中央大学 酒井克彦

46

総務省統計局「空き家等の住宅に関する主な指標の集計結果について」(総務省統計局HP)

- 5年前と比較して空き家は62.8万戸増加しましたが、建て方別にその内訳をみると、一戸建の空き家が49.6万戸で79.0%を占めており、長屋建が3.9万戸(6.2%)、共同住宅が8.9万戸(14.2%)、その他が0.4万戸(0.6%)と、一戸建の空き家の増加が著しいことが分かります。
- また、建て方別、空き家の種類別に増減数の内訳をみると、一戸建の空き家は、増加した49.6万戸のうち、49.4万戸(99.6%)が「その他の住宅」となっています。

「空き家の「その他の住宅」とは、「賃貸用の住宅」「売却用の住宅」「二次的住宅」以外の住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅のほか、空き家の区分の判断が困難な住宅などを含む。

表 1-2 建て方別空き家数-全国(平成20年、25年)

	総数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他
平成20年	756.3	250.4	41.6	462.3	2.6
平成25年	819.6	299.9	45.5	471.2	3.0
増加数	62.8	49.6(79.0%)	3.9(6.2%)	8.9(14.2%)	0.4(0.6%)

注：() は増加した空き家数に占める割合

表 1-3 建て方、空き家の種類別増減数-全国(平成25年-平成20年)

	総数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他
空き家総数	62.8	49.6	3.9	8.9	0.4
二次的住宅	0.1	0.9	0.0	-0.9	0.1
賃貸用の住宅	18.5	-1.5	2.7	15.3	-0.0
売却用の住宅	-4.1	0.8	-0.2	-4.8	0.1
その他の住宅	50.3	49.4	1.4	-0.7	0.2

平成28年度税制改正(空き家対策)

- 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設
 - 相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋(昭和56年5月31日以前に建築された家屋(区分所有建築物を除く。))であって、当該相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものに限る。以下「被相続人居住用家屋」という。)
- 及び当該相続の開始の直前において当該被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等を当該相続により取得をした個人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に、次に掲げる譲渡(当該相続の時から当該相続の開始があった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたものに限るものとし、当該譲渡の対価の額が1億円を超えるものを除く。)をした場合には、当該譲渡に係る譲渡所得の金額について居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除を適用することができることとする。
- 当該被相続人居住用家屋の譲渡又は当該被相続人居住用家屋とともにするその敷地の用に供されている土地等の譲渡
 - 当該被相続人居住用家屋の除却をした後におけるその敷地の用に供されていた土地等の譲渡

不動産シフトに関するその他の問題

- (3) 撤退・廃業の困難性
- 借入金の返済を賄える入金がない。
- しかし、借地借家法があって、アパート経営を廃業することもできない。

まとめ

- 不動産(宅地)については、株式に比して評価が低い。
- 不動産(宅地)については、各種メニューがあるため節税(評価減)アプローチが豊富である。
- 特に、事業承継税制の充実を機に、その傾向はより強くなっている(非公開株式への手当てはなされているものの、上場株式への手当てはない)。
- 税制中立の問題以外の社会問題をも惹起している現状にある。
-



- ① 上場株式等の相続税評価額について、相続時から納付期限までの価格変動リスクを考慮したものとすることを要望。
- ② 相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価の特例を設けること。

〔参考〕平成29年度税制改正要望 (金融庁)

- ○ 相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価(※)で評価される。
- (※)現行制度では、相続時の時価と、相続時以前3か月間(相続発生月、その前月、前々月)の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価。
- 他方、上場株式等は価格変動リスクの高い金融商品。相続後、遺産分割協議等を経るまで資産を譲渡できない実態がある中、上場株式等については、相続税評価上、相続時から納付期限までの期間(10ヶ月間)の価格変動リスクが考慮されていない。
- このため、上場株式等は価格変動リスクの低い預金や債券などの他の資産と比べて不利になっており、投資家の株式離れが助長されているとの指摘がある。
-
- ⇒上場株式等について、相続税評価の見直しを含む所要の措置を設ける必要。

平成29年度税制改正要望(金融庁)

- 【要望事項】
- ① 上場株式等の相続税評価額について、相続時から納付期限までの価格変動リスクを考慮したものとすることを要望。
- ② 相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価の特例を設けること。
- ③ 上場株式等の物納順位について、第一順位(国債・地方債・不動産・船舶)の資産と同等となるよう、見直しを行うこと。

世代間移転時課税における資産評価の課題と展開

中央大学 酒井克彦

はじめに

本稿では、評価の中立性が阻害されている点について関心を寄せるとともに、不動産に関する評価の軽減や優遇措置の存在が不動産に資産シフトしている点を指摘し、評価の中立性を念頭においた不動産評価をすべきと論じるものである。また、株式評価についても不安定性を考慮した評価を行うべきである旨を指摘する。

I 評価の中立性

1 株式と不動産との間の評価中立性

株式と不動産との間の評価中立性には問題があると思われる。

例えば、土地の財産評価は、実勢価格の 80%程度で評価されていると一般的に言われている。

	事業経営給与所得者	一般給与所得者
株式	時価課税	時価課税
不動産	路線価方式(20%評価減)※	路線価方式 (20%評価減)

※ 実勢価格の 80%程度で評価されていると一般的に言われている。

他方、適用税率（分離課税）については、税率による不動産と金融商品との間の格差は見いだせない。

		事業経営給与所得者	一般給与所得者
株式		20% (15% + 5%)	20% (15% + 5%)
不動産	長期譲渡	20% (15% + 5%)	20% (15% + 5%)
	短期譲渡	39% (30% + 9%)	39% (30% + 9%)

2 宅地の評価方法

(1) 路線価方式

路線価方式とは、同価額とみられるような宅地の面する路線ごとに、その路線の中央部の標準的な宅地の一単位当たりの価額を路線価として、これを基とし、宅地の奥行距離に応ずる奥行価格補正、側面路線影響加算等の修正など面地修正した価額によって評価する方法をいう。

財産評価基本通達 14《路線価》

「路線価」は、宅地の価額がおおむね同一と認められる一連の宅地が面している路線（不特定多数の者の通行の用に供されている道路をいう。以下同じ。）ごとに設定する。

路線価は、路線に接する宅地で次に掲げるすべての事項に該当するものについて、売買実例価額、公示価格（地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）第 6 条《標準地の価格等の公示》の規定により公示された標準地の価格をいう。以下同じ。）、不動産鑑定士等による鑑定評価額（不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が国税局長の委嘱により鑑定評価した価額をいう。以下同じ。）、精通者意見価格等を基として国税局長がその路線ごとに評定した 1 平方メートル当たりの価額とする。

- (1) その路線のほぼ中央部にあること。
- (2) その一連の宅地に共通している地勢にあること。
- (3) その路線だけに接していること。
- (4) その路線に面している宅地の標準的な間口距離及び奥行距離を有するく形又は正方形のものであること。

京都地裁昭和 53 年 4 月 28 日判決（税資 101 号 292 頁）

「路線価は、宅地の価額がおおむね同一と認められる一連の宅地が面している道路ごとに一坪当りの宅地（標準画地）の価額を表示したものであり、毎年売買実例、前年の路線価、接続地域との均衡、専門家の意見等を参酌して定められるものであつて、地価の実態をかなり正確に反映していることは公知の事実であり、また前記財産評価通達に定める評価方法も国税庁が、各種実績に基づいて定めたものと解せられ、特段不都合な点があるとは認められない。」

(2) 倍率方式

財産評価基本通達 21《倍率方式》

倍率方式とは、固定資産税評価額（地方税法第 381 条《固定資産課税台帳の登録事項》の規定により土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳（同条第 8 項の規定により土地補充課税台帳とみなされるものを含む。）に登録された基準年度の価格又は比準価格をいう。以下この章において同じ。）に国税局長が一定の地域ごとにその地域の実情に即するように定める倍率を乗じて計算した金額によって評価する方式をいう。

財産評価基本通達 21-2《倍率方式による評価》

倍率方式により評価する宅地の価額は、その宅地の固定資産税評価額に地価事情の類似する地域ごとに、その地域にある宅地の売買実例価額、公示価格、不動産鑑定士等による鑑定評価額、精通者意見価格等を基として国税局長の定める倍率を乗じて計算した金額によって評価する。

(3) 上場株式の評価

上場株式は、相続開始時点での最終価格（終値）によって評価しますが、課税時期の最終価格が、次の3つの額のうち最も低い価額を超える場合は、その最も低い価額により評価する。

- (1) 課税時期の月の毎日の最終価格の平均額
- (2) 課税時期の月の前月の毎日の最終価格の平均額
- (3) 課税時期の月の前々月の毎日の最終価格の平均額

ここでは、時価の変動があったとしても、相続開始前 3 か月以内のいずれかの月の平均までしか選択することができないため、株価の不安定性などは十分に加味されていないといえよう。

II 適用できる優遇税制の差異

1 事業経営給与所得と一般給与所得との適用優遇税制の径庭

「非上場株式等に係る納税猶予制度」の充実により、事業経営者にとっての株式と不動産との間の税制中立性は一定程度担保されつつある。これに対して、一般給与所得者にとっては、納税猶予制度は利用できないことから、一般給与所得者にとっての株式と不動産との間の税制中立性に問題が残される。

	事業経営給与所得者	一般給与所得者
株式	非上場株式に係る納税猶予制度 (80%税額猶予)	時価課税
不動産	特定同族会社事業用宅地(小規模宅地の特例) (80%評価減)	特定居住用宅地(小規模宅地の特例)(80%評価減)

2 小規模宅地の特例制度

個人が、相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続の開始の直前において被相続人等の事業の用に供されていた宅地等又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等のうち、一定の選択をしたもので限度面積までの部分（以下「小規模宅地等」という。）については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合を減額する。この特例を小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例という。

なお、相続開始前 3 年以内に贈与により取得した宅地等や相続時精算課税に係る贈与により取得した宅地等については、この特例の適用を受けることはできない。

○ 相続の開始の日が「平成27年1月1日以後」の場合

相続開始の直前における宅地等の利用区分			要件		限度面積	減額される割合
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等		①	特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
	貸付事業用の宅地等	一定の法人に貸し付けられ、その法人の事業(貸付事業を除く)用の宅地等	②	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
			③	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
		一定の法人に貸し付けられ、その法人の貸付事業用の宅地等	④	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
		被相続人等の貸付事業用の宅地等	⑤	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等			⑥	特定居住用宅地等に該当する宅地等	330㎡	80%

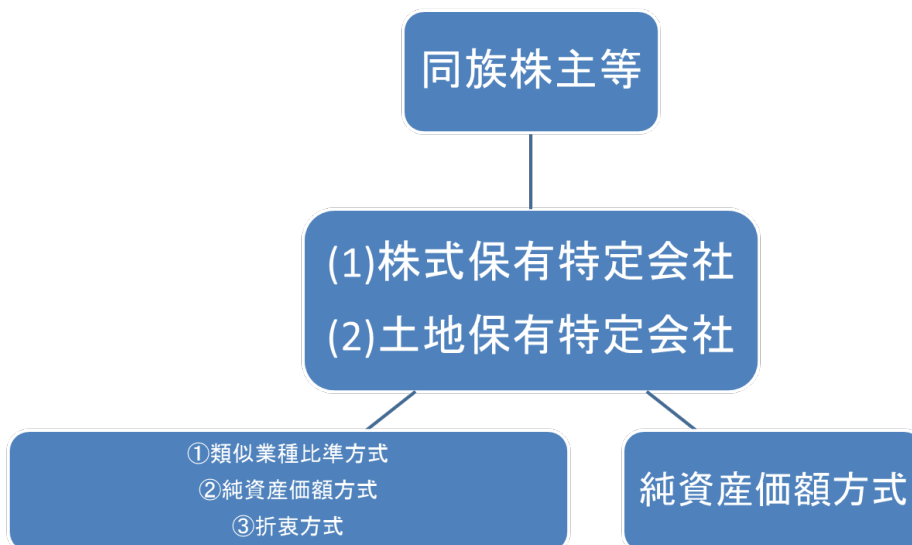
3 株式評価に対する操作性の問題

次世代経営者が持株会社を創設して、事業会社（父親の経営する会社）の株式を株式交換などによって取得する。

株式交換後の持株会社の株式保有割合を 50%未満となるようにする。

株式を投資信託に変換できれば、投資信託は株式扱いされていないので、50%基準をクリアすることが可能となる。

〔株式の評価方法（同族株主等）〕



〔参考事例〕 トステム事案（新聞情報より）

自社株の相続めぐり銀行が中小企業経営者へ提案の節税策、国税がNO！ 追徴課税などを受け国提訴が相次ぐ…

自社株の相続対策に悩む中小企業の経営者が、取引銀行から提案された別会社へ株を売却するなどの「節税策」を実行したところ、税務署に認められずに課税され、国を相手取った訴訟に発展するケースが増えている。国税当局が租税回避行為とみなして厳格に臨んでいるためだ。専門家は、こうした国の判断を認める判例が出てくれば、節税策を提案する銀行や税理士の責任も問われると指摘する。

〈年商数十億円のA社を経営するBさんは、同社の全株式を所有している。社長職は来年度にも息子に譲ることを決めている。だが、業績は堅調で自社株の評価額が高く、自分の死後に株を相続する息子の相続税負担が心配だ〉

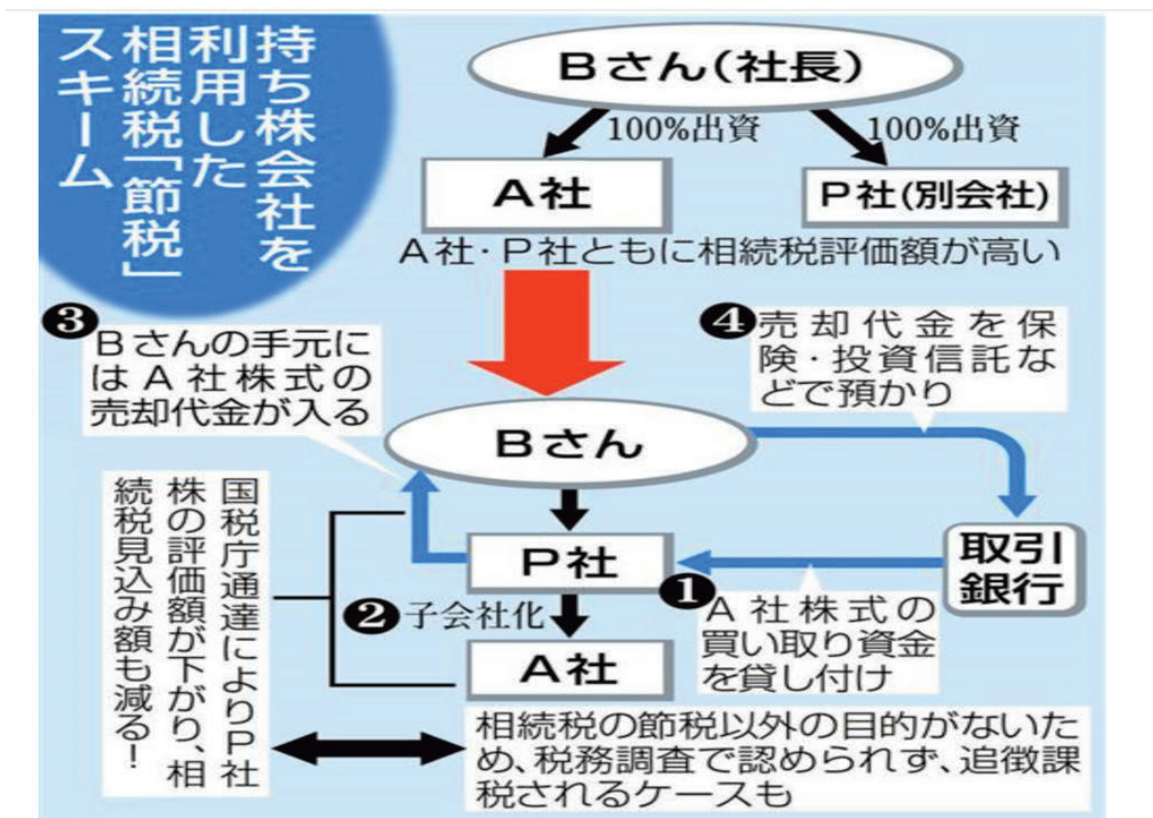
「団塊の世代」が70歳代に入ったここ数年、こうした株式承継の悩みを抱える中小企業（非上場）経営者が増えている。このため、取引銀行などが会社「節税策」を提案するケースが多い。

提案されるのは、Bさんが持ち株会社（P社）を設立したり、既存の別会社を持ち株会社にしたりして、自身もつ自社株（A社株）をP社へ移すというもの。そうすることで、P社株の評価額（株価）だけを下げおけば、A社株とP社株を相続する場合よりも相続税が節税されるという理屈だ。

具体的には、P社は取引銀行から借入れをし、BさんからA社株を買い取る。国税庁通達ではP社とA社を親子関係にしたり、P社の借金が増えたりすれば株式評価額は下がると規定しているため、通達を形式適用した場合のP社の株価は、A社株買い取り前よりも大幅に下がる。

A社株は相続財産ではなくなったため、息子はBさんの死後、株価が大きく下がったP社株式だけを相続財産として相続税の申告を行うことになる。

本来は他の株式会社を支配するために、その会社の株式を保有する「持ち株会社方式」を、節税策として提案することは、取引銀行にとっても数々のメリットが生まれる。P社に多額の融資を実行でき利息収入が入るほか、Bさんの手元に残るA社株譲渡代金を生命保険や投資信託などに振り向けさせることで、販売手数料も得られる。（産経新聞）



(産経新聞)

4 評価に関する不均衡（小括）

純資産価額方式は、保有している資産の時価を評価に織り込むので、含み益の高い株式を保有していると財産評価額が高くなる。

	中小企業オーナー	サラリーマン
不動産	小規模宅地の特例	小規模宅地の特例
株式	納税猶予の特例	—
操作性	類似業種批准方式への転換	—

そのようなことから類似業種批准方式へ転換するという中小企業オーナーの節税行動が招来される。これに比して、中小企業オーナーと株式保有者あるいは給与所得者としては同じ立場にあると思われるサラリーマンには、納税猶予の特例が認められないばかりか、上記のとおり、操作性の節税行動をとる余地もない。

かような意味では、公開株式保有者であるサラリーマンにとっては、比較的にみて、節税面において劣後に立たされているともいえるのである。中立性の問題は、株式と不動産とい

う二社間にのみ生じ得る単純な問題意識ではない。上場株式評価に関する操作性のなさ、納税猶予の特例等の措置のなさという点を考慮に入れば、同じ給与所得者であり、同じ株式間であっても関心を置くべき中立性問題が所在することにあり、議論のターゲットとすべきは、株式と不動産、公開株式と非公開株式の間にあるのである。

Ⅲ 納税者の節税行動と不動産シフト

1 ケース(1)

1 億円の社債があれば、これを担保に 1 億円の借入れをして、土地を購入し、小規模宅地の特例を受けると、財産は、2,000 万円であるのに対して、借入金は 1 億円となり、8000 万円だけ相続財産を圧縮することができる。

資産＝1 億 2000 万円 負債＝1 億円

ネット財産評価＝2000 万円

〔1 億円の財産を、2000 万円に圧縮することに成功〕

2 ケース(2)

貸ビルや貸アパートを建てると、貸家建付地評価（約 20%減）の対象となる。

貸付事業用宅地（200 m²）：50%の評価軽減に加え、借金を作ることによって債務控除を増額させ、評価減 20%させることが可能となる。

3 ケース(3)

貸ビル・貸アパートの敷地（貸付建付地）

【事例】

土地の単価：100 万円/m² 借地権割合：70%

土地の面積：300 m² 借家権割合：30%

① 駐車場にする場合の評価額

100 万円×300 m²＝3 億円

② 貸しビルを建てる場合の評価額

100 万円×（1-0.7×0.3）＝79 万円

79 万円×300 m²＝2 億 3,700 万円

③ ①－②＝6,300 万円（評価減）

4 借地権の評価への影響

借地権が設定されている土地について、①相当の地代（自用地価額に対して概ね年 6 %程度の地代）を収受している場合、又は、②無償返還届出書が提出されている場合には、その

貸宅地の価額は、自用地価額の 80%相当額で評価する（昭和 60 年 6 月 5 日付け直資 2-58 通達）。

東京地裁平成 20 年 7 月 23 日判決(税資 258 号順号 10996)

「権利金の授受によって、賃借期間中、上記相当の地代と実際に支払う地代との差額に相当する経済的利益が借地人に帰属することになり、その反面、借地権の設定されている宅地の価額は、当該宅地の自用地としての価額よりも、借地権の価額（その実態は、土地の適正地代と実際に支払われる地代との差額に賃借権の存続期間を乗じた借地人に帰属すべき利益の額がこれに相当する。）だけ低く評価されることとなるという経済的実態が生じる。そこで、課税関係上も、上記の取引慣行を正常な取引条件としてとらえ、上記の経済的実態を当該借地の評価に反映させることが取引の実態に合致することになる。」

横浜地裁平成 7 年 7 月 19 日判決(税資 213 号 134 頁)

「建物が借家権の目的となっている場合には、賃借人は一定の正当事由がない限り、建物賃貸借契約の更新拒絶や解約申し出ができないため、立退料等の支払いをしなければ、右借家権を幻滅させられず、また借家権が付いたままで貸家及びその敷地を譲渡する場合にも、譲受人は、建物及び敷地利用が制約されることなどから、貸家建付地及び貸家の経済的価値がそうでない土地及び建物に比較して低下することを考慮したものと解され、合理的なものと認められる。」

5 小規模宅地の特例（貸付事業用宅地）

(1) 被相続人の貸付事業の用に供されていた宅地等（相続等により取得した持分の割合に応ずる部分に限られる。以下②においても同じ。）

- ① 相続税の申告期限までにその宅地等の上で営まれていた被相続人の貸付事業を引継ぎ（事業引継）、かつ、その申告期限までにその貸付事業を営んでいること（事業継続）
- ② 相続税の申告期限までその宅地等を保有していること（保有継続）

(2) 被相続人と生計を一にする親族の貸付事業の用に供されていた宅地等

札幌地裁平成 21 年 1 月 29 日判決(税資 259 号順号 11129)

「本件特例は、その対象とする土地が被相続人等の事業の用に供されていたことの他に、当該土地が「構築物」の敷地の用に供されていることがその適用要件であるところ（措置法 69 条の 4、同法施行令 40 条の 2、同法施行規則 23 条の 2）、「構築物」の意義については、定義規定等の定めがないから、本件特例制定の趣旨、目的により解釈すべきである。」

「本件特例に規定する「構築物」とは、事業性を認識しうる程度に人的・物的な資本投下がなされた、ある程度堅固な施設であり、かつ、その施設上において、その施設を利用した事業が行われているようなものであることを要すると解すべきである。」

「本件宅地は青空駐車場として利用され、敷地の一部にアスファルト舗装やフェンスを設

置するなどの資本投下がされており、事業性が認められる。しかし、本件宅地に設けられたアスファルト舗装は、全敷地の約8パーセントにとどまり、金属製のパイプを組み合わせたフェンスが設置されているのみである。このようなアスファルト舗装やフェンスを撤去、除去して本件宅地を転用することは容易であり、処分面での制約は非常に少ないといえることができる。また、個人の生活基盤として保護する必要性を見い出すこともできない。

そうすると、本件宅地上のアスファルト舗装やフェンスは本件特例上の「構築物」に当たらないというべきである。」

6 平成4年政府税制調査会答申

このような節税行動を前提として、すでに平成4年の政府税制調査会は次のように答申していた。

すなわち、同答申は、「土地の相続税評価については、現在、地価公示価格水準の70%（評価割合）を目途として行われているが、こうしたことが結果として金融資産等他の資産に比べ土地の有効性を高め、かえって相続税課税上の歪みや節税目的とする不要不急の土地需要を招来させている。この問題に 대응するためには土地の評価割合をある程度引き上げていく必要がある。」とし、「そもそも相続税は、個人が相続により取得するあらゆる財産に対して負担を求める税であり、相続財産間の税負担のバランスを確保することが重要である。」としていたのである。

IV 不動産シフトに関するその他の問題

1 一括借上げ方式の問題

契約に反して、一方的に賃を減額するなどの消費者法的问题が発生している。

いわば、第二の変額保険訴訟になり得る危機感を禁じ得ない。例えば、長谷川コーポレーション事件と呼ばれる事案があるが、消費者訴訟として注目を集めよう。

最高裁平成16年11月8日第二小法廷判決(集民215号555頁)

滝井裁判官補足意見

「賃貸人は、専門家としての賃借人による事業収支の予測に基づく提案を受けて、多額の借入金によって建物を建築し、これを賃借人に一括して賃貸することを内容とする業務委託契約と賃貸借契約を締結したものであって、その中で賃料自動増額特約が定められている以上、賃借人が当該建物を転貸することによって受け取る賃料収入がその後の経済事情の変動により減少しても、これにより生ずるリスクは賃借人が引き受けたものとして、これを直ちに賃貸人に転嫁させないというのが衡平にかなう」

2 空き家問題

廃屋を壊してしまうと更地評価にすると固定資産税が6倍になるので、手を付けられないという問題がある。

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）の概要〔交付：平成 26 年 11 月 27 日〕

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要（1 条）

参考：現在、空家は全国約 820 万戸（平成 25 年）、401 の自治体が空家条例を制定（平成 26 年 10 月） 施行日：平成 27 年 2 月 26 日

「空家等」の定義

「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物 であって居住その他の使用がなされていないことが常 態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着 する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団 体が所有し、又は管理するものを除く。（2 条 1 項）

○ 「特定空家等」とは、

- ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう（2 条 2 項）。

○ 国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等

国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定（5 条）

市町村は、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定（6 条）・協議会を設置（7 条）

都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助（8 条）

市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施（13 条）

特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能。（14 条）

市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に 要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う（15 条 1 項）。このほか、今後必要な税制上の措置等を行う（15 条 2 項）。

空き家問題を受けて、平成 28 年度税制改正（空き家対策）として、空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設がなされた。

これは、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋（区分所有建築物を除く。））であって、当該相続の開始の直

前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものに限る。以下「被相続人居住用家屋」という。)及び当該相続の開始の直前において当該被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等を当該相続により取得をした個人が、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間に、次に掲げる譲渡（当該相続の時から当該相続の開始があった日以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間にしたものに限るものとし、当該譲渡の対価の額が 1 億円を超えるものを除く。）をした場合には、当該譲渡に係る譲渡所得の金額について居住用財産の譲渡所得の 3,000 万円特別控除を適用することができることとするものである。

- (1) 当該被相続人居住用家屋の譲渡又は当該被相続人居住用家屋とともにするその敷地の用に供されている土地等の譲渡
- (2) 当該被相続人居住用家屋の除却をした後におけるその敷地の用に供されていた土地等の譲渡

3 撤退・廃業の困難性

借入金の返済を賄える入金がないとして、借地借家法があつて、アパート経営を廃業することもできないという問題が生じ得る。

V 結論

不動産（宅地）については、株式に比して評価が低い。

不動産（宅地）については、各種メニューがあるため節税（評価減）アプローチが豊富である。特に、事業承継税制の充実を機に、その傾向はより強くなっている（非公開株式への手当てはなされているものの、上場株式への手当てはない）。

税制中立の問題以外の社会問題をも惹起している現状にある。

そこで、次のような税制改正提案が考えられる。すなわち、

- ① 上場株式等の相続税評価額について、相続時から納付期限までの価格変動リスクを考慮したものとするべきではないか。
- ② 相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価の特例を設けるべきではないか。

この点、金融庁の示す平成 29 年度税制改正要望は妥当なものであったと思われる。もっとも、金融庁の税制改正要望は株式の評価に限定された要望であるが、他方で、不動産の評価自体の見直しが必要であると思われる。とりわけ、相続税法 22 条が「時価」としながらも、優遇された評価がなされている点に問題が残されている。そのみならず、不動産については、特に有利な優遇税制が施されており、税制中立性が阻害されている点を考慮すると、不動産評価の歪みが是正されてしかるべきである。

〔参考〕平成 29 年度税制改正要望

（金融庁）

○ 相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価（※）で評価される。

（※）現行制度では、相続時の時価と、相続時以前 3 か月間（相続発生月、その前月、前々月）の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価。

他方、上場株式等は価格変動リスクの高い金融商品。相続後、遺産分割協議等を経るまで資産を譲渡できない実態がある中、上場株式等については、相続税評価上、相続時から納付期限までの期間（10 ヶ月間）の価格変動リスクが考慮されていない。

このため、上場株式等は価格変動リスクの低い預金や債券などの他の資産と比べて不利になっており、投資家の株式離れが助長されているとの指摘がある。

そこで、上場株式等について、相続税評価の見直しを含む所要の措置を設ける必要がある。

【要望事項】

- ① 上場株式等の相続税評価額について、相続時から納付期限までの価格変動リスクを考慮したものとすることを要望。
- ② 相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価の特例を設けること。
- ③ 上場株式等の物納順位について、第一順位（国債・地方債・不動産・船舶）の資産と同等となるよう、見直しを行うこと。